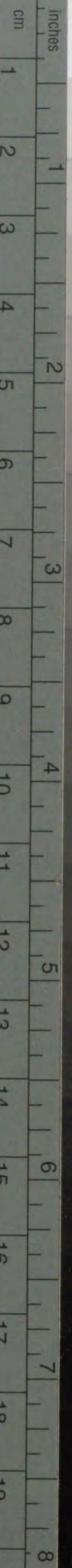


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak




593

593-8
1200501526703

〇 複写





3A 127



蘆田伊人編

大日本地誌大系

斐太後風土記



雄山閣版

大日本
地誌大系 斐太後風土記例言

- 一 本卷には、斐太後風土記二十卷の中、首卷及卷之一より卷之十二までを収めたり。
- 一 斐太後風土記は、飛驒高山の人、富田禮彦の編纂したるものなり。禮彦初の名は定禮、字は和郷、節齋又は白檜園と號し、別に南東與可樓主人とも稱す。世々幕府の土著吏たり。幼より學を好み、赤田章齋、田中大秀に師事して、經史國典を修め、又詩歌を善くす。嘗て田中大秀、禮彦に囑するに、飛州志の不備を修補すべきことを以てしたりしかば、禮彦乃公務の餘暇、郡代増田頼興と共に、州内の社寺並に史蹟名勝を考查し、其後明治二年、時の高山縣知事宮原積の賛同を得て、終に明治六年四月に至り、本書を大成することを得たり。博引旁證よく諸書を涉獵して、實に飛驒に於ける地誌中の白眉なり。明治十年五月三日卒す。享年六十有七。大野郡大名田村國分寺に葬る。著すところ本書の外、白檀年表、十八社考、運材圖會、飛驒三郡沿革等あり。
- 一 本書は、著者の令孫富田豊彦氏の修正本を以て底本とし、傍ら著者の自筆本其他

漢

高田夫人可若

飛驒風土記

石手於木表

斐太後風土記端辭

白檀、斐太國乃事等乎、記世留、古乃平城朝、日本根子天津御代豐國御代和
 銅六年爾、敕乎奉豆、撰多留風土記波、少母遺奈久、散失豆、見留事太
 爾、奈良邪留乎、吾師荏野翁甲中璞アヲク之年來、痛久歎息豆、今世爾安留、享
 保乃頃、記之多留飛州志波、神名地名爾母、心乎不籠、當時世爾遺連
 留、飛驒國治亂記、千光寺記、三澤記等爾據豆、安連婆、誤理多留事乃
 美、多幾乎、改正左牟登、荏野册子爾母、彼是記之豆、往年禮彥爾、三郡
 廻村乃度、每爾、心志豆風土之事乎、誌豆與登託良禮多理志乎、空蟬
 之世之、事業繁伎儘爾、諾奈比奈賀良年乎、歷之間爾、翁波美末加良
 禮奴、其後安政五年、增田賴興君、飛驒郡代之頃、飛州志波如何奈禮
 婆、更爾飛驒志乎、編集豆與登豆、上世乃國守等之姓名乎、大系圖與

理書出豆、助良禮介留賀、越前美濃越中等之國爾、年年行加比之後、
 江戸爾還良禮介留遠里、今別留共、編集成多良牟時、贈豆與登、言遺
 左禮介留賀、程奈久世乎過良禮幾、然留爾今般、宮原積君、其事等乎
 聞食而、以可傳國郡鄉村之名義乎始、諸社之祭神、其外乎母、勘合、繪
 圖乎母加倍、書集豆與登、世知爾古比末世留乎、科野奈留、伊奈美賀
 多久豆、當時書記置志乎母、取出、又村邑與里、書出多留爾考合豆、斐
 太後風土記二十卷乎、書終奴、後爾美牟人、可乎採、否乎捨豆、永久國
 乃爲爾、世爾殘志豆牟、

明治六年四月

富田禮彥誌

斐太後風土記

引用書目

日本書紀	古事記	舊事紀	武家盛衰記	飛驒治亂記	飛州志
續日本紀	日本後紀	續日本後紀	和漢三才圖會	太閤記	古今餘材抄
文德實錄	三代實錄	古語拾遺	祝詞考	冠辭考	萬葉考
延喜式	萬葉集	古今集	神名帳考證	同叢說	古事記傳
扶桑略記	類聚三代格	日本紀略	國號考	歷朝詔詞解	菅笠日記
枕草紙	和名類聚抄	伊勢物語	玉勝間	玉鉾百首解	古今集遠鏡
古今著聞集	今昔物語	宇治拾遺物語	岷江記	三郡除地帳	和訓栞
平家物語	出雲風土記	保元平治物語	信濃漫錄	萬葉略解	同槻落葉
北條九代記	源平盛衰記	木曾軍記	書言字考	古史傳	百人一首一夕話
神皇正統記	承久元集	太原鈔	神道大意	靜乃岩屋	伊吹於呂志
新葉集	公事根元集	職原鈔	古今妖魅考	牛頭天王曆神辨	天滿宮御傳略記
文明歌合	後太平記	大系圖	荏野册子	諸國名義考	都名所圖會
碧玉和歌集	飛驒八勝和歌	三玉和歌集	大和名所圖會	和泉名所圖會	前後漢書
山家集	拾遺和歌集	撰集抄	紀伊名所圖會	天文要錄	神仙傳
	方丈記	大日本史	西京雜記	蒙求	

斐太後風土記引用書目

斐太後風土記上卷目錄

首 卷……………一

祥瑞……………一

諸記……………二

流移……………八

國宰……………九

古戶令一村里戶數……………三

延喜式一郡戶數……………三

愛寶山三度紫雲見……………四

飛驒國產藥品……………四

形勢……………七

山川險易……………七

土性肥磽……………七

民產……………七

風俗……………八

氣候……………八

疆域……………八

名山……………八

瀑布……………二〇

藤橋……………三

舟橋……………二

籠渡……………三

溫湯……………三

引渡橋……………三

騎鞍嶽山脈連速之圖……………四

御嶽山脈連續之圖……………五

川上嶽山脈連表之圖……………五

白山山脈連屬之圖……………六

金剛ヶ嶽上下白木ヶ嶽山脈連及之圖……………六

鑓嶽笠嶽北俣嶽等山脈連屬圖……………七

大川……………七

飛驒國三郡村々全圖……………八

原……………三

野……………四

池澤湫沼……………五

阪嶺……………七

金銀銅鉛……………九

巖石窟.....四〇

卷之一大野郡.....四三

灘郷.....四三

片野村.....四三

石浦村.....四六

千島村.....四九

花里村.....五一

西一色村.....五三

上岡本村.....五三

春國村.....五七

下岡本村.....五八

七日町村.....五九

桐生村.....六三

本母村.....六四

冬頭村.....六五

江名子村.....六六

高山一之町村.....七〇

高山二之町村.....八四

高山三之町村.....八五

卷之二大野郡.....八六

大八賀郷.....八六

三福寺村.....八七

松本村.....九六

松木村.....九八

五名村.....一〇二

漆垣内村.....一〇六

大洞村.....一〇八

鹽屋村.....一〇八

山口村.....一〇

大島村.....一三

岩井村.....一三

瀧村.....一五

卷之三大野郡.....一六

小八賀郷.....一六

山口村.....一八

町方村.....二一

坊方村.....二四

大谷村.....二八

小野村.....三二

根方村.....三三

白井村.....三三

蘆谷村.....三四

板殿村.....三四

日面村.....三五

日影村.....三六

駄吉村.....三六

鹽屋村.....三七

旗鉾村.....三八

岩井谷村.....三九

池の俣村.....四一

久手村.....四二

瓜田村.....四三

法力村.....四四

殿垣内村.....四五

小木會村.....四六

下坪村.....四六

大萱村.....四七

桐山村.....四七

細越村.....四九

新張村.....四九

下保村.....五一

卷之四大野郡.....六一

久々野郷.....六一

宮村.....六八

山梨村.....九一

久々野村.....九二

無數河村.....九三

山之口村.....九四

卷之五大野郡.....九七

河内郷.....九七

引下村.....九八

小坊村.....九九

木賊洞村.....九九

長淀村.....一〇一

渚村.....一〇一

有道村.....一〇三

阿多粗村.....一〇三

卷之六大野郡.....一〇六

三枝郷.....一〇六

前原村.....一〇八

赤保木村.....一〇八

上切村.....一一一

中切村.....一一三

下切村.....一一四

卷之七大野郡

川上郷……………二二五
 下林村……………二二七
 山田村……………二二八
 下之切村……………二二九
 新宮村……………二二九
 八日町村……………二二三
 三日町村……………二二三
 牧ヶ洞村……………二二三
 藤瀬村……………二二六
 福寄村……………二二七
 三ツ谷村……………二三八
 下本村……………二三八
 坂村……………二三一
 有巢村……………二三一
 二俣村……………二三一
 中野村……………二三三
 榎谷村……………二三四
 大原村……………二三六
 卷之八大野郡……………二四一
 小鳥郷……………二四一

卷之九大野郡

夏厩村……………二四三
 上小鳥村……………二四四
 二本木村……………二四五
 池本村……………二四六
 江黒村……………二四七
 大谷村……………二四七
 白川村……………二四八
 六厩村……………二五三
 三尾河村……………二五四
 寺河戸村……………二五五
 黒谷村……………二五六
 總則村……………二五六
 一色村……………二五七
 猿丸村……………二五八
 町屋村……………二六〇
 新淵村……………二六〇
 野俣村……………二六一
 中畑村……………二六三
 牧戸村……………二六四
 牛丸村……………二六六

卷之十吉城郡

大窪村……………三〇六
 馬狩村……………三〇七
 内ヶ戸村……………三〇八
 加須良村……………三〇八
 椿原村……………三〇九
 有家ヶ原村……………三一一
 蘆倉村……………三一一
 小白川村……………三一一
 廣瀬郷……………三一一
 三川村……………三一一
 上廣瀬村……………三一九
 廣瀬町村……………三二〇
 村山村……………三二三
 糠塚村……………三二七
 金桶村……………三二八
 名張村……………三三〇
 瓜巢村……………三三一
 卷之十一吉城郡……………三三五
 吉城郷……………三三五
 山本村……………三四〇

岩瀬村……………二六六
 赤谷村……………二六七
 森茂村……………二六八
 中野村……………二六九
 海上村……………二七二
 尾上郷村……………二七三
 尾神村……………二七四
 福島村……………二七五
 牧村……………二七六
 長瀬村……………二七六
 御母衣村……………二七七
 平瀬村……………二七八
 木谷村……………二九四
 保本脇村……………二九六
 野谷村……………二九九
 大牧村……………二九九
 萩町村……………三〇〇
 島村……………三〇三
 牛首村……………三〇四
 鳩ヶ谷村……………三〇四
 飯島村……………三〇五

鶴巢村	三三一
三日町村	三三二
桐谷村	三三二
木曾垣内村	三四三
半田村	三四六
八日町村	三四八
漆垣内村	三五一
蕨輪村	三五二
今村	三五三
西門前村	三五五
東門前村	三六〇
宮地村	三六一
柏原村	三七二
三之瀬村	三七二

森部村	三七三
大沼村	三七四
折敷地村	三七四
卷之十二吉城郡	三七六
古川郷	三七六
宇津江村	三七七
高野村	三八〇
畦畑村	三八四
是重村	三八四
古川町方村	三八六
上北村	四一一
中北村	四二〇
下北村	四二〇

斐太後風土記上卷目録

斐太後風土記首卷

富田禮彦謹撰

祥瑞

○白蝙蝠【日本書紀】卷第三十云、高天原廣野姬天皇御諡曰持統天皇御代、八年冬十月辛亥朔、庚午、以進大肆、賜獲白蝙蝠者、飛驒國荒城郡、弟國部吏弟日、并賜繩四匹、綿四屯、布十端、其戶課役限身悉免、と見えたり。荒城郡の何の村里の民にか有けむ。(史は官吏にて、郡の大小少領の内歟。其戸の上に、獲瑞民等の文字脱たる歟。)

○神馬【續日本紀】卷第二云、倭根子天之眞宗豐祖父天皇御諡曰武天皇御代、大寶二年夏四月乙巳、飛驒國獻神馬、大赦天下、唯盜人不在赦限、其國司目以上、出瑞郡大領進位一階、賜祿有差、百姓賜復三年、獲瑞僧隆觀免罪入京(流僧幸甚之子也)、又普賜親王以下、畿内有位者物、免諸國今年田租、并減庸之半、と見えて、本土より献りたる良馬故に、かゝる深き重き、御仁惠を施し賜ひしは、千有餘歳の後迄も、いとい

と難有恐こしき事なりき。又良馬の出し郡村の、知れざるは如何にともしがたし。

○獻白狐白雉【續日本紀】卷第十三云、天璽國押開豐櫻彦天皇御諡曰聖武天皇御代、天平十二年庚辰春正月朔云、飛驒國獻白狐白雉と見ゆ。是亦何の郡村より獻しならむ。是より先に【日本書紀】廿五卷丁七に、天萬豐日天皇後御諡曰孝德天皇御代、大化六年二月云、穴戸國司草壁連醜獻白雉、とありて、後漢明帝永平年中の例等を引て、大赦天下改元白雉、公卿大夫已下に賜物ありて、國司草壁連醜經、授大山、并大給各有差、復、穴戸三年調役、と見えたり。【古事記傳】に見えたる如く、漢籍を好みたまふ御代には、西土風に習ひたまひ、佛法をのみ尊び給ふ御代には、白雉のみならず、白狐をさへ添て献りしにも、賜も無かりつらむ。

○慶雲見【續日本紀】卷第三十五云、天宗高紹天皇後御諡曰光仁天皇御代、寶龜九年七月九日癸丑、飛驒國言、慶雲見、【西京雜記】云、瑞雲曰慶雲曰慶五色【天文要録祥瑞圖】云、非氣非烟、五色紛縹、是曰慶雲、又曰景雲、古曰、王者德至山陵則景雲出、又曰、天子孝則景雲見。

○貢松實【續日本後紀】卷第二云、仁明天皇御代、天長十年八月甲申朔辛亥、飛驒國貢松實御贄、【飛州志】云、松實は五葉松に生せり。本土深山の老木に、適生することあり。樞

の實に似たり。先年荏野翁、阿多野山なる、松實を求得て見せられぬ。凡て同郷山中に在。就中日和田村山中に多かり。

【山内箇所附帳】に出たり。

字内ヶ谷山
五葉松六百四十五本 目通三尺よ
字千間ヶ谷

同二百九十五本 上

字小ヶ谷
同二百十三本 上

【神仙傳】云、僱怪好食松實、能飛行如走馬、其服者皆至三百歲、かゝる書によりて献しにや。

○愛實山三度紫雲見 【三代實錄】卷二十三云、清和天皇御代、貞觀十五年、二月丙申朔、廿八日癸亥、飛驒國司言、大野郡愛實山、貞觀十三年十一月十八日、十四年十一月十二日、今月十五日、三度紫雲見、とある愛實山は、位山の舊名なるべし。此三度見たる紫雲に因て、位山の名に負つらむ。

○米華 【續日本後紀】卷第七云、仁明天皇承和五年秋七月云、癸酉、有物如粉、從天散零、逢雨不銷、或降或止云云、壬申、分幣内外諸國名神以祈秋稼也、丁丑勅從彼青春、終此朱夏、雲膚屢興、雨液應作、隴畝之苗、秋稼可期、宜奉幣帛於伊勢大神宮、以祈成熟云云、九月甲申、從七月至今月、河内・參河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・武藏・上總・美濃・飛驒・信濃・越前・加賀・越中・播磨・紀伊等十六國一一相續言、有物如灰、從天而雨、累日不止、但雖似怪異、無有損害、茲今畿内諸道、

坐て、食資を食るは、斐太人の常也。今の風俗にて、古を想像すべし。

又【日本後紀】卷第二十一、嵯峨天皇弘仁二年、辛卯五月丁未、叶制、夫飛驒工者、貢進之年、課役俱免、至于逃亡而不役、何異調庸之未進、自今以後、檢返抄拘解由、一同調庸とありて、工等技は、巧なりつらめども、心は愚蒙にして、條理を不辨る故に、かゝる嚴令を下したまひしならむ。其後、仁明天皇御代の符を、【類聚三代格】十二下・十三、四十一に記されり。

大政官符

應搜勸言上飛驒工事

右檢案内、太政官去弘仁五年五月廿一日、下左右京、五畿内七道諸國符傳、得飛驒國解備、貢上丁匠每年有數、事畢之日規避課役、庸作他郷積年忘歸、未役不絕國郡陷罪、加以遺留之輩相代奉公、不堪其苦、逝去者多、遂使父子不保夫婦別處、邑里爲墟、道路希通、望請下知天下、勸責令言上者、右大臣宣、容止逃人、律條立罪、其飛驒之民、言語容貌既異他國、雖變姓名、理无可疑、然則留住之奸尤在所由、宜重下知搜勸令言上、若有容隱者、國郡官司、准太政官去延曆十三年符、科違勸罪、郷長隣保亦准之科之、雇役之家、處杖一百、計自來日一人之功、日別徵新錢一百文、令送彼後

俱是豐稔、五穀價賤、老農名此物米華云。

諸記

○斐陀國匠丁 【賦役令】云、凡斐陀國、庸調俱免、每里點匠丁十人、每四丁給廩丁一人、一年一替、餘丁輸米、充匠丁食、と見えて、文武天皇大寶元年、贈太政大臣藤原不比等公の、勅を奉て撰れたるを【大寶令】と云ひ、又元正天皇養老二年に、同公勅を奉て、改撰れしを、【養老令】と云と也。其二御代の頃、本土の每里點匠丁十人とは、凡て國中幾里にて、匠數幾十人なりつらむ未詳。古の【國造本紀】の如く、斐陀國と書れたるは古風なるかも。【萬葉集】には斐太人と書り。然るに其後數十年を経て、【日本後紀】卷第五、桓武天皇延曆十五年丙子、十一月己酉、三十一令天下諸國、搜捕逃亡飛驒工、若有容隱科違勸罪、と見ゆ。是より後は凡て【日本紀】に倣ひて飛驒とのみ書り。

按に、是は山城國葛野に、御遷都の頃なれば、内裏御造營の時なるべし。同史には、當年秋七月云、戊戌幸南院、賜五位己上物有差云云、外從五位上、物部多藝連建麻呂、爲造宮大工、外從五位下、秦忌寸都岐麻呂、爲少工云云、癸丑廿四造宮職官位、准中宮職、但大屬、特爲七位官、とあり。其人々に、謹使はれたるを畏みて、逃亡せざるにや。安逸に

家、永爲恒例、以絶奸源者、職國承知、毎年附朝集使言上者、從二位行大納言兼皇太子傳藤原朝臣三守宣、下知之後、曾無言上、職國之司、不慎符旨、遂致此意、宜嚴下知搜勸令言上、如猶不悛、一准前符科違勸罪、

承和元年四月廿五日

如斯當昔貢上の匠丁等、事畢て後、他國に庸作して、故郷に歸ることをも、忘れたりなど、有まじきことなり。其は農業の庸作歟。又は今に至る迄、諸國の舊神社古佛閣に、飛驒工の建たりと云るは、かゝる時節に、備はれて造作せしか。又は【後紀】なる、延曆、弘仁の御代等に、逃亡せる飛驒工とある頃に、京を逃出、諸國に散步し備はれて、社堂を建立せしか、未詳、其後又數十年を経て、醍醐天皇の御代には、御規則定り、飛驒守に勅旨ありて、年毎に一百人の工を召たまひ、先民部省に貢上しめ、當省より、中務省へ達せられ、其より木工寮、修理職等へ配當せられしと見ゆ。

【延喜式】卷第二十二、民部省式上云、凡飛驒國、毎年貢匠丁一百人、其返抄、准諸國調庸例、又云、凡飛驒匠丁、役中身死者、勿貢其代、役畢還國者、免當年徭役、と有て、甚御仁恩の深き、御所置なり。同書卷第十二、中務省式諸司員云、木工寮一百卅四人、頭一人、助一人、大允一人、少允一人、大屬一

人、少屬一人、史生十人、竿師四人、大工一人、少工一人、長上十三人、將領十人、工部五十人、飛驒工卅七人、修理職三百九十人、史生八人、長上十人、將領廿二人、工部六十人、仕丁二百廿七人、飛驒工六十三人

とあれば、木工寮の飛驒工と、修理職の飛驒工と、合せて一百人なり。其をまた、同書卷第二十四、大學寮、凡木工寮工部一人、飛驒工一人充寮、令修理小破官舎、とあるを見れば、木工寮の、飛驒工卅七人の内、一人を分て、小破官舎を、修理せしめよとなり。同書卷第三十四云、木工寮、凡工部一人、飛驒工一人、充大學寮、令修理小破官舎、(大學寮、式に同じ、是各寮式なれば、記せるならむ)同寮式、凡飛驒國匠丁三十七人、以九月一日、相共参着寮家、不得参差、とあるは、木工寮へ参る飛驒匠丁等、三十七人もろともに、不同日して、已が隨意に、上りつる故に、此式を出されつらむ。

【飛州志】飛驒匠の條に、匠丁三十七人とのみ記したるは、甚麓略也。是は【延喜式】をば通覽せずして、知りたる風にて、書し故の失ならむ。抑飛驒匠は、飛驒國民なるゆえに、民部省の所管なれば、飛驒守より、匠丁百人を受取、其を中務省へわたしたるを、其省より、木工寮へ三十七人、修理職へ六十三人と、二つに分ちて、配當せるならむ。【飛州志】の撰者、其意を悟得ずして、匠丁の事なれば、【木工

寮式】をのみ見て、記したれば、百人の定式を、誤りたるならむ。

【今昔物語】後 一目録、世俗傳云、百濟川成、與飛驒工匠挑語云、今は昔百濟の川成と云繪師ありけり云云。其頃飛驒工匠あり。世にならびなき者也。武樂院をも造りしもの也。此工匠川成と中よくて、各の藝を挑みたはふれけるが、或時工匠、川成に曰、我家に一間四面の堂を作りぬ、おはして見たまへ。又壁に繪かきて得させたまへといふ。川成やがて、工匠が家に行て見るに、おかしけなる小き堂あり。四面の戸皆あきたり。工匠堂に入て内を見たまへといへば、川成椽に上りて、南の戸より入らむとすれば、其戸は閉。おどろきめぐりて、西の戸より入らむとすれば、其戸はたと閉て、南の戸は開ぬ。北の戸より入らむとすれば、其戸は閉て、西の戸は開たり。東の戸より入らむとすれば、其戸は閉て、北の戸開たり。かくあまたいび入らむとするに閉つ開つ、入ことを得ず。其時川成ねたしと思て歸ぬ。

堂内にたち入かたみ川成も、とまとひしつ、かへりいにけん 禮彦

によべば、工匠、川成が家に行て、來れる由をいひ入たるに、此方に入給へといふ。それにしたがひて、廊のある遣戸を引あげたれば、内に大なる人の黒み脹腐たるが臥居たり。臭こと堪がたし。工匠思ひかけざれば、聲を放ちてかへらむとす。川成内に居て、此聲を聞て、笑ふことかぎりなし。工匠は猶怖ろしと思ひて、庭にたてるに

ひた、くみ墨はならてうつしるを、など一筋に

おそれたりけん

禮彦

川成遣戸より顔をさし出して、我かくあるなれば、たゞ來れと云に、おづくより見て見れば、人にはあらで、障子に死人の形を畫たる也。前に堂にて、はかられたる返報したるにこそ。二人のものわが、かくまでいみじかりける。其ころの物がたりには、此事のみを、語りて諸人ほめけるとなむ、かたりつたへたるとなり。

此【今昔物語】は、宇治大納言源隆國卿の撰にして、其卿は當昔、後一條天皇の、寛仁年中より、後冷泉天皇の康平年中の頃迄の人なり。今は昔と、語の初にあれば、時代も知れがたく、其工の姓名を、記されざるは、可惜事なりけり。抑【延喜式】の頃より、毎年百人づつ、貢上の由なれば、其中には、至巧なるもあるべく、又拙工も幾百人かありつらむ。然るに、古しへの飛驒工は、只一人なりと思ひて、

其後日ごろをへて、川成飛驒工匠がもとにいひやるやう、我家におはしませ、見せ奉るべき物なむあると。工匠是は定めて我をはからむするなめりと思ひて行ざるを、度々懇

今世高山町人の中に、其系圖を作り、又吉城郡月ヶ瀬村にては、右の飛驒工の、産里なりなど、言つたへたるは、いとく不審事等也。さて當年に百人宛、貢上の廢止も、年代も不詳。後世國史をよみて、古學に志の有む人は、能聞て正説もあらば書加へてよ。

【三代實錄】卷第三十六云、陽成天皇元慶三年十月八日大極殿成、右大臣設宴於朝堂院含章堂、賀落也云云、飛驒工等二十許人、不任感悅、起座拍手哥舞、合座大爲咲樂、と見えたり。

○資人 【和訓栞】云、とねり、舍人をよめり。【日本紀】に、近習舍人とみえ、帳内兵衛などを訓、親王に賜はるを帳内とし、諸臣に賜はるを資人と云云。【延喜式】卷十八式部上云、凡職分資人本主亡、及以理去官者、不限年數、並聽留省、若有復任者、廻以舊人充之、舊人若遷他色、以新人充之、凡外散位六位、勳七等以下、情願者聽充帳内、及職分資人、七位以下者、聽充位分資人。

○雜色 凡飛驒陸奥出羽、及太宰府所管諸國人、皆不得補帳内職分位資人。

○金山河渡子 【延喜式】卷第二十二民部式上云、凡飛驒國金山河渡子二人、免格役と見ゆ。此金山河は何處なるらむ。今的美濃國金山は、當昔飛驒國に屬たりしにや、中山七里は

天正年中、金森家にて其崖路を斫廣めて、棧を造り、上方參勤の道路とせしにて、往古は和佐を山越にして、大舟處より、美濃國に渡りし由也。大前重秀曰、美濃國の金山は、天正年中迄、三木家代々の領知なりし由、彼里の舊家の、古記にもしるせりとぞ。

○正稅公廨其他 【延喜式】卷第二十六、主稅上云、諸國出舉、正稅、公廨、雜稻、略之飛驒國、正稅公廨、各四萬束、國分寺料五千束、文殊會料一千束、救急料二萬策、【和名抄】云、飛驒國、國府在大野郡、管三、田六千六百十五町七段四步、正公、各四萬束、本稻十萬六千束、雜稻二萬六千束、

【續日本紀】十四卷、聖武天皇天正十三年、諸國國分寺、施入條下に、每國僧寺施封五十戶、水田十町、尼寺水田十町と見えたり。抑天正年中の御施入は、停止に成て後に、改めて五千束云々の、御式に定られしか、又は天正年中より、御施入の外に、五千束云々賜ひしか、未詳。神社の御寄附はなくて、佛寺へのみの事と見えたり。

○損不堪使 同卷主稅上三十六丁云、凡檢損、并不堪佃田、賑給疾死等使程限云、伊豆、飛驒、若狹、佐渡、隱岐等國、損田六十日、不堪佃田四十日賑給、疾死並准不堪佃田、

○驛馬飼秣 同卷主稅上云、凡諸國驛馬飼秣者、國司量路遠近嶮岨、并使往還閑繁、十月以後、三月以前爲例飼養、其嶮

路使繁、正別十七束、使稀十束、平路使繁八束、使稀六束、但美濃國坂本、信濃國阿智兩驛、並正別四十五束、

○驛馬直法 伊賀・志摩・近江・飛驒本書驛字也若狹・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・備前・備中・備後・阿波等十五國、上馬三百束、中馬二百五十束、下馬二百束、(其傳馬直者、各遞減五十束、餘國准此)

○驛馬死損 山城・河内・攝津・和泉云、近江・美濃・飛驒・信濃云、五十國、十分許損二分、

○諸國運漕功賃 諸國運漕雜物功賃、畿内云、東海道云、東山道近江國、駄別稻二束、美濃國十二束、飛驒國三十五束、信濃國六十六束、上野國九十束、下野國百五束、陸奥國二百十束、出羽國百卅一束云、右運漕功賃、並依前件、其路糧者、各准程給、上人日米二升、鹽二勺、下人減半、

○健兒 【類聚國史】百廿六卷公役集、諸國健兒、山背國三十人、山止國七十人、近江國二百十人、美濃國一百人、飛驒國三十人、【延喜式】卷第二十八兵部省式云、諸國健兒、山城國二十人、大和國七十人、自餘近江國二百人、美濃國一百人、飛驒國三十人、自餘同書卷第二十二、兵部省式上云、凡諸國健兒皆免徭役、唯志摩・駿河・武藏・飛驒・上野・下野・佐渡云、等國、免徭、と見えたり。

【書言字考】云、健兒、往古奴隸之一稱、今世所謂、輕卒之

類乎。又【續日本紀】云、天平十五年、停諸國健兒、又【杜律洗兵馬行】云、洪上健兒歸莫懶、註云、健兒軍卒總稱、【和訓栞】に、【平家物語】の健兒童を引り、又今時武家の足輕の類也とぞ。

【日本紀】皇極天皇元年秋七月云、乙亥饗百濟使人云、乃命健兒、相撲於翹岐前三ツと見え、【天智紀】其外にも見ゆ、【和訓栞】に轉音也とて【唐六典】をも引り。

○諸國器仗 【延喜式】卷第二十八、兵部省式云、諸國器仗云、近江國甲六領、橫刀二十口、弓三十張、征箭四十具、胡籙四十具、美濃國甲六領、橫刀二十口、弓三十張、征箭三十具、胡籙四十具、飛驒國甲一領、橫刀二口、弓二十張、征箭十具、胡籙十具、信濃國甲二領、橫刀三口、弓三十六張、征箭四十六具、胡籙三十六具、右每年所造具、依前件、其樣器仗者、色別一箇、附朝集使進之、但其伊賀・伊豆・飛驒・能登・土佐等國、不在進限、

○驛傳馬 又兵部省式云、諸國驛傳馬、畿内云、東海道云、東山道、近江國驛馬勢多三十疋、岡田・甲賀各二十疋、篠原・清水・鳥籠・橫川各十五疋、穴太五疋、和邇・三尾各七疋、鞆結九疋、傳馬、栗太郡十疋、滋賀・甲賀・野洲・神崎・犬上・坂田・高島郡、和邇・鞆結各五疋、美濃國驛馬、不破三疋、大野・方縣、各務各六疋、可兒八疋、立坂・大井各十疋、坂本三十疋、

武義・加茂各四疋、傳馬、不破・方縣、各務、可兒、武義郡各四疋、大野郡三疋、土岐郡五疋、惠奈郡十疋、飛驒國驛馬、下留・上留、右浦各五疋、傳馬、天野郡五疋、信濃國略之如出、飛驒國傳馬、大野郡云々を、誤りて天野郡とせしによりて、【和漢三才圖會】其外にも皆天野郡と書るは、本を不知故なればなり。又【飛州志】に、其誤を正さずして引用したるは、甚拙き事ならずや。

○類聚三代格【卷七十七】云、太政官符

應差志摩飛驒兩國朝集使事

右太政官去六月十七日、下五畿七道諸國符傳云、其志摩飛驒兩國守目二員、政多人少不足差使、宜朝集以下諸使聽差目以下、立爲恒例、

弘仁九年十一月三日

太政官謹奏 置加諸國介掾事

甲斐國 周防國 右上方今置介
能登國 丹後國 石見國 長門國 土左國 日向國
右中國今置介 飛驒國 右下國今置掾 謹案令條、上國有介、中國無介、下國無掾云、中國置介、下國置掾、以適變通云、伏聽天裁謹奏聞、貞觀七年三月十九日

流移

○新羅沙門行心徒飛驒國伽藍 【日本書紀】卷第三十二云高天原廣野^{持統}天皇御代始、朱鳥元年冬十月戊辰朔、己巳、皇子大津謀反發覺、逮捕之、庚午賜死皇子大津於譯語田舍、時年二十四、妃皇女山邊、被髮徒跣、奔赴殉焉、見者皆歎歎、云々又詔曰、新羅沙門行心、與皇子大津謀反、朕不忍加法、徒飛驒國伽藍、とあるは、何と云る寺なりけむ。三枝郷下切村に、今伽藍跡あり。元祿檢地に、除地六畝廿三步、【水帳】【除地帳】等に出たり。是なるべし。又中切に其塔頭四十九院橋ありとぞ。上切村の當堅寺と云しは、其一院の内なりしならむ。天平九年國分寺より五十四年前のことなり

○大日本史卷八十八列傳云、大津皇子、天武天皇第二皇子、母妃大田皇女也、壬申之變、自近江直赴伊勢會帝、十一年與聞朝政、十三年授淨大貳、朱鳥元年加封四百戶、先是有新羅僧行心、解天文卜筮、相大津曰、皇子骨法、非人臣之相、久居下位、恐不全身、因勸逆謀、か、れば、皇子の謀反は、もと行心が、勸奉しを、いかなれば、朕不忍加法、との詔なりけむ。又行心が身の果の事も詳ならず。皇子臨刑作詩曰、金鳥臨西舍、鼓聲催短命、泉路無賓主、此夕誰家向、

公を太宰權帥とし、廿三人の男女子達を、國々へ配流の時、兼茂朝臣を、飛驒權掾とし、來住て廿三年の星霜を歴て、歸京したまひしと也。是皆時平公の、はからひ也とぞ。花里村の天滿森條中に、くはしく記すべし。

○江馬小四郎平輝經 北條時政の養子、江馬小四郎平時經は、時政の卒後義兄鎌倉執權たる、北條義時と不和なりしが、承久三年辛巳年、河越太郎左衛門重親の讒言に因て、謫せられて、荒城郡高原郷日向野村、延命寺に、同年九月來着せり。承久の天下大亂の時情、想像に堪たり。江馬時經は、輝經と名を更、其地^{今の}に居城を建て、子孫連綿十六代の居城たり。吉城郡殿村と、八日町村の條中に、委しく記すべし。

○松平上總介源忠輝卿 東照宮の六男にして、世に越後少將と稱、高田城主六十萬餘石の大守たり。元和二丙辰年、伊勢國朝熊金剛證寺へ遠謫、同四戊午年飛驒高山へ流移、金森家にて預りて、天照寺を寓居とす。金森家も、少將の不頼なるに當惑して、江戸へ歎願、年月不詳、信州諏訪因幡守へ、預替になりしが、快く年月を送られ、天和三癸亥年六月、同所にて九十二歳にて、世を過られしとぞ。

○加藤豊後守光正朝臣 加藤主計頭清正朝臣の嫡孫、徳川三代將軍家光公の、御前にて元服して、御一字拜領、加藤豊後守光正朝臣と稱。(父は加藤肥後守忠廣朝臣也。光正は東

○流僧幸甚 此幸甚といへる僧、本土へ流謫の事、何れの御代の事なりけむ。國史に不詳。又何方に居て、年月を送りしか、其も知れがたし。【續日本紀】卷第二二に見えたり。其は文武天皇御代、大寶二年四月、本土より神馬を獻りし時、獲瑞僧隆觀、免罪人京、流僧幸甚之子也とあり。祥瑞之部、神馬條中に記置ぬ。

○粟田道麻呂 稱徳天皇天平神護元年八月、粟田道麻呂を、飛驒員外、其怨家の、從四位下上道朝臣斐太都を、飛驒守と爲て、任に來て、道麻呂夫婦を、一院に幽て、往來を不通、月餘の日を積て、並に院中に死しめたりと也。一院とは何處なりつらむ、即なれば詳ならず食を與へざりし故ならむ。是皆道鏡が、誣おほせつる、所爲ならむと、【歷朝詔詞解】に見えたり。

○主法臣圓興 稱徳天皇神護景雲二年、道鏡又山階寺僧基眞を擢用、法參議とせり。基眞虎の如き勢にて、其師圓興を、飛驒國に擯と有。是亦道鏡の所爲ならむ。

○飛驒權守橘朝臣末茂 仁明天皇承和九年、伴健岑、橘逸勢が、謀反の事發覺の後、謀反人に由縁ある人々、六十餘人、國々の權官に、任たまひしと也。末茂も、逸勢の近親なりつらむ。

○飛驒權掾菅原兼茂朝臣 醍醐天皇御代、菅原道眞公の三男、兼茂朝臣は、正六位上藏人たりしが、延喜元年正月父、

照宮の曾孫に當れり。家臣廣瀬庄兵衛と云、臆病の士の侮弄て、謀反の眞似して、見せけるに、庄兵衛逝去、徳川家へ直訴せしが、直に檢使見分有て、明正天皇後水尾帝の皇女、東照君の御曾孫、御代、寛永八年辛未夏六月、父肥後守忠廣は、出羽庄内、豊後守光正は、飛驒高山へ配謫、金森家預りて、法華寺を謫居と爲ぬ、其翌々年寛永十癸酉年七月十六日、二十歳にて卒去。委しく法華寺條中に、記し置べし。加藤家は、肥後熊本城主にて、七十五萬石の大守たりしが、一夕の座興にて、家國を失へり。

國宰

○斐陀國造・飛驒守・同國司、歴次大略^{其外} 皇國史に、斐陀國造、また飛驒守、或は飛驒國司等を載たるは、いと稀也。是は元來山中偏土にて、事も少かりし故にや。朝廷にて、史を修られし時も、遺漏たることも有つらむ。されど皇國史に出たるを、禮彦見つる限は、左に記しつ。若洩たるもあらば、後人具に撰て、書加へてよ。

斐陀國造^{成務天} 大八崎命^{皇御代} 【舊事紀】國造本紀の全文は、次なる部に出せり。抑此大八崎命の子孫は、代々斐陀國に在て、治められしか、又は他人と代られしか、事蹟詳ならず。【古事記】志賀高穴穗

宮成務天皇段に、定賜大國小國國造五十四註に初めはあれども、後是不詳。【日本書紀】二十五卷孝德天皇、大化二年春正月甲子朔、改新詔曰云々、其二曰、置畿内國司郡司。【古事記傳】五十九に、孝德天皇の御世に至て、古の御制をば、皆改められて、國造等をば擇びて、其國々の郡の大領少領などに、任せられしと、【書紀】の彼御卷に見えて、其より後多く然也。【總社考】註云、師云、國造は、諸國にて其國の上として、其國を治る人を云戸也。名義は御臣なり。されば天皇の御臣として其國々を治る人を、國御臣とは云也云。古は神事・國政一なりしを、かの孝德天皇の御代より、國政は國司の知ること成つれとも、國の神事は猶元の儘にて、國造の知行ふ御制にて、【續紀】卷二、文武天皇大寶二年二月戊戌朔、庚戌、爲班大幣馳驛追諸國國造等入京、なども見え、其外にも國造の神事に預かること、諸書に多く見えたり。以上【記傳】の七の八十丁、二十九の五十五丁より、最委く云れしを、要を記しつ。

飛驒國司 孝德天皇大化二年以後 姓名不詳
飛驒國造 高市麻呂
【續紀】卷第十七六云、孝德天皇 天平勝寶元年閏五月癸丑、飛驒國大野郡大領、外正七位下、飛驒國造高市麻呂、上野國

勢多郡少領、外從七位下、上毛野朝臣足人、各獻當國國分寺知識物、並授外從五位下、と有て、二人共正從七位の下より、六位を飛超て直に從五位下に至りしとは、いとといみじき出世になむ。當昔法師の權勢想像に堪たり。
飛驒守
飛驒守 稱德天皇御代 上道朝臣斐太都
【續紀】二十六卷天平神護元年八月
飛驒員外 同御代 粟田朝臣道麻呂
同卷同時、斐太都幽夫婦於一院、歷月餘而並死院中矣、
飛驒守 同御代 百濟王利善
同紀二十七卷天平神護二年三月、
飛驒守 光仁天皇御代 秦忌寸伊波多氣
同紀三十三卷寶龜五年三月、
飛驒守 同御代 紀朝臣大宅
同紀三十四卷、寶龜七年三月、茲年十月、大野郡置一驛、名曰下留。

飛驒守 飛驒國造 桓武天皇御代 飛驒國造祖門
同紀三十七卷延曆二年十二月
飛驒守 同御代 飛鳥部造弟見
同紀三十八卷延曆三年四月

飛驒權守 嵯峨天皇御代 藤原朝臣貞本

【日本後紀】卷第二十弘仁元年九月

【類聚三代格】

飛驒權守 仁明天皇御代 橘朝臣末茂

【續日本後紀】卷第十二承和九年七月

飛驒權掾 醍醐天皇御代 菅原朝臣兼茂道真公

【政事要略】名作景茂 【大日本史】藏人正六位上、延喜元年正月

左降

飛驒守 村上天皇御代 高階朝臣字高俊

【本朝麗藻】天德・應和

飛驒權守 花山天皇御代、一條天皇御代 大江朝臣以言コレヲ

【日本紀略】長德二年九月十日任

飛驒守 堀河天皇御代 平朝臣繁識

【寶幢院檢校次第】云 堀河天皇 長治二年六月任

飛驒守 橘惟通

【橘氏系圖】

飛驒守 紀忠任

【紀氏系圖】

飛驒守 加茂定材

【加茂氏系圖】

飛驒守 大中臣隆種

【大中臣氏系圖】

飛驒守 崇德天皇御代、保延・永治の頃 平時輔

【木曾軍記】

飛驒守 近衛天皇御代、久安年中 平時景

同記

飛驒守 後白河天皇御代、保元の頃 平景則

同記

飛驒守 高倉天皇御代安元より治承 判官平景家爲僧不知所終

同記并【平家物語】【源平盛衰記】等に出。此飛驒守景家は、元伊藤五上總介忠清の弟なる由、【大日本史】百五十

四卷九忠清の傳に出。飛驒守景則の養子たりしにや。鹿

谷密謀露顯、宇治橋合戦の條中にも出。

飛驒守 安徳天皇御代壽永二年 景家大夫判官平景高一作太都北國討死

同記并【平家物語】に出

飛驒 同二 二郎左衛門尉景綱八島討死

飛驒 同三 三郎左衛門尉景經鹽浦討死

飛驒 同四 四郎兵衛尉景俊八島討死

同記に出。判官平景家飛驒守たりし頃、平清盛官位昇進、

威勢強大に成て、三十餘國を領せし由也。景家を始、四子

共、臣屬せしことは、伊賀平内左衛門・上總五郎兵衛・越

中前司等に同じかりつらむ。其後右大將頼朝、國々に地頭を置し時の姓名は、詳ならず。

飛驒守 弘安年中【勸中記】に出、

飛驒地頭 後宇多天皇御代弘安年中 左衛門尉朝高

【飛州志】三佛寺城

後醍醐天皇より任されしより飛驒國司四代、建武元年十二月、賞諸將定諸國守護由、諸書に見ゆ。邊陲の國司も、同時の公裁にて、翌年任國へ下られしにや。

飛驒國司 後醍醐天皇御代、建武二年より 從二位宮内卿

相 藤原高基卿初伊方後醍醐

同二代 後村上天皇御代、正平年中より 藤原基尹朝臣不詳

同三代 長慶天皇御代、建徳年中より 從三位參議藤原家綱卿

同四代 後龜山天皇御代、元中年中より 參議藤原尹綱卿位不詳

飛驒國司、藤原頼鑑卿より四代の事は、【治亂記】【千光寺記】【大系圖】【續太平記】其他にも出たれど、大同小異有。今參考して記しぬ。【和訓栞】中編云、三國司は、土佐の一條、伊勢の北畠、飛驒の姉小路を云、こは數代をへて、其國に裔孫の残りし也。四代尹綱卿の時、南北朝御和議

有て後、朝參し給はざりしに因て、應永十八年辛卯八月、足利將軍より、討手の四將に命じ、責亡されしと也。前國司四代七十七年にして亡。

中昔の飛驒國司の事は、【大系圖】に出。前國司三代家綱卿の息師言卿は、中の飛驒國司に任されぬ。二男昌家卿は、京住、其家稱姉小路矣。

飛驒國司 稱光天皇御代、應永晚年より 從三位參議藤原師言卿

同二代 後花園天皇御代、永享年中より 正四位左中將持言朝臣古川

同三代 同御代、寛正年中より 正四位左中將勝言朝臣

同四代 後土御門天皇御代、文明年中より 從五位左衛門佐熙綱朝臣

同五代 從五位 宗熙朝臣

同六代 正五位左少將貞熙朝臣

右國司六代の内、四代に當りたる、熙綱朝臣は、文明八年丙申七月五日夜小島時秀朝臣二男任時熙が爲に、夜打に遇て害せられ、宗熙朝臣、貞熙朝臣に至ては、いよく家運衰果たりとぞ。政令行なはれざりしこと、朝廷へ聞るたりしにや。其後又、飛驒國司に任されてよりの代々は、(中の國司初代

師言卿の弟昌家卿、京住にて、始て其家號姉小路、其息を基綱卿と云、師言卿の任なり。

飛驒國司 後土御門天皇御代、文明晚年より 從二位

權中納言姉小路基綱卿

同二代 後柏原天皇御代、永正年中より 正三位參議

姉小路濟繼卿

同三代兼美濃權介 同御代、永正末より 正五位左中將姉小路濟俊朝臣

同四代 後奈良天皇御代、大永・享祿の比より 正五位

左中將姉小路高綱朝臣後醍醐 天年四年丙子 月卒

正親町天皇御代、天正五年丁丑八月逝亡、母家佐竹氏佐竹家に屬

右の内基綱卿濟繼卿は、咏歌に名高かりし故、諸人皆知る所也。四代姉小路頼綱入道明山、天正四年卒去、三木自綱是を聞て、自稱姉小路自綱織田家へ近江國安土にて屬せしにや。子息宣政幼年に付、家老牛丸重親執政、逆心を企しに依て、天正五年八月、家宰後藤帶刀重元・向井右近等數十人、幼君を守護して逃出、角川にて牛丸が追兵と戦、重元討死、向井小鷹狩某幼君と共に、佐竹家に入臣屬、姉小路氏五代九十年餘にして亡。

古戸令一村里戸數

古の【戸令】大寶元年八月淡海公所撰に、五十戸爲一村里と有て、戸數少なければ、必ず多き方に隸せし由也、今云今世にも猶、古風の存るは、茂住(上茂住・下茂住・銀山と、川を隔、三所に分れたれど)、一村たるを見て、他の村々の古の事を、想像べし、藏柱は(荒原は元より支村なりつらむ)縦二里餘なれとも、今も猶一村なり。又【續日本紀】卷第三十四、光仁天皇寶龜七年冬十月、大野郡伴有驛今云益田郡上を分ちて、下留今云に、驛を置たまひし由也。然れば伴有一村里を、後世上呂郷・萩原郷・中呂郷・下呂郷と四郷十餘村に分ちたるにて、上代の沿革を推量るべし。其後東上田と、西上田は、川を隔て一村なりしを、後世又東・西の二村に分し由也。東・西漆山も同じかるべし。今阿多野郷の三切といへるは、古、上切・中切・下切の三村なりし由也。其餘は皆准知すべし。

延喜式一郡戸數

【延喜式】卷第二十二、民部式上云、東山道近江國大郡名略之美濃國大郡名略之右爲近國、飛驒國下管大野・益田、貞觀十二年十二月八日割大野郡置益荒城、信濃國上郡名略之右爲中國、凡郡不得過千戸、若餘五十戸以上者、分隸比郡、地勢不宜分者、隨狀立別郡、其不滿百

(家路小姉)

戸者、隸入他郡、若不得已而應分者、別録申官、凡諸國部内郡里等名、竝用二字、必取嘉名、とあれば、當昔わが飛驒國は、三郡にて家數三千戸なりしにや。【和名抄】に、荒城郡に、餘戸郷見ゆ。其は何方に在しか。三千戸の餘戸は、何程在しか。今は詳に知れがたし。【戸令】に據て按に、一郡千戸は、二十村里歟、令に五十戸を一村里とあればなり。然れば、【延喜式】の頃は三郡三千戸にて、國中の村里數は、六十村なりしならむ。【賦役令】に、每里點匠丁十人、とあるは、大野郡と荒城郡と、二郡の時なれば、村里數は詳に知れがたし。猶能後人考へてよ。

愛寶山三度紫雲見

【三代實錄】第二十三云、清和天皇御代、貞觀十五年二月廿八日、飛驒國司言、大野郡愛寶山、貞觀十三年十一月十八日十四年十一月十二日、今月十五日、三度紫雲見、とある愛寶山は、位山の舊名なるべし。【冠辭考】云、【萬葉】七卷浦紫之名高浦之愛子地云云。紫は殊に貴き色として、名細ければ、名高しと云かけたり。紫庭は帝庭也。【日本紀】に、紫門を、ミカドと訓り。紫微宮に比する也。禁中に紫宸殿あり。歌に紫は上なき色。【栞】初編に、服色、隋煬帝より、一品紫、次緋、次綠とみゆ。唐之制、以紫爲尊、本朝衣服令、專据唐開元令立

制有て、愛寶山に三年續て、紫雲見たれば、位山と云はやしたるならむ。

【拾遺】

こむらさきたな引雲をしるへにて、位の山の峯を

尋ん

元

輔

飛驒國產藥品

【延喜式】卷第三十七、典藥寮式云、諸國進年料雜藥云云、飛驒國九種、芍藥廿斤、當歸十斤、菴闍子四斤八兩、白朮卅斤、藜蘆十斤、杜衡十斤、白礬二斗一升、猪蹄二具、羚羊角卅具とあれば、當昔九種の外は、納めたる藥品は、無かりけむ。其後數百年を歴て、近世延享二乙丑年【飛州志】編集の頃は、享保年中藥品を知れる人來て、普く撰出、村民に教置し由にて、

辛夷コブシノ木 地榆ワレモカウ 遠志スハメハキ
龍胆リシタウ 比五味子マメフシ 海桐皮ホ、タラ
鶴虱イノシリ 萎蕤ヤマトコロ 自頭翁カツチキ 十
麻モクタ 細辛カウライケ 羌活マンサイラク 淫羊
藿ミイモ 菟絲子ネナシカツラ 竹節人參トチノキニ
ンジン 天南星ヘビノダイハチ 蒼朮ヲケラ 射干カ
ラスアフギ 草烏頭トリカブト 葳靈仙クカイサウ

以上廿種を記せり。今明治五壬申年、高山市藥店にて賣買する國産の品類

- イ 熊膽但猪膽とも大小取交代金二百兩 淫羊藿ミイ
- モ、マラタケリグサ
- ロ 鹿胎子 鹿角 蘆根
- ハ 半夏ヘソビ、ナダ村・大・小八賀・上野、二十貫目、十五匁かへ、代銀三百目。防己ゴマフヂ、クサフヂ、シヤウカフヂ 防風、片野・上野處々水邊
- 敗醬ヲミナヘシノネ
- 白頭翁カハラサイカウ、カツチキ
- 麥門冬 白桃花
- 薄荷十五貫目、十五匁かへ、代銀二百七十五匁
- 白芍藥三十貫目、代銀百八十目
- ニ 人參オタホ、門和佐、十一斤、一兩二分かへ、代金十六兩二分
- 忍冬スヒカツラ、二十貫目、十二匁かへ、代銀二百四十目
- ホ 牡丹皮八貫目、代銀三百六十目
- 蒲公英タンボ、二十貫目、代銀二百四十目
- 茅根チカヤノネ
- 蒲黄ガマノタウ

芎根ヤマゴバウノネ、十貫目、代銀百目
木防己

- ト 桃仁二十貫目、代銀五百目
- 獨活タキ生キノムギ、八賀奥・山中・たかはら
- 杜中マユミノ皮、コマユミ、ハヒマユミ
- 桃脂 菟絲子ネナシカツラ
- 杜松木ネズミサシ
- 土茯苓ガンドウイバラ
- チ 猪膽 竹節人參トチノキニンジン、七曲・白川・山中・高原、二十貫目、廿八匁かへ、代銀五百六十目
- 猪苓ドロノ木、柳・高原・白川
- 地骨皮、枸杞根皮を云
- 地榆 猪蹄
- リ 龍膽、ナダ山・松倉、八貫目、廿五匁かへ、代銀二百目
- 龍牙草ミヅヒキ、城山・八幡山・古川みち
- ヲ 遠志スハメハギ
- ワ 黃連二十貫目、七十目かへ、代銀一貫四百目
- 黃芩十貫目、三匁かへ、代銀三貫目
- 和白檀ビヤクシン
- 黄精 黄伯
- カ 葛根五十貫目、代銀六百目

葛花、三福寺・上野・しばや・大しま
 厚朴、六厩・小鳥、五十貫目、三匁かへ、代銀百五十目
 香附子ツビツカミ
 海桐皮ホ、タラ 夏門
 タ 大黃、牛スイモグサ 當藥 羚羊角
 ソ 桑菌 桑寄生 桑白皮、根皮、十貫目、代銀百八十目
 ラ 蘭草ヲトコヘシ
 ウ 茴香、小茴香、畑に作、大茴香、棧子
 烏藥十貫目、七匁かへ、代銀七十目
 キ 歲靈仙アツキナ 歲蕪アマトコロ、アマナ
 ク 枸杞、根皮 枸杞子
 貫衆ヤマグサ、オニワラビ
 槐木、石浦山・八賀山
 槐花 瞿麥子ナデシコノミ
 鶴虱イノシリ
 ヤ 射干カラスアフギ
 マ 蔓人參ドスノマラ、クゴミ 麻黃
 ケ 雞骨香チトメ 夏門
 フ 茯苓、宮・久々野・三ツ谷・川上・三枝・度瀬・あらしき・高原
 筆防風 浮萍ウキクサ

コ 牛膝コオロシクサ、エノコドチ
 胡黃連タウヤク 虎杖イタドリ
 五味子シヤウガフヂノミ、七貫目、十五匁かへ、代銀
 八百五十目
 五倍子フシ、五十貫目、四十五匁かへ、代銀二貫二百
 五十目、
 藥實イバラノミ 天南星ヘビノ大八
 サ 蒼朮、八賀
 細辛、白川・山中・八賀、八貫目、廿目かへ、代銀百六
 十目
 西國米シコノヘ、白川
 草烏頭カブトハナ、小鳥野
 山歸來 山藥、山ノイモ
 キ 桔梗、上野・八賀・あたの、二十貫目、廿目かへ、代銀
 四百目
 羌活百貫目、十匁かへ、代銀一貫目
 杏仁 金蒲花タンボ、
 金錢花スイカツラノ花
 シ 芍藥、小鳥・白川・高原・八賀、八十貫目、廿目かへ代
 銀一貫六百目
 蜀葵根、ネレ紙漉

蜀羊泉ヒヨドリシヤウゴ、クサホ、ツキ、益田近山、
 松脂マツヤニ、雪上にて取、川上山田人、辛夷 蛇床
 子、近村 車前子十五貫目十匁かへ、代銀百五十目、
 眞羌活ウマウド、牛ウド、益田山中、
 ヒ 椿皮 商陸、唐ノゴバウ 少伯メギノ皮 白朮、八賀
 赤升麻五十貫目、十二匁かへ、代銀六百目
 黒升麻 百合、山ユリ 葶藶トコロ
 シ 十麻モクタ シブキヤウ
 モ 木筆辛夷 木通アケビツル 木賊 木槿花、白ムク
 ゲノツボミ 木防己ヒカンツル、キクメボク
 セ 青木香二貫目、廿五匁かへ、代銀五十目
 接骨木ニハトコ、片野山
 接骨花二十貫目、廿五匁かへ、代銀五百目
 接骨皮 前胡、三葉菜、城山・八幡山・松本
 石薺 川骨 川烏頭
 ス 水楊梅

形勢

飛驒國は四方諸嶽聳立、東に騎鞍嶽・槍ヶ嶽・笠ヶ嶽、其他
 諸嶽、巽に御嶽、坤に川上嶽、西に白山、乾に諸嶽、北に金
 剛嶽、上・下白木峯、艮に北俣・中俣、其外諸嶽、圍繞して地理

至高、越中立山の半腹にも當るべき歟、國中平土甚少也。大
 野郡灘郷・吉城郡古川郷・吉城郷數村のみは、平坦とも可謂
 也。山に良材多。益田郡小坂奥は最第一也。下呂郷・下原郷次
 之、大野郡川上郷・小鳥郷・白川郷奥山亦次之。古へ名匠を
 出せしこと、諸國皆知處にして、別に匠丁の條に記しぬ。

山川險易

大野郡高山街市の近村は、凡て山勢低く穩易也。吉城郡古
 川町近村は、山勢漸高、荒城・三組次之。其他は山勢至險也。
 川脈は宮川のみ、流水潺湲瀧常起、緩流とは稱がたし。益
 田川・白川・高原川は甚激流也。四川ともいづれも、舟筏横
 流しの外は用がたし。

土性肥磽

國中都て磽确瘠地多し。然れども就中肥壤と云は、吉城郡
 古川郷四五ヶ村、吉城郷五六ヶ村、小鳥郷、小鷹利郷數村、
 益田郡萩原郷、上・中・下呂郷の數村に過ぎざるべし。其等
 も眞土は最少く、砂礫相交りて、全肥壤とは稱がたし。美濃
 國・越中國等の田畑とは大に異なり。

民産

國中一體民口よりは、田畑甚少く諸穀不足なれば、凡て養蠶を専の活計と爲と雖ども、至極寒郷にて、桑芽萌出ること遅く、農務養蠶一時の繁忙にて、自然養方少く、繭數も多きは得がたし。高山・古川・舟津の街市、益田郡村落は皆々生絲をひかせて専賣出し、又は紬緒結紬をも、織て生計とす。

風俗

飛驒國中一樣ならず。益田郡は南隅にて、美濃國に隣、彼國民に多交る故、言舌も平穩にて、氣質も溫和なり。益田郡にては高山・古川等を、奥飛驒と稱す。言舌氣質も粗相似たり。大野郡・吉城郡の北邊の村民は、隣國越中の人民に浸潤して、言舌も訛言多く、人氣も亦准之。

氣候

益田郡下原郷は、美濃國に隣す故、國中第一の暖地と稱霜雪も少く、寒中より早梅花開す、椿花も發といへども、下呂郷以北小坂郷までは漸々相後れ、大野郡高山、吉城郡古川に至ては、春彼岸中にも、宿雪消盡がたく、其後稍消果て、穀雨の節に至、櫻花初て開桃・杏・李・棠一時に花盛になり、其後梅・水仙も花開、立夏に移る。諸穀種蒔付、早苗植付等准之。大野郡・吉城郡の郷村、農業亦准之。

疆域

東は信濃、西は加賀、越前・美濃、南は美濃北は越中に至る。東西二十五里半(高山より東方、益田郡野麥村へ十二里、其より峠平國界まで一里半、合十三里半、高山より東方、大野郡野の俣村へ十一里半、其より國界六丁、合十二里、又狹所は、廿一里半八町、(高山より東方吉城郡平湯村へ八里八町、其より阿房山國界まで一里半、合九里半八町、西の方は上の分註に同く野の俣村國界迄十二里、南北三十二里半(高山より南方益田郡渡村渡船國界まで、十九里、同北は吉城郡谷村國界まで、十三里半)、同狹所は二十八里、高山より南方、益田郡御厩野村國界まで十五里半、同所より北方、吉城郡小豆澤村國界まで十二里半。

名山

國界に聳立て、國內を圍繞る連嶽、何れも高度測量しかたしといへども、古來諸人の言傳へたる説を記す。
白山 國の西に在。國界第一の最高山なり。飛驒國白川郷と、越前加賀三國に跨、大野郡白川郷平瀬村より、絶頂迄九里八丁。古來諸人、大白川にそひて、險岸の峻嶺をさかのほり、六七里も奥山なる、温泉小屋と云ふ所にやどり

て、翌日白山絶頂に登れり。

御嶽 國の巽に在。白山と鞍嶽と鼎足なせり。飛驒國益田郡・信濃國木曾に跨。益田郡小坂郷落合村より、絶頂迄九里許。夏の長日に、落合村を黎明に出立て、登るに山中不休して、黄昏に頂上の籠堂に至て宿、翌朝木曾神社を拜禮すと云。日和田村より強て登たらば、三四里位なるべけれど、未聞從其村登山人。

騎鞍嶽 國の東に在。白山と東西對立せり。飛驒國三郡村々と、信濃國に跨。益田郡阿多野郷野麥村より、絶頂迄三里半許。青屋村より、同九里許歟。御嶽へ登りし人は、御嶽の方を高しと云ひ、鞍嶽へ登りし人は、鞍嶽を高しといへども、高低は具に測がたし。大概齊しかるべし。三嶽の中に、白山は最高山なれども、押並て三嶽登攀何れも、九里と言傳へたり。鞍嶽へ青屋村よりのことならんか。(野麥より三里半と云ば鞍嶽の低に非ず。野麥村の地理高ければ也。高度鞍嶽の六分程に、住村と謂ふべし。)

槍嶽 三嶽に遙に相對たる尖高峯也。飛驒國と信濃國に跨。吉城郡高原郷神坂村より、登攀六里半。
右四嶽は最高山にて、國中の峻嶺重嶂、大小の山々へ、山脈連屬せり。

諸嶽

川上嶽 國の中央に在、一名東が馬場とも云、宮川の水源也。益田郡馬瀬郷川上村より、頂迄二里半。
大日嶽 越前國と美濃國郡の界に在。白山の末脈也。每春雪消の節、消し跡大字をなせり。町屋峠にて見ゆ。因大字嶽と云を訛れりとぞ。大野郡白川郷尾上村より頂迄。
高砂嶽 越前國界、大日嶽と四海浪嶽との間にあり。同前。
四海浪嶽 國の西に在。白山三峯之一也。越前にては別山と云。此嶽東西の岩に波文あり。因四海浪嶽と云。頂に伊弉諾尊を祭故、雄神河と云。尾上郷村雄神河より頂迄。
森茂嶽 國の中央に在。北方金剛嶽・白木峯に山脈連通。森茂村より。
三方崩嶽 白山の東麓に屹起したる嶽也。平瀬村より。
野谷鹽垢 白山の連脈也。俗に野谷庄司と書は、白川の訛言に、鹽を庄の音の如くいへば也。鹽尻の下略なるべし。野谷村に在。
勾鹽垢 同上、馬狩村に在。
三方岩嶽 仙人窟嶽 劍嶽 笈摺嶽 金剛嶽 上白木嶽 下白木嶽
森茂嶽 國の中央に在。此山脈天生嶺をへて、金剛嶽・上下白木嶽に連屬。森茂村に在。
硫黄嶽 中尾村に在。頂迄。

燒嶽 同村に在。頂迄。
 穂高嶽 神坂村に在。頂迄。
 笠嶽 頂迄神坂より二里半、田頃家より四里半、笹島より四里、金木戸より十里。
 拔戸嶽 金木戸村に在。頂迄。
 中俣嶽 北俣嶽 打保村に在。頂迄。
 横嶽 大多和村に在。頂迄。
 右の内、笠が嶽の麓村々より登攀るに、各別なる高低の違あるにて、水源近き村の、高度を察すべきこと、騎鞍嶽下、三郡諸村より登るも、同じかるべし。

國府近邊名山

位山 【拾遺集】を始、歷朝撰集に詠歌あまた出、【歌枕】にも見。故國司八所歌にも有。山之口村に在。位山谷も同村に在。東は無數河村、西北は宮村に跨。
 舟山 右八所歌に、くくの山と詠れたるは、是なるべし。無數河村に在。

錦山 右同。江名子村に在。

白雲山 往古高山外記居城跡、天正中金森家再築居城、元祿中廢城、文化以來多植樹。高山町の巽方に在。
 櫻山 八幡宮鎮坐。三福寺村に在。高山に對。

愛寶山 位山の舊名。國中山巒のみなれば、不邊悉記。惟

(八日町瀧)

川字瀧 高一丈五尺幅三尺宛。水派ひとしく竝落、似篆川字。同村西迫山中に在。

夫妻瀧 一名八日町瀧。毎年七月七日うたる、人は頭痛を治すと云。高九尺幅三尺。【飛州志】には、在八日町村、とあれども、兩村の山より、流出する溪川の落合にて、雙在ゆえに夫妻の名あるにや。えんさいの瀧とも云。前原村と八日町村の、境の谷間に在。

四十八瀧 上段瀧高二丈七尺幅九尺、函瀧高三丈三尺幅九尺、雙瀧高各七間、大瀧高四丈二尺幅九尺、泥障瀧高二丈四尺幅九尺、銚子口高三丈幅九尺、平瀧高十二間、ケフノキ瀧、蛭水、其餘數多あり。吉城郡古川郷、宇津江村瀧瀬山中に在。

(大白川瀧)

白水瀧 一名大白川瀧。源は白山より流出、白川の郷名と成。高三百六十間幅三間、瀑下より大白川と云ふ。五里下流上白川に入。大野郡、平瀬村大白川奥に在。

二重瀧 高百間餘。上瀧高凡八十間幅六尺、下瀧高凡三十間幅六尺、路程一里半餘隔りたる、小白川村に出る。嶺にて遠望。加須良村川脈山に在。

三段瀧 一番高瀧高四十八丈幅六尺、二番中瀧五六町下、高五丈四尺幅六尺、三番木瀧八町下、高三丈六尺幅六尺。流末牛首谷へ落。字まなご谷に在。天生嶺にて一里餘隔

(國司歌の八所)

古來名あるをのみ、記し置ぬ。【拾遺集】に、こむらさきたな引雲をしるべにて、位の山のみねをたつねん 元 輔
 此歌を思へば、【三代實錄】二十三なる、貞觀十五年二月、飛驒國大野郡、愛寶山、紫雲二度見たる故事を、百年餘も後によみたるを、【拾遺集】に、入たるならむ歟。然れば愛寶山は、位山の舊名歟。右の【拾遺集】の歌を初にて、歷朝の撰集に、位山の歌あまた出で、【歌枕】にも飛驒名所に見えたり。國司詠歌の八所は、位山・久々濃山・錦山・山口・保濃府里灘・宮殿・細江等也。其歌は其所に記すべし。【和漢三才圖會】に載せたる名所は、位山・爾布の川・朝日の原・清水原・飛驒細江等五所也。詳に其所に云べし。位山は其冠たれば贅記せり。

瀑布

平澤谷瀧 高十二丈。久手村

櫻根瀧 高八丈。岩井谷村。

青垂瀧 高四十間餘。高三十九丈幅二間、路程二里を隔てたる、菅谷村より遠見。大野郡池俣村。

林谷瀧 高。宮村餅谷山中に在。

大倉瀧 高二十丈幅六尺。下木村大倉山中に在。

て遠見。茨町村田形山山中に在。

岩舟瀧 高九丈六尺幅六尺。柏原村より二町。高山人・古川人納涼場也。吉城郡柏原村不動谷瀧ケ平に在。

三久瀧 高十二丈幅四尺。宮地村より二十町。宮地村唐木谷小字三久に在。

左古谷瀧 迫谷を作谷瀧と云。宮川の流末を隔て、越中國加賀澤村路上より遠見。加賀澤村迫谷山中に在。

平湯瀧 高七十五尋。平湯村浴場山中に在。

階子瀧 高四丈八尺幅四尺。大瀧。折敷地村瀧が平山中に在。

山犀瀧 高二十間餘。古へ山犀栖しと也。【和訓栞】云、昔信州犀川に犀住り。今も飛驒深山にも住とかけるは、是なるべし。鼠餅村瀧ケ平山中に在。

三重瀧 高。立岩村

石楠瀧 高。青屋村瀧が平山中に在。

嶽谷瀧 高二百間。野麥村瀧谷にあり。

嶺峽瀧 今作根尾、高七十五尋。落合村濁河山中に在。

上峽瀧 俗に感應瀧又觀音瀧。大洞村鹿山に在。

下峽瀧 俗に鹽瀧。同村若柄千尋谷に在。

上釜瀧 中切村

下釜瀧 同村

小狹處瀧 高三十間餘。西漆山村・茂住村堺、小瀬戸谷に在。
横谷瀧 三段、二三町各隔。一番瀧高六丈幅六尺、二番瀧高
三丈幅六尺、三番瀧高四丈二尺幅六尺。飯島村山内三方
岩嶽に在。

藤橋

藤橋 舟津町村・東町村
藤橋 茂住村
藤橋 小坂町村・無數原村

舟橋

舟橋 字町尻、鎖長八十五間、舟十七艘、長五間幅四尺三寸。
古川町縣より五箇村道。
舟橋 字下し、くはず、鎖長八十間、舟十三艘、長五間幅三
尺五寸。同大野上町より、宇津江高野道に渡。

籠渡

籠渡 字上崎、藤綱長五十六間。荻町村・鳩谷村。
同 字溝垣内、同長三十八間、荻町へ通。大牧村
同 字ヌクミ、同長五十間、長瀬支村温水へ通。牧村。
同 字カゴバ、同長卅間、芦倉有家原へ通。橋原村・芦倉村。
同 字堺川、同長十八間、越中赤尾村へ通。明治七年九月板

橋長九間幅六尺。小白川村。

同 谷村

同 小豆澤村

同 杉原村

同 桑ヶ谷村

同 打保村

同、白川 牧荻町。大牧芦倉。耕地に在。

傳云、楓に似たるはなの木と云るを、十文字に、藤にて搦み、
首尾を曲撓つなぎて、籠骨として、下の方に鳥巢と名づけ
て、藤を経緯に延へ、鳥籠の隔子のごとく、織編つなぎ留め
て、上の方に刀良と唱ふる木をくりぬき、藤もて籠に幾重
も撃留て、數條斜集たる藤大綱を、其刀良に貫き、川の兩岸
に張わたし、留株にからみつなぎ、其籠に引綱と控綱を、兩
方に付て、人を載て、此方の岸上より、彼方の岸上へ引渡す
也。又村民一人にて、手繰わたる貌は、恰も蜘蛛の絲をつた
ふに似たり。其危きこといふべからず。

神の代のまなしかたまの小舟すら、水なき空をわ
たりやはせし
本居大平

其外世に名ある人々の、詩歌多し。

温湯

引渡橋

引渡橋 宇尾神瀬、越中道、長十八間、四本つき幅七尺。尾
神。
同 越中道長四間、一本巾尺四。尾神。
同 字ふくしま谷、越中道長七間、二本幅尺四。福島。
同 まきの谷、長五間、一本幅尺二。牧。
同 字大嵐、長瀬秋町へ長五十七間、九本つき幅尺七。福島。
同 字中川原、長瀬へ長二十四間、四本つき幅尺七。御母衣。
同 字中しま、長瀬へ長三十一間、五本つき幅尺七。御母衣。
同 字大白川、越中道、長十五間、三本つき幅尺七。同。
同 字おりがせ、越中道、長八間、二本つき幅尺二。保木脇。
同 字下川原、保木わきへ長十七間、三本つき幅尺七。木谷。
同 字下川原、保木わきへ長十四間、二本つき幅尺七。木谷。
同 字あら谷、越中道長六間、幅尺二。野谷。

國中村々の深山、人跡の絶たる處なるは、知れかたし。古來
諸人の知たるは

白山温湯 湯質硫黄の氣あり。熱湯三所。谷南白瀝湯、ヒゼ

ン濕瘡に吉。太熱湯とも四五間宛隔てわき出。字湯俣谷

の北檜本湯、眼病そこひに吉。青海苔湯、疝氣諸病に吉。

大野郡平瀬村山内、湯の小屋七里半深山に在。

平湯温湯 吉城郡平湯村字浴場山下に在。

山伏温湯 同

蒲田温湯 神坂枝村蒲田岩下に在。

湯迫温湯 同村山内字湯迫に沸出。

濁河温湯 落合村山内字濁河に在。

下呂温湯 湯島村下益田川岸。

温嗽湯

鹽澤小温湯 池ヶ洞支村鹽澤に涌出。

鹽澤小温湯 野麥村山内鹽澤に涌出。

温 泉 俗に焼湯と稱

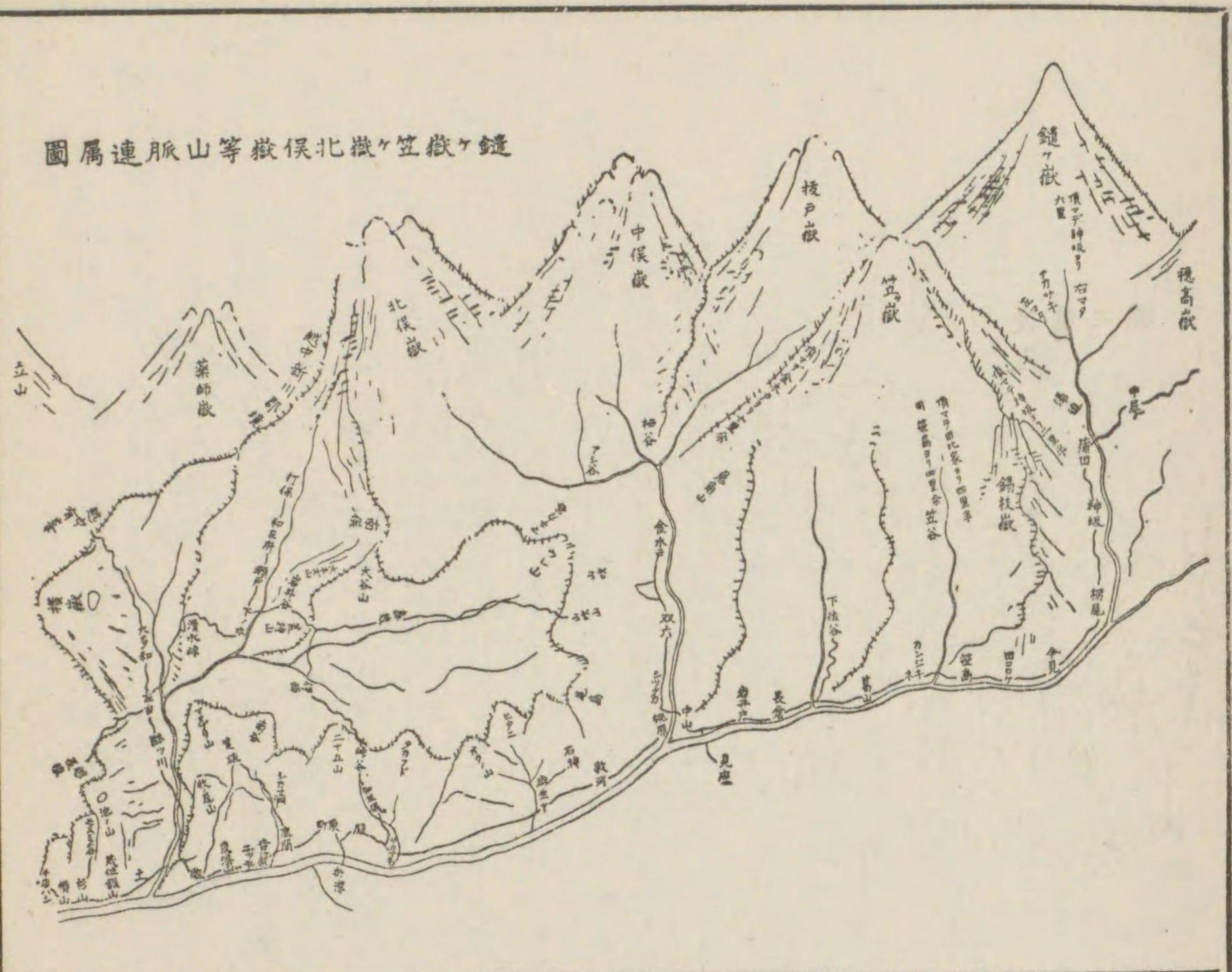
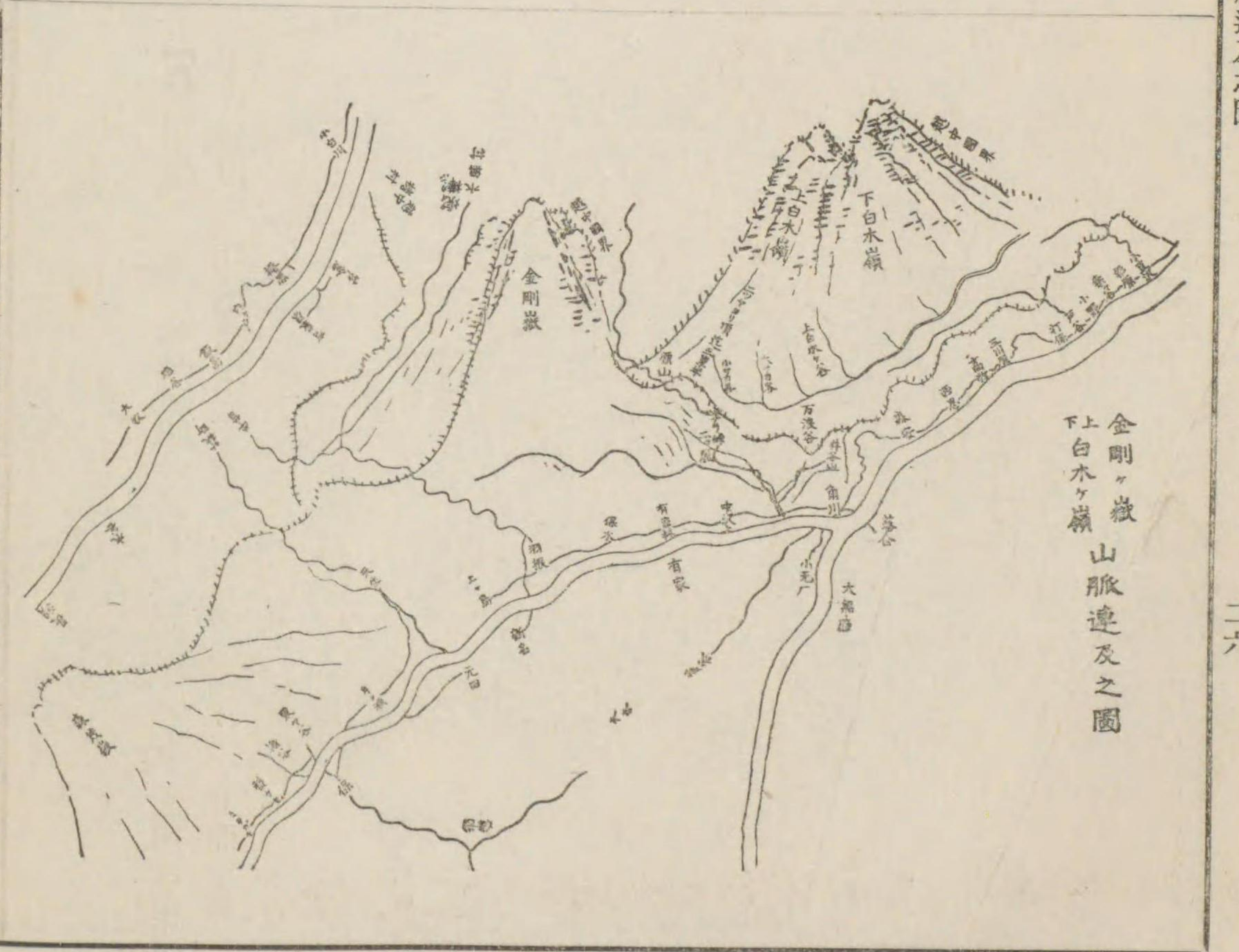
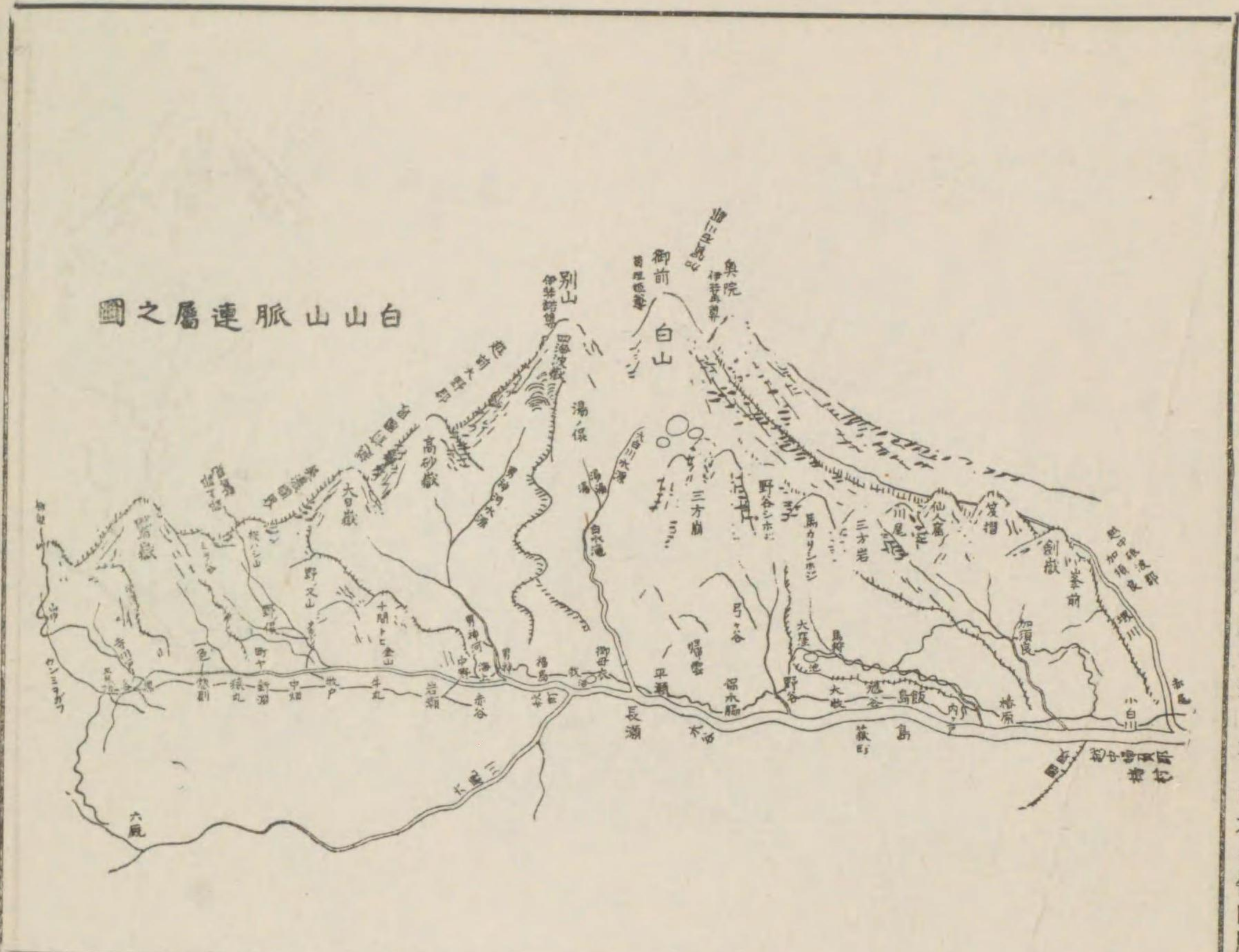
小坂温泉 湯屋村字桃原に涌出。

宮村温泉 宮支村湯屋に涌出。

上野温泉 三福寺支村上野に涌出。

乗政温泉 乗政村字湯屋に涌出。

和佐温泉 和佐村字湯屋に涌出。



大川

【飛州志】云、本土元來溪間の流多しといへとも、大川は南方は益田川、北は宮川の二流なり、其餘の川々は、其間を周流るる、暫時の名にして、或は益田川に入、或は宮川に入れり云、とあれども、東は高原川、西に白川ありて、本源は別にして末流も白川は別に海に入ぬれば、宮川・益田川・白川・高原川等をこそ、飛驒國にては、四大川といふべけれ。其本源を左に記しぬ。

四大川

○宮川 本源は大野郡宮村の深山、川上嶽（兎ヶ馬場とも云。南面は益田郡川上村也。東面は大野郡山之口村、西面は同大原村、北面は同宮村也。）字魚がへり谷・爪痛保（爪痛は寒冽水の義なるべし）・眞迫、又温湯谷（谷水に温湯まじり涌出るなるべし）等より流出で、北流、位山林谷瀧水の末も流入、宮村に出、川長六里餘幅廣狹定まらず。枯涸水は深一尺許、水無神社前に至り、覆川原長五六町の砂石底を潜りて、流る、故に、水無川と云。その末にて、漸々流れ出て、一帯の清川となる、是より宮川と號す。石浦・片野・千嶋・花里を経て、高山に至。彌生橋下にて江名子川流入、其より流末諸川流入。廣瀬郷古川郷より、年々秋年魚梁掛之。古川にては大河と

飛驒と越中との堺川小川流出、大白河に合流越中國に入。
寺河戸村字山中より、此處越中國界迄十七里、平瀬村大白
川水源、白山東半より國界迄十八里、五箇莊を経て北流、名
を莊川と改、同國射水郡伏木湊に至て、北海に入。大白川流末越
中國の川程未
詳

但、白川は、國中第一の激川にて、川舟は勿論、横渡にも
用がたき故に、五六所に籠渡あり。其製精密也。荻町條中
に詳記すべし。險流ゆえ、年魚も年々辛苦して登れば、其
頭小く體胖にして、殊更美味と稱す。従前下白川より、上
白川中野海上邊まで、魚梁を掛たりしと也。近年絶て不
掛は、遺憾の至也。

白川生産魚、岩魚・鮭・鱒・鱒・年魚。鱒も白川は最上味也。
川中に瀧のある村にては、上旬にて收穫のこともあれとも、
高山街へ賣出すまでは、とりえざる由也。可惜事也。

○高原川 源は乗鞍嶽より出、谷々の流水落合、吉城郡高原
郷平湯山内、字臂折谷にて平湯大瀧となり、銀山谷を流出、
平湯村より北流、一重根村・福地村をへて、蒲田川に合流、乾
方に流出、笹島村にて笠谷川落合、末流下佐谷川其外も落
合、中山村にて雙六谷川合流、猶又乾流、舟津町村より北流、
五里餘を経て、谷村にて宮川に合流。高原川水源より國界
二十里。越中國に至、北流神通橋富山町舟橋を過、東岩瀬に

至、北海に入。高原川水源より海口迄川程三十三里なり。
高原川生産、岩魚・鮭・鮭・鱒・鱒・年魚。

宮川支源小川名目

江名子川 灘郷奥江名の谷山により流出、高山日影町より
空町を経て、三之町彌生橋下にて宮川に入。

三福寺川 大八賀郷岩井村瀧村の深山より流出、郷中を乾
の方に流て、大八賀川と云、三福寺を歴て、右同。

酸海苔川 灘郷千島村・西一色村の覆盆子谷より流出郷中
を北流、本母村に至て右同。

川上川 川上郷中野村龍嶺より流出、郷中を周流して、灘
郷本母村・三枝郷中切村にて右同。

小八賀川 乗鞍嶽の數池水流出て、大丹生池に集り、池俣
の山中青垂瀧を直下、當村を過、澤上川と、湫川と落合、
西流、郷中をへて、古は丹生川と稱し由也。此川水甚寒冽

(川生丹)

なれば、古來年魚・鱒の、上りしことなしとぞ。吉城郡三
川村に至て、宮川に入。三川は寒川の由也。

瓜栖川 吉城郡瓜櫨村奥、眞谷山より流出、當村をへて、金
桶名張堺にて右同。

内江川 同郡宇津江村山中瀧洞の源水、四十八瀧を落て、
當村を過て右同。

荒城川 同郡吉城舊名郷、折敷地村深山、大瀧山村より階子

瀧等の源水落合、當村に流出、奥村々をへて、荒城神社前
にて、當郷村々田地の用水にせき分、故に水分神を
上古に祀れり周流古川
郷をへて、町縣に至右同。

細江 同郡太江舊名村山中、一の洞二の洞より流出、當村
を過杉崎に出て西流、袈裟丸村にて宮川に入しを、大雨
出水のころ、兩岸上田地砂押入しを、厭ひて明和七庚寅
年杉崎村に新川を堀通して、直に南流して宮川に入。

畦畑川タラノ川 同郡古川郷畦畑村、東ヶ洞・西ヶ洞の谷水當
村にて落合、長に流去五ヶ村をへて、谷村にて右同。

戸市川 同郡數河舊本字村山々の谷川合流、戸市村を過、岩
丸末眞をへて、野口村にて右同。

小鳥川 大野郡小鳥郷、上小鳥村唐笠山、反橋山又其外の
谷川落合、郷中を過、小鷹狩郷中を経て、角川村にて、宮
川に入、東岸は小鳥郷落合村也。

益田川支源小川名目

阿多野河 乗鞍嶽の源水、益田郡阿多野郷村へ流出、西流
野麥川に落合、阿多野河と號。

日和田川 御嶽より流出る源水、千間瀧・小瀧等を落て、女
池・男池にたまりて流出、小日和川、日和田本谷川と合流、
西の方に流、阿多野河に入。

黍生川 鞍嶽の水、池ヶ洞支村黍生をへて末右同。

鹽澤川 是も同支村鹽澤をへて末右同。

道後谷川 御嶽麓銅山谷より流出、道後山中より日影村に
出末右同。

猪鼻川 同麓の源水猪鼻村に出、中宿村下もにて右同。
徳河 鞍嶽の源水、中洞村徳河に流出て右同。

秋神川 源は御嶽の内巒子ヶ嶽より流出、秋神七村の谷川
流合、秋神川と號、黒川村に出て右同。

青屋川 源は鞍嶽麓より流出、本谷川と葛尾谷川と、青屋
村にて落合て西流、字城山下にて右同。

無數河 源は大野郡山之口村位山より流出、牟須吳をへて、
宮支村多武をすぎ、無數河村を周流して右同。

小坂川 源は御嶽の谷々より流出、水源あまたあり、益田
郡小坂郷奥組。

濁川 御嶽より出、源は濁水鹹味なり、流末諸谷水混し
て知れがたし。

樺谷川 御嶽の内巒母嶽より流出、清水淡味。

小黒川 落合村小黒川山より流出、支村麥島にて濁河に
入。

大洞川 御嶽山麓より流出、大洞湯屋をへて。
右四川落合村にて落合郷中を西流、小坂町村にて右同。
見上川 小坂郷坂下村と上呂郷宮田村との、見上山より流

出、阿多野河に入。

大鑿洞川 源は上呂郷大か洞山より流出、右同。

奥田洞川 源末右に同。

益田川 上流は阿多野河と云、
呂郷より益田川と云。

山之口川 源は川上嶽東面位山南面より流出、山之口
村にて落合南流して、尾崎村と四美村界にて益田川に入。

竹原川 源は竹原郷乗政村・御厩野村等より流出、當郷を
周流して、下呂郷小川支村大淵にて右同。

輪川 源は下原郷蛇の尾村大鹿野より流出、當村竝田口村
夏焼村を経て、竹原川に落合末右同。

久野川 源は當村山中より流出、西流右同。

門和佐川 源は右同、門和佐村・火打村をへて、和佐村にて
右同。

福來川 源は右同、奥洞かり流出、西流して右同。

馬瀬川 源は大野郡檜谷村龍馬嶺より流出、大原村周流、
益田郡馬瀬郷川上嶽一の谷川も落合、川上村を始當郷十
村を南流、馬瀬川と號、美濃國に流去、下流和良川に落合、
下原郷渡村をへて、益田川に入て南流。

白川支源小川名目

六厩川 水源は上の白川本源中に記。

寺河戸川 右同。

源より高原川落合迄凡十五里。

藏柱川 源は荒原村大坂原の山々の谷川落合、藏柱村のも
流合て、本郷村下に流出、吉野村谷川も落合、只野橋下に
て、高原川に入。

和佐保川 源は和佐保村の伊西峠、又二十五山其他の谷川
落合、當村を周流して、殿村支村逆港に出高原川に入。

吉田川 源は吉田村杉越山より流出、當村并小萱村の
谷川も落合、釜崎村をへて吉田川となへ、朝浦町下に
て蟻川と號、舟津町堺にて右同。

岨川 源は柏原村・巢山村・大笠村の山々より流出、合流山
田村下にては、山田川と號、西村・伏方・寺林・堀内・梨ヶ
根等の村々を歴て、舟津町村字大島にて同上。

霧雲川 源は伏方村流派嶽後。

山村川 跡ッ川 源は打保村北俣嶽西面より出て、數村を
西流、森茂川・伊西川、合流、山ノ村川といふ。又一源は、
大多和村横嶽より流出、左古村・跡ッ川村に出、山ノ村川
に合流、土村に至て高原川に入。

原

原野は國中に數多ありて、不遑枚舉。惟其大概を記。

大坂原 縦凡七八丁、横三四丁、路傍有瓢箪清水。荒原村山

斐太後風土記首卷 大川 高原川支源小川名目 原

三三

源より高原川落合迄凡十五里。

藏柱川 源は荒原村大坂原の山々の谷川落合、藏柱村のも
流合て、本郷村下に流出、吉野村谷川も落合、只野橋下に
て、高原川に入。

和佐保川 源は和佐保村の伊西峠、又二十五山其他の谷川
落合、當村を周流して、殿村支村逆港に出高原川に入。

吉田川 源は吉田村杉越山より流出、當村并小萱村の
谷川も落合、釜崎村をへて吉田川となへ、朝浦町下に
て蟻川と號、舟津町堺にて右同。

岨川 源は柏原村・巢山村・大笠村の山々より流出、合流山
田村下にては、山田川と號、西村・伏方・寺林・堀内・梨ヶ
根等の村々を歴て、舟津町村字大島にて同上。

霧雲川 源は伏方村流派嶽後。

山村川 跡ッ川 源は打保村北俣嶽西面より出て、數村を
西流、森茂川・伊西川、合流、山ノ村川といふ。又一源は、
大多和村横嶽より流出、左古村・跡ッ川村に出、山ノ村川
に合流、土村に至て高原川に入。

原

原野は國中に數多ありて、不遑枚舉。惟其大概を記。

大坂原 縦凡七八丁、横三四丁、路傍有瓢箪清水。荒原村山

斐太後風土記首卷 大川 高原川支源小川名目 原

三三

源より高原川落合迄凡十五里。

藏柱川 源は荒原村大坂原の山々の谷川落合、藏柱村のも
流合て、本郷村下に流出、吉野村谷川も落合、只野橋下に
て、高原川に入。

和佐保川 源は和佐保村の伊西峠、又二十五山其他の谷川
落合、當村を周流して、殿村支村逆港に出高原川に入。

吉田川 源は吉田村杉越山より流出、當村并小萱村の
谷川も落合、釜崎村をへて吉田川となへ、朝浦町下に
て蟻川と號、舟津町堺にて右同。

岨川 源は柏原村・巢山村・大笠村の山々より流出、合流山
田村下にては、山田川と號、西村・伏方・寺林・堀内・梨ヶ
根等の村々を歴て、舟津町村字大島にて同上。

霧雲川 源は伏方村流派嶽後。

山村川 跡ッ川 源は打保村北俣嶽西面より出て、數村を
西流、森茂川・伊西川、合流、山ノ村川といふ。又一源は、
大多和村横嶽より流出、左古村・跡ッ川村に出、山ノ村川
に合流、土村に至て高原川に入。

原

原野は國中に數多ありて、不遑枚舉。惟其大概を記。

大坂原 縦凡七八丁、横三四丁、路傍有瓢箪清水。荒原村山

斐太後風土記首卷 大川 高原川支源小川名目 原

三三

中に在。【和漢三才圖會】飛驒名所に、清水原と云を載たるは是乎。此大阪原を古へしかいへるにや。

千町原 青屋村・中洞村・池洞村等の山上に在。乘鞍嶽の半腹に在て、いとく廣大なる高原の由なれど、其麓の村民も、登臨せし者、甚稀也とぞ。

蕨原 縦凡十町、横、中洞・池洞村山上に在。同嶽の麓にて、中洞村より一里はかりの山上にて、池洞山に接きぬ。其村の民等、原上にあまた小屋を掛け、革胡桃の皮を剥で、屋根にも壁にも用て、年々春秋四五日許も、婦女等上りて住て、蕨根を堀、粉に製。

池の原 縦二十町餘、日和田村山中に在。御嶽中腹に在。雌池も雄池も、此原に在。

上段原 同村并小日和村山中に在。右池の原の地續に在。蕨微叢生。

原 縦八町といへども猶餘りあるべし。横四五町許。秣場、落合村山中に在。落合村より濁河山、根尾瀧、又は樺谷へ登る山路に在。其は村を出て八町、暗賀里アツカ、南北に高聳たる、其所の山間の谷徑にて晝も甚暗し。牛鼻豆良ウシノビマメ、大岩寒泉オホイソヒ、岩立イワタテ、八ヤチ、大俣川と小俣川と落合の溪上に數百丈の岩壁あり。爪にて搔撃たらん如き形勢なり。猪鹿上の原より追落さるれば、骨も碎死と也。北に坂あり。

寺野 縦四百間、横三百廿間。鳩谷村。本願寺親鸞師の弟子、嘉念坊善俊、建長五癸丑年此地に來て、一字を結て宗旨を弘めぬ。俗に鳩谷道場と云、其比より寺野と云しにや。

(鳩谷道場)

辻野 東西百五十間、南北百間。辻村。信濃東京往來道に在。礪确瘠地にて草木も難長。

狹平野 上呂村。

大鹿野 野尻村・蛇尾村。

鳥狩野 縦三十七間、横十七間。坊方村。

茶屋野 縦二十八間、横二十間。同村。

藤林野 縦五十間、横二十間。同村。

池澤・湫沼

池・澤・湫・沼とも、國中深山に在て、詳にしられざるも多かるべし。故其大略を記す。

鞍嶽四十八池之内 嶽嶺大池 三峰對峙の中に在。周廻三里ありと云。池水平生氷合、直徑見量一里許と云。上池・

下池・濁池・赤池・燧池・摺鉢池・土樋池。周廻二町三町間、東西十五間、南北三十間、濁水深不

知。曲池・女池・男池・野池。

大丹生池 周回八町二十間、東西一町、南北一町四十間、水清潔底迄見透、見者肅然改容、其深不測得。

斐太後風土記首卷 池・澤・湫・沼

原 縦嶽前口碑には原八町と云。岩立八町の險坂を登て原に出。又八町餘過て、

上段原 縦嶽前口碑には原八町と云。岩立八町の險坂を登て原に出。又八町餘過て、故に號たりしが、濁河の末流に掛わたして甚奇觀也。可惜先年地震にて動損て、中央斷絶て、兩岸の橋詰のみ大岩残り、平太郎窟。

朝日原 高原郷宮原村・在家村・本郷村・吉野村。右村々を、古へ朝日原と云し由也。十代江馬旭四郎平宗時の旭も是に因れり。【三才圖會】の名所は是乎。はた羽根村なる旭原を擧たる歟。詳ならず。曾傳原 見座村山中に在。旭原 羽根村山中に在。

野

上野 松本村・三福寺村・松木村・町方村・新張村。大野郡五村の地に接たる高平の曠野也。古來秣場たりしが、近世連りに田畑を新墾せり。

小鳥野 上小鳥村。上小鳥村より往來路傍六段松木嶺までの間に在。近年畑を新開。

禪野 縦六百間、横四十間。茨町村。此地榎木は不生地なれば、名義鳥狩野にや。文政中少田畑を開たれど、猶殘地在。

平池。東西十五間、南北二十五間、周回二町十間、清。青垂池。池俣村山内。

阿房池 鞍嶽谷々の流水、この池に集り平湯村へ流出す、高原川源水の一派。東西二十間、南北三十間、周回。平湯村山内。

大池 嶽頂大池の水流出て、南方此大池に溜り、谷々の水と共に集て、嶽谷の大瀧となり、野麥村に流出。益田川の水源とも可謂。野麥村山内。

黃草池 位山の長麓カサネに在、舊池跡水涸て惟荒窪殘。宮村と支村多武の間に在。土人口碑曰、往古此池に大蛇すみけるが、ある時其大蛇、池より脱出んとする由、村人言はやしければ、宮村民等、いたくなけきて、相ばかり、古き鍬鎌等の、農具をよせ集めて、池の北涯に竊に埋置けり。其後天地晦暝、山嶽鳴動して、池中より大蛇脱出、無數河より、阿多野川へあらひ行けると也。其後荒果て池跡のみ今に残れりとぞ。

寶田池 牧が洞支村得能に在。池上に寶田神社坐、祭神不詳。土人口碑に傳、此池魚をとれば、必神の祟ありとて、古來諸人つゝしみて、手をだにふれずと、言つたへたり。寺垣内池 池本村の中段に在。相傳云、古へは大池にて、池本村名にまで負しが、連々に淺せて、田地として、今世は

字寺垣内に、澤となりて、其跡残り。霖雨の比は、潦水
澆て大池と成と也。

丸山池 周廻廿四間。江黒村。

堂下池 周廻廿八間、清水深二尺、眼子菜叢生。同村。

泥濘池 直徑十五間、濁水深一丈。御母衣村入口に在。

【和訓栞】中編^{二十五}の「みどろ」は水泥の義也。俗に汗みどろ
など云り。眞泥村をもよめり、和泉國泉南郡に、箕土路村

あり。同書同^{卷八ウ}ミゾロハ泥濘を云。ミドロの轉なるべし。山

城愛宕郡のミゾロ池。ミゾロ村に在て、【類聚國史】に泥

濘池に作れり。【郡名所圖會】には、御菩薩池に作れり。此

御母衣も、ミドロの轉音なるべし。

白山東面、三池^{名不詳}平瀬村大白河水源。山分衣。<sup>山崎弘泰
白山紀行</sup>

大窪池 直徑四十間、清水深八尺。大窪村耕地外に在。

大池 字大池原。大多和村横嶽に在。横嶽の南面に在。池

中一島、村民旱天に此島にて請雨すと云。

池山池 鉛窟傍。茂住村銀山池の山上に在。

辻池 字袖か原、水鳥常住。益田郡見座村山中に在。

雌池 御嶽東面、蕪菜叢生、水鳥群栖、小濁水深。日和田村

山中字池原に在。

雄池 同半里程西、清水深。同村同所に在。

飯備池 萩原間道傍、縦十五間横八間、池中有十八島、矮松、

横沼 馬瀬川岸上、周廻二十間、清水深一丈。黒石村より川
上に在。

阪嶺

俗作峠

國中村々阪嶺甚多、不遑枚舉、其名最高きをのみ、概記す。
城坂 金森居城搦手の坂也。一の町上より馬場へ上る處。
高山に在。

衣斐坂 古へ衣斐某の邸跡、肴屋町より馬場へ上る處。高
山に在。

文右衛門坂 山藏文右衛門邸跡安川町より崖上上る所同。

御坊坂 一の町下より照蓮寺へ上る所。同。

神坂 金森侯天満宮參拜道、東川原町より西町へ出。同。

長坂 崖上町より松の木村往來處。同。

小絲坂 古へ小絲と云陶工住居地、小絲燒と稱。上岡本よ
り支村古町へ越。

牛飛坂 上岡本古町より、新宮へ通。

長嶺 上岡本より、山田村へ越。

七曲嶺 一里半。江名子より大西村へ越。

三福寺嶺 高山空町より三福寺村へ越。

黒岩坂

眞菰坂 一里餘。松ノ木村より町方村へ越。

杜鵑花叢生。同郡羽根村山上飯備平に在。

花池 益田川東岸上、縦二十間、横七八間、清水深三尺、鮒

鮠雜魚栖。花池村大路傍に在。

孝子池 字池野、池水清澄殊他、雜魚栖之。同郡下原郷、瀬

戸村大路傍に在。

寺前池 玉龍寺門前、周廻廿五間、直徑五間、小濁水深三尺

餘、眞鯉鮮鯉鱸栖。同郡同郷、中切村耕地際に在。

宮下池 貴布禰社下、周廻八十間、清水深一丈二尺、汀生眞

菅。同郡馬瀬郷中切村往來坂下に在。

水無尾澤 縦七十間、横三十間、清水深一丈二尺、汀生眞菅。

大野郡三尾河村耕地際に在。

大澤 字大澤平。吉城郡森茂村山中に在、同村耕地畔に在。

下木村山内荒谷に在。

菅生澤 益田郡敷河村山下耕地畔に在。

大湫 日面山字大久手、東西三十五間、南北三十間。久手村

字日面山に在。

嶺湫 久手峠。同村俗云平湯峠に在。

袖沼 疊多生。山田村田地畔に在。

菅沼 池ヶ原山、縦二十間、横十間、菅叢生。洞村山中に在。

古しへ隣村、菅沼と一村たりし比、此沼ありし故に、菅沼
村の名に負しと也。

阿拜畑嶺 鹽屋村より瀧村へ越。

郡上界嶺 或云美女嶺一里半。山口村より阿多野へ越。

山口坂 大洞村より山口村へ越。

釜ヶ坂 町方村より松木村へ越。

平湯嶺 二里。久手村より平湯村へ越。

小木曾坂 小木曾より大萱村へ越。

大樽嶺 一里。宮湯屋より三谷村へ越。

夷嶺 一里。大萱村より折敷地へ越。

一本椽嶺 一云千光寺嶺、一里。下保より柏原へ越。

宮嶺 半里。宮村より山梨へ越。

蓋嶺 半里。宮村より支村多武へ越。

位山嶺 三里。宮村多武より山之口村へ越。

有道嶺 一里。小坊村より有道へ越。

秋神嶺 一里半。有道より西洞村へ越。

阿多粕嶺 三里。阿多粕より西洞村へ越。

瓜栖嶺 一里。三枝幸草洞より瓜巢村へ越。

烏嶺 前原村より。

小鳥嶺 二里。牧ヶ洞より小鳥郷へ越。

有巢嶺 一里。坂村より有巢村へ越。

龍馬嶺 一里半。中野村より檜谷村へ越。

麥島嶺 一里半。檜谷より六厩村へ越。

坂本嶺 大原村より美濃坂本村へ越。
 松木嶺 上小島より六厩村へ越。
 森茂嶺 一に名伏嶺、二里。大谷村より森茂へ越。
 輕岡嶺 六厩村より三尾河村へ越。
 山中嶺 三里。寺河戸より美濃霞へ越。
 町屋嶺 町屋村より野保村へ越。
 尾上郷嶺 海上村より尾上郷村へ越。
 野谷嶺 野谷村より大窪村へ越。
 卒都婆嶺 飯島村より馬狩村へ越。
 加須良嶺 三竝峙三里。馬狩村より加須良村へ越。
 天生嶺 四里半。荻町村より天生村へ越。
 松尾嶺 二里。加須良村より椿原小白川村等へ。
 打越嶺 小白川村より同村耕地へ越。牛首村より越中燒樺村へ越。
 今洞嶺 上廣瀬より今村へ越。
 國府嶺 廣瀬町より養輪村へ越。
 畦畑嶺 高野村より畦畑村へ越。
 稻葉嶺 高野村より平岩村へ越。
 平岩嶺 平岩村より畦畑村へ越。
 大坂 原嶺とも亦十三本嶺とも云。二里。八日町村より荒原へ越。

駒原嶺 駒がはなとも、駒放坂とも云。三里。折敷地村より在家村へ越。
 鳥屋嶺 養谷越とも云。折敷地村より鼠餅村へ越。
 御坂 森部金山より藏柱御坂へ越。
 柏原嶺 樺原嶺とも云。大江村より柏原村へ越。
 西村 數河村より西村へ越。
 洞嶺 洞村より西漆山割石等へ越。
 倉谷嶺 【飛州志】にあれども高原郷の誤ならんか。小島郷丸山村より。黒内村より稻越村へ越。
 湯槽嶺 一里。信包村より稻越村へ越。
 保嶺 稻越村より保村へ越。
 天生嶺 再出、四里半。天生村より荻町村へ越。
 檜嶺 二ツ屋村より越中長谷へ、羽根村より越中燒樺へ越。
 白坂 角川村より森安村へ越。
 文道寺嶺 三川原村より打保村へ越。
 阿房嶺 六里。白槽湯屋へ三里。平湯村より信州大野川村へ。
 湫嶺 平湯村より久手村へ越。
 神阪 青木嶺とも云。神坂村より支村蒲田へ越。
 宇治坂 長倉支村細越より下佐谷村へ。
 駒放坂 在家村より折敷地村へ越。

巢山嶺 荒原村より巢山村へ越。山田村より吉田村へ越。
 寺林村より吉田村へ越。
 山吹嶺 金木戸山吹より森茂村へ越。
 伊西嶺 和佐保村より伊西村へ越。
 笈破嶺 東漆山村牧村より笈破村へ。
 青木嶺 左古村より下之本へ越。
 撫嶺 【飛州志】に舟峠とあるは是乎。
 有道嶺 久須母より有道村へ越。
 七曲嶺 大西村より江名子村へ越。
 郡上界嶺 見坐村、辻村より山口村へ越。
 權現嶺 小瀬ヶ洞より中洞村へ越。
 猪鼻嶺 黍生谷より猪鼻村へ越。
 鳥屋尾嶺 桑島村より猪鼻村へ越。
 石佛嶺 上ヶ洞村より阿多野郷へ越。
 檜皮嶺 二里。阿多野郷より日和田村越。
 長嶺 小日和田より信州西野村へ。
 野麥嶺 三里。野麥村より信州川浦村へ越。
 有道嶺 西洞村より。
 阿多粕嶺 西洞村より。
 麥島嶺 西洞村より落合麥島へ越。
 門坂 門坂村より小坂町村へ越。

連坂 尾崎村より中切村へ越。
 檜皮嶺 跡津古關より名丸村へ越。
 柿坂 西上田村より西村へ越。
 初矢嶺 小川村より乗政村へ越。
 釣鐘嶺 三原支村釣鐘。門原より支村坂本へ越。
 夏燒嶺 宮地村より夏燒村へ越。
 舞臺嶺 御厩野より美濃加子母小郷へ。
 大鹿野嶺 野尻村より蛇尾村へ越。
 久野川嶺 夏燒村より久野川へ越。
 門和佐嶺 田口村より門和佐へ越。門和佐より美濃。執幣嶺 和佐村より久野川へ越。
 福來嶺 和佐村より福來村へ越。
 燧越 福來村より火打村へ越。
 小川嶺 中切村より美濃小川村へ越。
 謀嶺 西村坂本より美濃弓掛村へ。
 梅嶺 下山村より美濃卯原村へ越。

金銀銅鉛 其他

國中三郡諸山に、所在舊窟・新窟・休山・試業・盛業とも書記。
 金山 大谷村 求女山内
 金山 池本村 片野山内

金山 六厩村 地獄谷
 金山 牛丸村 七間樋山
 金山 岩瀬村 高野
 金山 森茂村 金山谷
 金山 天生村 天生谷
 金山 森部村 金山谷
 金山 藏柱村 御坂
 銀山 和佐保村 大富
 銀山 鹿間村 菅澤
 銅山 鹿間村 蛇腹平・源藏谷
 銅鉛山 和佐保村 前平・東平・北平
 銅鉛山 東漆山村 取切山
 鉛山 和佐保村 東平
 鉛山 跡津川村 宮の尾
 鉛山 茂住銀山 池の山
 鉛山 平湯村 鉛谷

右諸金山、開窟鑿礦、年代未詳。荒城郡遊遊郷を、財部郷と改めし頃なるべし。後又其財部を、高原郷と書しも、江馬家來住以前ならむ。中興は、越前人茂住宗貞、永祿・元龜の頃、來て茂住村に寓居（村名も其居によるなるべし）。國中三郡山々諸窟を穿、天正初年盛也しとぞ、其後金森領國と成、茂

住宗貞末孫、越前敦賀に住、打伴辨二郎守宗と云。安政五年三月來話。

水晶 鳩谷村 硫黃 平湯村
 硫黃 神坂村 浩礬 中尾村
 綠礬 中尾村
 砥 西一色村 加須良村 戸谷村 伊西村
 礪石 高山長坂 片野村 太江村 柏原村

巖石窟 自然窟をのみ出す

三郡村深山中、人跡絶たる地には、奇石奇岩居多有へけれとも見人なし。惟諸人の賞美するをのみ記。

長坂礪石 高山町を始、近郷村々へ賣出。柱土臺等、礎・端口・平礬・沓脫・石臼・炭櫃、其他碑・墳墓・石塔等。高山空町松木長坂山に在。

片野礪石 凡長坂石に似たり。片野村山中より析出。

黒岩 三福寺村。

七夕岩 兩村民毎年七月六日夜、東西の高岩に、繩はりわたり、燈籠をかけ、又藁にて造物を爲て懸之、二星に獻、五穀成就の祈禱、古來定例也。松木村・五名村、境山尾。大八賀川。岸上對立。

桶岩 礪石とも云。瀧支村生井字桶岩山下に在。

兩面窟 日面村出羽平岩山に在。
 石鐘乳 同所
 硯石 同所
 動搖岩 三尾河村上平畑中に在。
 炮丸石 野俣村關屋邊畑中に在。
 龍馬石 檜谷村龍馬嶺上に在。
 岩窟 安末尾上郷村山内に在。
 木葉石 同
 志乃夫石 白川郷
 同 同
 花紋石 御母衣村・平瀬村大白川礪石に在。
 又 同
 六方石 品水 萩町支村遠呂山中に在。
 砥石 加須良村。
 仙足石 三川村往還路上に在。
 三峯岩 上廣瀬村宮川水上に出。
 函石 半田村前平山より出。
 墨石 同所
 江馬腰掛石 八日町村往還路傍に在。
 火燭石石炭 宮地村宮谷山内常滑に在。
 鐵床石 徑一丈。同村之内字川曲に在。

船岩 長九尺、荒城川水上に出。同。
 獅子岩 高廿五間。同村山内字腋谷口に在。
 岩舟 瀑布の懸りたる岩也。高十間餘。柏原村山内字不動谷に在。
 蛤蜊石 石高二尺七八寸、常に白氣を吹、古昔雌雄二石在。中昔請雨の祈の爲に、山下の淵に沈めしより一石と成。高野村古城跡山上に在。
 石鏃 俗間曰矢根石。雷斧。同村字端場上畑より出。
 龍淵石 石凹小池容水二斛七斗五升、以供諸人盥漱、高七尺餘、長九尺七寸、横六尺。古川眞宗寺佛堂前。
 礪石 國中用石之最第一たり、色純淺青、光潤あり。石鏡或鹽漱石・石碑・石燈籠、其他數品に製。沼町村字貂洞山より出。太江村字日影山より出。
 婦足踏石 岸奥村宮川淵上に在。
 平岩 一名蛇穴岩形三角、三間二間高八尺、圓穴二つあり。小蛇出入。平岩村往來路傍に在。
 豪籬岩 字かぢ田に在て形似たればなり。同村耕地字鍛冶田に在。
 舟岩 村頭に舳に似たる長三間餘徑一丈の岩あり。村後に艦に似たる大岩、村家は其兩岩の中間に在。舟原村前後兩方に在。

礮 村名に負し砥谷なり。戸谷村谷川に多在。
 水吸石 平湯村熱澤川水中に在。
 石鎌 葛山村
 三姓岩 【飛州志】に三際とかけは誤なり。下佐谷村通路の傍に在。
 杖石 長倉村。
 蓑石 岩井戸村
 書字岩 同
 男女石 同
 佛龕石 長倉村
 材木石横積 双六村
 同縦積 同所
 雙六盤石 同
 疊石 同
 神像石 麻生谷奥治田村に坐。
 神形石 石神村氏神社中に坐。
 割石 割石村字高端。
 鯉石 吉原村川東岸に在。
 犬石 笈破村山上にあり。
 千岩棧 横山村
 臥牛石 大西村と久々野村との堺に在。

立岩 立岩村後の山上にあり。
 日北大岩 上ヶ洞村川に向に在。
 幕岩 日和田村御嶽麓に在。
 義仲腰掛石 同所
 牛鼻 落合村
 鍋弦岩 落合村
 岩楯 同
 平太郎窟 同
 石燕窟 同
 隠離岩 中呂村
 三箇石 乗政村三石洞山上に在。
 石神二柱 保井戸村
 海螺岩 瀬戸村
 石門 同
 塔岩 同
 鳴岩 三淵村往還路上に在。
 重箱岩 同
 六角材木石 同
 重岩 火打村
 乳岩 福來村
 上釜石 中切村益田川兩岸に在。

下釜石 同所

斐太後風土記卷之一

富田禮彦謹撰

大野郡九郷灘郷十六箇村

【和名抄】に大原郷見ゆ。其郷を後に不詳 割て、灘郷・久々野郷・川上郷・小鳥郷・白川郷と、古來唱來りし、小郷名を用しなるべし。然る故に、【和名抄】には其等の郷名は皆脱て、數多の村々を總たる、大原一郷なれば、ある國の繪圖にも紛れて、一郡の名にせしならむ。

灘郷は【和名抄】編集より後に、大原郷の内より、割出たる郷なるべしといへるは、【延喜民部式】に、凡諸國部内郡里等名、並用二字、必取嘉名とあるに違へれば也。然れども、奈太といへる小郷名は、上古より有つらむ。其名義は、上代の御名代田をはぶきて、名田とせしならむ。【大祓執中抄】十八云、先祖の功にて給りたる田を、代々領きたもつ。是を名田と云ふ。こは其先祖の名を、其田に遺し傳るゆゑなり。此名田を多く持て、族廣き者を大名と云。そもく神代の

斐太後風土記首卷 終

大已貴命の御名を、古書に大名持とかけるも、即此神の名田をば、ひろく領知ませるゆゑに稱たるなり。されば上代の天皇の御自の御爲、又后妃・皇子たちの御爲に、御名代として、遺しおかせたまへるも、皆田地のことにて【日本書紀】の清寧天皇・安閑天皇の詔を引云々とあるなど、御名を田地に遺留たまふ由也。此名田は、何れの御代の事か、正史に脱、又言傳もたえなければ、詳には知れかたし。然るに中古に至りて、其名義を不知して、石浦・千島の村名によりて、海の洋と思違て、洋を灘字に誤り用たるなり。

片野村 石浦村 千島村 花里村 西一色村 上岡本村 春國村 下岡本村 七日町村 桐生村 本母村 冬頭村 江名子村 高山一之町村 同二之町村 同三之町村

【和名抄】に、飛驒國府在大野郡と記せるは、當昔は即大原郷今の此奈太郷をさしていへるなるべし。志賀高穴穗宮朝廷成務天皇御代に、大八崎命を斐陀國造になし、下されし頃の國府は、本母なりし由也。其後五百年ばかり經て、難波豊崎宮朝廷孝德天皇御代に國守を定めて、國造に代らしめ、(國造は舊來の神事のみにて)國政を執行しめられし時、國府を廣瀬に移されしと見ゆ。さる故に、京へ上る驛舎は、國府を發て石浦・上留今の上留・下留より、美濃國菅田と定られけむ。【延喜

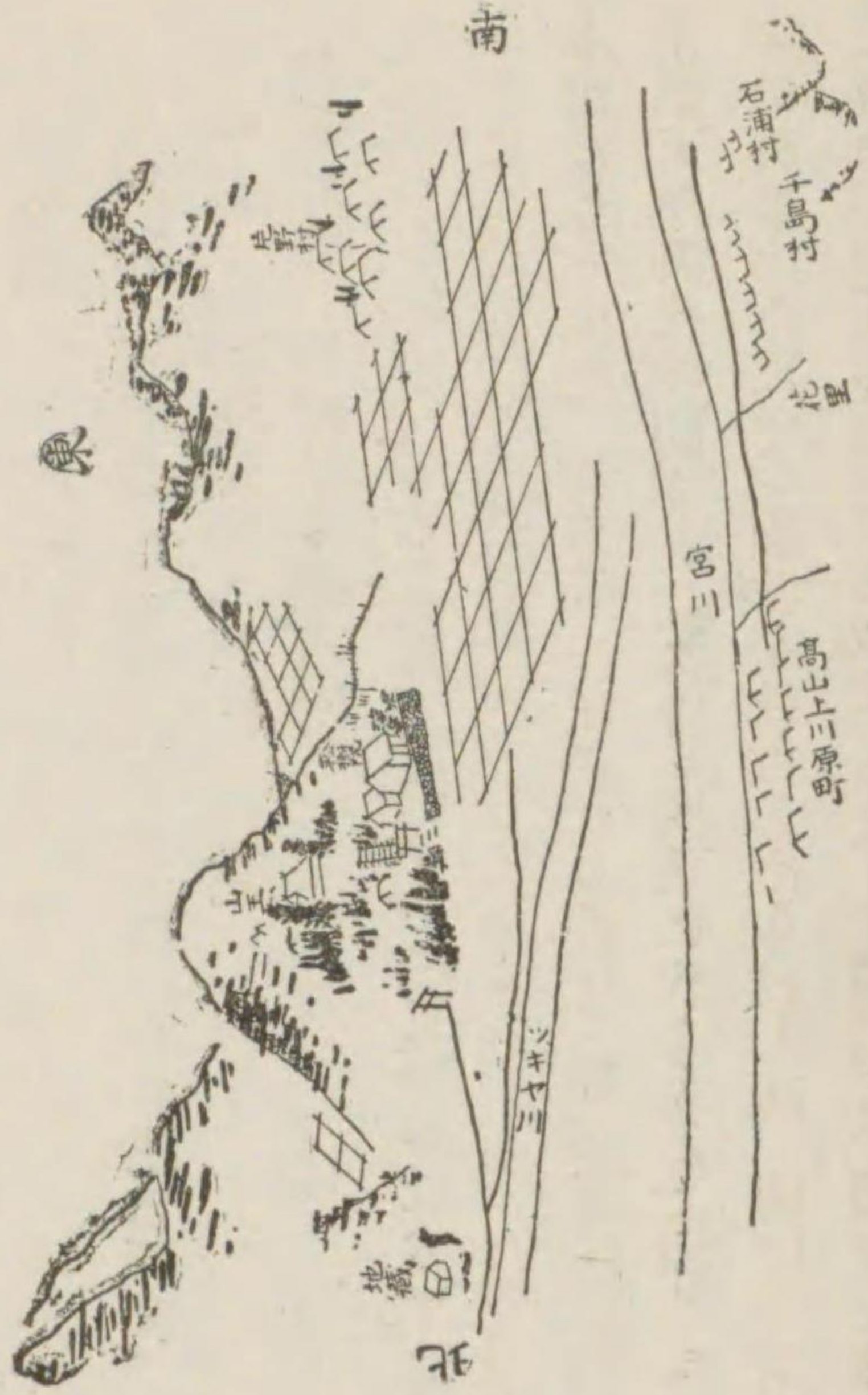
式】の頃もしかり。其後不詳又國府を七日町・桐生・本母に、遷されしならむ。さる故に、國の總社を七日町に、初て建られしなるべし。

宮川 水源は宮村の奥山、川上嶽北面より流出、位山の支源もながれそひ、水無社前を北流し石浦に來、郷中高山町を正北へ串流、江名子川・大八賀川・すのり川とも合して、本母村をへて、川上川と合流、下切村へ流去。生産魚類 鱒・鮭・鱒・コナ、安治米・鮒・鱈・八目魚・鱒・年魚・雜魚・青貝。

酸海苔川 源は源氏嶽より流出、松倉谷を歷て、イナブ覆盆溪に落合北流、西一色・上下岡本・冬頭・本母を經て宮川に入。生産魚類 ハエ・ウグヒ・チ、カブリ・ゴリ・フナ・雜魚・青貝・蜆・酸海苔。

江名子川 源は奥江名山より流出、支源七曲山下の水と、荏名祠前にて落合、高山空町周流、三町新町界を歷て宮川に入。生産魚類 雜魚・鼈ボソツ 高六千四百三十石四升六合 山林 家二千五百七十七戸

人一萬五千八百八十餘人 ○片野村 高四百八十八石九斗七合、山林、家五十戸、人二百



六十人

産物 米二百七十五石二斗 稗五十九石九斗 大麥二十九石八斗 小麥十五石七斗 大豆十七石五斗 小豆 荏一石一斗 菜種二斗タハコ八十斤 大繭百五貫目 小繭二百三十五貫目 桑葉千九百五十貫目 藍葉 麻楮二十貫目 稻席二十束 瓜沓五百足 野菜 佛供花

東 高山日影町 江名子。西 石浦・千島八丁。南 石浦村坂口。北 高山神明町八丁。

村名義は東方は山にて、西方は宮川の岸まで、野なりし故に、片野と云し地に、田畑を墾開村居しければ、片野村の名

に負にけむ。同例は【和名抄】に、上總國武射郡片野郷・美濃國山縣郡片野郷見え。又河内國交野郡に、【延喜神名式】に、片野神社座り。

【新古今集】 俊 成 春のあけほの またや見んかたの、みの、櫻かり、花のゆきちる 同 公 衡 狩くらしかたの、ましはをりしきて、淀の川瀬の 月を見るかな

右同所なるべし。【和訓栞】に、方によれば偏也。片をよむも偏の意也とある義なるべし。

産土神日吉社 飛驒守平時輔朝臣勸請、片野村氏子遷坐造營、國守金森家再遷坐造營。本社三間四面、幣殿五間四方三方欄干、神輿殿 石華表一基 木華表二基、祭神日枝大山咋神、境内宮地四畝六步、十八間に七間、境内八畝十二步十八間に十四間、山林六町九段九畝廿二步、百六十四間に百二十八間

崇德天皇永治元年辛酉年、飛驒守平時輔朝臣、初て片野村山内に、近江國日吉山王を勸請の由、【木曾討入軍記】に見えたり。里老曰、此社は片野村と石浦村との山界、字坂口の舊跡。の奥の山上に在しを、後に片野村の民家後山上に

遷坐して、片野村の産土神に拜祭たりしを、天正晩年、金森家居城を高山に築き、城下市街を開かれてのち、村家後山(今猶其跡を元山王と云)より今の社地に遷奉りて造營し、城中鎮護、又城下町々の産土神たるべしと命ぜられしより、繁榮になりしと也。猶委しきことは、【三郡神社考】に記しぬ。

未社

富士神社 祭神木花之開耶姫命。

稻荷社二字 三尺堂。祭神 宇賀御魂神・須佐之男命・大市比賣命。

金刀比羅神社 三尺堂。祭神大物主命・白峰大神・崇徳天皇御靈。

皇御靈。

衣毘須社 三尺堂。祭神事代主命・或曰少名毘古那神。

天満宮 祭神菅原贈大政大臣御靈。

男莖形神 祭神皇産靈大神。

右何れも祭神御名義・勸請來由、凡て【三郡神社考】に詳記す。片野村中央御鎮座

火産靈神社 元山王末社 三尺堂 村中拜祀、祭神岡象女命・天吉葛・埴山姫命・川菜御靈代。片野村の火防神にて勸請年代詳ならず。

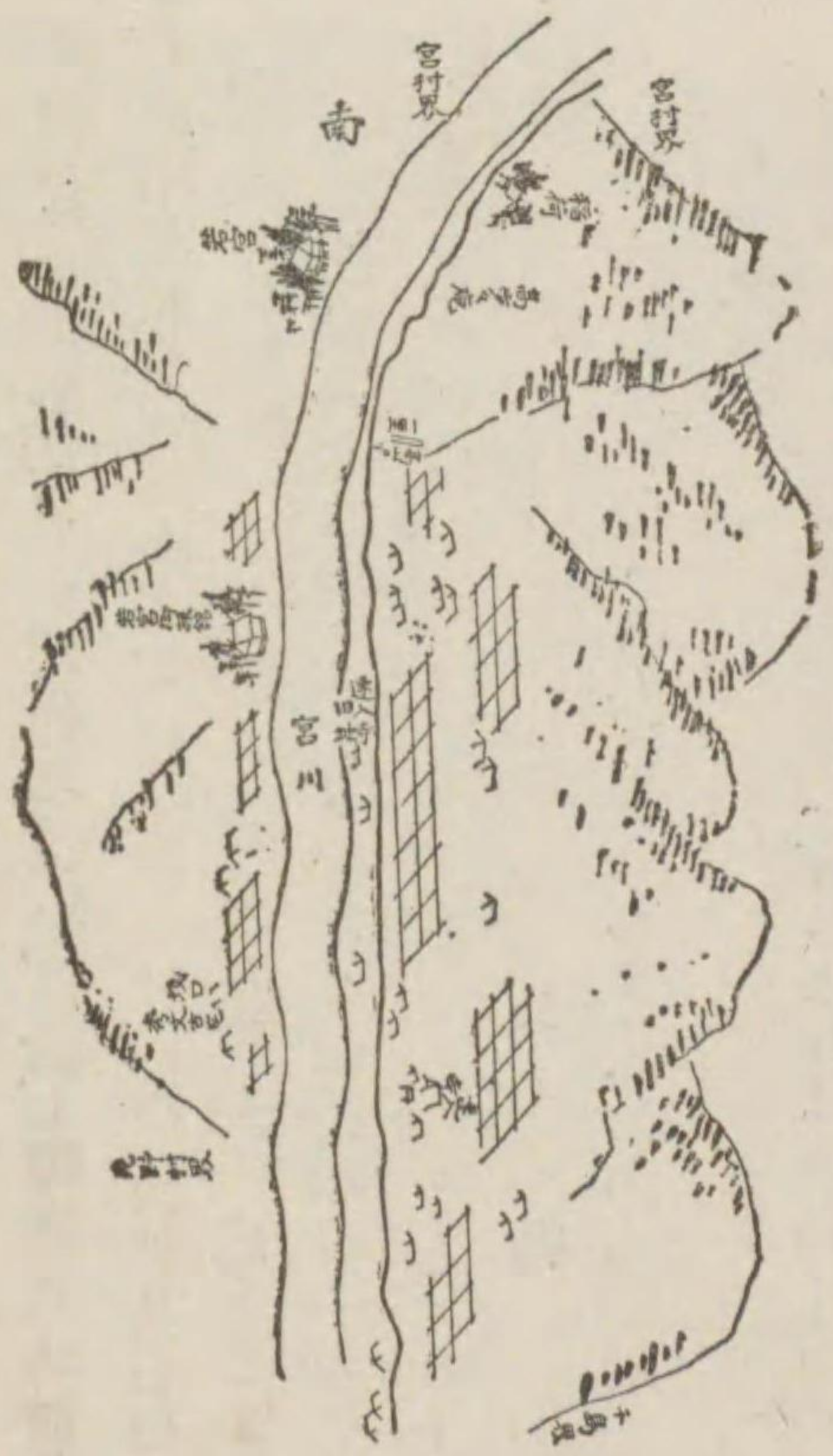
秀文社 片野村字坂口鎮坐石浦村界近所 三尺堂 祭神歸

遷坐して、片野村の産土神に拜祭たりしを、天正晩年、金森家居城を高山に築き、城下市街を開かれてのち、村家後山(今猶其跡を元山王と云)より今の社地に遷奉りて造營し、城中鎮護、又城下町々の産土神たるべしと命ぜられしより、繁榮になりしと也。猶委しきことは、【三郡神社考】に記しぬ。

化明人秀文靈。永祿年中不詳明國人歸化せしが、諸國の兵亂をさけて本土に來りしが、本土も亦兵亂なりければ白川郷中野村照蓮寺へ行て數年寓居。其後又石浦村字坂口へ來て寓居せり。畫を好みて山水人物或は野馬等を畫て娛とせり。筆力卓越氣韻凡ならず。世に唐人秀文、又飛驒秀文とも稱せり。終に坂口にて歿(墓は石浦坂口にあり)其靈を此處に祭れり。片野村字坂口年曆不詳。

○石浦村 高八百九十六石八斗三合 山林家百十戸 人五百三十人。

産物 米七百六十石二斗 稗百十七石七斗 大麥六十石三



斗小麥十九石二斗 大豆三十六石一斗 荳三石二斗 菜種 大藪五十四貫目 小藪二百七十二貫目 桑千五百貫目 麻十貫目 楮三十貫目 藍二十貫目 稻席布百五十疋 爪沓二百疋 松茸濕茸。

東片野村宮川を渡八丁。西山、南宮村一里。北千島村八丁、高山半里。

村名義は、石浦は借字にて、石トなるべし。石もて吉凶を、トなひしより出たる名也。【日本書紀】卷七云、大足彥忍代

別天皇(景行天皇)十二年秋七月、熊襲反之不朝貢、其時御親

景行天皇柏峽大野にて踏石トし給ふ圖



斐太後風土記卷之一 大野郡灘郷 石浦村

征まし〜けるときに、天皇次于柏峽大野、其野有石、長六尺廣三尺厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將驅茲石、如柏葉而舉焉、因蹶之則、如柏葉上於大虛、故號其石曰踏石也と有を、或書に、天皇神代の昔、素戔鳴尊の熊成峰にて、柏占をなし玉ひしことを思出たまひ、かく爲たまひしと也。【萬葉集】歌三卷に杖策毛、不衝毛、去而、夕衢占問、石ト以而、吾屋戸爾、御諸乎立而、枕邊爾、齋戸乎居云とよめる石トも、是より出たる古事ならむ。石トもちて、神に祈しこと上代みなしかり。此石浦村にては、【日本書紀】卷十一云、大鷦鷯天皇(仁德天皇)六十五年、飛驒國有一人曰宿儺、一體兩面、々各相背、頂合無項、各有手足、有膝而無臍、力多以輕捷、左右佩劍、四手竝用弓矢、是以不隨皇命、掠略人民爲樂、於是遣和珥臣祖、難波根子武振熊而誅之と有て、世に類もなく御仁惠の甚深重き天皇の皇命に、隨奉らざる朝敵國賊にて、しかも異體強力、捷輕の狂賊なりければ、武振熊命も、如何計か心を苦められたりけむ。さるに因て、先天皇の御靈(後世弓矢大御神八幡皇大神と)當今(仁德天皇)の御稜威を祈請奉て、齋場を設て、神代の昔の素戔鳴尊と、景行天皇の御故事に隨奉て、此村にて石トを爲て、遂に宿儺の賊窟へ責入、巨魁も部下の惡徒等も、悉く誅戮して、難波高津宮へ凱旋せられし舊跡なれば、石トの名に負しならむ。

凡て敵軍に向ふには、木曾義仲の、埴生の八幡宮、先是源頼義・義家の鎌倉鶴岡八幡宮、足利尊氏の篠村八幡宮、祈願の先例と申べし。

産土神若宮八幡宮 祭神廣幡八幡大神(應神天皇・難波高津宮天皇(仁德天皇)境内一町步除地。【飛州志】に、或曰、應神天皇仁德天皇御相殿を、若宮八幡宮と稱すと也。同諏訪社 祭神建御名方富命・八坂刀賣命。境内五畝十九步。

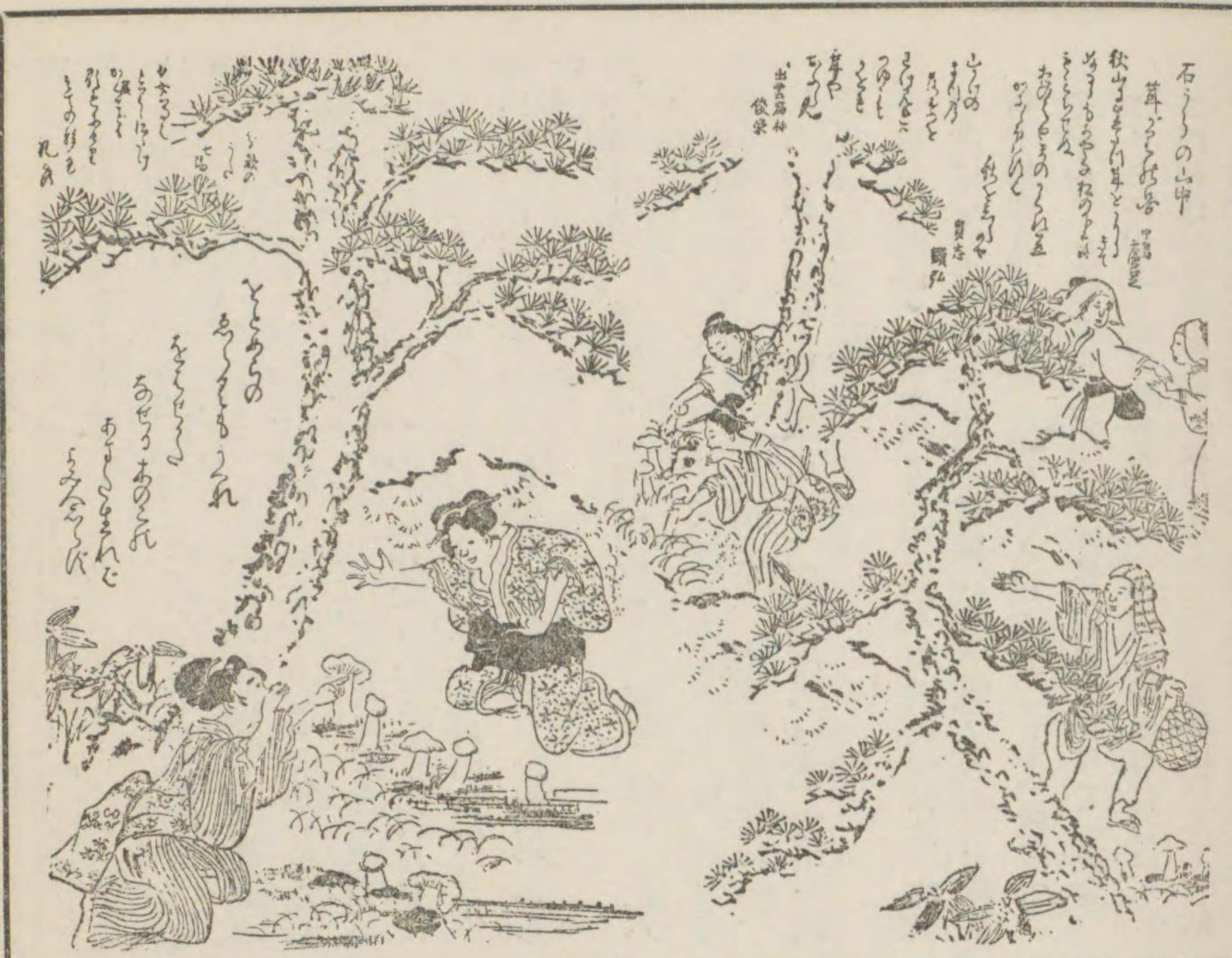
速入教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末、永正十四年開基。本尊阿彌陀如來。什物三教像 老子・孔子・釋迦。歸化明人秀文畫。境内屋敷五畝十九步。

石浦驛舎 古の驛舎也。【延喜式】卷二十八兵部省式云、飛驒國驛馬、下留・上留・石浦、各五疋と見えたるは、京より本土の治所、荒城郡廣瀬に來る路次なるべし。發絶年代不詳

明人秀文古宅跡 片野村字坂口、秀文社の條に詳記、年曆不詳。此古宅にて歿。近世石浦村民重五郎其跡に住、後又新十郎住り。共に度々火災にあひけるが、昔秀文の所持の筆・硯・水滴・書鎮・石印・肉池等の遺品を見て、農家にかゝる不用不吉の品ある故に、火災に遇しならむとて、二戸相ばかりて焼碎て捨けると也。其中には紛本も古帖

舊器もありつらむ。可惜々々。
堂ヶ洞口岩跡 村の西山上にあり。【速入寺系譜】云、往昔三木太郎左衛門則綱、永享八年竹原より來り、築て住之。文安六年己巳正月三日歿。法名常憲寺殿遊仙漢功禪定門。是即速入寺、竝高山町祐專坊の先祖也とぞ。
一里杭 從高山一里、村南高步危の北にあり。口碑に傳天正年中金森氏命して之を建たる所なり。高山より四方路傍里數杭皆同。

石占山茸狩 文化文政の頃より、村長等(名主・與頭・百姓代)を三役と云申合せて、毎秋彼岸前に山守を三四人も入置て、人を留め、茸の生出るを待て、郡代・郡丞をはじめ吏長を招きて、山中へ誘引つ、茸を探らしむ。松茸・濕茸・小萩茸・初茸・老茸・鼠たけ、己が隨意々々、手にくとりて、其をあつめて、松下に芝居團樂、とりたる茸を山よりも高くつみあげ、ながめつ、竹筒・行扇押ひろめ、男女主従へだてなく、互に酒杯さしかはし、採し松たけ、鯨、ト治の汁に舌鼓うちゑらぎつ、一同に、飲つ歌つ夕附日、さすがに餘波をしけれど、はや黄昏になりぬれば、今はといひて、つみ上し茸を籠に分入て、あまたの村民に荷なはせて、各鼻歌うたひつ、家にかへりて其のちも、其山苞を日々に見て、秋としなればかくばかり、興を



遣し事は、全く太平の御代の高恩なりつらむ。石浦山中茸狩之圖に

秋山にかきたつ茸をかりにきて、ぬる、もあやなまつのした露 中島廣足

もみせぬ松のは山のかくれ笠、香にはほすは秋をしらめや 貴志顯弘

山かけの松のおちはをわけ見れば、露こそかをれ茸やおふらん 出雲宿禰俊榮

分韻七陽

少女らはとりしまつ茸藏せとも、あらはれにけり袖のうつり香 禮彦

處女等のゑらくもうへなをはせ形、なせる木の子のあまた生れば 讀人しらす

○千島村 支村覆盆子、高百八十九石二斗六升六合 山林家五十一戸 人二百十

産物 米三百二十八石四斗 稗十七石二斗 大麥二十一石九斗 小麥六石二斗 大豆十四石三斗 荳二斗 ナタネ三斗 桑二千九百七十貫目 楮二十貫目 麻三貫目 藍三十貫目 大繭十五貫目 小繭百十貫目 眞綿十五把 紬二十五疋 布二十七反 酒二十四石タハコ六十斤 茸十二貫目。

東片野村宮川を渡りて八丁。西一色、南石浦村八丁、北花里村五丁、高山五丁。

村名義は、蝦夷の千島は別也。千は借字にて茅島なるべし。【和名抄】云、茅一名白羽草、和名智【雅言集覽】云、俗に此草の穂をつばなと云り。俗に非ず【萬葉】に「茅二首あり」。又打交り、名も知られぬ草の生たるを、淺茅・淺茅生・淺茅原など云りとあり。是なるべし。島は【國號考】に、必しも海中ならねとも、山川などにまれ、周れる界限のある地を云とありて、此村の東は宮川、西は酸海苔川をかぎりて、境界あれば茅島と云るにやあらむ。

産土神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子 境内三畝六歩 除地。

集雲山靈泉律寺 律宗、京泉涌寺末、本尊聖觀世音菩薩。境内一畝十四歩 除地 山林一町四反歩。愛染堂地一畝歩。明王堂。以上除地。

寺後に美泉あり。樋を以て寺中に引。口碑につたふ。此泉いかほどの炎天にも涸す、霖雨にも水増さず、茶を煮るに最佳也とぞ。【飛州志】云、村老相傳云、古しへ此山上に神祠あり。松倉城主三木大和守自綱再興なり。天正年中、三木没落の後、終に廢絶して、其神號も知れず。又古しへ山中に石棺を埋み、入定の女僧あり。一如素心と云、年代

○花里村 支村、七反田・高柳・町方。高六百二十一石八斗三升 山林 家百六戸 人五百二十人。

産物 米八百十六石 稗三石 大麥八十石 小麥四石八斗 大豆二十石 荏七斗 菜種三石 大繭・小繭・糸・紬・眞綿・野菜・佛供花。

東 高山上川原町三丁。西 西一色六丁。南 千島村五丁。北 七日町八丁。

村名義は、西京の花山・花園。東京の花川戸、木國の花岡、益田郡花池のたぐひなるべけれど、原始詳ならず。

産土神天滿森天滿宮 飛驒權掾菅原兼茂朝臣所祭。祭神菅

原贈太政大臣靈。祭日 氏子 本社五尺 廊長二間 拜殿三間半 祈禱殿三間半 石華表 木華表。

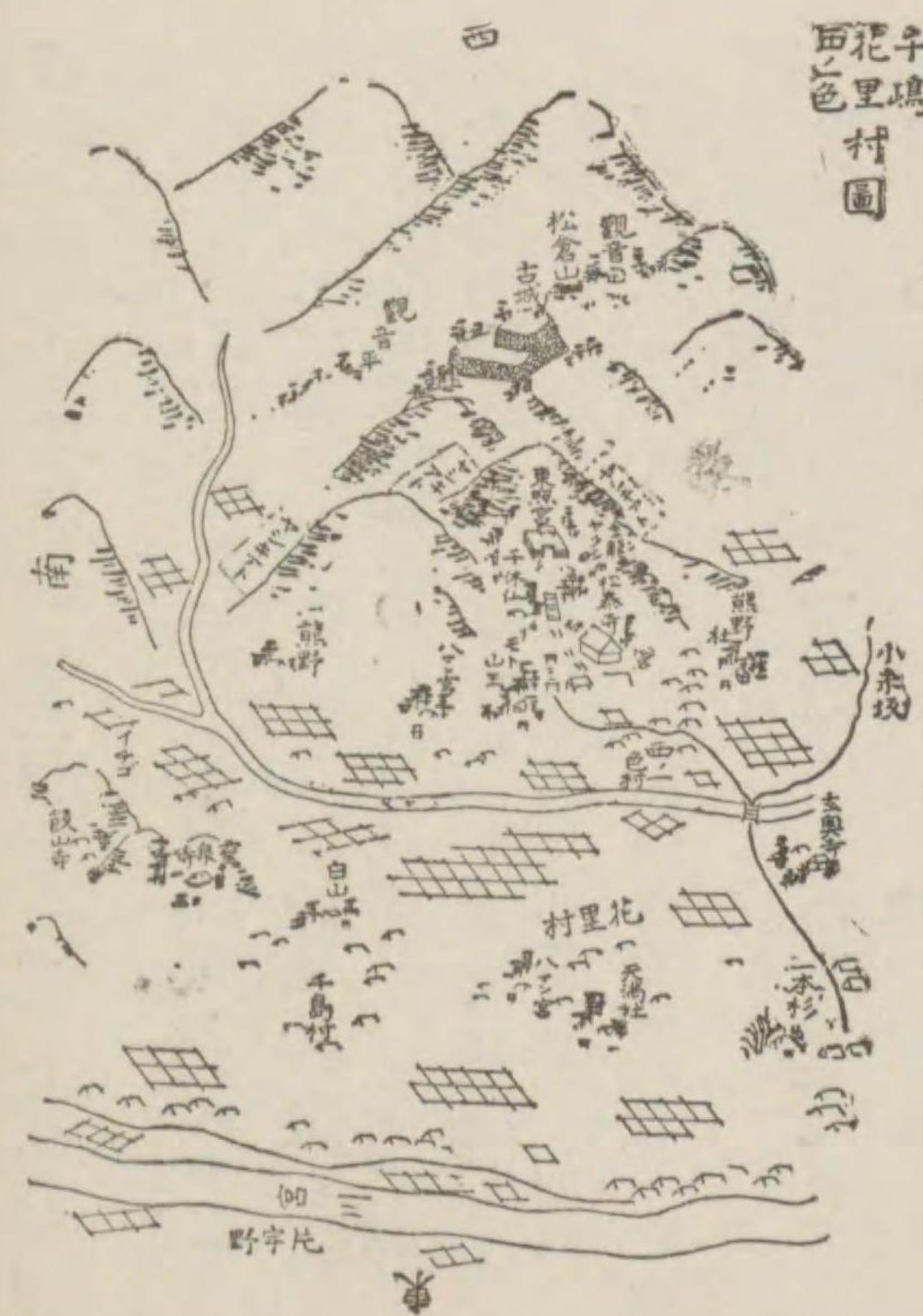
攝社神明宮 祭神天照皇大神宮。同松尾社 祭神大山咋大神。

末社須佐之男神 同白大夫社。境内四畝十歩。

【大日本史】列傳云、延喜元年正月、菅原道眞、俄貶大宰權帥云、道具有男女二十三人、皆被貶黜、各異其處、子高視・景行・兼茂・淳茂道眞有四男十九女・藏人正六位上兼茂、左降飛驒權掾と見えたり。又云、延喜三年二月、道眞薨于貶所と有ごとく、菅原兼茂朝臣、飛驒權掾になりて府に來て、三年をへて、父君の大宰府にて薨たまひしことを聞たまひし時は、

詳ならず。其後延寶年中、村民心を合せて、再び神祠を建て、弘法大師の彫刻の愛染明王の像を安置し、山の半腹に一寺を造立す。今の山寺號を稱する處是也と見え。愛染明王と云神と思ひしなるべし。寺に【靈泉寺記】を撰書したる板額を彫刻して藏。【飛川志】に出たれば、こゝにはぶきぬ。近世寺僧なし。村民等此寺を守れり。

千島村圖



(森滿天)

いかばかりか悲歎し給ひけむ。さて後に延喜五年、筑紫にて神殿を建て、菅公の英靈を神に崇祭りし事を、京のしるべの方より便に聞て、如此筑紫の不知他人すら。我父の靈を齋祭れるを、子としていかでか餘所に見むとて、村も多かるに、如何なる縁にてか有つらむ。此花里村に、假初に祭祀たまひつらむ。故後に人々みな天滿森と稱しならむ。其後數百年を経て、宮居の廢頽たるを、領主金森出雲守重頼朝臣の病惱の時、此神靈に祈願に因て平愈しければ、正保二乙酉年、領主より社殿を再興せられ其後復、元祿二己巳年、金森出雲守頼時朝臣、猶亦造營して、松泰寺なる東照宮の別當、寶珠院堯因周旋して、棟札に委く記たり松泰寺より社僧、感應院を附て別當たらしむ。村差出明細帳に出たり。

因に云、菅原兼茂朝臣は、飛驒權掾たること二十三年にして、勅許を得て謫居を出て、京にかへり本官に復たまひけると也。さて正保二酉年、天滿宮を、金森家より再興の頃、高山の中川原町天神坂一名神坂と云後に訛て小坂といふ以南、上川原町人家、のこらず天滿宮の氏子と定られたるを、後に元祿五年、金森家出羽國へ移封以後、上川原町の町人等、皆氏神にそむきて、日枝社の氏子になりしとなり。委しきことは【三郡神

社考にしろしおきぬ。文長ければ爰にはぶきぬ。
産土神八幡宮 社邊字云 淨光寺 祭神廣八幡大神。祭日。氏子。境内
二畝十歩 除地。

里傳云、石浦村常憲寺・花里村淨光寺は、古しへ天台宗の
寺也。【飛州志溫故】云、里人曰、八幡山淨光寺は、天正年
中松倉の城主、三木氏が城の頃までは、州内四十八寺の
總録所也。興廢とも年代詳ならず。按に淨光寺の鎮守な
りけむ、今も此邊の農家をも、凡て淨光寺といへり。

産土神白山三社 號一本杉。祭神伊弉諾尊・菊理媛命・伊弉
冉尊。祭日。氏子。境内廿四歩 除地。

【古史傳】六卷云、菊理比咩神云。【神名式】に、加賀國石
川郡に、白山比咩神社は、中、菊理比咩神、東、伊弉那岐命
西、伊弉那美命なる由。【稜威道別】五卷云、重遠云、加賀
白山三所、中、菊理姫を祭、東西に諾冉二柱を祭、三所とも
加賀白山にはあらず。抑白山は、越前・加賀・飛騨に跨り
たる大山にて、東とあるは、越前大野郡穴馬の奥なる、石
徹白の別山と俗に云是也。此山背を飛騨にては四海波嶽
と云て、男神河の水源の山にて、伊弉諾尊を祭れり。中と
あるは、御前と唱る山にて、(此山後より大白川流出て。白
水瀧を落て、白川郷平瀬村に出、其より北流せり)西とあ
るは、俗云奥院の由也。されば別山に伊弉諾尊、中なる御

前に、菊理媛命、西なる奥院と云山に、伊弉冉尊を祭りた
る也。【古史傳】に、東も加賀の如く記せるは精しからず。
さて其三所を各別に記せば、

白山三社 東、伊弉諾尊 御山 越前大野郡石徹白村。中
菊理媛命 御山 加賀石川郡。西、伊弉冉尊 奥院 同斷。

此一本杉を始め、國中にて祭りたる白山三社は、皆上代
の勸請の由也。其後弘仁年中に至り、初めて越前國を割
て、加賀國を置れたる也。又其後の御代に至り、【延喜式】
撰上の頃、加賀國白山は、二座共女神にませば、白山比咩
神社とこそ、稱奉たりけめ。(國中祭たる白山三社を、【延
喜神名式】の、加賀國の白山比咩神と、思混ふことなけれ。
白山三社は上代の事、加賀の白山比咩神は後代の事也。)
【和漢三才圖會】と、【飛州志】の一本杉社に記たるとは、
據としがたし。

末社 床浦社 祭神。

若菜

花さとの里曲しつけき春雨に、ぬれてやいもと根

芹つむらむ

宮原 積

稲花

きのふかもうゑしさなへのけふははや、田毎にさ
くか稻の花さと 森 重利

○西一色村 高五百六石六斗九升三合 山林 家四十七戸
人二百人

産物 米五百六十五石 稗八石 大麥四十石 小麥十四石
大豆十六石 荳四斗 菜種四斗 桑千百六十貫目 楮百貫
目 タハコ二百斤 弘法茶四十貫目 大繭 小繭百貫目 布
八十反 村木六百本 砥石千二百貫目 茸三十貫目 薪七
間 佛供花・野菜。

東花里村六丁。西山。南千島村六丁。北上岡本村四丁、
高山八丁。

此村【戸令】を按に、上代は定て、花里か千島の支村なりつ
らむ。名義は今も人々の能知たる古窟あり。是即上代の石
槲なるべし。其石槲を(槲字を忌たるか、知らで詛れるか)
一色とかけるなるべし。其は【古事記傳】二十五卷云、石槲
作は、伊弉紀野玖理と訓べし。【書紀景行卷】に、棺槲 ミは御
【孝德卷】に、棺槲、また棺などあり。内棺は上代より、木も
て造れりと見ゆれば、此に石槲とあるは、外の槲なるべし。
【己さき】に大和國を見めぐりしとき、十市郡安部村の近邊
に窟のあり、や、深く入て奥に石槲の上は屋根の形に作り
て、高も豎も横も、六尺ばかりなるが立るを見つ。此は上代
の貴人の墓と見えれば、石槲といへるはかゝるものなる
べし。猶外なる石構までをかけて、皆伊弉紀とぞ云けむか

し。【姓氏錄】中卷、石作連、火明命六世孫、建真利根命之後也。
垂仁天皇御世、奉爲皇后日葉酢媛命、作石槲獻之、仍賜姓石
作連公也云。案に、本居翁の見られたる、大和國十市郡安部
村の窟と、此西槲の窟と、同様に聞ゆれば、上代に國造か其
他官人の棺を、收たる石槲か、または富民の僭上て、かゝる
構をせしが、今世に残れるか、詳には知れがたし。(吉城郡に
も、處々に石槲ありて今に存せり。されば富民の石槲なら
むか。猶考ふべし) 覆盆子溪の末、酸海苔川の東にも、上代
に石槲ありしに對へて、西石槲と云しを、後に西一色と書
るにやあらむ。

因云、【和名抄】に、山城國乙訓郡・尾張國中島郡、其外諸
國に、石作郷 石作郷 あり。【姓氏錄】にも、石作五家あり。【神
名式】にも、石作神社あまたあれども、事たがへれば爰に
省きつ。諸國の地名にも、又足利將軍の頃、四職中に一色
氏もあり。(地名・家名の一色も、元は石槲を、石作とし、又
變じて一色に成しにはあらじか。)

産土神熊野社 在村乾。祭神熊野大神 祭日 氏子 境内一
反歩 除地。

同熊野社 在村南。祭日 氏子 境内二畝廿歩 除地。

右熊野大神と申せば、須佐之男神にまさること、【古事記傳】
【古史傳】又出雲國造神賀詞、其外にくはしければ、爰に

はぶきつ。
産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。祭日 氏子 境内二畝十
二步。

東曜山松泰密寺 本尊不動明王、境内一反七畝步 千體佛
堂地一畝二步 畑一反廿步 山林二町九反三畝十步 鎮守
以上除地。

東照宮 祭神贈正一位太政大臣德川家康公靈。

附祭 金龍神社 祭神金森兵部卿素女君靈。

松泰寺は眞言宗、美濃國赤坂驛、金生山明星輪寺寶光院

の末寺にして、開山始祖を法印堯因と云。檀越金森出雲

守重頼朝臣三金森 寛永六己巳年、此山上に東照宮祠を建立

麓に護衛の一寺を建て松泰寺と號す。是往古鴻巢森と云、

清鏡寺といへる廢寺跡也。文化、、、、、郡代芝正盛幕

府へ願ひ、東照宮の本社瑞牆其外金龍神社を附建し、且

石壇華表池反橋等、修營せり。

産土神山王社 祭神日枝大山咋神 境内一畝二步。

古へ鴻巢杜と云、清鏡寺の鎮守殿。是を本山王とも唱ふ。

一説に、慶長年中、片野村へ引て、高山城の鎮守とせしと

云は不審。

玄興教寺 東本願寺宗 高山照蓮寺末 文明五年癸巳八月

開基。本尊阿彌陀如來 境内一反三畝十八步 除地。

(寺鏡清)

(王山本)

に、山際に依て地を平均し、四方に大石を組上て、上も亦
大石を以、天井とす。外方は土を圓丘の如くきづき、南方
に出入の口一つあり。凡四尺計にして、這て出入せり。口
より九尺あまり行て、本窟あり。其は二間四方にて、天井
の高九尺餘あり、四壁各大石の面の方を揃へて組立たり。
天井は其幅に充れる大石二つを置て覆ひたり。國中處々
の窟大小廣狭あるのみ。大旨如此。【飛州志】撰者、國史を
不知故に、かく拙き事を書たり。是全古の石櫛にて、名義
條中に記たる如し。【大和名所圖會】五卷に、高市郡倭彦
命墓野口村に窟あり。一丈四方なり。人皇十一代垂仁天
皇御同母弟也。同二十八年十月薨去。十一月身狭桃花鳥
坂に葬し時の事を、【紀】によりてかきて、窟圖も亦、田中
へ落てある石棺と石蓋を、近世は鬼則・鬼肉凡と云と記
せり。畿内も邊鄙も、後世の俗意は、凡相似たり。

飛州志を見てよめる 禮 彦

亡者のおくつきしらてさとひとの、すみし岩やと

何おもふらん

ひかしにもあれば對へてすのり川、西のいしきと

いふにや有らん

松倉山古城跡 天正七年己卯四月、益田郷櫻洞城主三木大
和守自綱、來て松倉山上に新に城を築て移居す。年々冬

斐大後風土記卷之一 大野郡灘郷 西一色村

本尊禮書云、方便方身尊形、照蓮寺門徒、飛州大野郡灘郷
西一色村之内春國深明、文明五年八月、釋蓮如在判とあ
れば、當時は西一色村の内春國なりしと見ゆ。

松倉山觀音堂 本尊馬頭觀世音菩薩 境内。

右觀音堂は、高山素女寺の守護たり。年々七月九日、灘

郷大八賀郷・高原郷其外の村民群集し、其夜堂の内外に

參籠通夜して、養蠶の蕃息ならむことを祈願し、翌十日

朝は、縁日也とて、其村々の馬具を華美に飾り、馬具を調

べ率て參詣して、馬の無病幸福を祈ること、古來不斷に

きわひぬ。

古窟 西一色村洲崎にあり。【飛州志】に國説云、上古民の

居所也。或は火雨を恐れて造るとも云とあるは、いとい

と可笑説なり。【和訓栞】に、比左米は、【日本紀】【和名抄】

に、雨水をよめり。字の如し。又大雨をもよみ、【萬葉集】

には、霏霖をよめり。【和名抄】に、霏は大雨也とみゆ。【日

本紀】に一所火雨とあるを【和名抄】に引たれど、大雨の

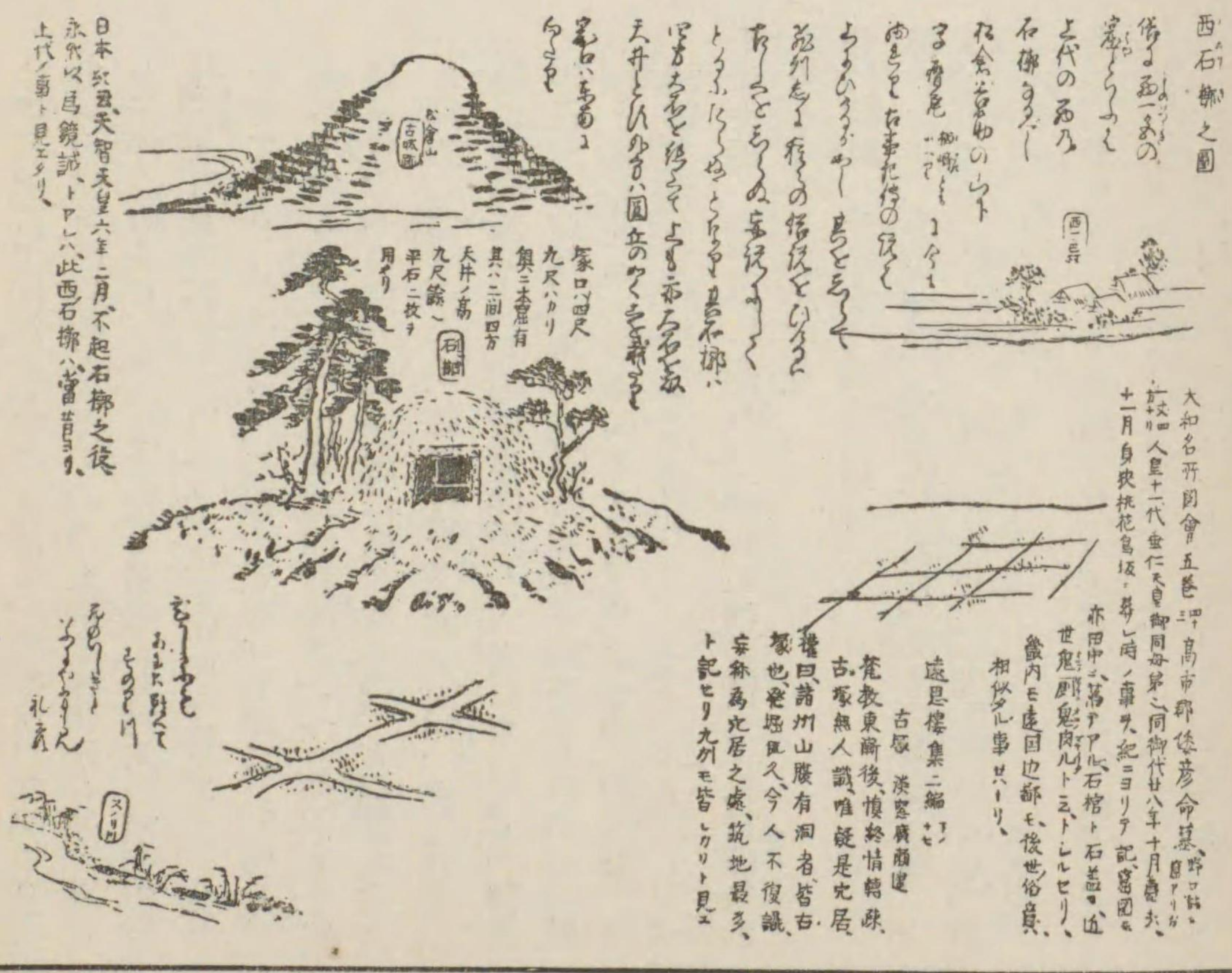
誤寫なるべし。(空海の書し大極殿の額を、古人も火極殿

とよみし類なるべし)世俗に火の雨と心得しも是也。

いにしへの氷雨をしらて火の雨の、ふりし説とや

思ひたりけん

又【飛州志】云、國名に塚屋といへる是也。余今窟を見る





東嶺山中
花盛之圖

は櫻洞城にて寒氣を避しと云傳ふ。自綱年々此城より討出國中處々の壘砦を攻落して、土地を押領せしが、天正十三年乙酉八月、金森法印父子南北より討入の頃、休庵自綱別號瓜菓の高堂の城にて、金森法印の軍勢を防がん爲、自行て守り、此城には二男鍋山豊後守秀綱に、軍勢を分與へて守らしめしに、臣下藤瀬新藏といへる者、寄手金森可重方へ内通して、此城に火をかけぬ。金森勢の攻上る鋒先に當りがたく、籠城の軍士、或は討死、或は逃失、鍋山秀綱逐電す。父休庵は降参して、潜に京に上り、蟄居の後病死せり。【飛州志】に詳なれば略す。其後此城の燒あと廢して、今に残壘其まゝ存せり。家士の屋敷跡は、荆棘雜木長じて判然たるは稀也。

千光寺跡 松倉山にあり。三木氏が在城の時、下保村袈裟山千光寺の里坊跡なり。

普門院跡 千光寺塔頭の里坊跡

善應寺跡 清鏡寺跡 鴻巣森にあり。今は松泰寺と成。

○上岡本村 支村古町。高四百九十八石八升四合 山森家六十戸 人二百七十人。

産物 米八百二十石 稗四十五石 大麥二十石 小麥六石 大豆十五石 荏二斗 ナタネ三斗 大まゆ 小まゆ百三十貫目 布三十五反 桑二千二百三十貫目 麻十五貫目 楮

十貫目 佛供花・陶器。

東高山向町八町。西春國村二町。南西一色村四町。北下岡本村八町。

村名義は、文字のまゝなるべし。西に羊蹄菜岡シラカサあり。西北方に甚平山等の名あれども、何れも岡なり。其岡下なる故に云なるべし。

産土神山王社 祭神日枝大山咋神。祭日 氏子 境内五畝十二歩 除地。

同白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子 境内九畝十五歩 除地 觀音堂地。

相傳云、往古國分寺二王門、此處に在て、今の國分寺まで、長廓つゞけりと也。其頃觀音堂堂之内は、此處に在しにや。後に曆應年中、千島村飯山寺建立の時、此觀音を引移、安置せし由なり。然れば元祿七年の檢地の頃までは、本尊はなくて、堂のみ残りしか、不詳。白山社は、當昔の鎮守なるべし。

村支 古町 松倉山北麓川上街道に在。相傳云、天正七年己卯四月、三木自綱來て、松倉山に居城修築の頃、商人を此處に集居らしめ、城下の市坊とせし由也。其後天正十三年乙酉八月、落城後は、金森家高山修築なれば、商戸は其新城下へ移住し、此處は廢絶して古

町の名のみ残りりとぞ。

小絲坂

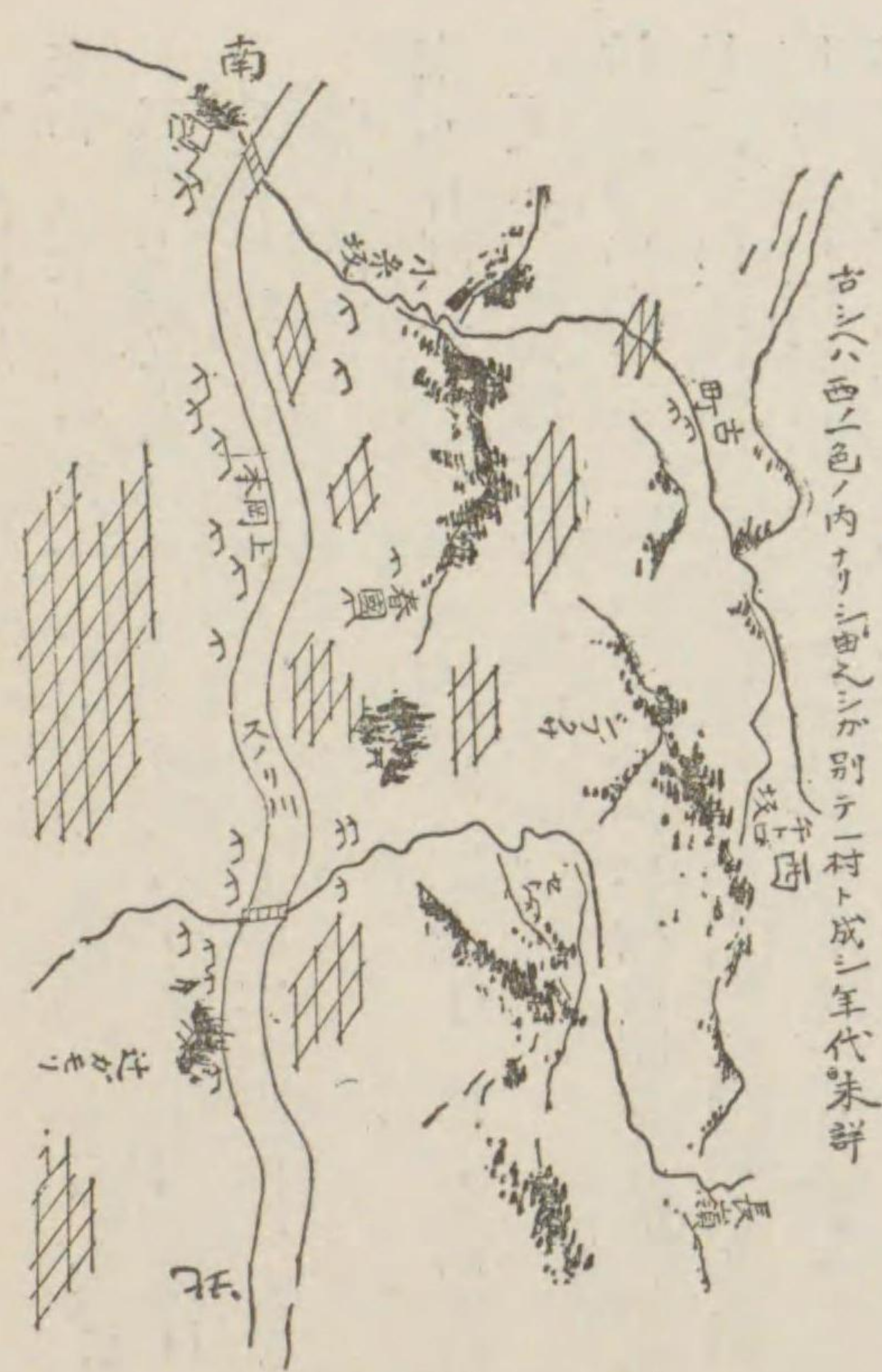
同古陶戸

陶戸舎 字竹が洞に在。陶處の切、せとなるべし。摺鉢・甲鉢・砂鉢・徳利・井・汁碗・茶碗・急注・土瓶・瓶・行平鍋・コ

ンロ・火鉢・油皿・火消壺。

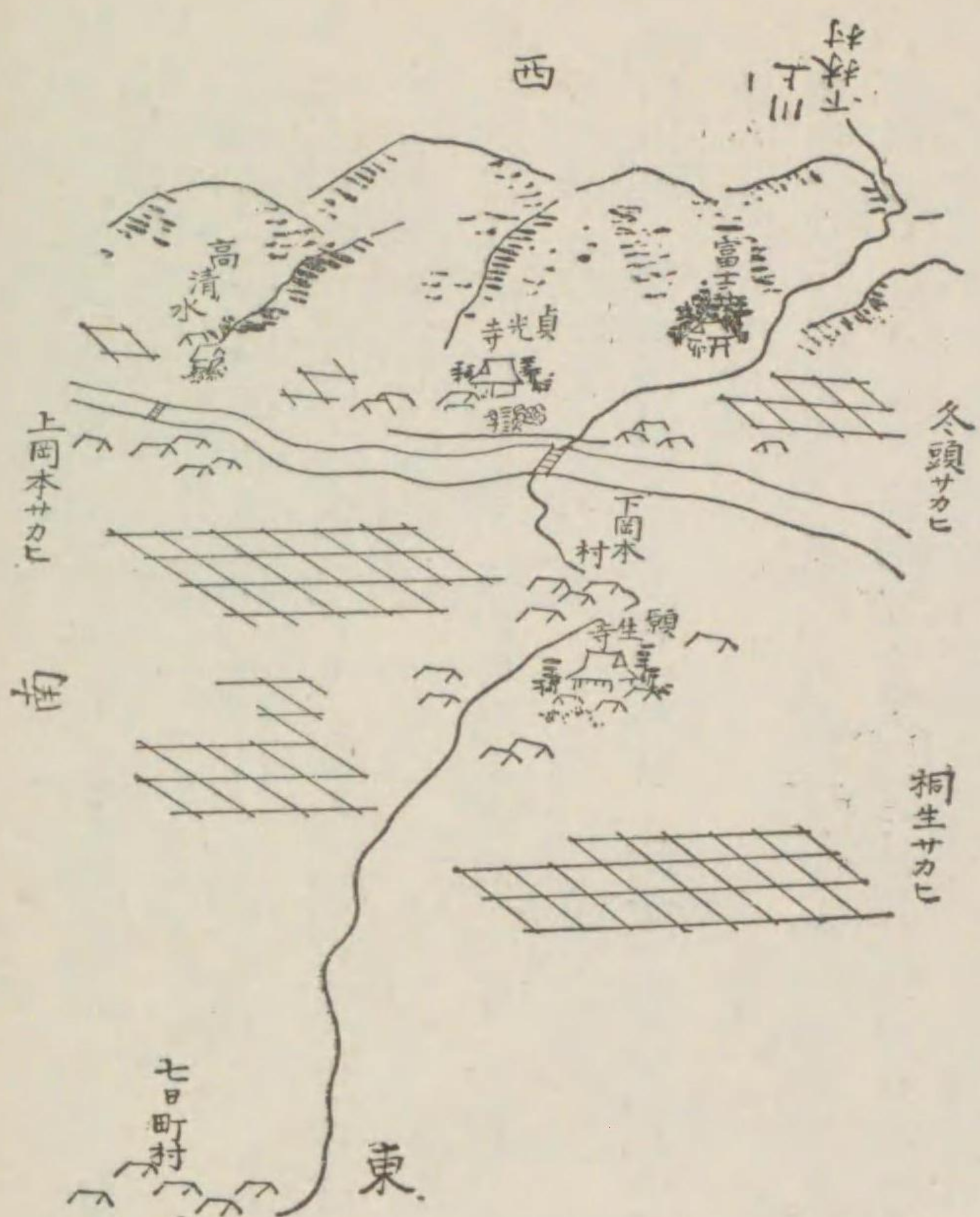
長嶺 灘山 酸海苔川

○春國村 高六十七石九斗六升九合 山林家一戸人、産物 米八十五石 稗三石 大麥五石 小麥一石二斗 大豆



三石 荏一石 ナタネ五升 大まゆ・小まゆ。
東 西南 北 上岡本耕地。高山へ九町。
村名義は、或説に、古しへ玄興・玄國と云る父子ありしが、父は老たりとて、入道して一寺を建て、佛を安置して住持す。即玄興寺と名づく。其子は家を嗣て、農を勤めしに因て玄國の百姓と云しが、終に村名となりて春國と改めしとぞ。但、年代詳ならず。

○下岡本村 高六百十九石八斗一升六合 山林



家五十四戸人二百六十人。
産物 米七百石 稗二十二石七斗 大麥三十一石 小麥九石 三斗 大豆十五石 荏九斗 菜種八斗 桑三千六百貫目 麻六貫目 楮五貫目 藍五貫目 大まゆ二十四貫目 小まゆ七十貫目。

東 七日町五丁。西 下林村山越二十六丁。南 上岡本村八丁。北 冬頭村十五丁、高山十丁。

村名義は、上岡本に同。【和名抄】に、河内國交野郡・相模國足上郡・同高座郡・近江國淺井郡・越前國足羽郡・能登國羽咋郡・越中國婦負郡等に、岡本毛止郷あり。此下岡本、上代は上岡本と一村なりつらむ。其後天平年中、國分寺へ施入成しと也。今も田の字(本ノマ)……

産土神富士神社 號富士社。祭神木花開耶姬命 境内二反 二畝十五步 除地。【飛州志】には脱せり。【檢地帳】除地帳【共記之。】古史傳云、木花之佐久夜毘賣命者、坐駿河國福慈岳也。

願生教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末、永正十一年甲戌、開基僧願誓、本尊阿彌陀佛 境内九畝廿四步 除地。

眞光教寺 西本願寺宗、越中八尾開名寺末、天文二十一年壬子、開基僧善教、本尊阿彌陀佛、境内三畝十步 除地。

中山古城 永祿年中、岡本豊前守居之、名義文字 豊前守は、櫻共不詳

洞城主三木右京大夫良頼の女婚たり。後妻兄三木自綱の爲に、殺されしと也。

○七日町村 支村町方。高四百七十五斗三合 無山 家百七十二戸 人七百八十人。

産物 米五百五十六石 稗一石 大麥八十六石 小麥十石 大豆十石 藍二千五百貫目 大藨廿貫目 小藨五十貫目 眞綿・紬・延綿・布・草履・草鞋・川魚・雲雀・小鳥五百羽
東 高山新町二丁。西 下岡本村五丁。南 高山下向町。北 桐生村八丁。

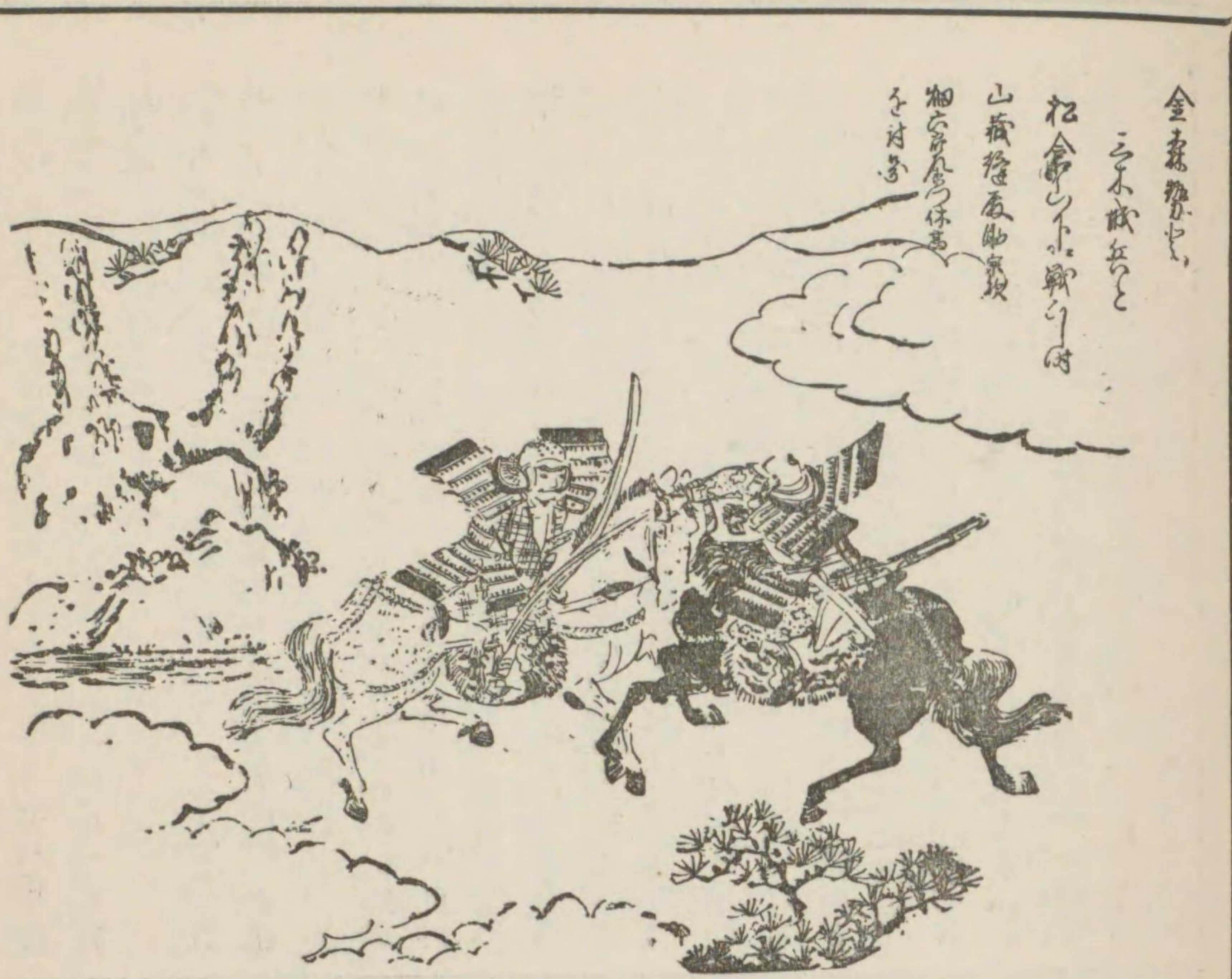
村名義は、【和訓栞】に、坊間を末知也とよみ、【日本紀】【令】に、坊を末知と訓、【和名抄】に村坊也とあり。此村は古しへ國府の頃、しか稱しか。又は村坊のころ市坊の如く、毎月商をするに、七の日には農業を休み、近村々へ諸品を賣し故に、然名に負しか未詳。川上郷・荒木郷、三日町・八日町も同義にて、諸國の三日市・四日市・七日市といへる類歟。田間の町とはことなるべし。

産土神總社 本社 拜殿 華表 祭神

【延喜式神名帳】所載神社、飛驒國八座小

大野郡三座 水無神社 槻本神社 荏名神社。

荒城郡五座 天津神社大は天 荒城神社 高田神社 阿多由太神社 栗原神社



金太郎が、
二小成なりと
ね合し、小成なりと
山城後佐助
相成るなり候
を討さ

國史所載十社 大歲神・走淵神・四天王神・遊幡石神・廣瀨神・道後神・氣多若宮神・本母國郡神・劍緒神・賀茂若宮神・大八崎命飛騨國 合十九座。

【總社考】田中大秀云、七日町總社には、設一十九座と記されたり。【和訓栞】云、諸國に總社あり。或曰古者國府、必建總社、有事于國內官社則、國司率僚屬、先修典禮於此、其儀如京師神祇官。河内の總社は國府村に在、伊勢の總社は、鈴鹿郡國府村に在、播磨の總社は姫路城内に在。此外諸國總社不遑枚舉。然るを【飛州志】に、【三才圖會】なる、河内國志紀郡總社村の、總社の祭神を引たるは、甚牽強ならずや。飛騨總社に、遠隔河内國中の神社を祭るべきものかは、又奇稱神祠部に、大菩薩宮としてのせたるは、いとく可笑事也。里人口碑曰、國中神祇、十月一日是社より、出雲國へ神立し給ふとぞ。されば式内外國史なる有位の神祇はさら也。凡の神祇を拜祀しゆえに、總社とも稱來りしならむ。抑總社を諸國に造營の御制は國史、【延喜式】【三代格】等に未見當。されば廣瀨より、此七日町桐生等へ國府を移して總社を創建られしは延喜より後の事なるべし。今も此總社の西と北との田の字を神田カミタと唱ふる田、二町九畝歩ありと云つたへたり。古しへは甚めでなき、御年代にこそ。

飛騨總社再興記

飛騨國總社、在于大野郡灘郷七日町村、蓋古國府之地也、倭名類聚鈔曰、飛騨國府、在于大野郡、一書曰、古昔國府、必建總社、有事于國內官社、則國司率僚屬、先修典禮於此、其儀猶神祇官矣、余尙古敬神、曾欲詳國內官社之地、而覓之有年于茲焉、然此地、雖存總社號、既失古例、而所祭唯一座耳、不堪歎息、故歌曰、久邇能字知乃、迦微麻勢都杼閑、伊都加斯志、牟加斯爾加幣須、袁理袁許會麻氏、村人聞之、託余請復古、余與村人相議、命木匠古田茂年、建神殿設一十九座、而以水無齋主平君、奉請神祇、遂得全總社、始修祭奠、余賀落成歌曰、伊爾斯幣乃、阿乃乃麻爾々々、久爾都迦微、都杼閑麻都禮琉、祢布乃多布斗佐、美余夜須久、美登斯由多祁久、登許斯幣爾、美多美米具麻勢、游富美迦微多知、

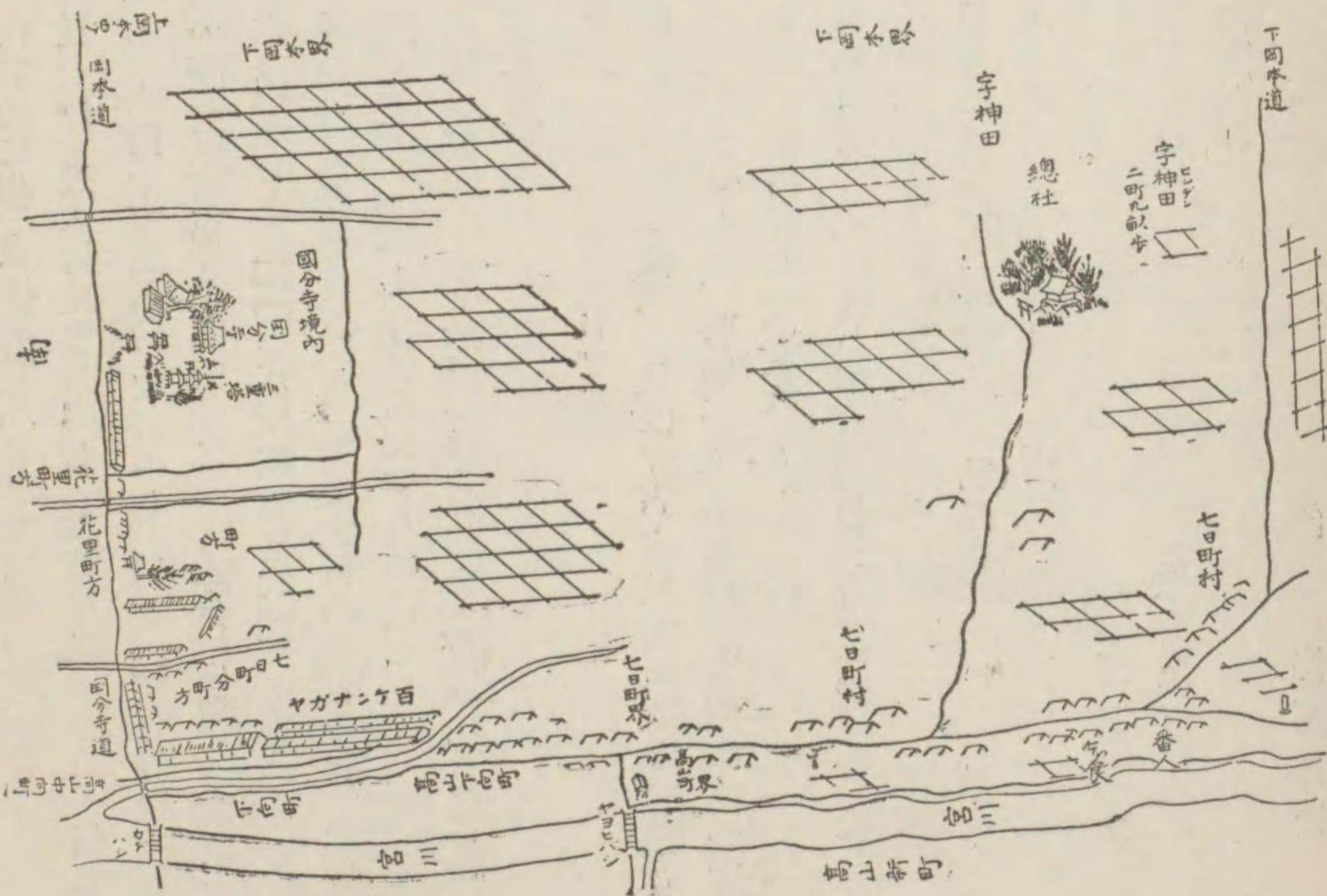
維時文政三年歲次庚辰春三月 荏野田中大秀謹識
總社再興碑

凡總社往昔國司請部内鎮座神祇於國府、所以修奠禮也、吾鄉之總社古典陵遲、殿宇頽敗、徒存舊名耳、豈不可歎乎、於是吾師荏野翁與村人議而更修造殿宇、托一宮齋主從五位下平景審大人、請總座而終得復古、實文政庚辰三月也、翁姓田中名大秀、最精國學、曾著總社考一篇、以藏神殿矣、今

某甲嘉此舉、使余記翁及村人之功勞、而建碑以傳不朽云、
銘曰、

維此總社 官命建之 殿宇荒廢 物換時移
今得修造 更復舊基 或禱或雩 長無旱饑
天保十五年歲次甲辰秋七月 富田定禮誌並書

(宮薩菩大)
かゝる正しき總社なることを知らず、【飛州志】三卷大野郡、奇稱神祠の部の初に云、大菩薩宮、在干灘郷七日町村としるし、又寶曆の【除地帳】云、除地二畝十歩、七日町村抱總社大菩薩宮地、など記たるはいとく可笑事也、其は【荏野冊子】【總社考】云、高山は古の國府にあらず、總社をこゝに祭れるを思へば、七日町・桐生・本母等の地ぞ、古國府の跡にて、即その頃に祭れるなるべし。此御社元祿のころまでは、大菩薩宮と申けむ、【檢地帳】にしか記されたりとぞ。大菩薩と申は、一宮水無大神の御事也、其は中世の僧徒水無大菩薩と申して、【禮彥按】に、【神名式】に、豊前國八幡大菩薩宇佐宮、また筑前國八幡大菩薩宮崎宮とありて、かしくも朝廷より如此なれば、國々にてはさもあるべき事共也。こゝも水無大神を主にて、【延喜式】なる八座の御神を始奉り、部内の御神たちを祭て總社とも總座とも申せるからに、其主たる大神をさして、大菩薩宮とも申せしなるべし云。



國分寺 聖武天皇天平十三年辛巳三月、勅天下每國置金光
明四天王護國寺、最初は華嚴宗たるべし、後年代不詳真
言宗に轉。

本堂 梁間桁行不詳、大佛像安置の堂なれば其廣大想ふ
べし。本尊釋迦牟尼佛金像 五年前天平九年三月所造
か、又十三年改造か、高一丈六尺。挾侍菩薩二軀 挾侍
は何菩薩にか、【續紀】に名目を脱せり。

子院或曰七堂 阿彌陀堂 所在荒廢年代共不詳。七日町、上下岡本田地
の字には可存歟。

觀音堂 上岡本辻ヶ杜に在。觀音像は曆應中千島村飯山
寺へ引移安置。

藥師堂 此堂と前の銀杏木のみ、往古のみ、存生せり。
外四堂 勢至堂・彌勒堂其外も有つらむ。今世下岡本田
地より、古き小佛像を掘出すこと有と也。千體佛の内
にや。凡て荒廢舊在所共詳ならず。

七重寶塔 天平の古は七重なりしを、後世五重になり、
文政年中三重になりぬ。

本尊大日如來。

庫裡 梁間桁行所在不詳

經藏

住僧二十人續紀三

二王門上岡本

ヶ杜に在

境内口碑に傳、東は御坊川より西は酸海苔川迄
封五十戸 岡本村民なるべし。當昔村民は上下一村たる
べし。水田十町岡本村なるべし。同上。國分寺料稻五千
束【延喜式】正稅公廩の次に出。文殊會料稻壹千束同上。
右は【續日本紀】【三代格】【延喜式】等に出たると、里
老口碑に所傳とを記す。其後數百年亂世を経て、堂宇
悉く廢滅して、方今僅に存する所は。

醫王山國分密寺 本尊藥師瑠璃光如來像長五尺四寸餘 行基菩薩彫
刻。子院無之。

三重塔一基 本尊大日如來。

正觀世音菩薩木像長 是は往古より、岡本辻ヶ杜觀音堂

の本尊たりしを、曆應二年、千島村なる飯山寺へ引移

本尊に安置せしを、文政……

大聖歡喜天 是は元八幡宮別當長久寺の鎮守たり。

小鴉丸之太刀長平家重代寶刀

鐘樓門・總門・六地藏石像 乳銀杏。

境内一町二反六畝廿九步 除地。

古寺花をよめる

雪とのみいくよふりきぬさくら彦、天皇の御代に
たてしみてらは

富田禮彦

高山竹枝

柳灣館機

敷成晚出八家坊、初八良宵初月光、鍛冶橋邊伴郎去、國
分寺裏賽醫王、

○桐生村 高三百五十一石三斗二升五合 山林無之

家三十四戸 人百五十

産物 米四百八十石 稗三斗 大麥二十五石 小麥四石 大
豆十石 荏三石 菜種一石 藍三十二貫目 楮五貫目 桑三

百貫目 たばこ十斤 大繭三十貫

目小繭七十貫目 眞綿十把 布二

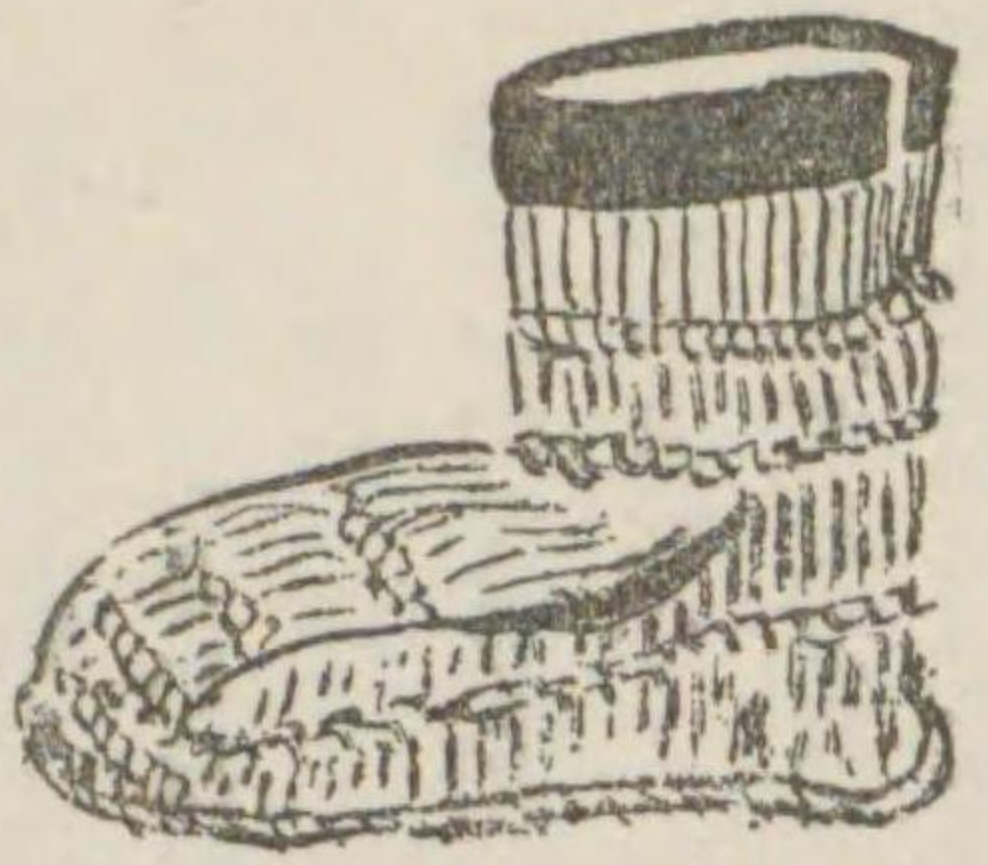
十反 稻席・雪沓・淺沓・深沓すん

べんそ・野菜・果物

東 三福寺村宮川を渡五丁。西下岡

本村五丁。南 七日町村八丁。北

本母村四町、高山十六丁。



村名義は、古しへ桐木をよく地理に應て、生て能成木れ
ば、村名に負しなるべし。【和名抄】に、大和國添上郡楊生郷
（後の家名の柳生も、こゝより出たるならん）【神名式】に、
夜支布山口神社座り、同國宇多郡龍穴神社は、室生に座り、
（裡生の意なるよし、諸書に見えたり）【抄】に、武藏國秩父
郡夫々【式】に秩父神社、（秩父は借字にて銀杏生のよし也）
【抄】に、陸奥國桃生郡乃牟 桃生郷等見えたり。
庚申堂 祭神猿田彦神。境内 無除地。【日本紀略】二卷云、

酒字是比廢備之圖

宮川

年一梅雨ノ晴元

水脈ノ太キ頃

大野郡桐生村

本母村六、中切村

下切村等、宮川ノ

流末ニテ、幾百トモ

知レズ、宇具比ノ岸

集テ、川原ノ砂、

子ヲ摺付ル、俗

宇具比ノ岸ト云リ

網モテ是ヲ摺ル、自

跡ヨリ、幾百トモ知ラス、

コレ無テ、又子ヲ摺付ルナリ、

其器ノコロニ、高山街市ノ

諸人、網ウツ、巧者ヲ

伴行テ、其ヲ摺ラヒテ、

川原ニ席ヲシキ、酒宴ヲ

催シ、其發利、宇具比ヲ呼

貴キ塩、燒照燒、魚田樂、又ハ、荷身

賣付、或ハ、養老寺ニシテ、思フドチ

終日、餘念ナク遊ハシトク、樂シキ

夏ナリキ

いひこゝろ、たゞ川原の

うらやま、あつちのうらやま

うらやま、あつちのうらやま

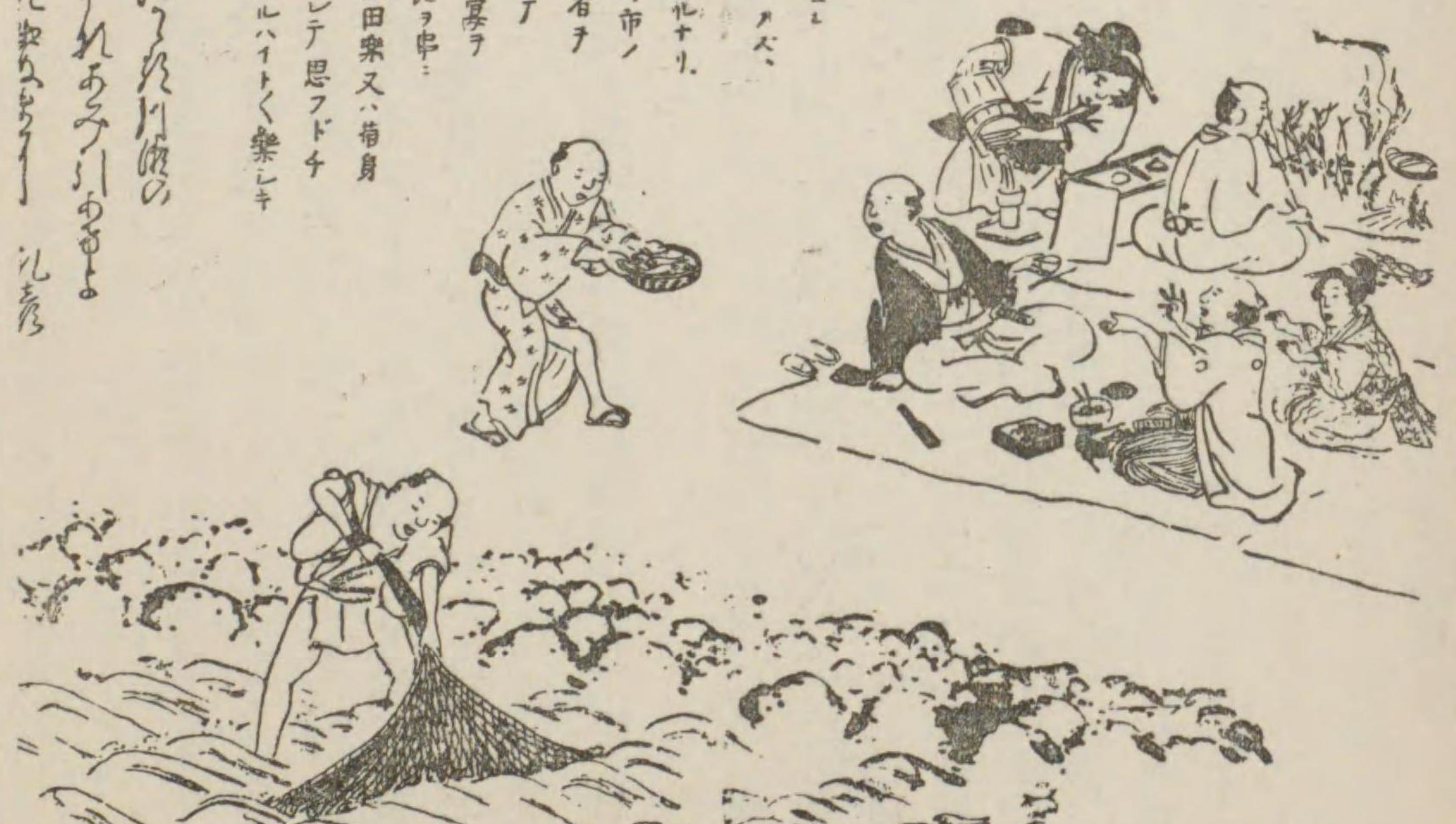
うらやま、あつちのうらやま

うらやま、あつちのうらやま

うらやま、あつちのうらやま

うらやま、あつちのうらやま

うらやま、あつちのうらやま



朱雀天皇、天慶二己亥年七月廿二日、内裡有庚申御遊、侍臣獻和歌、【古今著聞集】に天曆七年、内裡庚申御遊も見ゆ。【後拾遺集】秋上

七月七日、庚申にあたりて侍けるに、よめる、

大江佐經

いと、しく露けかるらん七夕の、ねぬよにあくる
天のはころも

【東鑑】にも、庚申夜、和歌御會、被守庚申とあり。又源順が庚申夜奉和歌小序に、「かけまくもかしこき御神あはれとも、めくみさいはひ給ひてむ。又【朗詠集】に、

庚申

源 順

沖なかのえさるかたなき釣舟は、あまやさきたつ
魚やさきたつ

沖中の得ざる方なき釣舟とは、【神代紀】云、居天八達之衢奉迎意にして、翁庚申の名をかくせり。海士や先たつ魚や先立とは、汝將先我行乎、抑我先汝行乎の意にて、先達指導の義、又待といふも、猿田彦大神に出たり。

接待所 天保……

萬人坑 相傳云延寶三乙卯年、飢屍にて、餓屍巷に滿ぬ。金森家其吏に命じて此川原に坑を堀其屍を埋めらる。故萬人坑と云。

【和名抄】云、飛驒國府在大野郡と見え、たけふの國府、はりまの國府など古哥に見え、今も國の高腹の地を、某國の府也といひ、駿河府中、越前府中など云あり。されば本母は、眞秀之府の意にあらんか。

産土神本母國都神 祭神地祇 國內神。後合祭白山三社大神 神境内九畝九步 除地。

【三代實錄】第二十七卷清和天皇 御世紀云、貞觀十七年十二月五日甲寅授飛驒國正六位上木母國都神本誤云、從五位下、同第三十卷成天皇 御世紀云、元慶元年閏二月廿六日戊戌、授飛驒國正六位上木母神國都二字平云、從五位下、二度同位は誤あるべしと見ゆ。木母は平田翁は木母、きのみおやとよむべし

といはれたれど、其は押當なり。本母の誤なること疑なし。郡代増田頼興もかねてさいへり。かゝる尊き、朝廷の國史にまで載て、神階を進授たまひしことを、國守も村民も少も不知して、後世美濃郡上郡長瀧寺の僧等に欺かれて、白山大神に祭り代て、元祿の【檢地帳】にも、寶曆の【除地帳】にも、白山社地とのみ記たるは、豈無學文官の至らずや。

○冬頭村 高四百石二升一合 山林家三十六戸 人二百十人
産物 米五百二十五石 稗十三石 大麥四十八石 小麥大

斐太後風土記卷之一 大野郡灘郷 冬頭村

刑罪場 金森家領國中より、徳川家引つゞき罪人を此川原にて刑す。

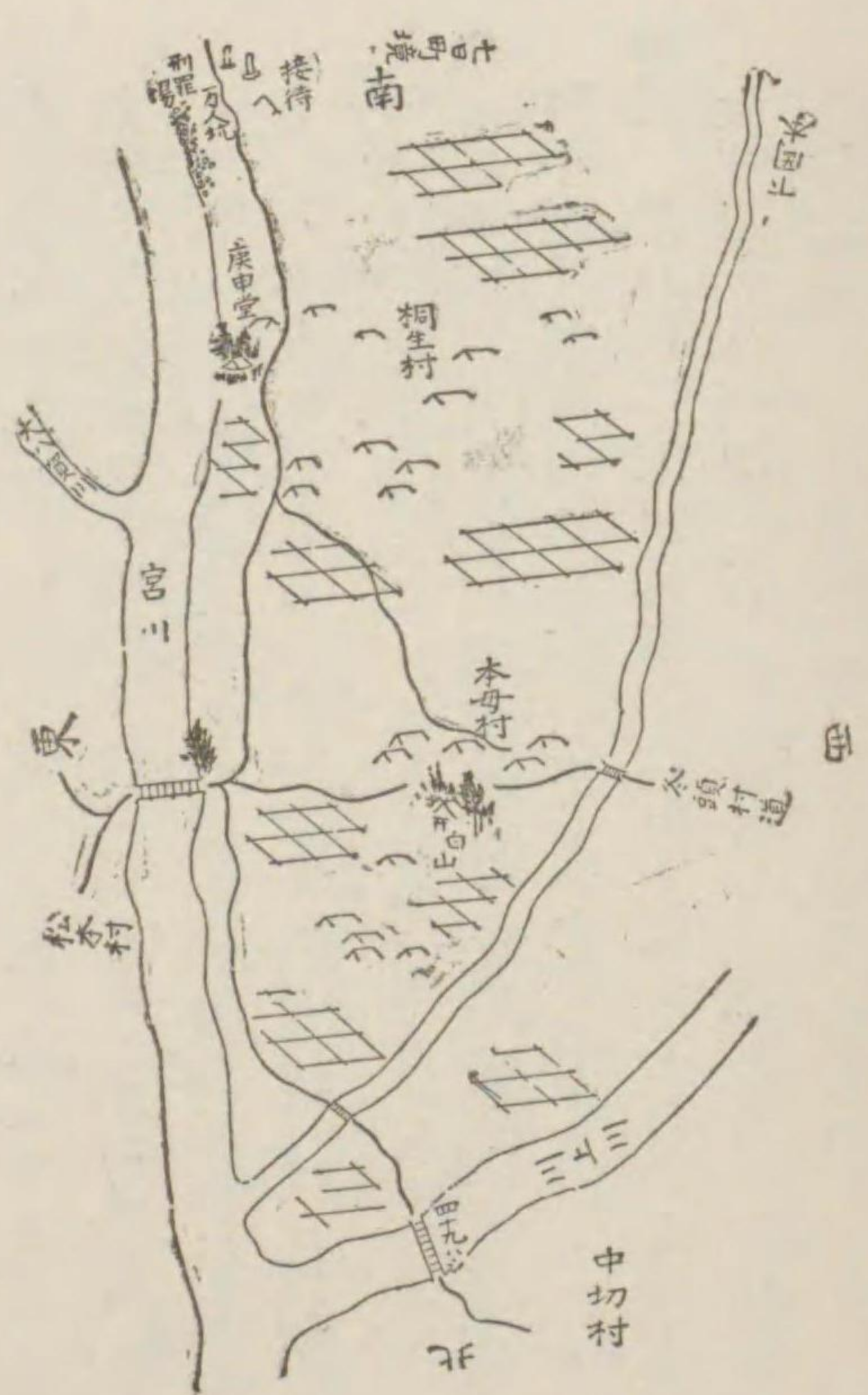
○本母村 高百三十六石八斗七升八合 山林無之家十八戸 人八十人

産物 米二百二石 稗二十石 大麥二十六石 小麥四石 大豆七石二斗 荏六斗 ナタネ一石 桑 楮十貫目 藍十五貫目 大まゆ二十貫目 小まゆ八十貫目 眞わた五把 布二十反

東松本三丁。西冬頭村八丁。南 桐生村四丁。北 中切村五丁、高山二十丁。

村名義は、本府ならむか。其は古への國府なる故、此里に國津神を齋祀りたるならむ。【總社考】にもしかいへり。抑此邊は國の中央といひ、地理平坦にして、北の方には三枝山峙立、北風の寒冽もなく、東南西うちひらけたれば、自然に國府とも稱べき地也。【國號考】に【古事記】なる應神天皇の大御歌を引て、久爾能富母美由、倭建命の御哥、夜麻登波、久爾能麻本呂波、などある久爾能本也。【萬葉記】に云云。しかれば本母本を保乃と云は、近衛を古乃真、また信本を志乃多、信夫を志乃不民大を三乃多と訓如し。は秀面の義ならむか。明應・文龜の頃、飛驒國司のうたに、

かやりたく烟にくもるそらもうし、ほのふの里の
夕月のかげ
姉小路基綱卿



豆十石八斗 荏二石 菜種一石二斗 桑二千五百貫目 麻八貫目 楮百二十貫目 藍七十貫目 大繭 小繭 布四十八反 雜魚二斗 蜆三斗。
東本母村八丁。西上切村八丁。南下岡村十五丁。北川上川。高山二十五丁。

村名義は、口碑に傳云、古此里に郷土ありて、姓氏不詳冬任と云此南の山上に城壘を築て住ける故、村名をも冬任と唱へしに、其後世間にては、任字を頭字に代て(假字のたかへるをもしらず)書により、終に冬頭とのみかくことに成ぬとぞ。

産土神貴布禰社 祭神高靈神 境内七畝十五步 除地。

【神名式】山城國愛宕郡貴布禰神社、名神大月とあるを祭りし成べし。【三才圖會】云、貴布禰神社、在愛宕郡鞍馬山乾、祭神高靈神【神代紀】一書には閻靈、一書には高靈とあり。【古事記】には、閻添加美神とあり【傳】に久良は谷のこと也。高は山上なる龍神にて雨を物する神也。坊方村吉城郡是重にも祭れり。畑多き村は早年に雩祭をせむため也。同諏訪社 祭神上諏訪大神。境内一畝五步 除地。東等教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末、本尊阿彌陀如來。境内。

裡書云、方便法身尊形大谷本願寺實如在判、永正十一甲戌年十二月五日、照蓮寺門徒善宗、飛州大野郡徳永郷中野願主釋淨善とあり。口碑には、此寺元は冬頭寺とかきたるを、後東等の字にかへたりと也。

古城跡
川上川

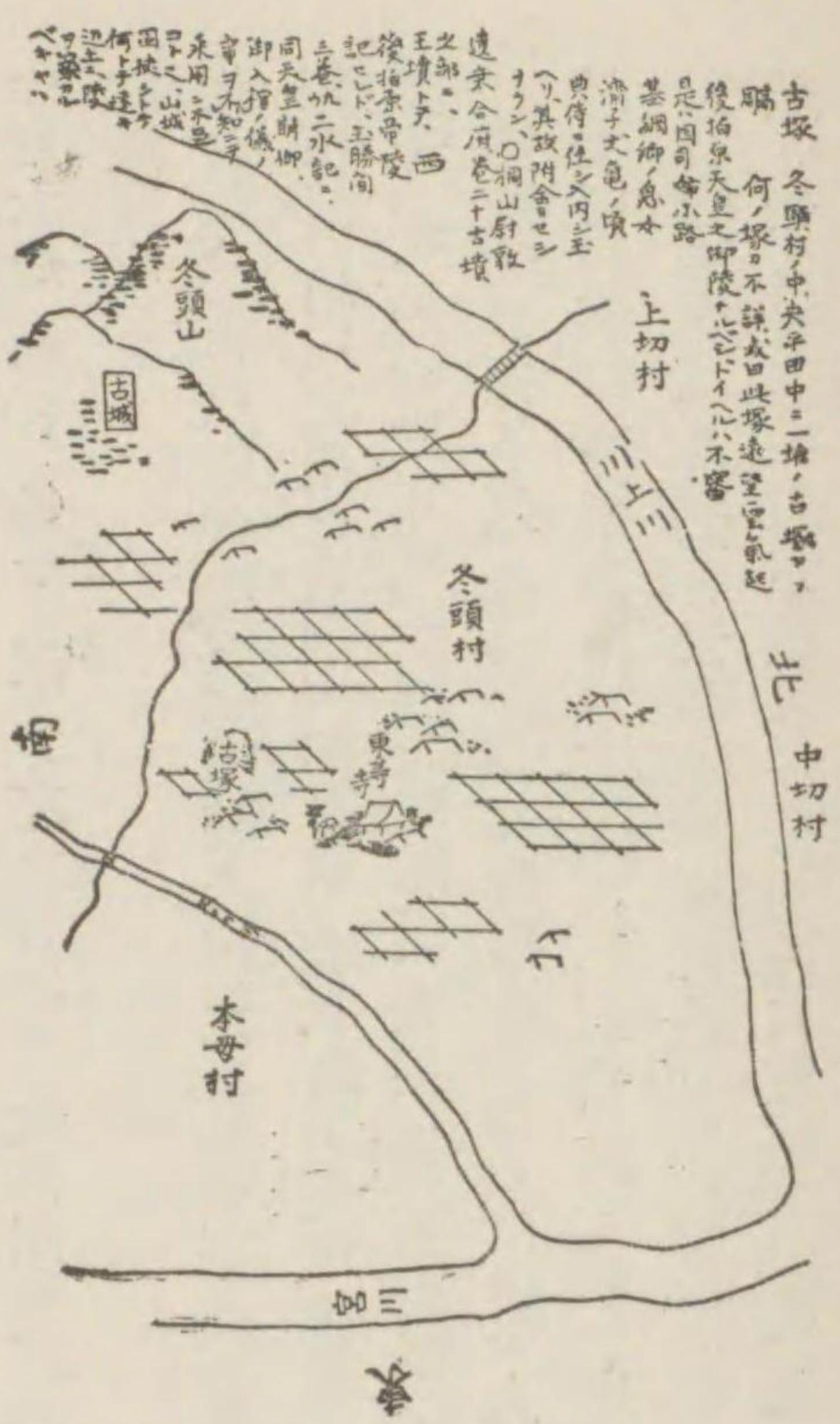
橋

壩フツエ 之圖 解説

壩壩同、ツチフエ、呼園切、樂器、燒土爲。

冬頭花入由來

明和寅のとし春陸月の頃、冬頭村東等寺の鐘樓を建立の

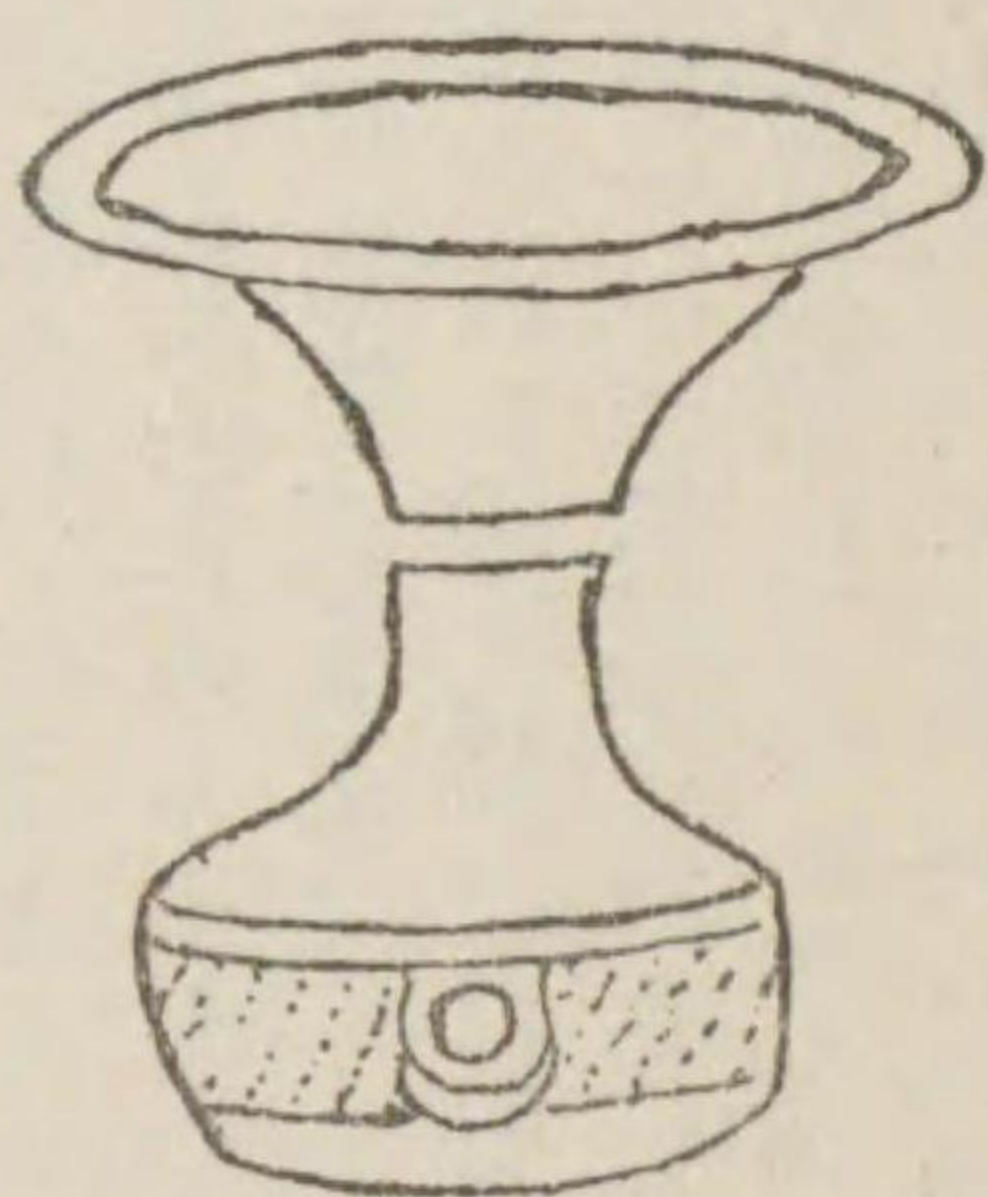


丁。北高山町。

村名義は、村口を支村江名と云、荏の相應地なれば、上代に荏野と云し由也。荏野野子 其奥に住村なれば、荏野奥てふ辭を、訛て江名子と云。

産土神荏名神社 祭神 高御産巢日神・愛那能御神。祭日 氏子 本社・神輿庫・幣殿・華表・社務所・境内。

【三代實錄】第十四清和天皇御世紀云、貞觀九年十月五日庚午、授飛驒國從五位下、(正六位上)の事は【文德實錄】に出、其後從五位上の事史にもれたり。水無神・荏名神・槻本神云。從五位上、【延喜式】卷第十神名下云、飛驒國八



折ふし、村内に大洞塚といふ所あり。其所より、大石を掘出せしに、四方に圍たる所に、金之輪、大平六ツ、油燈臺、此花入等出たり。其後やよひのころ、其地を田畑となさんとて、畝もて打おこせしに、此闕出て、一具して、喜の眉を、ひらきけり。

寛政五年癸丑端月

田中彌兵衛

此陶器よ、何れうにかあらん。ある人のいへるは、是は行基燈とて、彼法師の頃つくれる也。又馬上にてのむ、さかづきなり、といふ人あり。また武川ぬしは、字書に、壩フツエとよみたり。それならんといへり。穴をふけは、法螺のこときひきき出。

○江名子村 支村 奥江名子・屋林・江名。高七百六十四石 四斗五升七合 山林 家百六戸 人四百七十人。

産物 米八百二十石 稗百二十石 大麥四十石 小麥二十石 大豆四十八石 荏二石 楮二百貫目 藍八貫目 大繭四十貫目 小繭百二十貫目 薪・藁・野菜。

東山口村十八丁。西 片野村十丁。南 大西村一里二十六

座並大野郡三座並水無神社・槻本神社・荏名神社と見えたり。荏名は高山より十八 異方にて、守屋社と稻荷社前を過て、江名子に入村口也。今も里人荏を多く作るに、能榮熟す。荏名は名は 荏野の義也。【書紀】繼體天皇二十四年條に、毛野臣を歌に、憶那能優吾伊、【和名抄】に、信濃國水内郡古野を布無 とよめる類也。此荏名社の荒廢を、田中大秀荏野翁 いたく慷慨て、文化十四丁丑年、【總社考】につぎて、【八社考】をも著して、代を其子息彌兵衛壽豊にゆづり、此荏野神社を再建して、社傍に家を建て、高山より引移、荏野翁と自號て、朝夕に神に齋仕へて、三十一年経て、弘化四年丁未九月十六日、歿られて後、其住れし家を高山へ引ぬ。猶【荏野神社考】に委し。如是古しへ神階を進め、【神名帳】に載られたる神社を、何とて元祿檢地の役人、其役の代官、除地改の小吏迄、古神社を等閑に見すごして、除地を付ざりけむ。凡國宰たらむ人は、國史を不知、神を尊ばず、人民にもをしへざるは、歎かほしきこと也けり。

荏名神社銅牌銘 面長一尺厚二分 幅四寸五分

文政元年之秋美豆乃御殿仕奉氏、今新爾請奉禮疏、高木大神乃御靈乎、白玉爾鎮奉、此大神能御靈乎八頭鏡爾齋奉氏、歌以乞祈禱白佐久。

荏名神社

薦枕高御産巢日能、神美多麻、
珠爾依良斯氏、靈治波比麻世、
麻蘇比乃、此御鏡爾痛意哉志、
田中大秀
愛那能御神伊、移呂比麻佐禰、

如此白氏、二御靈乎、其九月六日夜、新宮遷仕奉、稱辭
竟奉氏、其壽言爾歌曰、

二柱、相竝婆斯氏、常登波爾鎮座牟、此宮所、大秀謹敬、恐
惶母白須、

牌背文荏野冊子千早卷に門人日下部道堅、寄附江名子三枝二
あればこゝには略之村田、爲永代祭祀料、

産土神守屋神社 又云錦山神社後世云下本社 祭神物部弓削

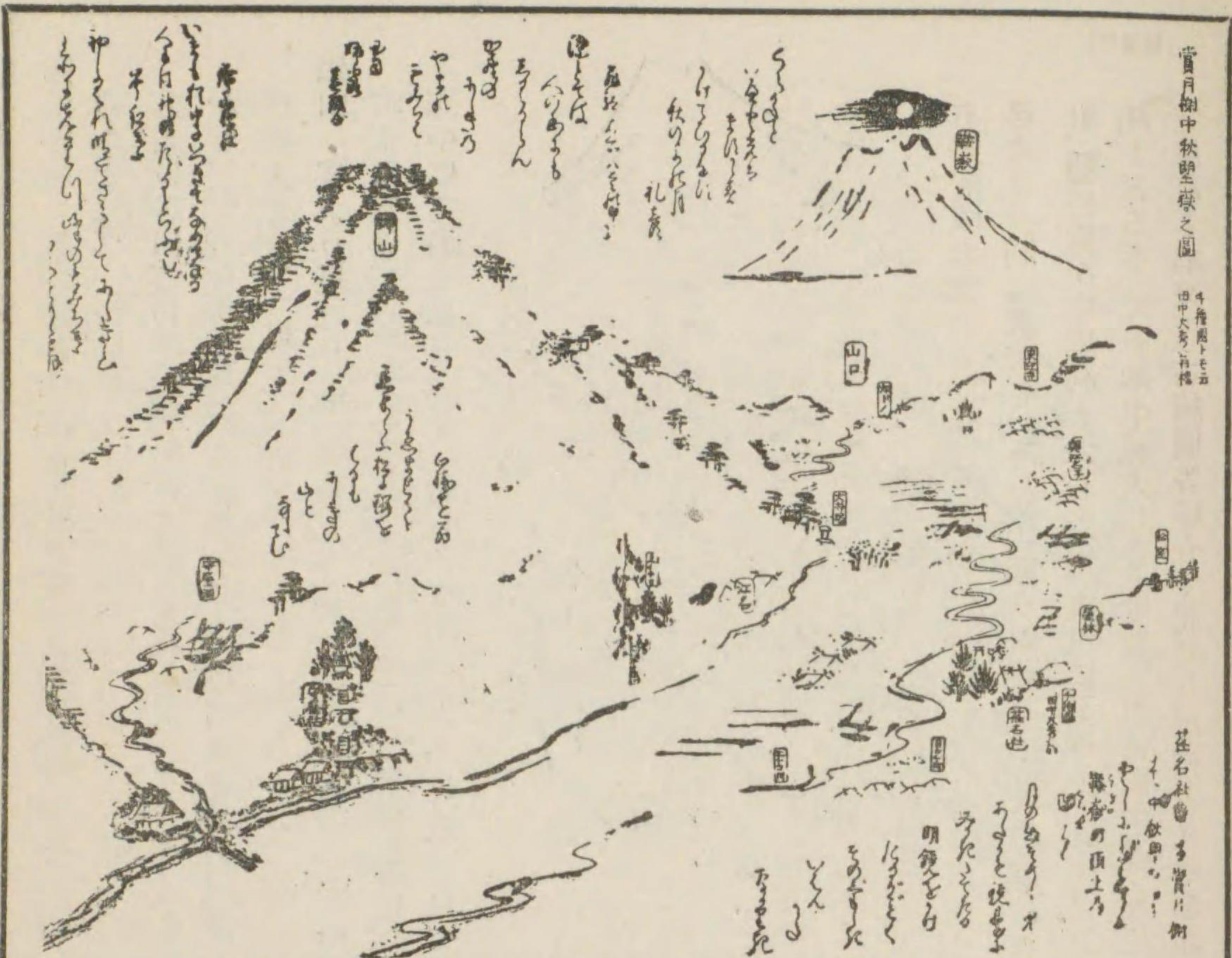
守屋大連、祭日 氏子 江名・高山日影町・同島川原町・同
宗猷寺町

(洞屋守)

後合祭、稻荷社、祭神、宇賀御魂神・須佐之男神・大市比賣神
相傳云、用明天皇二月御病四月崩、蘇我馬子大臣、勸既戸
皇子云、攻守屋大連、大連合戰敗亡、大連兒息與眷屬、或
有逃匿改姓換名者、或逃亡不知所向者とある内の一人、
忍來て此洞に潜匿して亡父の靈を拜祀り、因て社を守屋
社、隱住處を守屋洞と云しと也。後世に至りて、其末葉玄
祐と云る者、天正年中社人たり、金森六世領國中は、凡て
守屋社と唱來て、古繪圖等にも記せり。信州善光寺參詣

(荷稻本)

の徒は、此社前を馬駕籠乘又は小便すれば、かならず祟あ
る故に、皆日影町を通行すと。然るに守屋洞の末葉農民、
且高山日影町・島川原町等の氏子等、皆法師等に誑らか
され、守屋の社名を忌て、稻荷神に祀代しと也。元祿地誌
寶曆地誌以後は下稻荷と唱ふ。天明年中、織田内府の臣佐藤直次
の末孫、佐藤直道、天正中の社人の遺跡をつぎて奉仕す。
其末孫森本某明治六年祠掌拜命。
明治八年乙亥十一月、信濃國伊奈郡藤澤村守屋源三來、
曰、藤澤村に守屋神社鎮坐、百二戸の氏神にて、氏子に
守屋と稱する者八十二戸ありと也。【日本紀】なる、兒
息眷屬、逃亡不知所向とある内一人は、此錦山下に潜
居、一人は信濃藤澤に匿れしにやあらむ。高山島川原
町の氏子の先祖も、母理野をよみ違へて、森野とかへ
しにや。
産土神上稻荷社 本社 拜殿。祭神 宇賀御魂神・須佐之男
神・大市比賣神
東山派修驗金剛寺 明治元年轉職、社人、森本鼎、
社地七畝五歩 境内一反五畝十二歩 除地 山林一町四反
七畝歩。
此社勸請來由年代詳ならず。口碑に是を本稻荷と言つた
ふと也。年代不知。是を守屋社へ分祀りしや。



斐太後風土記卷之一 大野郡灘郷 江名子村

賞月榭中秋望嶽圖

荏名神社

賞月榭中秋望嶽圖に
荏名社傍なる賞月榭千種園とも云にて、中秋望月に、鞍嶺の
頂上の凹より月の出そめし貌は、あだかも鏡臺にみかき
たてたる明鏡をかけたるがごとく、そのけしきいはんか
たなかりき。

くらかねといへと光はますか、み、かけて晝なす
秋のよの月 禮彦

飛驒名所八首の中に

染とては人の國にもしくるらん、からのにしきの

山のみち葉 國司姉小路基綱卿

錦山神社

いまもなほ中子いつきてなめけなる、人には神の

たるといふ也 白禱園翁

峯紅葉

初しくれ晴てさらしてにしき山、よそにさきたつ

峰のみち葉

をりにふれてよめる中に

立ならふ松にさくらをうるませて、春もにしきの

山になしてむ

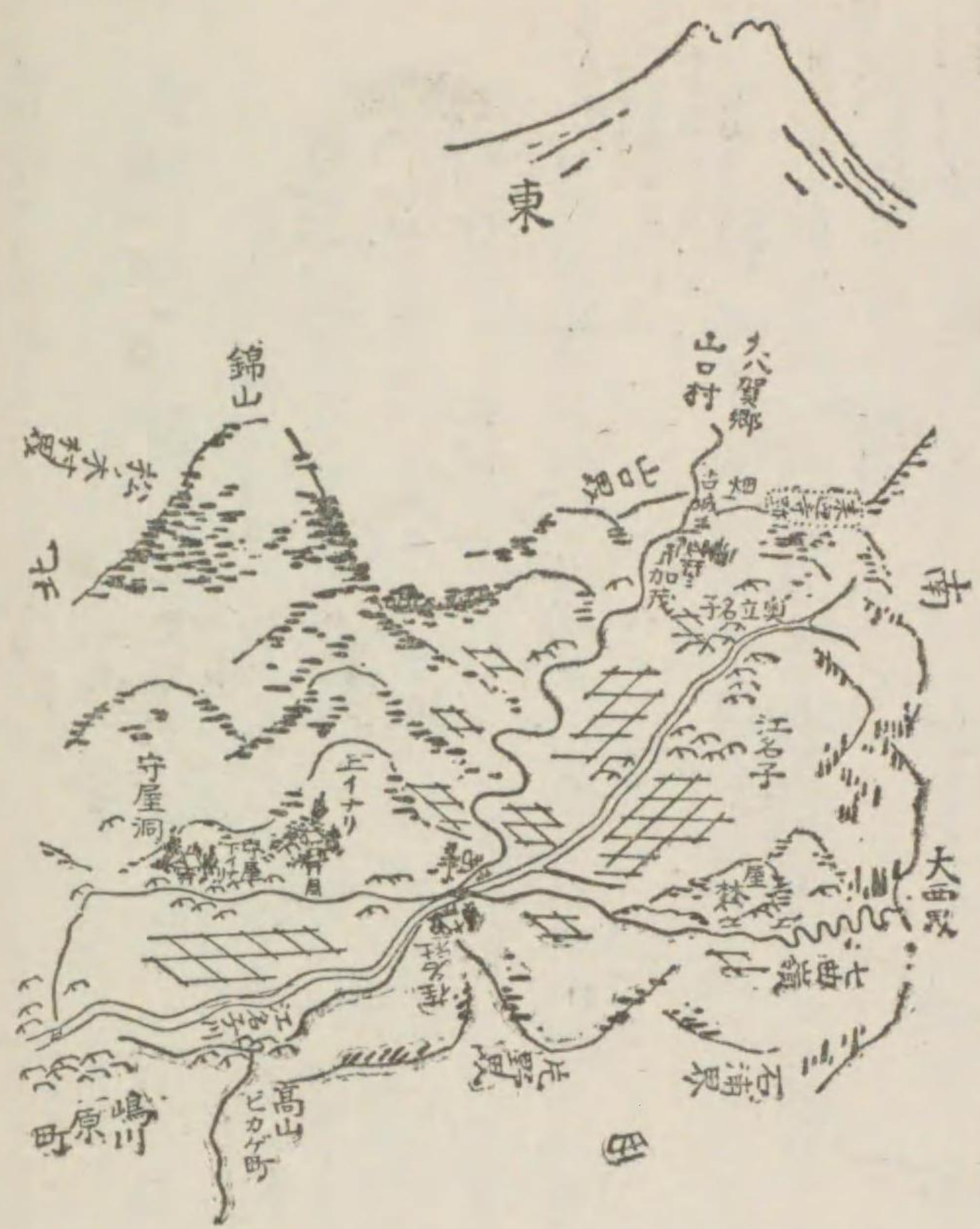
産土神加茂社 祭神上加茂大神。境内二反五畝歩。

同諏訪社 祭神下諏訪大神。

同荒神社 祭神竈神四座 奥津日子神・奥津比賣神・火産靈神・庭火神。

里人口碑曰、古來祭禮に餅と醴とを供すること、今もしかり。祭神を俗に荒神と云ふことは、平田篤胤翁の、【俗神道大意】にくはし。

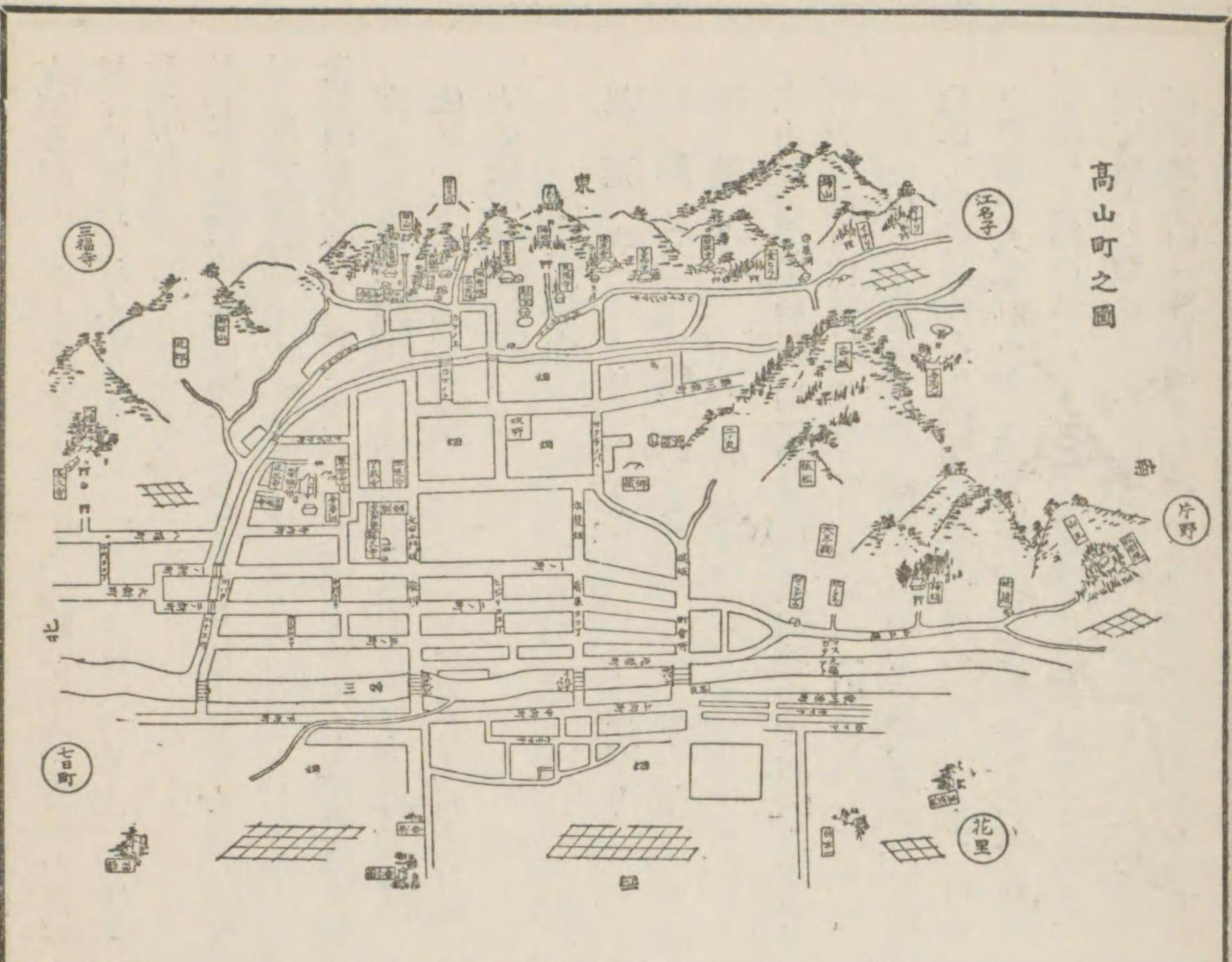
錦山 峯より尾通り、南は江名子、北は松の木に屬す。高山町東に當りて、麓より峯まで十町餘也。所生松茸香味は、國中にて最上品と稱す。むら／＼兀山にて、丹土なり。



【日本紀】神武天皇御紀なる、丹敷浦もかゝりしにや。丹敷山の名は尤也。されど俗に錦山とのみかけり。七曲嶺 本村の南にあり。嶺上より南は益田郡大西村也。江名子川 畑六郎左衛門休高故墟 畑殿屋鋪とも云。【飛州志】に、畑安高居所の跡とあり。三佛寺城より此所に移住せしにや。江名子村の東信州街道細路、路傍少か高處の畑也。天正の頃の畑氏の故墟也とぞ。其は松倉山下にて、金森家の山藏縫殿助宗次と組討して亡ぬ。其父母も先祖も不詳。建武の亂に、新田左中將の臣に、畑六郎左衛門時能といへる勇士ありて、越前加賀の處々の戰に、毎度少勢にて、多勢に打勝勳功あれど、官軍不運にて、終に伊知地山の合戰に討死せられし事、【大日本史】其外に見ゆ。但妻子のことは見えぬ。其頃本土へは、南朝より國司高基卿より四代、任國ありければ、時能の子孫など、國司にたより來て、本土に住し其末也とぞ。

○高山一之町村 支村 日影町・島川原町・櫻馬場・柳原・宗猷寺町・天性寺町・崖上町・若下町マワカタチ 鐵砲町・繩手・寺來迎寺跡 千光寺末、奥江名子山上にあり。永祿七年甲子七月、甲將千光寺攻の時、郡上界より來、手始に此寺放火せしと也。

高山町之圖



内町・川寺内町・八幡町・一の新町。高百四十五石七斗八升 山林古城山 家五百二十一戸 人四千七百八十人 産物三之町 下に出す

東 崖上町より松の木半里。西 二の町。南 日影町より江名子半里。北 八幡町より三福寺へ。丁。高山の名義は未詳。但飛驒國司姉小路基綱卿の、文龜年中に、飛驒八所の歌の裏書、みづから書たまへるに、此國の府高山と云。夫より八所の方角、行程を記したまへれば、其前より在けむ。【和漢三才圖會】八幡淨土寺高山に在と記たれど、元祿中の書にて、中古の事を委く不調ば、據となしがたし。其は天神山の引延たる、尾の末に人家在て、高山府と云しにや。一説に安川町は古けれども、高山は其より後の名とも云。永正の頃より、高山外記と云る土、天神山の城に住り、高山に居しに因て、高山外記と稱しか。又高山氏代々城主たりしに依て、家名を地名にせしか。詳ならず。永祿元年、三木自綱と廣瀬宗域とに亡されぬ。其後天正十三年、越前大野城主金森五郎八入道父子、本土に討入て、三木大和入道休庵父子を責落し、それより高山外記の舊壘を點檢し、山腹を切拓き、二の丸とし、北麓を堀平均して家士の邸地とし今の馬場。其土を運ばせ、乾麓の低地を古へは宮川東の

方廣き川原なりしと埋平均して、阡陌を開き、市井を營。城下の町戸、商人の住所とせられけるは、天正十六年戊子歳也とぞ。

産土神日枝社片野村 氏子 一の町、安川町以南。

同八幡宮三福寺 氏子 一の町、安川町以北、羅手川寺、内町、寺内町、八幡町、一の新町

光曜山照蓮教寺 淨土眞宗。東本願寺掛所。本尊阿彌陀如来 安阿彌作。金森家 境内二町六反九畝廿八步末寺并寺内町、法印寄附

山林一町五反二畝步坊山 高二百三十六石五斗六升一合

右各除地寺領白川郷内十六村、從金森家寄進

子院八箇寺

眞蓮寺 專念寺 不遠寺

圓龍寺 靈雲寺 映芳寺

稱讚寺 了泉寺

高山照蓮寺の始祖、明了宣明は、白川郷中野村照蓮寺の、第十三世の住持也。其處より、此高山へ引移來し由來は、天正年中、金森長近入道、飛州征伐の命を奉、越前の石徹白にて軍勢をそろへ、飛州大野郡白川へ討入るとき、向より旅僧一人來れるを、先手の軍卒見て愉快らず、今日主君法印入國の始、いまだ敵を見ざるに、忌はしき法師哉、討て捨よと匂ければ、旅僧冷笑曰、見れば主將も法體也、何ぞ我をのみ咎むべきと云しを、法印馬上より見玉ひ、

士卒を制して旅僧に向ひ、只今士卒の云ところも、謂なきにあらず。然れども旅僧一句の祝詞を述べたらば、此處を通ずべしとありければ、彼僧うなづき、馬上なる法印の體相をつらく見て、白革袴をめしければ、

大將のめした袴は白かはや、さても見事にとりしひだかな

とよみければ、數千の軍兵一同に、さても仕たりと、勇みければ、法印も大にほめたまひて、火打袋より金銭一つ取出し僧に與へ通されけり。〔飛州志〕に國説云と見ゆ。此狂歌をよみしは、即白川の照蓮寺の明了也。是は天正十三年七月也。此時尾神備前守氏綱〔内島兵庫頭氏理の家臣、岩瀬橋にて手いたく支けるにより、一まづ越前にかへられ、同年八月の初に、牛丸又右衛門綱親を嚮導として、越中へ回り長谷より、二つ屋をへて討入、終に三木一族を責亡して、高山に城をきづき、白川中野村へ使をつかはして、照蓮寺明了を召よせ、其寺を高山へ引移して住べき旨命令有けるに依て、天正十六年戊子春、高山に照蓮寺を建て住しこと〔照蓮寺記〕に見えたり。夫より金森家、他國出陣の節は、明了に城中を戍衛し、國中を守護せよと命ぜられ、其旨豊臣公に言上有しに、公も其然るべしと仰せられしと也。さて金森法印より、安阿彌彫刻

(亭松)

の彌陀の木像を賜り、國中の本願寺宗は、すべて末寺並に命せられしとぞ。慶長三戊戌年教如上人より、飛擔の出仕を命せられ、同五庚子年本山へ出て、教如上人より、得度受戒素絹著用を免されぬ。〔照蓮寺記〕にくはしければ略す。

二世即生院宣了に、領主金森出雲守可重朝臣の女子を賜て室とす。

三世龍興院從純は、領主金森出雲守重頼朝臣の三男長門守頼直朝臣の弟也。寛永十八年辛巳歳本願寺宣如上人女左奈を娶て室とす。萬治三年松本に別莊を建、結構善美を盡せり。松亭と號す。茶室を建茶會を嗜詩歌を集め、京及諸國の文人を招き遊遊す。延寶三年乙卯十一月寂法名釋宣心。

第四世琢晴瑛種、元祿十二年己卯二月、以迷婦言亂寺務、本願寺使僧來而逐之、移居松亭、使息一乘嗣照蓮寺。

第五世一乘海雅、元祿十六癸未年、一乘上京呈照蓮寺於本山、因之爲掛所、爾來輪番僧交代す。掛所を俗に御坊とのみ稱來れり。〔寶永元年甲申歲、一乘與京女情死、照蓮寺血傳絶たり。可惜事なり。〕

境内

本堂 庫裏 經藏 集會所 鐘堂

斐太後風土記卷之一 大野郡灘郷 高山一之町村

(寺國善)

太鼓樓 表門 裏門 總門 東門

雪峰山勝久教寺 西本願寺宗、越中八尾開名寺末、天文元

壬辰年開基。本尊阿彌陀如来。境内五畝廿五步 除地町四丁目東側にあり

本尊釋書蓮如上人筆。文明十九丁未年般若野番頭法名圓通、初めは雪峰堂といひ、又圓通庵と號し、元祿七甲戌年

【檢地帳】には善國寺、其後勝久寺と改む。

海藏山雲龍禪寺 禪宗洞下、能登國鳳至郡樺北莊總持寺塔

頭普藏院末、應永二十癸巳年開基。本尊千手觀音蓮慶作。

本堂 庫裏

産土神白山社 祭神白山三社大神 祭日 氏子崖の上町、若下町、鐵砲町、安川町

本社 拜殿

寺説に云、人皇四十四代、元正天皇御宇、養老四庚申年、

加賀國白山妙理權現の神託に因て、此地に勸請せり。今

境内後山に祭る所是也と〔飛州志〕に出つ。是浮屠氏の妄

言也。採用に不足。抑泰澄こそ、養老年中の僧ならめ。越

前國を割分て、初めて加賀國を置れしは、養老四年より

百四年後の弘仁十四年なることを、夢にも不知者の言し

こと也。〔大日本史〕第二十三卷、嵯峨天皇本紀云、弘仁十

四年癸卯三月云、割越前江沼加賀二郡、置加賀國、〔日本紀〕

【三】と見えたり。實に養老四年の勸請ならば、越の白山三社の大神にますべし。歌にすべて越の白山とよみ來りしは此ゆえ也。然るに延長五年にさ、けられし、【延喜神名式】に、加賀國石川郡十座、並白山比咩神社云とあれば、其頃の白山神は、伊特冉尊・菊理媛命にますべし。されど本土にて凡て祭る白山社は、三社大神にませり。白山は大嶽にて、飛驒國に跨たる山に、鎮坐の大神に坐せば、國中鎮護の爲に上代より祭來れる御神なり。此東山の白山社も三社大神にますべし。然るを勸請の原始を他社より別也と跨らんが爲に、人皇云養老四年加賀國云と牽強せること、手を拍て笑ふべし。況乎雲龍寺開基の了堂は、延長五年延喜式より、四百八十餘年後の、僧ならずや。いまだ禪宗だになき上古の事を、いかでか寺説などいはむ。年代記だに、しらぬ浮屠氏が妄作惡むべし。當昔白山の牛王の印板ありし、妙觀寺とか云寺ありしと、【飛州志】に出せれど、不詳ば據としがたし。

境内一町七畝五步 除地 山林三町七反九畝六步 除地白山一社有之。

元祿七戌年檢地、寶曆十辰年除地帳の頃も、無學の小吏、社寺の新舊をも不辨して、新しき宗門の寺へ古社を附屬して除地を記すこと、遺憾也。

鎮守 金毘羅堂 祭神 文化年中建
鳥羽沙摩堂 祭神 天保年中建
【玉響】八卷 條云、或人の説に、埴山毘賣神と水波能賣神也と云は、實然もあるべく覺ゆ。(俗には佛家の鳥羽瑟摩明王を、廟の神也と云は、密宗より出たる説なるか。谷川士清も云る如く誤にて信するに足らず。)

塔頭 久昌寺
榮鏡院

東林山大雄教寺 淨土宗、京華頂山知恩院末、天正十四年丙戌上廣瀬より移住。本尊大佛阿彌陀如來座像 文政六癸未年。胎佛同斷座像惠心僧部作古來の本尊
此寺住持は、文政十丁亥年より。知恩院宮院家香莊嚴院兼帶。境内二町一反一畝廿七步 除地 山林二反二畝三步 除地。六角堂 本尊觀世音聖德太子作。
十王堂 秦廣王・初江王・宗帝王・五官王・閻魔王・變生王・泰山王・平等王・都市王・轉輪王
【妖魅考】三卷云、唐代の頃などよりや、冥王有より言出たるならむ。蜀成都慈恩寺の沙門藏川杜撰【十王經】

に出つ。

本堂 庫裡 山門

鎮守

床浦社 祭神津島牛頭天王、牛頭天皇は健速須佐之男命にまして、疫病を免し玉ふこと、【曆神辨】に詳也。

塔頭

正定院 洞雲院 林香院

相應院 同 榮壽庵 同

長坂山石祈場 礎・端口石・石燈籠・石塔婆・墳墓等に用。高山町に住る石工は、皆此山石を祈出す。

高隆山素女禪寺 禪宗洞下。加賀國金澤宗德寺末、慶長十四癸酉年建立。本尊釋迦如來觀音 兩大士、聖德太子作。達磨大師木像、古作、佛工不知。傳云小八賀郷松林寺の什物たりしが、廢寺の後此寺に安置すと云。

金森素立法印畫像開基畫師たる金森五郎八入道素立法印は、慶長十三年戊申八月十二日京にて卒去、行年八十五歳、法名金龍院殿前兵部尙書法印要仲素女大居士、墳墓は紫野大德寺の塔頭金龍院に在。

境内六段三畝廿九步 除地 山林一町二段四畝九步 高十五石四斗三升四合 境内

斐太後風土記卷之一 大野郡灘郷 高山一之町村

二石四斗七升八合

吉城郡上北村

此田三段三畝九步

十二石九斗五升六合

同古川町方村

此田畑一町一段四畝一步

塔頭

善應寺 天保六乙未年素女寺を離れて、法華寺の南隣に移住す。

神明山天性教寺 淨土宗、大雄寺末、天正年中金森家再建、

大雄寺源譽代、舊殿般若院來由不詳 本尊阿彌陀如來觀音 春日作

本堂

産土神明宮 本社、拜殿、祭神天照大御神、祭日、氏子天性寺町

天満宮 本社、祭神菅原贈太政大臣。

愛宕社 祭神火之迦具土神。

【古事記】上卷に火之迦具土神を【傳】に【書紀】一書に火産靈ともあり。【神名式】に、丹波國桑田郡阿多古神社御母を燒玉ひし故に、仇子と云となり。と有を、【三才圖會】に山城國愛宕神社山陽丹波桑田郡と有。舊號般若院と云るは、修驗にて、山城の愛宕を勸請せしなるべし。

境内五段四畝十七步、除地 山林七段三畝廿六步神明宮、天満宮、愛宕社

相傳云天照寺へ、元和中東照君の六男、越後少將忠輝卿來寓したまへりとぞ。從四位上松平上總介と申て、越後國高田城主六十萬餘石を領したまひしが、政道正しからず、元和元年、大坂陣の時道中にて、將軍家臣を殺害させ、大坂へ遲參落城後に成、旁以御察當になり、元和二年三月、家康公御大病に付、高田より忠輝卿駿府へ出、種々詫たまへとも御對面なく、家康公は四月十七日薨したまふ。二代將軍も御遺言とて許容なく、同八月末伊勢朝熊へ流されたまふ。忠輝卿水練達者ゆえ、度々海へ飛入、二三日も歸たまはざるを、守者内訴しければ、高山へつかはさる。金森家預りて、此天性寺へ入おきぬ。寓中もとかく無頼ゆえ、金森氏迷惑して、歎訴に付、信州諏訪因幡守へ預替になりぬ。彼地湖水あれば、快く年月を送られ、天和三年六月九十二歳にて、逝去有しと也。長命の人也。武將は家康公・秀忠公・家光公・家綱公をへて、綱吉公の代に及べり。

常榮山法華寺 法華宗、越後蒲原郡本成寺末、永祿元年戊午建立。本堂、本尊釋迦牟尼佛。

題目多寶佛

(院行本) 初あ本行院と名く。始祖日囊、其後今の山寺號に改む。其後寛永年中、松平豊後守藤原光正追福の爲とて、金森出

なき支度也。元來臆病未練の士なれば、見るより愕然仰天せしありさま、光正はじめ皆々ふかく笑つほに入り、近く近くとありければ、いよ／＼以て逡巡す。光正高聲にて今夜急に思ひ立たり。汝必一方の大將たるのみ入也。いざ疾用意と有ければ、庄兵衛殆ど色青ざめ手足戰々ふるひ出し、物をも得いはず在ければ、光正いらだち敵城はほど近し。不意を討てこそ勝利を得め、いざとく用意と責られて、左あらば一走に私宅にて支度直にまゐるべしとて馳かへりぬ。(庄兵衛直に本丸へ登城して、夜中に急亂を直訴しけり)跡にて一同とつと大笑、今の爲體を、くりかへしくりかへし眞似などして、可笑にたへかね語合、光正大に興に入、酒肴を出させて一座酒宴となり、彼士のことのみ笑ひののしり、一入興をましにけり。然るに初更すぎぬれど、彼士出てこず。皆々笑ながら、今ごろは定めて妻女と水盃して啼悲て居べしと、言とよめく程に、門前物音さわがしきを、何事やらんと云所へ、將軍家の城使、女關その外案内もなく書院へとほり、此形勢を遂一見とゞけらる。豊後守をはじめ、一同打おどろき、甲冑のまゝ平伏しけるに、將軍家御尋の旨あり。急ぎ登城あるべしと言すて、城使は早くかへられけり。光正はじめ一同茫然として、呆れはてしが、登城の催促しきり

(寺淨蓮)

雲守重頼朝臣本堂を再興して、蓮淨寺と改む。相傳云、加藤主計頭清正朝臣の嫡孫、加藤豊後守光正配流せられし其由來は、慶長十六年辛亥六月廿四日、清正朝臣卒去、嫡子肥後守忠廣朝臣。將軍秀忠公より諱字拜領。同年八月家督七十三萬石相續せられけり。其息光正也。母は東照君御孫女蒲生飛驒守秀行女、秀忠公の御養女として加藤忠廣の室と成。寛永□年、將軍徳川家光公御前にて元服。御稱號且御諱一字を賜り、從五位下に叙し、松平豊後守光正と名乗られ、(清正朝臣の嫡孫にして、東照君の御曾孫なり)名家の眉目を施し、諸家一同に羨けると也。然るに年來召使はれし、廣瀬庄兵衛といへる者、近習を勤けるが、生來卑怯臆病なりけるを、光正可笑思ひ居られしが、ある時外の近習區從等と談合、今夕彼を侮弄斯々して、なぐさまむと有ければ、皆々一同それは逸興ならむとて、俄に武具馬具を取出し、各々支度して、日くれて急使を遣けるに、庄兵衛は何事ならむと、出仕せしに、はやく書院へとのことゆえ、出て見けるに、是はいかに、あまたの燭臺にて恰も白晝の如く、主君光正は甲冑にて、采幣を持、上坐に床凡にかかり、近習小姓數十人も、皆甲冑にて左右に群列し、威儀堂々たるありさま、庭には馬に鞍おき、旗さし物を立列ね、弓矢・鐵炮・鎗・長刀、残る方

也ければ、止事を得ず、供人用意して豊後守登城せられしに、直に帶刀取あけて、某侯へ預けられ、肥後熊本へ急使を立られければ、父肥後守忠廣は何故かも知られぬと、台命とあれば、晝夜をかけて、遙々江戸へ出登城有けるに、隱謀の企札明あり。過し夜豊後守の屋敷の形勢を聞、肥後守始て驚却して、言分もたゝず、所領没收せられ、終に寛永九年壬申六月、肥後守忠廣は出羽の莊内、豊後守光正は飛驒高山へ配流せられけるば、無慙なる次第なりけり。抑祖父加藤清正朝臣は、幼若より羽柴家に從ひ、合戦の度ごとに九死を凌、勇猛を震ひ、大功を立、日本中の東征西伐して、苦難は言に及ばず、朝鮮兀良哈まで責て、日本の鬼將軍と稱せられし英勇、豊臣家の誠忠勇武、徳川家へも謹厚篤實の俊傑、殊に國民に仁心深く七十三萬石の大諸侯と成て繁榮せし其名家を、光正一夕の座興に賤士を侮蔑して、倏急滅亡せしことは、あさましともいたましとも言に詞もなきこと也。(古老の談を記しぬ)【武家盛衰記】【太平年表】とは大同小異あり。光正を金森家にて預り、天性寺に居らしめしと也。謫居僅に二年にして、翌寛永十年癸酉七月十六日二十歳にて、卒去せられけるとなり。法名蓮淨寺殿日慧大居士、墓は境内に在。甲冑膳具等今猶存。其後年月不詳、本の常榮山法華寺の號

境内三反四畝廿一步除地 山林二反九畝五步 同
鎮守 三十番神堂 鬼子母神堂 辨財天女堂



飛驒二木大兄、見惠此三品、蓋其山中所產也、予拜受其
百合及山葵、移栽前圃、更策攝待異客、調得清饌、其茸
最妙、不堪漫餐、直壁間掛了、聊復當之如意矣、而且作
此圖、爲奉謝之也。

辛卯秋八月望後

霞樵無名

霞樵は世に名高き京の大雅堂也。明和辛卯年、二之町
加賀屋長右衛門長嘯、此三品を歩荷に托して贈れり。歩
荷京に上り、祇園祠前の大雅堂をたづね、苞を出して受
書を請ふ。大雅堂直に、此書畫をかきて、歩荷に托すと云。
善應禪寺 禪宗洞下、天保六乙未年素玄寺境内を去て、法
華寺南に移住。

本尊
地藏堂
辨財天女堂

本堂

眞龍山宗猷禪寺 禪宗濟下、京花園妙心寺末、寛永九壬申
年建立。本尊寶冠釋迦如來運慶作。開基檀越金森出雲守
源重頼臣(素玄法印孫、可重嫡、慶安三年庚寅十月卒、法名
眞龍院殿瑞雲宗祥大居士)。金森左京源重勝朝臣(可重二
男重頼弟、慶安二年己丑四月卒、法名微雲宗猷居士)寺の
始祖南叟師は、荒城安國寺と兼住也。蓋、金森兄弟の法
號を用て、眞龍山宗猷寺と號せしならむ。
本堂 庫裏

境内二反一畝一步除地 山林一町三反二畝六步同
高五石四斗二升五合 此田畝六反六步 益田郡野尻村に
あり。

高間水 本堂前に在、古は門前に在と、【飛州志】に見ゆ。
寒天暑日、乾ことなき清泉なりとぞ。

妙高山大隆禪寺 禪宗濟下、京紫野大徳寺塔頭金龍院末、
承應二癸己二年建寶曆年中 本尊觀世音菩薩 行基 開基檀越
金森出雲守源頼直朝臣。法印四世重頼嫡、寛文五乙巳年
七月十八日卒、法名大隆院殿立軒素白大居士。
境内二反六畝十二步除地 屋敷二畝廿六步 山林一町三

段九畝十歩 山畑七畝十九歩

鎮守 春日社 出【飛州志】

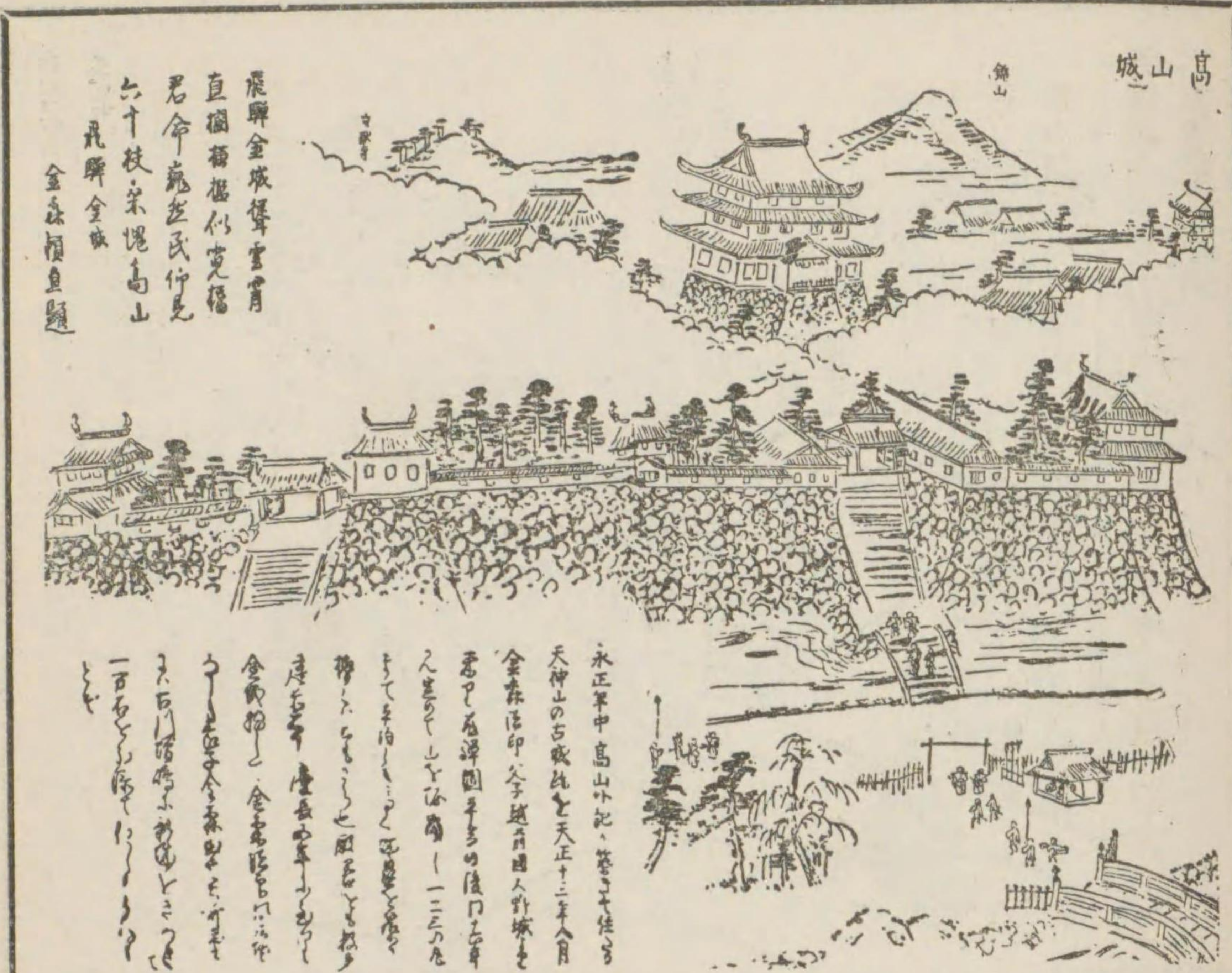
辨財天女堂 池中にあり。寛政……建

妙見堂 寺後にあり。天保……建

天神山古城 永正の頃より、高山外記 居城たりしが、永祿
元年、益田郡櫻洞の城主、三木光頼後改と、吉城郡廣瀬郷
高遠の城主、廣瀬宗域と牒合せて、責亡しぬと云。其後三
木自綱、其族三木長門守久綱をして、天神山の城を守ら
しめしとなり。

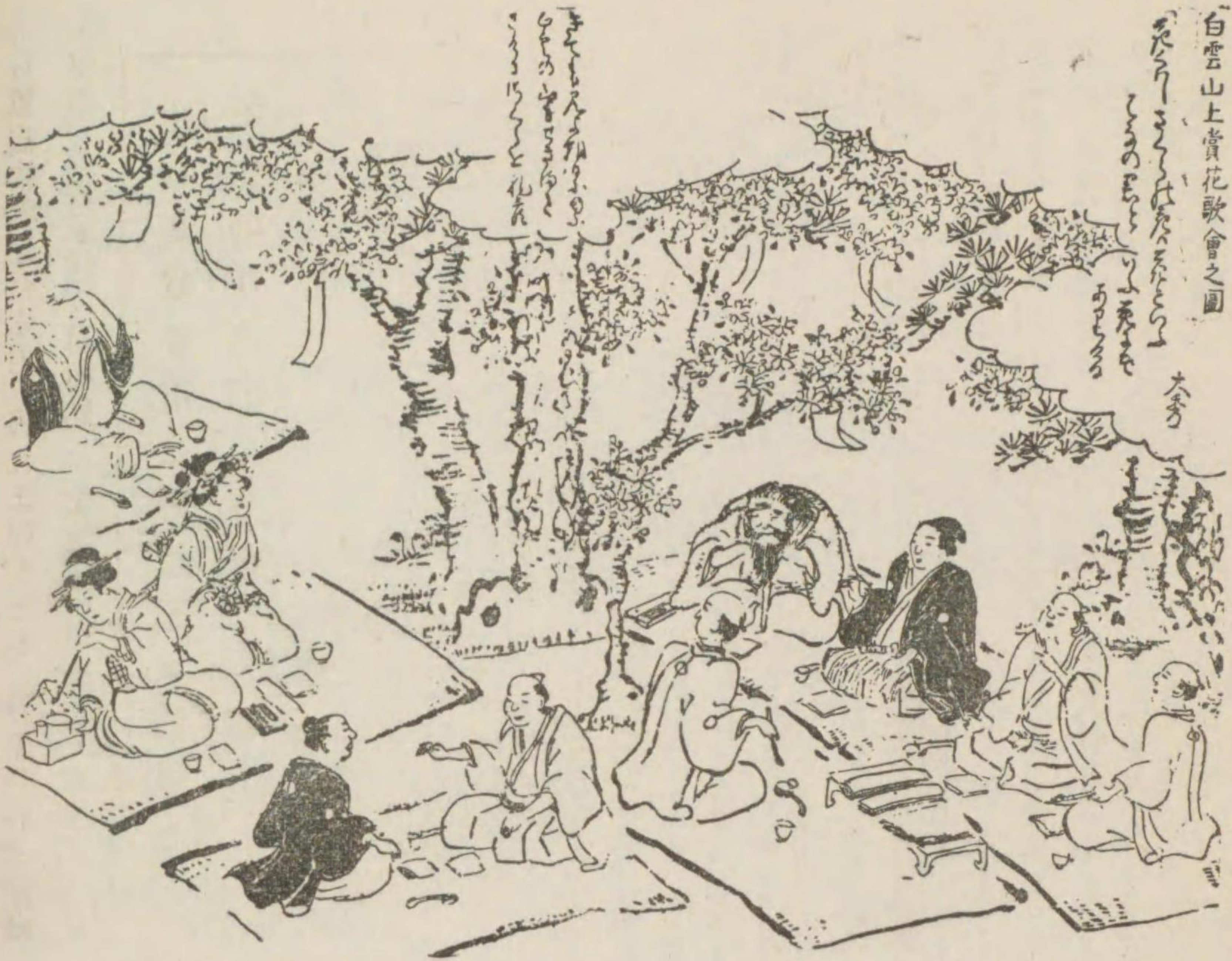
高山古城跡 天正十三年乙酉八月、越前大野城主、金森長
近入道父子、責來て松倉の城主三木自綱入道休庵を討亡
して、天神山の古城を再びきづき、天守・二三の丸・出丸・
總構を修築、天正十六年戊子歳手始にて、十三年を経て成
就夫より居城とし、初代金森長近入道より六代金森出雲
守頼時まで、百五年在城。元祿五年壬申九月幕府命じて、
出羽國上の山城へ移封。飛驒國は徳川家の代官、伊奈半
十郎忠篤來て支配す。高山城は、加賀宰相菅原綱紀卿に
預けられ、其家臣年々交代して守ること四年にして、元
祿八乙亥年、加州より徳川家に願ひ、城を毀たれけり。夫
より古城跡といへり。

白雲山櫻花 安永六年丁酉歳地改中、出精の功に因て古城



飛驒金城傳書堂
直福頼似寛信
君命頼佐氏仲長
六十枝、宋提高山
飛驒金城
金森頼直題

白雲山上賞花歌會之圖



跡二・三の丸北郭を幕府より、土着吏屋敷地に賜りけるに一家各五十八坪用水もなく、每邸高低にて地齊しからず。陣屋懸隔にて出勤路とほく、雪中不便、非常の節も便利ならざる故に、賜地を島に開きぬ。文化年中郡代田口の郡丞貝塚素牛通稱文次其島畔に櫻數十本をうえて、植てなほ花にいのちのをしきかなと發句して、其翌年貝塚没ぬ。あらかりぬ天保の初大井郡丞菊田賢字泰貝塚の女婚たり。來てその舊吟に依て、北郭狐松に俳句の碑を建たり。猶櫻樹の多からむことを謀、富田定禮舊名田中秋浦奉りて、廣瀬の山櫻の若木二百本、掘來て植ぬ。天保三年 壬辰三月爾後年々觀花場となりぬ。

尾張照相書編

桐山爲雄藏

當年之巢鷹二聯之内鷓兒鷄尾州
迄給之由欣悅之至候例年御心入
難申謝候猶期面談之節候恐々謹
言
六月十七日
義 直(花押)

金森出雲守殿
御宿所 尾張大納言 義直

白徳院君より、金森法印への御文書に、給候鷓路次すが

ら鷺鳥物數仕たる由、書たまひたるを、萩原戸谷忠猷藏せり。金森家代々幕府始、三家迄、如此計ひしにや。

昨日者爲年甫之御禮入來欣悅之
至候猶期會顔之時候恐々謹言
正月五日 賴宣

金森左京亮殿

紀伊大納言 賴宣

金森出雲守可重朝臣は、最初は長屋喜三と稱したりし由なりしが、天正中金森法印の養子となり、飛州征伐平治の後、左京亮と改られしにや。

高山町盆踊之圖 盆踊、かひひ・うたがき・權哥會は【萬葉】

九卷 三十 哥垣は【記傳】四十三卷 二七

擊鼓琴々燭影煌、管絃聲湧踏歌場、男粧擬得誰家女、潜就市陰喚阿郎、節 齋

打むれてか、ふか、ひによもすから、とよむ衝の
あかすも有かな 白禱園翁

をとりめにをのこましらひ樂しけく、うた垣すなり

斐太後風土記卷之一 大野郡灘郷 椀山一之町村

高山町盆踊之圖



まちもせきまで

飛駟八所圖并和歌
細江漁父

飛驒國司姉小路中納言基綱卿八所之咏歌は、當昔文龜の頃より寫傳來りしを、金森侯天正以後、國守に成られて、其後代詳ならず。備前新太郎少將光政君岡山侯に、故有て其八所の畫贊共に、請申されければ、速に需に應て、繪贊卷物外題とも、手書しておこされたるを、金森侯多年秘置れたりしが、寶曆中改易の後、文化の頃に至、田中大秀翁辛して求められしが、其後翁没後、桐山氏の所藏に成ぬ。畫を得寫さざりしは遺憾なり。

飛驒八所圖并和歌
細江漁夫

久々濃山春

くくの山またもみやきのためとてや、かすむ計の檜原なるらん

山口春

おくふかく花をたつぬるあけほのに、山口しるく雲そかをれる

保濃府里夏

かやりたく烟に曇るそらもうし、ほのふのさとのゆふ月のかげ

宮殿夏

みやとの、みたらし河の御被にも、みちとせ君か御代や祈らん

錦山秋

そむとては人のくににもしくるらめ、からの錦の山のもみち葉

灘秋

ほなみよるなたのたのものの秋の菴、かりかね寒み風そ身にしむ

細江冬

さえくして細江そこほる菅とりの、ねぬよの霜や拂ひかぬらん

位山冬

くらる山雪にまよへる老のみは、いまひとさかもいかて登らん

裏書略之

若草山の記 基綱卿書、禮彦臨寫堅丸村
横六村 金題、料紙挂上紙(記文略之)

金之神 祭神金山彦命 合祀宮島平左衛門某靈。

宮島某は金森家士にて、寛永八年金山奉行たり。人の讒言にあひて、罪なきに城内にて、同十五年に殺されぬ。魂靈其崇をなして不止。それゆえ寛永十八年并祭りて其宛

を宥められけると也。委事は【白檀年表】と【大野郡沿革記】に出。其舊祠朽損しければ、文政二己卯年再建し、又其後修覆せり。

蓮池 古城隍なりしが、塵芥場となりたるを、文化年中其を浚へて淨き池となし、蓮を植、兩邊に櫻を植てより、毎春芬芳場と成ぬ。

馬場 金森家士の邸(元祿中出羽國替の後はずべて屋敷畑と云)門前にて、當昔の練馬場なりしとなり。

城坂 當昔家士の登城、又は搦手へ出る道なり。

衣斐坂 肴屋横町より東へ上る坂上に、古しへ衣斐左衛門住居せり。故に衣斐坂と云。其邊に囚獄あり。

文右衛門坂 安川通より東へ上る坂上に、古しへ金森家士山藏文右衛門住居せり。故に文右衛門坂と云ふ。

御坊坂 一の町四丁目より照蓮寺道。

江名子川 此川に掛たる獨木橋、二三本並の引渡橋は略之。(橋服吳)

綿橋幅長

より、東京并信州街道也。

柳原橋幅長

土橋幅長

崖上橋幅長

筋違橋幅長

東山寺々參詣道。素立寺橋幅長 右同。

鐵炮町にあり。

崖上町に在。大小八賀郷上高原郷通路に在。

一の町より一の新町・八幡町・繩手等の通路

にあり。

舊家矢島成美 一の町里正也。先祖茂右衛門宗成は近江國淺井郡矢島村の産也。金森五郎八長近、北近江の領主たりし頃懇命を受、飛州平治の上、前約に依て來住、故郷の村名を家名とす。里正と成。五口祿を受。高山府諸役免許狀を賜ふ。徳川家綱公畫枯木雀墨畫掛物 金森飛驒守連歌懷紙額主額案君 一幅掛物 元人趙仲穆名雅趙 彩色牧人馬掛物一幅等家藏。何れも金森侯所賜也。

爲御意申入候貴所こまへの町諸役一さい永代御免被成候間可得其意者也

慶長十九

十月十五日

山藏縫殿頭

正(花押)

矢島茂右衛門尉殿

宮川菜洗之圖 解説

毎年十月女猪を過て、高山市中、家々の下女・婢・乳母・子守・娘・後家・寡婦にいたるまで、宮川の積もせきまで群集して、蘿菖蔓を洗ふは、高山舊來の風俗也。その人數の多少に依て、其いへくの福有と貧とを見分て、何某の

宮川菜洗之圖

毎年十月五日持て、
 高山二之町、八軒町の御前、
 乳母子清宮御前、
 いそいで、あつみののち
 こころ多し、あつみの
 せがや、あつみの、あつみの
 らしい、あつみの、あつみの
 んん、あつみの、あつみの
 あつみの、あつみの、あつみの
 あつみの、あつみの、あつみの
 あつみの、あつみの、あつみの
 あつみの、あつみの、あつみの
 あつみの、あつみの、あつみの



家の菜洗は何十人にて、幾日の菜洗なりなどいひはやす

こと、従来の癖とやいふべからむ。

をとめらか玉手ならへて洗ひたる、かふらの色の

うるはしきかな

おほねなす白きた、むきまかす共、あらふ處女を

ゆきて見てしか

白櫛園翁

洗菜行

十月宮川棚作衢、幾群女伴膝將濡、雙々玉手碧流上、競

洗蔓菁紅寶珠、

又

雁行斜座幾鴉鬢、數曲高歌起水灣、蘿菔蔓菁終日洗、紅

珠白玉積成山、

節齋

○高山二之町村 支村神明町、東川原町、上川原町、中川原町、

高百五十九石二斗七升七合 山林古城山

家五百九十六戸 人三千百二十餘人

東一の町、西三の町、南神明町より片野村八丁、北大

新町より三福寺村半里。

名義一の町の金森侯高山城修築の後、城下の坊街を、一・二・

三の次序を以、町名とせられぬとぞ。

産土神日枝村片野村 祭神日枝大山咋神 氏子二の町、安川

町以南神明町・東川原町・上川原町・中川原町・西川原町
 産土神八幡宮 三福寺村鎮座 祭神廣幡八幡大神。氏子二の町、安
 川町以北、二の新町・大新町。

右日枝社の春の祭禮と、八幡宮の秋の祭禮は、毎町の氏
 子等一組ごとに、屋臺（京都祇園會の山或は鉾の類）引出
 し、其結構二重或は三重臺に金銀を鑲め、羅紗・縮緬・綾
 錦・猩々緋等の幔幕を張り、鉦鼓・絲竹を打交へ、上層に
 ては泥偶に踏舞さするもあり、幣束を飭りたるもあり。
 屋臺一輛ごとに、其氏子禮服にて、警固して、宮本御旅所
 官廳門前を始、氏子の住町町を次第を以て牽巡るは、實
 に國中最第一の盛觀也。

杉ヶ谷神明宮 本社 拜殿 祭神天照皇大神宮。

天正年中、金森侯高山城をきつかれし頃、鎮護を祈り、こ
 ゝに勸請して祀られしとぞ。神明町に住人は古は此氏子
 也とぞ。凡て高山三町の抱社也。いかなることにか金森
 家より、除地は屬られさりけむ。社前に大杉あり。満山杉
 樹繁茂せり。

産土神一本杉白山社 花里町方鎮座 祭神白山三社大神。氏子八軒町・
 西川原町・裏町

同天滿森天滿宮 花里鎮座 祭神菅原贈太政大臣 氏子上川原町
 櫛形 片野道に有。金森家居城頃の、追手の跡也。茲よの

東川原町へ、大橋を掛たり。今に東川原町は、外の町より
 も幅のひろきは追手前の町なればなり。今は橋杭の跡も
 なく、只櫛形の名のみ残り。

鉢子地藏堂 高山町に散在せる春屋一統の所建也。普請の
 雜費は世人の所知也。鬼子母神の、瑠璃鉢の故事に據し
 にや。
 米俵すくひたまひしはちのこは、つもりてつちの
 くらとなるなり。 よみ人しらす

○高山三之町村 支村片原町、上向町、中向町、
 高百九十四石二斗七升三合 山林古城山
 家五百五十五戸 人三千二百八十餘人。

産物二之町支村 絲・紬・延綿・麻苧・眞綿・布
 白木類 枇板・茸樽・曲木・枋板・サンカマチ・小間物・鞘
 木・釘木・杵木・挽板・折敷底・足下木

椀木地 桶鹽類 枇目細工 柄抄曲物 櫛細工
 陶器 灰吹銀 精銅 白目銅 鉛
 硝石 蠶種 賣藥 蠟燭 紙類
 傘 酒類 醬油 未醬 油類
 木履下駄 農具 春慶塗

他所持 入銀治本土の銀治は農具をきたふに妙なりとて、
 美濃國に出て渡世せり。其を美濃にては入銀治と號く。

歩荷 京・名古屋・岐阜・富山等へ諸荷を運送す。
肴賣 北海の魚類を、美濃・信濃に持運び商ふ。
柚人 駿・遠・三の深山に入て伐木を業とす。
挽絲女 益田・信洲などへ行て絲をひく。

本土は元來、人餘有て食不足國なれば、古來他國に出て、
排をしつつ、其賃を得て、かへりて妻子を養へり。

産土神日枝社片野村 祭神日枝大山咋神。氏子安川以南、三之町、片野、原町、上向町、中向町

同八幡宮三福寺村 祭神廣幡八幡大神。氏子 安川以北、三之町。

同飛驒總社七日町村 祭神【延喜式】外十八社大神・國造大八埜命 氏子 下向町。

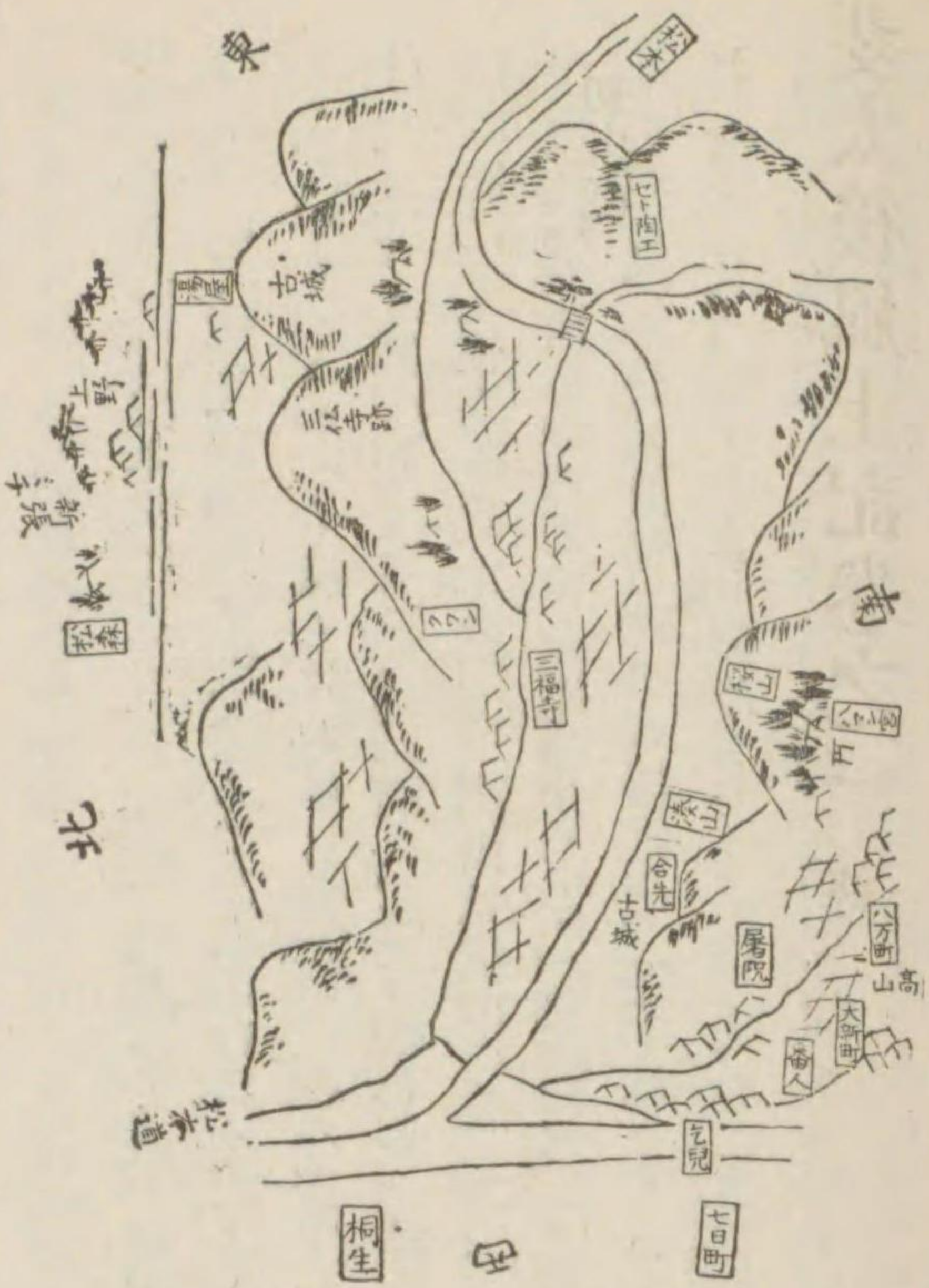
宮川 中橋東片原町 宮川へ掛渡。橋長十八間半。古は追手大橋と鍛冶屋橋の中間故、中橋と云。今は追手大橋なし。

筏橋東片原町 宮川掛渡。橋長十九間。文政三辰年初て掛渡。

鍛冶屋橋東片原町 同。橋長十九間半。柳橋とも云り。

彌生橋東三之町 同。橋長廿二間。安政六年己未三月初掛渡。

斐太後風土記卷之一 終



流、郷内村々の山中よりの支流も加はりて、三福寺村にて宮川に入。川長凡三里餘。

○三福寺村 枝村上野・合崎横四町 高七百三十七石二斗三合。山林段別木數不詳。木、松、檜、栗・雜木・杉。家百八戸。外番人・屠兒・乞兒。人五百十餘人。外、番人・屠兒・乞兒。

産物 米八百三十石よ、稗百十二石よ、大麥百八十石、小麥四十石よ、大豆四十八石よ、小豆四石よ、粟三石、ソバ三十二石、唐黍三石二斗、小キビ八斗五升、ゴマー一石一斗、荏四石二斗、菜タネ一石二斗、桑八千八百貫目よ、麻八百

斐太後風土記卷之二

富田禮彦謹撰

大野郡九郷大八賀郷十一箇村

大八賀郷は、【和名抄】に、飛驒國大野郡阿拜郷とある、是なるべし。中昔いつの頃よりか、阿拜郷の名の、大八賀とかへたりけむ、詳ならず。舊名阿拜の名は、今世鹽屋より瀧村へ越る嶺の名に残りて、アハバタ峠と云は、阿拜郷の畑村峠と云義にて、遊幡石神と、分てるならむ。江名子の畑氏の條見合すべし。

- 大八賀郷十一箇村
- 三福寺村 松本村 松ノ木村 五名村 漆垣内村 大洞村 鹽屋村 山口村 大島村 岩井村 瀧村
- 高三千二百九十六石四斗二升七合 山林段別木數不詳。家六百一戸。外、番人・屠兒・乞兒。
- 人三千二百餘人。外、番人・屠兒・乞兒。
- 大八賀川 水源岩井村・瀧村二村の山中より流出、乾方へ

- 十貫目 楮三百十五貫目 茶十五貫目 弘法茶四十五貫目
- 大繭六十貫八百目 小繭五百九十八貫目 眞ワタ四十把
- 布百六十五反 タバコ三百二十斤 藍十八貫目 梅一斗五升
- 桃一斗二升 李八石一斗 梨五十顆 菜莢四斗五升 棗一斗五升 栗八斗 柿千三百顆 胡桃一斗二升 檜四石三斗
- 投綱五十束 下タヲ二百足 雪踏二百足 大太鼓三十五
- 小太鼓三十五 馬ハナ皮四百 シリ皮四百 大小皮巾着六百五十 皮瓜グツタビ百三十 皮才布二百 稻筵・莖立菜【和名抄】 草履・草鞋・西瓜・漬瓜・百合・蕪。收穫鴨十羽 小鳥三百羽 鱒九十八本 鱈壹貫二百目 ハエ七萬五千ウクヒ十萬二千 鱈六升 田螺四斗五升 青貝四斗八升
- ザコ一斗五升

東方松木へ八丁。西方 桐生村へ川渡八丁。南方 高山八幡新町へ 鮎先通八丁 北方松本村へ八町新町 此村の山上に、村の名義は、後村上天皇正平の頃北朝後光嚴天皇 皇貴治の頃、寶雲山三佛寺と云禪刹有は、古城の餘下に出ず。し故に、村名も三佛寺と稱して、後に金森侯國中平治の頃か、佛字を福字に換たること、【飛州志】に見ゆ。とあるはいかが。

本土の奥區にては、膏腴の地を、一袈裟丸、二三福寺と稱て、農民の凡て羨む村里也。北方に山を帶、山の卑き南に向ひ、東西うちひらけて、毎春雪の早く消て、春菜の莖立

(榮立莖)

早ければ、其を描て、村の女兒、高山町に賣出るを、三福寺の莖立菜といふ。其賣る聲、莖立召さんか〜と呼ぶ。(金森侯の城中へ、如此うやまひて呼てうり歩行し古風、今猶存せり)他村の農婦女の、及ばざる處也。(他村より賣出るには、大根は〜、牛蒡は〜など呼ていと賤し)産土神八幡宮 祭神八幡大神。本社、拜殿、祭禮八月朔日。氏子高山三町とも安川以北、一二之新町・大新町・八幡町・繩手・兩寺内町。御宮地一段七畝廿步、境内四畝六步、高九斗七升二合。此田畑九畝十四步。境外。相殿熱田大神 祭神倭建命。

香椎大神 祭神息長帶日賣命

【荏野册子】には(本文は、一言ごとに、冠辭を入れ、祝詞の雅言にて綴り、前後種々の文をなして、よむにくだしく、いと〜わづらはしければ、其要語のみを描てかけり。見む人其心してよ)吾飛驒國に、齋き祭れる八幡宮は、國府にて、任人多き、大野郡の、高山長櫻山に在。大永年中山城國石清水の八幡宮を勸請せしと、【和漢三才圖會】に見ゆ。又大八賀郷山口村の八幡宮を、遷奉れりといへど、慥ならず。猶上古より鎮座せりと云は、天聖豐櫻彦御武 天皇の勅語もて、國々に八幡大神を、祭らしめ玉ひ、【江戸名所圖會】甲斐國八幡宿八幡宮縁起)また水尾清和

天皇の、貞觀年中、始て筑紫の宇佐より、石清水に請奉玉ひて、國々にも、祭らしめたまひしとも。同書鈴森いひ、また八幡起いひ、また建武のころ、足利高氏將軍、一國に一座、一郡に一座、一郷に一座、まつらせらるとも、伊勢洞津の、八幡宮縁起、に見えたる由、【年浪草】にいへり。然れど、此説ども、その原慥ならず。筑前貝原好古主の、【八幡宮本紀】には、いとと委しく、考へ載られたれども、右等のことは見えねば、猶おほつかなし。されど、今世國廻する修行者の、必ず詣づる三所、(一宮・八幡・國分寺)の、一所八幡に定まれ、ば、右の故由は、有ことなるべし。按に、【和漢三才圖會】の、大永年中とあるは、此大宮を、造改られしを、如此云つたへしにこそ。斯て其後亂世打つゞき、甚太く荒廢まして、唯一木八幡の大杉とて、遺たりけるを、今猶拜殿の北傍に立る、大杉といへる是也)金森君、此國しろしめしてより、世治りて、其三世出雲守重頼君宗禰大居士の御弟、左京兆重勝君大居士の家を、此櫻山の南方に、構立られむとして、麓を流れたる荏名川を、其家地の南を、西へ掘通されける後、此大神の御像、水濁れたる古川原より、現出玉ひしを、即守君に訴へ白し、かば、守聞看歡玉ひて宣く、八幡大神を、かねて我城内に、齋祭まく思しを、幸なるかも、此大神の宮地在けんには、と宣ひて、彼大杉より上方の今

御正殿の地に、所を改めて、宮殿を造まるらせ、其杉の木本に、拜殿を建、御年代を寄せ、(今の)一鳥居の西、小溝より東方、南は舊路より北、北は田畔道より南の田地、神領として家老連署の寄附狀あり)長久寺を置きて、齋奉らせ、高山里の御民、安川大路より北なる家々を、此宮の産子と定玉へりとぞ。抑廣幡八幡大神と白奉るは、輕島の明宮に坐まして、天下知看し、品陀御證天皇、亦の御名は、大靱和氣命、と白奉しが、其六代の皇孫、師木島宮に、天下しろしめし、天國押波流伎廣庭御證天皇の大御代に到りて筑紫の豐國の道の口なる、宇佐郡の、菱形山の麓、菱形池の邊にして、大神比義と云人に、神懸して、大御言詔玉はく、神我現し大御體は品陀天皇、廣幡八幡麻呂にます。今大御靈國見しつ、巡坐て、此處に神と顯れましつと詔玉ひ、猶是より先に、同國の、下毛郡の、仲郷なる、三角池にて、宇佐公池守と云人に、大御言詔玉ひ、又宇佐の馬城峰にて奇妙なる、大御光を放玉ひ、神御稜威を示し玉ひしかど、慥に大御名詔ごち明し玉へりしは、此時なむ始なりける。故八幡麻呂と詔し、に依て、御神靈を齋奉るは、此大御名を、白になも有ける。此御名は、始筑紫の道口糟屋郡の、宇瀨宮に生坐しとき、大御母、息長帶比賣命神功皇后の宣玉はく、三韓國は、はやくまつろひしかど、筑紫には

猶異しき心ある者もこそあらめ、と宣ひて、御産屋の邊に、千早人千早を居て守目とし、四方に八の御幡を立しめて、御生子し、とぞ。これを以て、八幡麻呂とは詔玉ひしにこそ、本紀また生ませるときに、御腕に、鞆なせる御肉ありしに因て、大靱和氣命と白し、此をもて、御腹内より、國定ましけること、いちじるかりけりとぞ。古事斯くてのちの御代々々、この大神の御未裔、彌遠長に、天日嗣知看來て、今の天皇に到まし、神と顯れまし〜ては、天下を治玉ひ、弓矢の神と齋かれ坐まして、建き物部の道を守らし、大御母の三韓言向まし、大御稜威も、此大神の御腹内に、まし〜ける故由にて、大さ功績を、立玉ひしにこそあらめ。又此櫻山大宮のいと尊は、天明元年、後櫻町天皇の大御代に、九條太政大臣尙實公證照金剛寺准后此御神號を、大文字に書玉ひて納玉ひ、又此公小野御殿(山科隨心院御門跡)に坐まして、大僧正と聞え玉ひし時たてまつらし、御袈裟(緋紋白金入)を、此寺に納玉ひしより、代々九條殿の御願の所と定玉ひ、(任持旭威法印代)又長久寺を、小野御殿院家職、成身院を兼ねさせ玉ひ、(任持良應法印代寛政十戊午年冬)御簾御燈明を(藤御紋附挑燈也)獻られしも此來由によれることになも有ける、其昔事始りしより以來、此山には常翠なる杉樹多く、櫻を交へて植

(山櫻)

おほし大庭には、花微櫻を旨と植竝て、彌益々に本繁く榮たるが、春の花は白雲の棚引がごと開を、り、秋の木の葉は錦なす艶にほひて、其春秋の盛を見わたす人々愛ではやして、櫻山とは號つるになも有ける。斯て年毎の八月の朔日、大神遊仕奉ると、御輿一基飾車十五輛、白玉黄金みがき粧ひ、綾錦を纏ひて、上方には麗しき造華をさしたて、風流たる木偶人を置居、下方には琴彈笛吹鼓打つ、朝日の豊坂升に挽登りて、此國の事執持たす、司の御館の廣前に引到、終日に町の大路を引渡して、山端の夕日の降ちに、大御幸遷いでますを待て、御膳御酒を獻置て、乞禱白さくは、天下平らけく安らけき、此大御代を千代萬代に治玉ひ、皇民の上田・下田に佃出る、五穀を始て甘菜・辛菜に至るまで、雨風の障なく、賤女が蠶飼の業に至るまで、豊饒に得しめ玉ひて、根の國底の國より、荒びこむ禍事は、神御稜威もて、拂ひ玉ひて、夜の守日の守に、守幸はへ玉へと、天つ祝詞の、太詔と言もて、稱辭竟奉て、烏羽玉の衣にし成れば、里の家ことごとくに、大宮所に到まで、ちやの御神燈、ともし連竝て、遠き國人近き里人、男女廣前に群つどひて、立踊謠舞つつ、夜もすがらに、酒みつぎ、歡笑遊ばふことになも有ける。云云御代の號を、文政と改れる、元年の秋、高山里の御民、天數

ふ大町の西づら、浦安の安川大路の、北なる地に家居せる、彌兵衛田中大秀、慎み敬ひ恐み恐みもしるしつ。

相殿座神二柱 左熱田大神、右香椎大神。
言別て申さく、文化十四年^丑丁の夏、此の櫻山の、御正殿の内をしつらひて、正中に八幡大神、其左に熱田大神、右に香椎大神を請奉鎮奉つ。抑熱田大神は、大帶日子^{オホオビヒコ}淤斯呂和氣^{ウラシマキ}天皇の御子、倭建命にて、帶中津日子^{オビナカツヒコ}天皇を生まし、即大神の大御祖父にませば也、(熱田宮人粟田國雄に誂て、其御靈實を請齋奉れる也)又香椎大神は息長帶比賣命^{ヒメノミコト}即ち大神の大御母にませばなり、津國の須麻寺の庭の竹は、此姫命のさし玉ひしが生ひつきたるなれば、其を請得て御靈實として祭れる也)三柱の大神の御前に眞澄の御鏡を取懸て、千代萬代に國中の御民を憐み恵玉へと、乞禱奉になも有ける。

弘化二年歲在乙巳 正月廿八日

荏野田中大秀謹誌

全文は、【荏野册子】櫻山記に出たり。禮彦かねて、誌おきつるには、此八幡宮は、寶曆十年の【除地帳】には、開基年數不知、元和九年^{癸亥}金森出雲寺再興、夫より除地とあり、(重頼朝臣也。大永年中よりは凡百年ほど後也)【三才圖會】には、八幡宮在高山、大永年中、勸請石清水神、とあり。さ

れどこはいと古く祭り來れるなるべし(國中の八幡宮みな同じ)本土にて、八幡大神宮は、必ず齋祭るべき御事なり。其は古來御名高く、誰知らぬ人もなき、聖帝と仰ぎ奉る、仁徳天皇の御代、六十五年に當れる年、本土の兩面宿禰といへる、頑惡のもの、己が多力輕捷にほこりて、皇命に従奉らず、剩へ人民の掠略を樂とし、此天皇の御代始より言盡されぬ、御仁恩を忝とも思ひ奉らず、己が心の如く荒びければ、此時の國造も如何ともせんすべなく奏せしかば、朝廷にて其任を撰び、議合玉ひて、武内宿禰にさしつづきたる、老功勇健の、武振熊命を差下され、征伐しめ玉ひしと也。國史には省けれど、當昔は武振熊命は、齡二百餘歲【古事記傳】に、此命史に見えたること、百七十餘年也。長壽の人也とあり。此男大矢田宿禰は、氣長足姫尊、新羅を征伐して、凱旋の日、便とどめて鎮守將軍となし玉ふ、其父なれば、其年より前の年齢をも思ひ合すべし)の上なるべし。當昔香坂王忍熊王との、軍にも勳功ありし老名將なりしが、險難辛苦き妻太山中に來りて、軍を起し玉ふことなれば、當昔主上^{天皇}は、現神として御世にましませば、其御父尊の世上に御武威のみちくして、皇國外國までも、敬伏奉れる、胎中天皇(胎中天皇御名出【繼體紀】六年及廿三年)の御事なれば、其御靈魂を、本土

に來玉ふ道すがら祭られ、今の益田郡の路次の村々即中津原森久津等何れも神さびたる古社にて境内も廣し)又國府に着玉ひては、益仰ぎ齋祭り玉ひけむ、時の齋場とぞ思はる、其を祭りて、官軍の支度整ひて、戰場に向ひ玉ふに、建振熊命の卒玉へる官軍、いさみ進て、兩面宿禰に射向ひ玉ひけるが、戰場老練の勇將なりければ、指揮も精熟にて、官軍忽勝軍に成、宿禰が軍卒は四方に散亡て、終に宿禰も討死してければ、國造を始め國民みなく、其御稜威を畏悦て、建振熊命凱旋の後も、國民舉て其齋場の御神靈を敬ひ祭、國內安穩に治まりしを悦びけるを、其子々孫々にも言つたへて、代々祭祀來れるに、それより三百三十餘年後、元明天皇の御宇、和銅五年、豐前國宇佐に齋祭り玉ひて八幡大神と崇奉り、桓武天皇の御世、應神天皇と、御謚を號奉り、清和天皇の御代に山城國男山石清水に奉祭玉ひてより、歲時の御祭有けるを思へば、當昔建振熊命の稜威の恩頼に依て、本土平治り、且その齋祭り玉ひし御神靈の、御代々を經ていよくますます、御威徳の顯れ玉ふこと仰ぐべし尊ぶべし。抑此八幡宮は、當昔の國府^{本母國生}より最近き所なる故、世世の國守も、祭來られけんを、鎌倉將軍以來亂世あまた歴て、大永の頃にはいたく衰廢せし故、其の國司姉小路家か、又は氏

子の村民か知らねど、石清水に請奉り、改めて御靈實を得來て、齋祭れりしを、(大永年中より百餘年を歴て)元和九年に至りては、唯一樹の大杉にて、八幡宮の名目のみ残りしは、神殿は何れの頃に、非常の殃有て、絶失て年歴たりけんを、御尊像の在名川原より顯れ玉ひしに依て、金森家より再興し玉ひ、氏子も數多附玉ひし故、繁昌せしを、太平の長くつゞきしに隨ひ、彌益々氏子も富榮て、飾車も數多く相増し、御神事はいとゞ壯觀に成し事にこそ。

攝社

秋葉山神社 祭神大己貴命。祭日 勸請年月

【神名式】遠江國周知郡大居村 小國神社なる由、【東海道名所圖會】四卷初に見る。一説に、秋葉山の社は火防の御神に坐れば、祭神岡象女・埴山姫命・天吉葛・川菜。

稻荷神社 祭神宇賀御魂神・須佐之男命・大市比賣命。祭日

【延喜神名式】云、山城國紀伊郡稻荷神社三座 竝名神大月次、新嘗【古事記傳】の註に、稻荷の神社三座は、本殿宇賀御魂、第二殿須佐之男命、第三殿大市比賣なりと云り。

天満宮 祭神菅原贈太政大臣御靈。祭日

許多ありて、其處を経て、又坂を登れば、高郊原あり。上野と云、其廣潤縱一里餘、横は半里も有べし。水利なき故に曠野たり。野の坤方に枝村あり。其をも上野と云、畠を作て業とす。西瓜・漬瓜・百合等味最美。

松森天満宮 祭神菅原贈太政大臣御靈。祭日 氏子。境内いと廣けれとも、金森領以來除地なし。高山法華寺持と云は、いかなる由縁にか。

温湯 上野の西、卑濕田畔上より温湯沸出。いとぬるき故、上野の民家に汲上て、【倭訓栞】云、ヌルシ。【萬葉集】少熱をよめり。ぬるき心。ぬるめる水など詠り、○人の性質に云も同じ。ぬるめる人ともみえたり。【留青日札】に、今人以人性不爽利者、爲温湯湯、蓋言不冷不熱也と云り。今の俗、温湯と云も是なるべし。宮村・益田郡湯屋村・乗政村の温湯も同之。燒直して浴すれば、瘡(方言にクサと云は、臭き瘡なるにや)疥癩又肥癬(南蠻の邪法、肥前島原に起りて、其宗人に依托し、其又征夫に依托て世に周く流布せり。依て肥前瘡と呼と云り。是亦疫癘なり)等を平愈せり。國民みな來浴す。温湯の涌出る傍に。藥師堂あり。大穴牟遲命・少彦名命の、恩頼を不知で僧等に欺かれ、藥師をのみ祀ること、國中處々の温泉みな同じ。

三佛寺古城 三福寺村の後北に當りたる高山にて、古城山

庚申堂 祭神猿田彦命。祭日。瘡瘡神 祭神 祭日。

右何れも【飛州志】に見えず【除地帳】もしかり。勸請年曆詳ならず。

八幡宮別當長久寺 眞言宗、開基、紀伊國高野山丹生院末寺。本尊……聖天堂 祭神毘那夜迦。

【玉櫛】八卷云、障礙神と云ふは、世に大聖歡喜天とも、聖天とも云物の事にて、天竺にては、毘那夜迦と云。是も祭來れる年月詳ならず。

産土神明宮 祭神天照大御神。祭日 氏子。【和訓栞】云、神明宮と稱るは、天照大御神也。【漢書】の註に、神明は日也。【漢郊祀志】に、東北神明之舍西方神明之云と見ゆ。

同山王社 祭神日枝大山咋神。祭日 氏子。境内七畝十四歩。

同白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子。境内二畝歩。白山三社の事は、附録にくはしく記しぬ。

歡喜教寺 西本願寺宗、明曆二丙申年開基僧明了、越中國八尾聞名寺末。本尊阿彌陀如來。境内屋敷一畝廿歩。元祿七甲戌年檢地、名受道場明了、其後寺號に改めし年月未詳。

上野 村の良方、八丁程、放屁坂をこえて行けば、谷間の田

と云、城壘を築きたる年曆詳ならず。相傳云、昔飛驒守平時輔朝臣、此三佛寺城(時輔初めて築かれけるか詳ならず)に居られし頃、或日狩に出て、山野をかけめぐり、片野山中に入て、奇瑞の事ありてより、思立て永治元年(西辛崇徳天 日吉山王を勸請して、本社幣殿(是即片野村日吉宮皇御代)を建立して、年々代々尊敬せられ、又此三佛寺城の本原)を建立して、年々代々尊敬せられ、又此三佛寺城下にも、其日吉神を祀、城の鎮守に白山社を祀、城後守菅生に八幡宮をも祀られし由【木曾討入軍記】に見えたり。然れば此城主は

飛驒守平時輔朝臣 飛驒守平時景朝臣

同平景則朝臣 同平景家(判官飛驒守、爲僧不知所終)

景高(太郎判官、又太郎左衛門、北國討死)

景綱(二郎左衛門尉、八島討死) 女子鶴之前

景經(三郎左衛門尉、壇浦討死)

景俊(四郎兵衛、八島討死)

右時輔朝臣より、飛驒守景家まで、國守四代の居城なりし由なり。景家は伊藤五上總介忠清の弟なる由【大日本史】百五十四卷忠清列傳にみゆ、景則の養子なるか。國守景則の代に、飛驒は平家の領國と成し故に、平臣上總介

忠清弟景家を養子にせしにや。其後數年をへて平清盛威權強盛彌跋扈し、高倉天皇治承四年、源三位頼政軍を起したれとも、不運にして宇治にて戦死の後は海内騷擾せり。同年八月源頼朝軍兵を起せしが石橋山にて敗走、源義重も上野寺尾城に據て兵を起せり。治承五年安徳天皇木曾義仲兵を起し、信濃諸所を討なびけ、其勢に乗て飛驒國へも討入らんとする由聞えければ、折節飛驒守景家及四人の四息は、皆々在京の留守なりければ、景家の室阿紀伊方景綱の息女鶴之前は、心配大方ならず、留守の臣下竝國士等を集めて評議まぢりなりしが、兎角片野石光山石光山と、宮と久々野等の砦に人數をこめて、防禦の術をなし、渚村の橋板を取放て、其處より入立ざるやうに備の心配嚴重なりしが、木曾勢は遂に竹原より討入、益田の勢も馳加り、雲霞の如き勢にて責よするに、渚に來り橋板を引たれば、川上にて川を乘渡、舟渡渚村中央か詳ならずにて合戦しけるが、夜に入長渚村中央火の光に驚き、城方勝利に成、木曾勢は萩原まで引退きぬ。さて其翌二月朔日木曾勢久須八幡宮に奉幣して、白鳩飛出北方へ飛行ける瑞をみて軍勢勇みしが、折節風雨烈しく成ぬるをも厭はず、位山嶺を立ててわざと夜に入り、宮と久々野の砦をば夜討一戦に責落し、其翌日山下より

山越に石浦と千島とに出て、宮川を渡り片野村の山上なる石光山日吉社なるの砦をも責落しけるとなり。其勢にて是より缺本にて事實を失ひたれとも、三佛寺本城をも責詰、焼討にやしたりけむ。阿紀伊方・鶴之前及諸臣のなり行不分明。夫より木曾勢は信州へ凱旋軍威盛になり、同國越後をも討從へ、北國へ出張、栗柄嶺の一戦に平家敗走し、篠原又は處々にても彌敗北し、飛驒守景家は行方不知、嫡子太郎判官景高は討死して後、平家一門は都を落ち、生田籠城須磨内裡にも立籠りしが、幾程もなく木曾勢は在京の處、源九郎義經に責落され、義仲主従一同近江粟津にて討死し、其より源平の合戦に成、一谷の逆落にて平家一門讃岐八島へ逃渡りしが、義經直に追わたり、八島合戦に、飛驒二郎左衛門尉景綱、同四郎兵衛景俊とも討死し、又其後壇の浦にて飛驒三郎左衛門尉景經も討死して飛驒守の一族盡く亡びにけり。さる故に三佛寺城の燒跡は、其まゝに星霜をへしか、事蹟を詳記したる書なければ知れがたし。鎌倉將軍の頃になり、飛驒國司も守護も莊園も地頭も詳に知れがたし。其後又三佛寺城を改築ししか、城主は【飛州志】に據るに、左衛門尉藤原朝高、一宮祠藏鐘銘云、弘安四年辛巳九月八日地頭朝高とあるは此左衛門尉なるべし。

按に後宇多天皇の御代弘安四年元賊襲來颯風に遇九州にて沈溺の年は、鎌倉將軍は惟康親王の時にて、北條時宗執權たり。其頃朝高此邊の地頭たりしと見ゆ。其前後の地頭未詳、其後年代も詳ならず。

畑六郎左衛門安高 來て三佛寺城に住居せしと也。

建武の比新田左中將の臣に、畑六郎左衛門時能といへる勇士、越前にてしばしば軍功ありしが、遂に不運にて、伊知地山にて南朝興國元年戦死せしと也。其子孫が此三佛寺城へ來て住しと也。其は南朝より任されたる、飛驒國司入國の後にて、其國司をたよりに來りしにやあらむ。さて此安高は此城に幾代住しか未詳。其後此畑氏、故有て此城を去て奥江名子に住しと也。

三木大和守藤原直頼永正十七年より平野右衛門尉・三木新左衛門直弘天文十六年まで

直頼は益田郡櫻洞の城主たりしが、永正中十六年阿多野郷中の數人を討したがへて、永正十七年櫻此三佛寺城をも乗取て近邊を押領せり。其比しも天神山には、高山外記在城の由也。其後天文十六丁未、三木直頼、天文十五年丙午十月千光寺の鐘を爲鑄、寄進由銘にあり。直頼此三佛寺城を平野右衛門尉に預け置て、櫻洞へ引取しと見ゆ。其後天文二十二年櫻洞にて死し由也。法名禪昌寺殿

(氏畑)

(氏木三)

德翁宗功大居士と系圖にあり。又禪昌寺の古書にもありとぞ。諸平野右衛門尉は、此城より討出近邊を押領せしが、其子豊後守安室鍋山城を築き、移住せしかば、櫻洞より三木新左衛門直弘來りて、此三佛寺城主たり。永祿七年甲子七月、甲將來て千光寺を火攻せしを聞て、三木直弘自ら城に放火して櫻洞へ逃歸。

三佛寺塔屋敷燒跡【飛州志】云、里人云、往古寶雲山三佛寺と云佛刹ありし故に、村名も同じく唱へたりしが、後世福字にかへたりと云り。一宮祠藏鐘銘に云く、弘安四年辛巳九月八日地頭朝高前の古城主の條に記、同祠藏大涅槃經後書に云、貞治三年甲辰年孟秋七夕、書于飛驒國小八賀郷寶雲山三佛禪寺西向寮畢とありしと也。貞治三年甲辰は、北朝後光嚴天皇の御代の年號にて、足利義詮將軍在職の比也。南朝より飛驒國司下向入國の後なるに、北朝の年號を書しは不審。南朝の命令は小島近邊のみにて、三佛寺までは及ばざりしにや。抑三佛寺城と云しは、寺觀を城壘に用ひ來りしにや。其後三木直弘、永祿七年七月放火せし故に、今も猶土中に古瓦、米・麥・大豆・粟等燻て焦たる多く残りりと也。

合崎古城 里説云、年代詳ならず。鮎先新兵衛尉居之といへり。頽廢も詳ならず。其後天正十三年己酉八月金森法

印討入のとき、茲に屯せられし由なり。夫より松倉は落城に及びしとなり。合崎鮎先の名義詳ならず。假名はたがへれど、同義と思ひて何れも書しにや。

大八賀川 古名詳ならず。東方松木村より西流、三福寺村を過て宮川に入。生産魚鱒・鮭・鯉・雜魚。

高欄附板橋幅長 村の東南高山府への往還にあり。三福寺焼陶工住居跡 板橋東南詰の山上にあり。享保の頃焼出せし由【飛州志】に出。

合崎引渡橋 村の西南高山府への往還にあり。同渡場 合崎引渡橋の際にあり。水源岩井村・大島村・瀧村等より、材木槽ホカを川下し來て、高山町人へ賣渡す所を渡場と云。

○松本村 高二百七十五斗五升四合、山林段別木數不詳。木、松・檜・栗・雜木・杉。家二十五戸、人百十餘人。産物 米三百三十四石 稗三十四石 大麥三十四石七斗小麦二十四石九斗 大豆十五石五斗 大繭二十五貫目 眞ワヲ十把 荏一石三斗 菜タネ四斗 藍二十貫目 楮百貫目 小繭七十五貫目 布十六疋 稻席二十束 紡車十六キジ 十八ト二十石灰石。

東方上野越新張村へ半里。西方桐生村本母村宮川を渡八丁と五丁。南方三福寺村へ八丁。北方下切村茂島へ三丁。



(神人啓) ぞ。盗を匿まひ玉ひし故夫より盗人神といへり。いと可畏こと也けり。

松亭古跡 村南に岡あり。陟ること百歩ばかりにして、縦横五十歩あまりある平岡なり。巽より南西方はさら也。乾までも打辟けて灘郷の村里の田畝、高山の市坊橋梁、また三枝の郵落耕地も悉く眼前に見えて、宮川の長流脚底に透蛇たり。酸海苔川・川上川の遠流、恰も帯を引延たらむごとく、位山・舟山・源氏嶽・松倉山・古城山・見量山、其餘の高山畔端に峙立、實に國中第一の壯觀也。金森家の三世長近入出雲守重頼朝臣三男照遠宣了聖子龍興院從純

高山へ半里よ。村の名義は詳ならねど、往古此村に松の老大木ありて、村名に負へるにやあらむ。信濃國松本と云るも同じからむ。近江國栗本郡大野郡槻本神社など、皆同じ語路なり。

産土神住吉神社 祭神底筒之男命書記二書・中筒之男命同書・上筒之男命同書。息長帶日賣命神功。祭日 氏子 境内二段八畝歩。【古事記】云、底筒之男命・中筒之男命・上筒之男命三柱神者、墨江之三前大神也。【日本紀】神代卷、同之、即住吉大神矣とあり。【神名式】云、攝津國住吉郡住吉坐神社四坐(竝名神大、月次、相嘗、新嘗、私記云、稱四坐者、神功皇后坐別殿歟。【一宮記】云、底筒男、中筒男、表筒男三座、後加神功皇后四座也、この神社勸請の來由、年曆共に詳ならず。

産土神白山神社 祭神・祭日・氏子境内一段八畝二十歩。祭神は花里村一本杉と同神か。勸請來由年曆詳ならず。

同加茂神社 祭神 境内除地なし。北國通路の傍に在。加茂上・下の内、何れの神を祭れるにか詳ならず。土人口碑に傳ふ、古しへ盜兒家に忍入て、物を盗みて逃出けるが、其音を聞て追人の來るさま成ければ、捕はれむよりはと、此神の祠に身を隠しけるが、追人其を知らず此路を通り過ぎぬ。依て盗人出て道をかへて逃去命をたすかりぬと

萬治三庚子年、此に別莊を建て松亭と號、閑居せりとぞ。當昔の領主の公子にて、且國中門徒宗の巨魁なれば、定て木石を選び、許多とりよせ、屋宇庭院成功の結構亦想像すべし。當時京師其ほか諸國にて、詩歌連歌に高名の人々を招請し、其諸什を集、又は寄題を覓、松亭八景、且十境の品題雅章を展觀して、生涯耽樂とぞ。領君連枝も年々時々來臨ありしと也。野間三竹の松亭記文又山本春正か松下記文其餘すべて、遺篇【飛州志】に數多出たり。

高城秋月 殿づくりひだのたくみがてならせる、をのへの月の影ぞくまなき 北村季吟

松下夜雨 松風の音ばかりして木のもとの、雫にしるき夜の雨かな 二條太閣康通公

宮川長流 見てのみや川瀬をいはゆる涼 金森頼業朝臣 別に八景の詩あり。當昔の【扶桑名勝詩集】にも出たりしと也。其後修築より十六年をへて龍興院從純は、寛永十八年、本願寺宣如の女左奈姫を娶、名を宣心と改め、延寶三年乙卯十一月寂、松亭取毀の年代詳ならず。龍興院の養母(名は伊波姫、養父即生院宣了室、祖父金森出雲守可重

(墓の姫奈左)

朝臣末女)の墓と室本願寺宣如の墓とを此松亭の跡に竝築きしと見ゆ。正面の道路に數百の石臼を布並べたり。今に左奈姫君の墓と云。正東山下に清泉湧出。かかる勝景の名區を永代徒に墳墓の地とせるは、いとく可憐きことこそ。

石灰石 北方上野に接る山間より掘出し、當村の民他の村民も數多入てせおひ、又雪中は雪車にて挽出し村々へはこびて、竈を築き槽たねもて燒きて田畑の肥とす。

宮川 南三福寺村界より、北下切村茂島界まで川長凡十町北流。魚・鰻・鱒・伊具比・鱈・鮭・阿治米・雜魚・鱒・年魚・豐年にはのほりてすむ。凶年にはのほらす。

○松木村 高四百八十八石九斗四升四合、山林段別木數不詳。木・松・檜・栗・雜木・杉。家六十一戸人二百九十餘人。產物 米五百五石 稗三十八石二斗 大麥三十石 小麥十石 大豆二十石二斗 小豆三石一斗 ソバ三石 キビ五斗 荏一石一斗 ナタネ三斗 桑五千二百貫目 麻七貫目 楮百貫目 茶二貫目 弘法茶一貫目 煙草十六貫目 李一石 小柿五斗 栗二斗 檜一斗 松茸七貫目 シメジ二貫目 大蕨六十二貫目 小蕨百二十四貫目 コタネ三枚 眞綿十二把 木綿十一疋 布二十疋 稻筵・野菜・佛供花・薪・ワラジ・ザウリ。

にや。勸請の來由、年曆共に詳ならず。

産土神白山神社 祭神白山三社大神。祭日 氏子。境内一段八畝二十歩 祭神は花里村一本杉と同神歟。來由勸請年曆共に詳ならず。

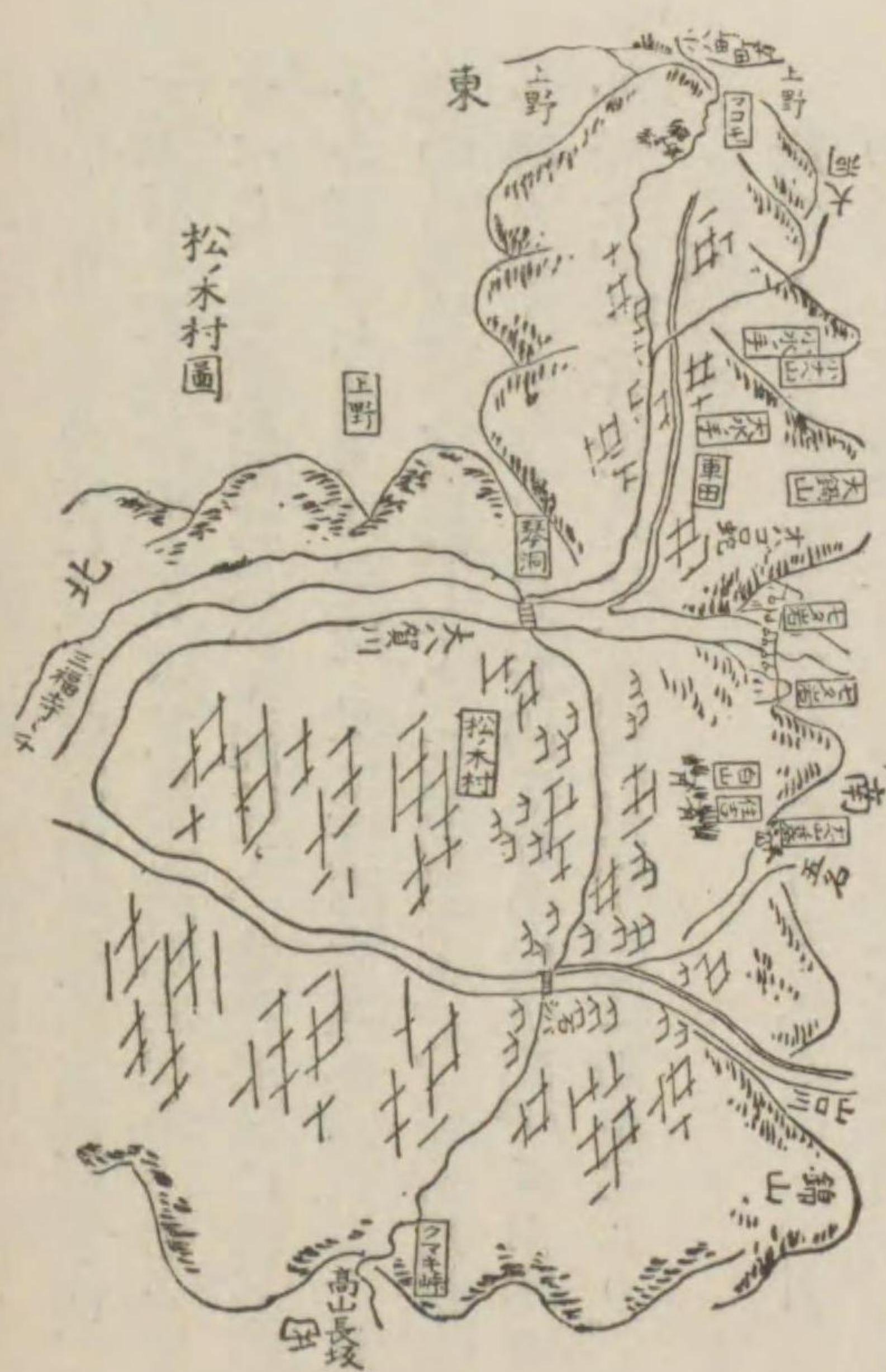
七夕巖 東西山腰の岩より岩まで、大八賀川の川幅。南方隣村五名との山境に在。大八賀川を挟み、東西の山腰に、相對て峙起たる丈餘の大巖あり。村民家ごとに綯おきたる繩を集め、毎年七月の六日の宵、東西の大岩に張亘し、挑燈に火を點し、藁にて馬牛其餘種々の形したる作物等、あまた取懸ならべて、牽牛・織女を祭り、年の豊凶を占ふ。翌年の七夕まで、其繩の保ちたるは豐年の兆なりとぞ。其來由詳ならず。鍋山豊後守の居城より以前のことによ。六日の夜には、年々高山町よりはさら也。近村よりも若年輩來りつどひ、皆々橋上にて見はやせり。「初秋の夕を照らすともし火に、七夕岩の名こそ高けれ。」越前横越照誠寺東溟。

車田車田野御厨 村東板橋を渡りて、小八賀・荒城・高原等の郷へ通路の右方道下に在。【飛州志】に云、此田を植るには、先稻苗一把を田の中央におき、夫より丸く巡りて苗を植る也。さながら菅笠の縫目を見るに等し。里民の口碑に古昔禁裡の御田を佃田アサと稱せり。供御の米を作る田

東方 小八賀郷町方村へ一里。西方 高山町へ半里。南方 (錦山後谷川通) 大八賀郷山口村へ一里、五名村へ六丁。北方 三福寺村へ八丁。

村の名義詳ならず。蓋古しへ世にすぐれたる大木の松樹ありて、諸人見感て終に村名に負しにやあらむ。近江國梅木村美濃國榛木瀬、越前國栃木峠、皆同語勢なり。

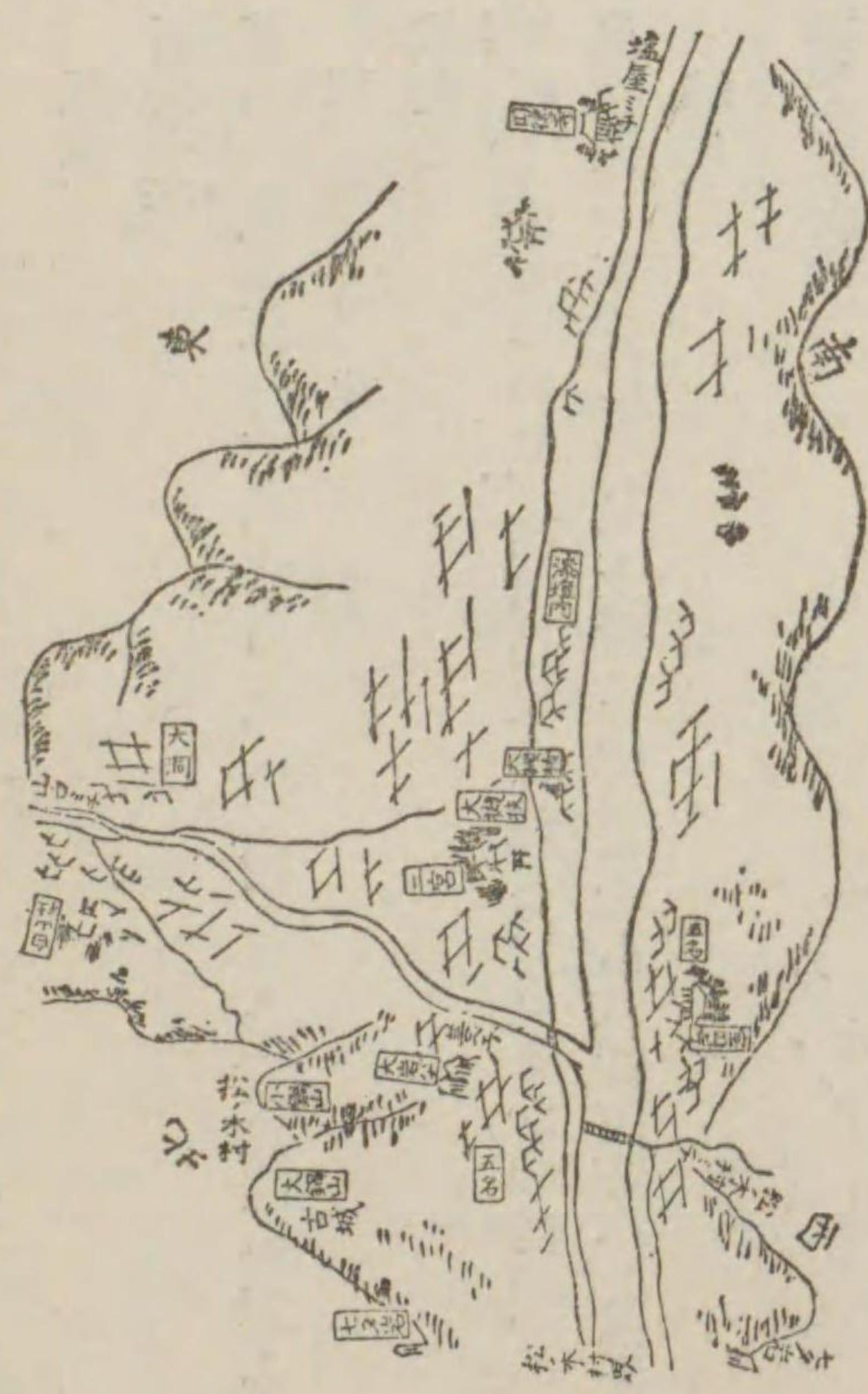
産土神住吉神社 祭神底筒之男命書紀一・中筒之男命同赤・上筒之男命同碧・息長帶日賣命皇居祭日 氏子 境内二段八畝歩。【古事記】竝【私記】及【一宮記】等に見えたるは、松木村條下の如し。境内段別松木村に同じきは、如何なる義



の植様なりといへり。「巡りきて春日かすめる車田に、おりたつ民の業ものどけし。」越前照誠寺東溟今出川。

鍋山城壘跡 (追手は五名村なれば、其處に委しく記すべし。此村なるは城の後の方也) 大八賀川の東に崛起せる鍋山の城跡、山の尾境にては表は五名也、裏は松木の山にて大水の手・小水の手と唱へきたる山の字あり。ここに鐵漿を含たる蛇すめり。城主鍋山豊後守顯綱の妻女、三木の家士に殺されたる怨念、化て蛇となれり。鐵漿蛇と云。其を見し人は必ず病惱とぞ云つたふ。

鍋山豊後守顯綱夫婦墓 七夕岩の西の方山の中腹に在。鍋



山顯綱、兄の三木自綱が爲に殺され、其妻女をも東の七夕岩の邊にて害しけるが、怨念鐵漿蛇となり、今にすむと云傳ふ。延寶年中に至て、當村の民に平野清心と云もの。清心は鍋山の木氏、信州の平野氏同姓の末孫なり。〔飛州今も明治二年〕平野清九郎と云民あり裔孫なるべし。ある夜の夢に、女性一人來りて清心に告て云、妾は舊の鍋山の主也。妾が白骨久しく七夕岩の邊に埋ぬといへとも、終に供養するものなし。其方速に吊ひ得させよと云て去れり。清心信用せざりしが、同じ告の三夜に及しかば、怪みながら七夕岩邊に上り、夢中の告の邊の土を穿ち見しに、果して枯骨を得たり。故に云傳へたる顯綱の室家、此處にて害せられたる亡靈の告なることを知て、高山雲龍寺第十五代脱山師を請じて、彼夫婦の追福を執行ひ、建る石塔也。〔妻室は前の豊後守安室の女なるべし。故平野氏の孫裔に吊をたのみしならむ。〕墓面大學秀綱居士、鐵山戒心大姉とならべてあり。吉住頼武曰、法名秀綱は顯綱の誤なるべし。脱山師の龜相を想像るべし。

大八賀川 南方五名村より北流、西方三福寺村に出。魚、鱒、伊具比・鮪・雜魚。
高欄付板橋

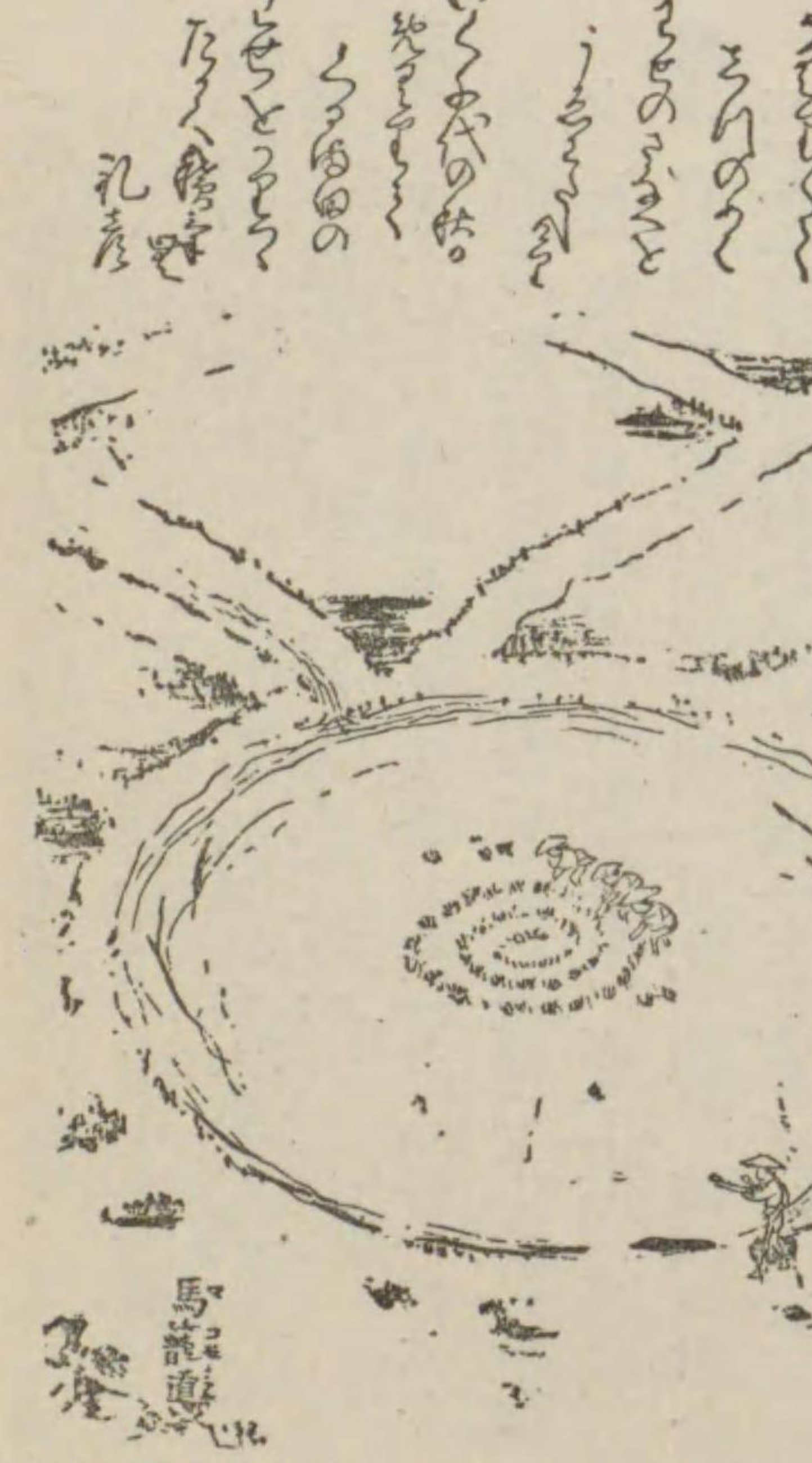
山口川 南方山口村より北流、村下にて大八賀川に入。魚、雜魚。
石橋 幅長
錦山 尾通江名子界、諸山木、松・檜・栗・雜木。菌、松茸・初茸・濕地茸・草。
猿樂場
樞嶺 西方にあり。高山長坂へ越るいささかの峠也。
眞菰嶺 東方にあり、上野にのほり、小八賀町方へこゆる峠也。

鐵山豐後守顯綱
松倉の城三三木休庵方
使者長瀬盛平
川三三の
兩人錦山坂
末と盛更
の由き
錦山八幡王
顯綱の對面
して尤を
近と退
三木の宮と
クク頭
諸手と組
座は向ひ
吉



鉤蛇之由未
鍋山家の妻室
夫顯綱が不慮
殺せられたる
其の骨を
七夕岩の邊
に埋ぬと云
傳ふ。故に
顯綱の室家
此處にて害
せられたる
亡靈の告な
ることを知
て、高山雲
龍寺第十五
代脱山師を
請じて、彼
夫婦の追福
を執行ひ、
建る石塔也。
〔妻室は前
の豊後守安
室の女なる
べし。故平
野氏の孫裔
に吊をたの
のみしなら
む。〕墓面
大學秀綱居
士、鐵山戒
心大姉とな
らべてあり。
吉住頼武曰
、法名秀綱
は顯綱の誤
なるべし。脱
山師の龜相
を想像るべ
し。

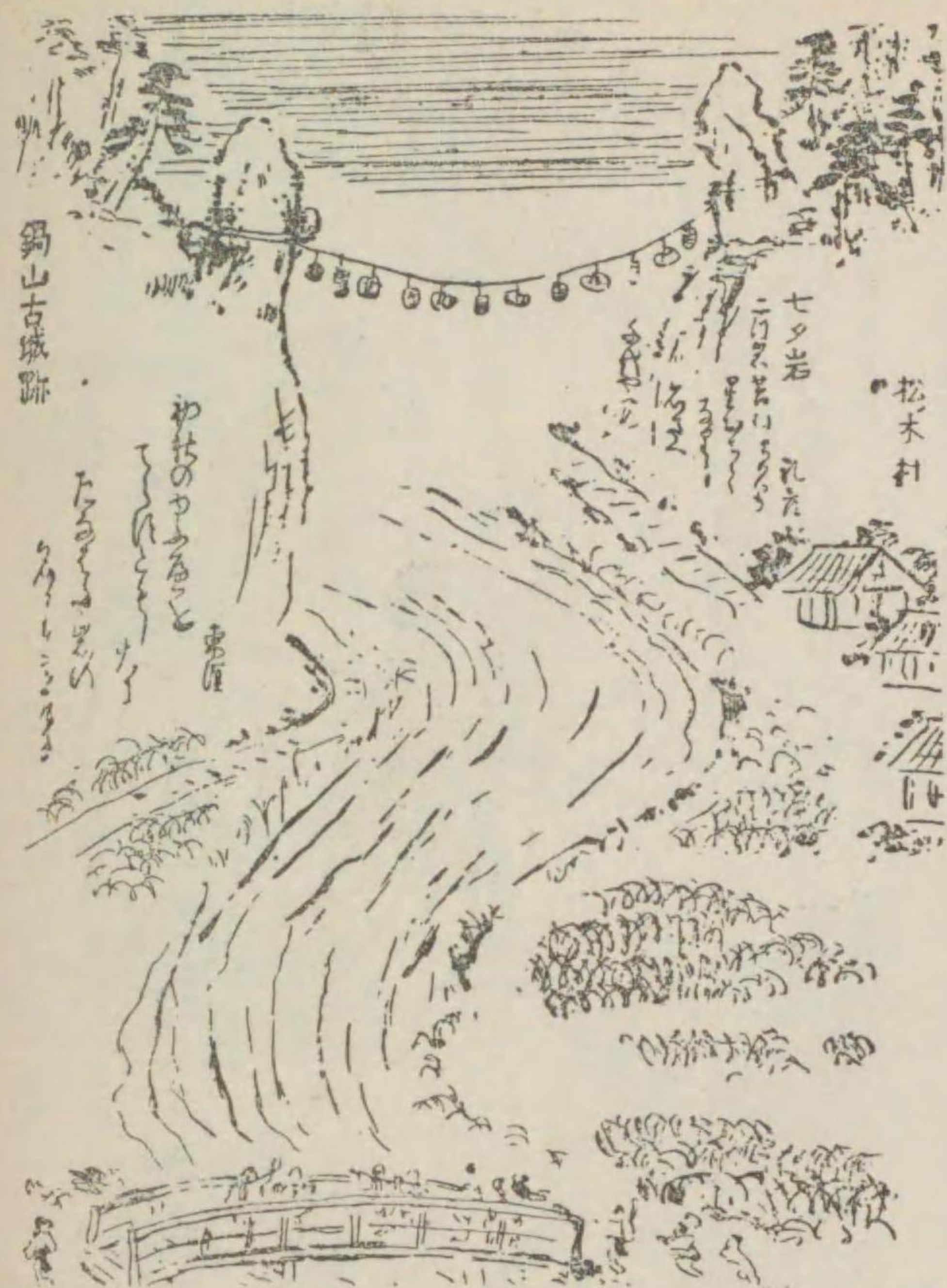
多、其名爾相合奴。抑日下部道堅伊。此御年代乃今母不爲失、世々乃例乃現爾不絶事乎。彌稱爾稱、益喜爾喜氏可經萬代後之標登。文政八年登云年能秋、其由來乎、田中大秀爾令誌氏建都流此石碑爾。那母有祁流、各歌曰、大秀、伊邇斯閉能、多米志能摩爾麻、麻都理久流、美豆本能美都岐、多布斗伎呂迦母、道堅、意富美迦微、麻都流美都岐、袁具流麻能、米具良布基登久、迦波流余阿良米夜。
同碑陰 飛驒國穴野或云一本作西野 御厨者、神鳳鈔所載也、今雖探求部内、未曾聞有稱穴野西野之地、蓋此地勢應其名、且車



(田勢伊)

田之稻貢于大神宮既久矣、故俗呼曰伊勢田、按延喜儀式帳曰、王臣以下、禁戒嚴重而令不得獻物于大神宮、若竊犯制者、行流刑也、車田若非神田則、何使其稻得貢於大神宮乎、慶長以來、金森侯牧馬於此地矣、故今名曰馬籠野、蓋所以失穴野之名也、飛州志云、車田地方五丈四尺、村老云、車田往昔有環形、環之有小田十二畦、蓋倣一歲之月數也、其形如車輪因號車田、培之以嫩柴、不曾入污穢之水、然歷年而車形漸變、故今余徒與村人相議修正之、且附山林

(野籠馬)



鍋山古城跡

一所、爲採嫩柴之地、故記碑陰、以爲後年之驗耳、

荏野隱士 田中大秀誌

○五名村 高四十一石五斗三合、山林段別木數不詳、木、松、檜、栗、雜木、杉、家十三戸、人六十餘人。

產物 米十四石 稗四石二斗 大麥三石二斗 小麥一石六斗 大豆四石 荏二斗 大藪三貫二百目 小藪二十五貫目 布

十二反 楮五貫目 茶菓三升 茸四貫目 薪十五間 野菜、東方山、西方 松木村田地石橋へ五丁、南方 漆垣内村へ六丁、北方 松木村へ六丁、板橋へ三丁。

村の名義詳ならず、蓋天文・弘治・永祿の頃より、鍋山の城主、鍋山豊後守の家頼五人(口碑に傳ふ、鍋山家老に、平野將監を獨武者と云、平野某・蒲某・都竹某・川尻某を四天王と云しとぞ、名乗は詳ならねど、それらを五名と云るにあらむか、其裔孫は今に五名・漆垣内・松木村に遺在とぞ)の名目を以て、政事を取計ける故、五名と云歟、又は方言に茶菓(真美)を五味といへば、茶菓生の訛か、武藏國の郡名、秩父は昔字 銀杏生のよし也、(冠辭考)又【古史傳】九の三七、秩父國造の條下に在、上野國桐生、越前國竹生國府、同丹生郡笹生村、加賀國粟生驛、美濃國賀茂郡麻生村あり、本土にも桐生村、菅生村などあれば也、此村には川原茶菓も五月茶菓も蕃生れば也、土碑には、五名村の妙なることは、

(系略の山鍋)

岩鼻善兵衛が宅の上なる大岩鼻と、七夕岩の女神男神の大岩と、二宮の大槻榎孫八宅の大槻木、其外某々と、五つの妙ある故に、五名村なりといへれど、隣村まで加へていへれば穩ならず、
産土神二宮神社 隣村漆垣内村に在、祭神祭日 氏子
寶圓教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末、文祿四乙未年道場開基、本尊阿彌陀如來、境内屋敷除地一畝五歩、元祿七甲戌年檢地名受道場助兵衛、其後今の寺號を唱ふる年月詳ならず、
鍋山古城 天文の頃より、天正十三酉年八月まで、鍋山氏三代五十餘年居城。

鍋山略系

鍋山氏祖平野右衛門尉——平野將監弟か、息か、

【飛州志】に云、國説に往古年譜 信州人 不詳 平野右衛門尉 不詳 本土に來り、宮村の白越城に居住して、(益田郡櫻洞の城主、三木直頼に加勢して、阿多野郷の諸士を討したがへ、猶又三木直頼に加勢して、三佛寺を乗取、(三木直頼は平野に後約を結びて、永正十七年より天文十六年まで居て、三佛寺城を平野に預け、櫻洞に歸て後)其近邊を押領せり、其子豊後守安室鍋山に城築き移居すと見たり、禮彦つらく【速入

斐太後風土記卷之二 大野郡大八賀郷 五名村

寺系譜を考るに、三木祖太郎左衛門則綱の末子、三木右衛門尉頼綱(初名 後出家、法名素超常惠寺住、其後改宗真宗に化、平野道場遊仙坊と號しとあれば、平野右衛門尉は、三木直頼の叔父頼綱を誤りて、信州人と云るならむ歟、

平野の嫡男たり、三佛寺より、此鍋山前後峰に城堡を築き、(天鍋山・小鍋山)居城し、(天文二)以後鍋山を家名とす、永祿元戊午年、三木光頼(後改自綱)廣瀬宗城兩軍勢、天神山の城主高山外記と、川上郷三枝郷の領主山田紀伊守を討取、天神山には光頼の叔父なる三木左衛門(後長門守)久綱を入置ぬ、此時鍋山豊後守安室を始め、江名子の畑六郎左衛門安高、小八賀郷の大谷藏人、又中山の岡本豊前守等悉く三木の幕下に屬せり、永祿十丁年安室は櫻洞城主三木良頼の二男(光頼の弟)顯綱を養子として女に配偶けるが、數年ありて、養子に本城を奪はれ家を追出され、吉城郡吉城郷山本村に蟄居す、村民敬して山本殿と稱せり、その後天正十四丙戌年十月十日、(松倉落城の翌年)安室山本にて自殺す、其故分明ならず、(法名 花影慶春居士)

鍋山豊後守顯綱初右衛門

三木より來て鍋山安室の婿養子と成永祿十年を歴るに隨て、追々我意増長して、天正八年六月養父安室を追出し、其一城一家中を奪ひ、自ら豊後守顯綱と名乗て在けるが、兼て永祿六亥年、兄三木光頼上京して侍從に任せられ、自綱と改名し、歸國の後は權勢肩を並ぶる者なく、威儀堂々たるを嫉み羨しくや有けん、密に陰謀を企て同志をかたらひ、兄自綱を亡さんとせり。去年天正七己卯年三木自綱松倉城を築き、在城の後、弟顯綱が陰謀を探り知て、頃は天正十二年甲申五月上旬、家臣長瀬甚平・土川甚三郎を鍋山につかはし、兩人城中に入て申けるは、自綱君より密書を持參せり、直に渡し參せむと云入ければ、顯綱其謀計なることを知らず、速に出近侍を退けて對面せしに、長瀬其書を出して事を述る處に、土川とび掛つて顯綱を組臥せ、長瀬透さず首を取。城中にあり合者共其音に驚て兩人に切てか、りしを、散々に切拂ひ、長瀬・土川は難なく松倉にはせ歸りぬ。其騒ぎに鍋山の妻女は、城の後ろ水の手の方へ逃出けるを、長瀬に附從せし士卒、是を見て追かけ、七夕岩の邊にて、引捕へて殺害して逃下り

歸りぬ。其時の妻女の残念思やらべし。終に其怨靈化て齒の黒き蛇に成しとぞ。今も俗に鐵漿蛇と云て、見し者ありと云り。抑顯綱は養父を追出し、家財領地を奪取、兄を亡ぼさんとせし、自作せる孽は、活べからざる理り、宜なるかな。此を櫻洞に在城せる自綱の息、左衛門尉信綱は、かねて此叔父鍋山顯綱が勧めに依て、同心し謀を合せ、父自綱を亡ぼさんと巧しが、松倉にすかしよせられ、其城中にて殺害にあひけるこそうたてけれ。叔父も侄もあさましき死を遂ぬ。

鍋山豊後守秀綱三木自綱男也 初名忠二郎

父の三木自綱入道休庵は、弟の鍋山豊後守顯綱夫婦を殺害させ、櫻洞の城主息三木左衛門尉信綱をもすかしよせ殺害して後、二男忠二郎秀綱を鍋山の城主とし、豊後守秀綱と名乗らせ、入城せしめ所領を知行して、天正十二甲申年より在城たりしが、翌天正十三乙酉年八月、越前の金森五郎八入道父子、數多の軍勢にて、南北より討入の由聞えければ、三木大和入道休庵自一一族家臣、并に附屬の諸士を集め、日夜軍議して在けるが、最早金森入道軍卒を將て、越中の長谷より二ツ屋を経、責入ぬと聞えければ、扱は手後れぬ、如何はせむ、

少しにても進みて戰たる方然るべしとて、松倉の本城を二男の鍋山秀綱一家主從に守らせ、自分は家臣諸卒を將て、瓜巢村の高堂城へ出張しけるが、秀綱は如何あらむと按思ける内に、金森勢來て、高堂城へ押よすと聞えけるに、早南方へ廻りける、金森可重の軍勢も益田を通り來て、松倉へ責寄ると聞えけるにぞ、秀綱の心やたけに思ふ内に、高堂の軍卒馳來り、籠城の兵卒に加はりける間、少し力を得て、堅固に城を守らむと思ひけれども、父休庵は高堂にて一戰に討まけ、降人に成しとも、又は出奔せしども、聞えて如何はせむと思ふ内に、金森可重大軍にて松倉へ押よせ、剩へ晝夜責詰ける内に、金森五郎八入道の軍勢并に援兵とも、高堂落城ゆえ残らず寄手に馳加はり、目にあまる大軍になりて、益責つめける處に、城下に出て戦ひける將士は、敗北のみしける内に、豈圖らむや、後の山の手より、大火起て燃上るに、城中の上下、將士軍卒、其餘一同周章ふためき、今は爲方なく、散々に落行けるを見て、秀綱千思萬慮を廻らせども、爲すべきやうなく、漸近士兩三人を連て、城を遁出、松倉の山奥を超えて、晝は忍び夜はさまよひて、鍋山城に歸りしに、是も早金森の軍兵に乗取られて敵城と成しかば、據なく平

湯の方へ落行しが、後より敵の追かけむことを思ひわづらひ、平湯の村より嶮難の山を超えて、信濃國へ落行しが、近侍も残らず逃失けん、秀綱一人辛して、信州安曇郡大根川と云村里に出けるが、其有様を見て、郷民俄に寄あつまりて、手ごめにせむとせしを、秀綱懐中の儲金を川中に投すつるまに、農民の鐵炮にうたれて、はかなき最後をしけるとぞ。可憐秀綱、昨日までは松倉の公子、鍋山豊後守殿よと敬はれし人の、今日は近侍一人だになく、如何に家祖平野右衛門尉の本國なればとて、一人辛苦を凌ぎ來て、名もなき農民の手にかかり、無慙の死を遂けるは哀なりける身の終なり。世に傳へて云、大根川の土民等、鍋山秀綱をうち殺して、帶劍衣類をはぎとりしに、儲金は聊も無りければ、其邊の藪又は叢など探けるに見えざりしが、一人川水の底に、金の光るを見とめて、川に飛入けるに、皆々争ひ飛入て求めけるが、何れも石のみ取出て、呆れ果て、其石を川へ投入けるが、水底處々に散て、金の光りあるを見て、いく度水底を探りても、取上れば石になれりとぞ。皆々秀綱の怨念のしからしむるならむと云つたへたり。

金森長近入道素玄法印 天正十三乙酉年八月、金森法印父

子、一戦に三木休庵并一族を責亡して後、鍋山城をも乗取、入城して、國中の成敗せられしと也。翌年天正十四丙戌年には、金森可重朝臣上京して、豊臣公へ（去年七月羽柴秀吉公拜關白豊臣の姓を賜ふ）拜謁し、飛驒を征伐して、速に成功ありしを言上し、歸途下原を通られしに、一宮右衛門大夫入道三澤、上呂の郷士舟坂又右衛門外孫に命して、鐵炮にてねらはせしが、立消して、又右衛門生捕られけるが、可重朝臣大量にして助命せられけり。舟坂逆歸來て上呂にて同志と待戦て誅せらる。三澤は國中の殘黨をかたらひ、討取んと一宮にて待受けるを、可重朝臣の先手、田島勝太、笹俣太郎左衛門、鎗にて散々に突崩す。三澤終に打負討死しければ、三澤が妻子及殘黨皆梟首せられ、鍋山城下に首塚を築かれたりとぞ。

大八賀川 東南漆垣内村より西北松木村に至る、魚、松木村に同じ。引渡橋

○漆垣内村 高六百六十六石五斗五合 燒畑一町四畝十三歩 山林段別、木數不詳。木、松・檜・栗・雜木・杉。家九十七戸 人四百七十餘人。

産物 米六百石 稗百石 大麥二十四石 小麥十三石二斗 大豆三十二石 桑八百貫目 麻五十貫目 煙草百八十斤 荏一石二斗 楮四十五貫目 大藪十五貫目 小藪百十貫目

眞綿十二把 布八十五反 石灰千四百石 薪五十間 葺二十貫目 生馬三疋 山ドリ五 キジ三 桃・李・グミ・ナツメ・栗。
東方 大洞村へ十丁。西方 山。南方 鹽屋村へ八丁。北方 五名村へ六丁、高山へ三十丁。
村の名義未詳。されど試にいはい、四天王神社を齋祭れる村里なれば、神の御田の圍に、漆木を、櫛を方言に山漆と云へば其を植て、其垣内にて稻を作て、神前へ捧げしにや。
【萬葉集】十三卷、（卷十三）神南備乃、清三田屋乃、垣津田乃云、清き御田屋は、神の御田を植て、刈て春まで守る屋をいふべし。垣津田は、其御田屋の有る所の垣内田也。【神代紀】に、天垣田爲御田、と見ゆ。垣内を加伊登と唱ふるは後の音便也。本土殿垣内、其外皆同じ。垣を加伊と云は、（イ）をいと云ひ、大を於保伊、寒きをさむい、垣間見をば、後に加伊末美といふごとく、垣内の都を土と云は、【書紀】の桃花鳥を、【和名抄】に鳩（和名豆木）とある鳥の名にて、今は登伎と云り。【古事記傳】廿一の五丁衝田岡の註とあるにて知るべし。

産土神二宮神社 祭神廣幡八幡大神・天照國照彦天火明命（國造）・大八崎命（國造）。境内三段三畝十歩 除地。
【飛州志】には、【諸神根元集】云、國常立尊、【日吉記】云、日

光・月光とあれど、何の據もなく、例の牽強なるべからむ。
○【玉釋】五卷（二十四丁）云、諸國に一宮・二宮など定められし年時は、古書に詳に所見たることなし。或説に聖武天皇の御世に六十六箇國に一社宛撰置玉ふといへるはさも有らむか云。尾張人眞野時繩の【神階編】に、或神記に云、諸國の神社に、代々に神階を進られて後、一・二の宮と云ふことあり。此は國分寺など置かれし如く、一時の定とは見えす云と云るは、實に然る説なり。

産土神諏訪神社 祭神建御名方富神（上諏訪）・八坂刀目命神（后下諏訪） 祭日 氏子。境内四段歩。

【古事記】云、建御名方神、千引石擊手未而來言云、建御雷神と力競し玉ひて即逃去、故追往而、迫到科野國之洲羽海將殺時、建御名方神白、恐莫殺我、除此地者不行他處、亦不違我父大國主神之命、不違兄八重事代主神之言、此葦原中國者隨天神御子之命獻。【古史傳】云、此者諏訪祝部之伊都久神也、此神之后神謂八坂刀賣命。【神名式】云、信濃國諏訪郡南方刀美神社、名神大、水内郡健御名方富命、彦神別神社、名神大とあるも同神也。後に戸隠と云ふ是なるべし。【續後紀】承和九年五月より次々、神階昂進ありて、【三代實錄】貞觀九年三月、信濃國正二位勳八等、建御名方富命神進階從一位、（神也）從二位建御名方富命（水内神也）

也（神也）八坂刀目命神（諏訪）。正二位と見ゆ。此村に勸請せし、來由年代詳ならず。

同四天王神社 神階從五位下 祭神護世四天王神（多聞天・持國天・增長天・廣目天）祭日 氏子 境内六畝廿歩。【三代實錄】云、清和天皇貞觀九年十月云、授飛驒國（八社）同國正六位上大歲神・走淵神・四天王神云、從五位下とあることなり。委しきことは【十八社考】に記し置ぬ。

産土神天王社 祭神須佐之男命。【牛頭天王辨】云、播磨國【峯相記】云、吉備公歸朝日、於當山、奉崇牛頭天王と見え、【改曆雜事記】に、聖武天皇、天平五年三月十八日、吉備公歸朝於播州、逢天王など有り、然れば、須佐之男命を牛頭天王と爲たるは、吉備公の所爲なること著明也云云。勸請の來由年曆詳ならず。

觀音堂 本尊境内一畝二歩。此觀音堂【除地帳】に載せたり。【飛州志】叢堂の部には脱せり。安置せし來由、年代詳ならず。

圓德教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末、天正七己卯年開基僧淨信、本尊阿彌陀如來、境内一段九畝二十二歩、高三石四斗七升三合、此田畑段別二段六畝二歩 境外。
天平年中、勅詔有て、建立の國分寺は更也、天正年中、當時の領主の命に依て、移住の照蓮寺（領主より度々縁組

あれば猶更なり。又領主代々の菩提の爲に建立有し素立寺、其外は猶更なれど、何の縁もなき寺にて、(開基天正七卯年は、鍋山學後守顯綱が、養父安室を追出し、恣に行ひし頃なり。彼是を思へば、此寺僧、當昔の領主顯綱に媚附て、田畑の寄附を請しにや。同宗の他寺にも抽で、境内一段九畝餘歩も除地と成し外に、高三石四斗餘の田畑二段六畝餘歩は、全王土をば、當昔の領主、私に與へ置たるにて、當寺其後世々の住持ども、勿體とも忝なしとも難有とも思はで、我寺は開山の餘光成べしとて、王政の一助をも心かけず、住持代々安閑茫然とくらし、其身の出世のみ好むは、出家の身にあるまじき淺ましきこと也かし。此寺は當村の上において、隣村の鹽屋に近ければ、世人皆鹽屋の圓徳寺と云、【飛州志】にも、圓徳寺は鹽屋村に在と、記したるは誤なり。

大八賀川 東南方鹽屋村より、西北方五名村へ至。川長二十丁餘。魚、松木・五名村に同じ。

東光寺跡 古しへ八賀郷八箇寺の一也。天正年中以前に廢絶せしならむ。故に除地なし。前に記せし觀音堂は、古しへ此境内にはあらじか。

○大洞村 縱八丁、横三丁。高百十七石五斗三升六合。山林段別、木數不詳。木、五名村・漆垣内村に同。

家二十一戸 人八十餘人。

産物 米百四十石 稗二十石 大麥五石 小麥六石 大豆十石 小豆五石 粟一石ソバ五斗 荳四斗 桑三百貫目 麻三百貫目 楮五十貫目 李五斗 大繭八貫目 小繭四十二貫目 布十疋 ムシロ二十束。

東方 小八賀郷山口村へ坂越十丁。西方五名・漆垣内村へ十丁。南方 山。北方松木村車田へ五丁、高山一里よ。

村の名義は、五名村、漆垣内村より見れば、いかにも大洞也。【戸令】を按に、小數なれば、元是漆垣内の支村なること勿論也。

産土神白山社 祭神花里一本杉白山と同神なるべし。祭日 氏子。

大洞川 東方山口境の山間より出て西流、西方五名村に至り、大八賀川に入る。魚、雜魚。

○鹽屋村 高二百四十五石五斗六升五合 燒畑一町五段三畝十二歩 山林段別木數不詳。木、松・栗・檜・雜木・杉。家四十九戸 人二百八十餘人。

産物 米二百六十石 稗百石四斗 大麥二十三石 小麥十石 大豆二十石 荳九斗 桑五千三百貫目 麻十五貫目 煙草二十斤 楮五十貫目 大繭百三十貫目 小繭二百九十貫目 眞綿十把 布五十四反 茸十五貫目 石灰・桃・李・柿。

栗。

東方 瀧村一里半。西方 山口村八丁、南方 大島村三十丁餘。北方漆垣内村八丁、高山一里餘。

村の名義は【和名抄】に、下野國の郡名鹽屋之保あり、之を加へたり。同伊勢國の奄藝郡の郷名鹽屋之保あり。全同じ。今當郡小八賀郷鹽屋、吉城郡小島郷鹽屋は、全く同名の村也。

何れも山鹽のある故名に負し歟。詳ならず。【古今和歌集】第七なる、賀歌の、鹽の山さしでの磯の千鳥の歌を、【餘材抄】にも、【打聽】にも、能因の【哥枕】と、顯昭の註とを引て、論つらはれたれど、今世に、越中國新川郡鹽村に溫泉少出、其を燒て製すれば、(海濱へは四里隔り)山鹽に成ることとも有れば、山間に鹽氣無にしもあらず、又思ふに、山國にては鹽は殊に尊き品なれば、其を買入て、郷中の村民に、代替して與へし有徳人の昔住し故に村名にも負るにや。猶能釋ぬべし。【姓氏錄】云鹽屋連、道守連同祖、武内宿禰男、葛木會都比古命之後也。其外にも見ゆ、其氏人の來て古しへ住しか、又は何れ縁有て村名に負るには非じか。

産土神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子 境内二段一畝十歩。

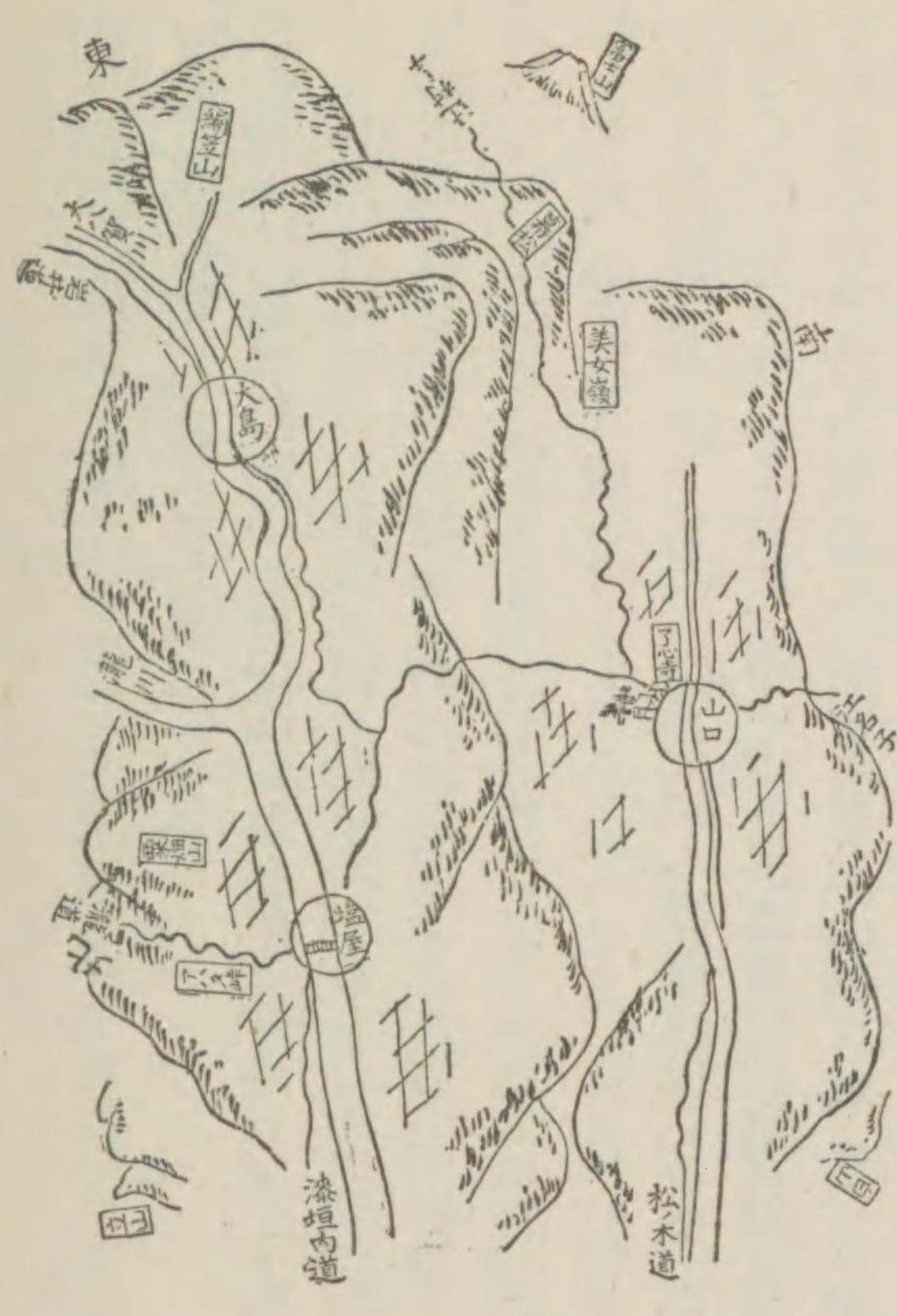
産土神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子 境内一段二畝歩。右二社共同神か。

斐太後風土記卷之二 大野郡大八賀郷 鹽屋村



産土神五社 祭神 境内一段三畝十歩。五社を【除地帳】に載せたれども、【飛州志】には脱せり。蓋天文より永祿・元龜・天正までの鹽屋筑前守秋貞は、元此村より出たる士ならむか。天文の頃、古川次郎の家苗斷絶の後、鹽屋筑前守高野城に(後に蛤城と云るは是也)住居せし由也。元古川の五社は古川家の鎮守なりしとぞ。其縁を以て、此村にも勸請せしならむ。鹽屋筑前守は、古の【姓氏錄】なる、鹽屋連(武内宿禰男、葛木會都比古命の後なるよし【姓氏錄】に見えたり)の後にはあらじか。

阿彌陀堂 本尊 境内二十歩。
 大八賀川 東方大島村界より西方に流れて、漆垣内界に至る。魚、漆垣内村・五名村に同じ。引渡橋、村中に在。長粟畑山 北方瀧村山界之峠なり。
 木・松・栗・檜・樺・柵・樺・雜木・桧に杉・草。
 ○山口村 縦十六町横十一町。高四百四石九斗一升。燒畑三段三畝二十二歩、外、六段七畝十四歩、享保十二未年渡。山林段別木數不詳。木、松・姫子・栗・檜・樺・柵・雜木・杉。家八十二戸 人四百餘人。
 産物 米五百六十石 稗九十六石 大麥四十石 小麥二十石



大豆十六石 桑六千八百貫目 麻十五貫目 煙草八十斤 弘法茶三貫目 楮百貫目 荏一石六斗 菜種二斗 大繭七十貫目 小繭二百三十貫目 眞綿五十把 夏蠶繭二十貫目 布九十反 わら箒八百本 わら手箒三千本 梅・李・柿。
 東方 辻村へ一里十八丁。西方 江名子村へ半里。南方 山。西北方 松木村へ一里、高山一里。
 村の名義、山口は實に然る名也。古への國府、七日町・桐生・本母等より、信濃國に通ふ(近世は高山より江戸、今は東京)道路にて、阿多野・秋神・奥山中の村里へ可分入山口也。此村より郡上界を越ゆる也。美女嶺は飛州志に因れり。郡上界なるべし。今も然り。
 明應・文龜の頃の國司、姉小路基綱中納言の、本土八所の歌中に山口と云題にて、
 奥ふかく花を尋ねてあけほのに、山ぐちしるく雲
 ぞ薫れる
 基綱
 産土神八幡宮 祭神譽田天皇後御益應 神天皇 御尊靈。祭日 氏子
 境内四段九畝二歩。
 【荏野冊子】櫻山八幡宮の註云、山口村なる八幡宮は、了心寺の初祖は、相模國平塚驛の人也しが、山口村に來り住て、平塚を氏とし、彼國の八幡村なる、産神の八幡大神を勸請し奉りて、夜波多ヤハタ(音にてはとなへず)と稱し奉り、今猶同きよし見ゆ。年曆詳ならず。然るに其平塚氏の孫

裔僧となり、了心寺を開基せしは、永正十五戊寅年なれば、其よりは幾許か前なるべし。氏子は平塚氏はさら也。今は幾戸に成けん、尋べし。

産土神若宮八幡宮 祭神譽田天皇後御益應 神天皇 大鶴鶴天皇後御益 仁德天皇 皇兩御尊靈。祭日 氏子。
 境内二段六畝歩除地。
 是は平塚氏の勸請奉たる御宮よりは、いと古く齋祭れるなるべし。年曆詳ならず。石浦村の若宮八幡の條下に記せし如く、當昔本土の両面宿禰荒び出て、皇命に隨ひ奉らず、剩へ國民を掠略て樂とせしによりて、朝廷より武振熊命を、征伐の大將軍として下し玉ひしに、武振熊命は、比類なき勇猛老將なれども、宿禰も亦尋常の朝敵ならねば、道すがら當昔の先帝豐田 天皇・主上大鷲 天皇の大御稜威を仰ぎ奉り、御靈を齋祭られしを見聞て、宿禰亡びて後、國內平治するを悦び、其御威徳を仰ぎて、此村にも祭りしなるべし。當昔の村民いと殊勝なる心なり。朝敵國賊の宿禰をば、救世觀音の應化也と云て、國史をも得讀ざる、愚民を誑らかし、其像を作り祭りて、賽錢をのみ貪る、奸僧の心とは雲泥の違ひなり。
 産土神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子。境内一段三畝十歩。

金森家國中平治の後の勸請ならば越前の白山社なるべし。其村民にくはしく温ぬべし。
 阿彌陀堂 本尊 境内二十歩。
 藥師堂 本尊 境内三畝十歩。
 右何れも建立來由年曆詳ならず。
 了心教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末、永正十五戊寅年開基。本尊阿彌陀如來。境内屋敷一畝十五歩。
 了心寺の先祖は、相模國平塚より此村に來り住て、平塚氏と名のりて在けるが、本國の産土神八幡宮を、山口村に請奉り、其後數代を経て、僧と成り。永正十五年に此寺を開基せしと見ゆ。平塚了心寺と稱す。下岡本村の千葉願生寺の類なるべし。
 郡上界グシヤウゲも俗に、字音にてグシヤウゲと云、【飛州志】には、美女嶺とかけり。山口村より巽方山上に登り、高嶺を経て、阿多野郷にこゆる山をグシヤウゲと云。蓋往古、大野郡は東は信濃國界鞍嶽頂上より、西は越前國界(加賀國のいまだ分れぬ前)白山まで、經凡二十五里南は美濃國金山川まで、(荒城郡寒川より凡二十二里)の大郡なりければ、國守も郡領も治方に困て、大野郡を上下に分ちて(大和國の添上・添下・葛上・葛下・城上・城下、また津國の島上・島下、其他諸國の例のごとく)二郡として、【續紀】

四元明天皇和銅二年二月丁未、遠江國長田郡地界廣遠、居民遙隔、往還不便、辛苦極多、於是分爲二郡焉とあるを見ても、郡名の長田と、大野とともに不便なること、相像べし。阿多野郷より(當昔は秋秀と益田となるべし)南を大野郡上とせし故に、郡上界と字音にて唱へしを、貞觀十二年十二月、(三代實錄)十八卷清和天皇御紀)勅詔に因て、大野郡を分て、益田郡を置れしこと、郡の名義の條下に出せり。(是より後の【和名抄】に、美濃國郡上郡とあるを、我師荏野翁は、美濃なる郡名の郡上は武藝郡を別たるなれば、大和國其外の郡の如く武上と書てむけのかみと云べきこと也と云れき)猶ほかにも傳へもあらむか、釋ぬべし。(【飛州志】に、美女嶺と書たれど、グジャウゲとビヂョウウゲとは、音便似べくもあらず、牽強なるべし。)

幕の松 郡上界嶺上中程に在。里人口碑云、永祿七甲子年、高原郷殿村城主江馬常陸介平輝盛、其弟殿村の圓城寺住持をして、行て甲州武田氏に隨從はしむ。廣瀬山城守宗域も、同じく武田の旗下に屬けるにより、其年七月、武田家より、其臣山縣三郎兵衛昌景(飯富後改山縣三郎兵衛)に、數百騎をさづけて本土に來侵せる節、阿多野口より入來り、此郡上界に登りて、下保山上の千光寺を眼前に

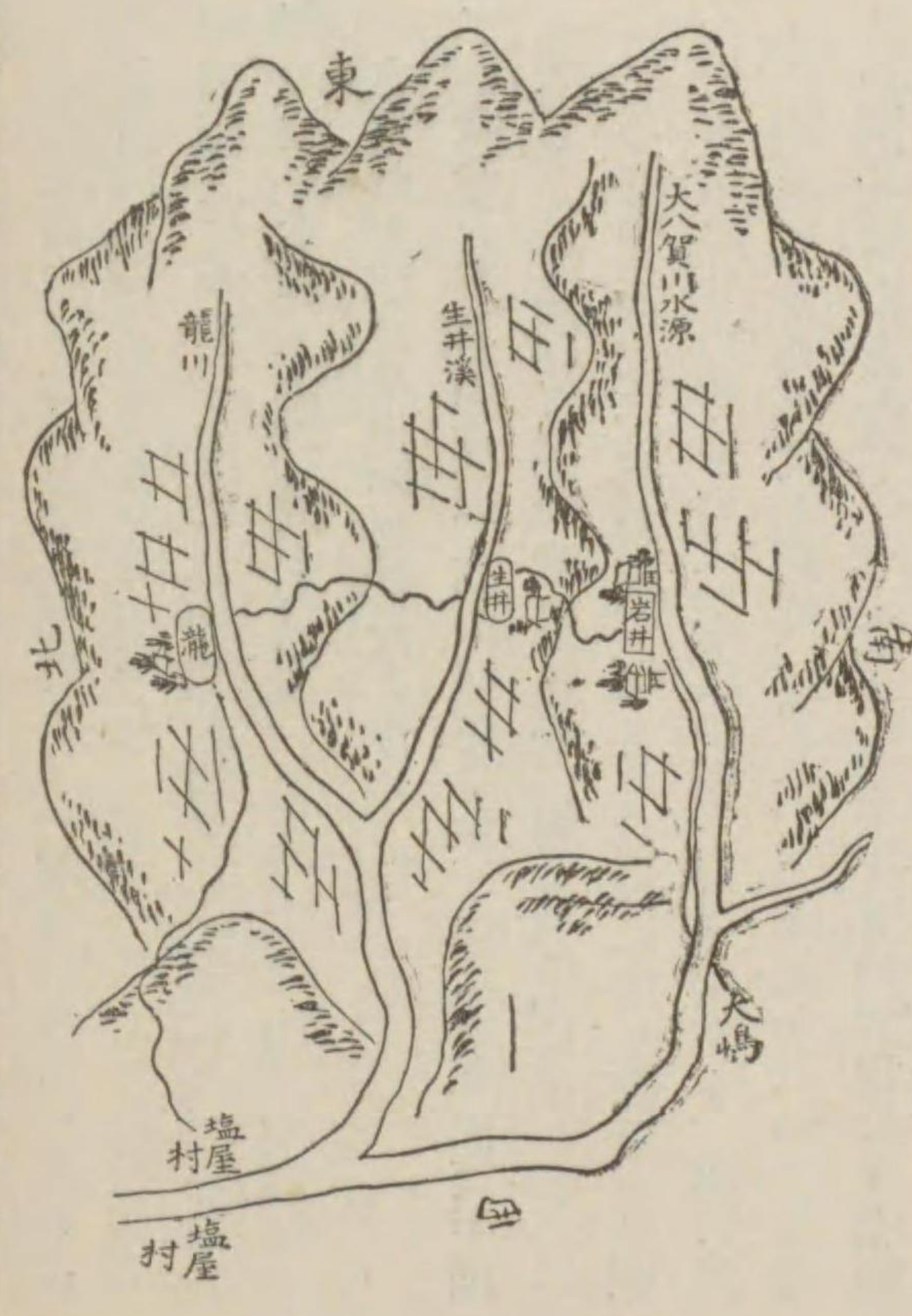
(か上武)

見て、陣幕を張り、實檢憩休し地を今に至るまで、幕の松と云傳ふ。當時の松にはあらず。今のは後生の松なるべし。

三山眺望 (富士・白山・立山) 郡上界の嶺上を行くこと、十町許の間には、開霽の日には、異方に幽に駿河の富士山、西方には越の白山、北方には越中の立山見ゆるとぞ。

嶺續阿多野界の山 木、松・栗・榎・樺・雜木。鳥、獸、草。

山口川 界の山中より流出、西北方松木村に出づ。魚、雜魚、峠之茶店 高山より異方一里半。乾方、高山島川原町・照蓮寺中・日影町・空町・下向町、名田郷・三枝郷の村里、一望



風景絶勝、秋朝、霧海眺望亦佳矣、舍傍山の多和に、年々立冬前後、鳥網を張て捕ふ。

○大島村 縦十町横二町。高十一石九斗三升八合。御年貢皆金納。焼畑一町六段九畝十三歩、外三町二畝廿六歩、享保十二未年渡。山林段別、木數不詳。木、松・姫子・栗・榎・柾・雜木・杉。家六戸。人五十餘人。

産物 米六石 稗五十二石 大麥一石二斗 小麥一石 大豆四石八斗 桑八百貫目 楮二十五貫目 大繭十五貫 小繭三十五貫目、ホタ百間 煙草・麻苧・桃・李・梨・かへ・栗・ひよび。榎・榎・榎・柾・樺、其餘雜木を、長二三尺に伐て榎柾と爲し、其を集て谷水を數所柴にて堰留、水の滿るを待て、榎柾をかり入て、堰を切抜けば、其水勢にて次の堰まで流れ出るなり。次第にその如くして、大八賀川へ流し入、其より川下して、郷中の村々へ賣渡せり。村々にては買取て薪とし、又は石灰を燒くに用ふ。挽割板並板子、松・姫子・栗を根伐して、長六尺の板子に角取して、山内より背負出、又は榎柾もろともに、谷水にせり流して、谷出して、居村へ着け板子のままにても賣わたし、又は挽割板にして高山町へも賣出す。材木、本品は板子に同じ。根伐角取して、谷出し川下して賣渡す。

東方 岩井村へ二十丁。西方 鹽屋村へ二十丁。南方 山。北方 山。高山二里。

村の名義は、本居鈴屋翁の【國號考】に説れたるが如く、必しも海の中ならねども、山川などにまれ、周れる界限のある地を島といふと也。此村は隣村へ遠隔りて、四面の山高く、摺鉢の底に住るが如き村也。山を境界とすれば、大島といふにやあらむ。

産土神八幡宮 祭神譽田天皇御尊靈。祭日 氏子。境内六畝二十歩

編笠山 益田郡阿多野郷辻村との山の尾界にて、佳木繁茂し、名山故、古より留山と唱へて、樵夫の山入を禁じたる山なり。木、檜・榎・樺・榎・柾・松・栗・雜木、草、蕨、獨活、蓬。

大八賀川 東方岩井村より流出て、西流、西方鹽屋村へ至る。魚、石魚・鱒・宇具比・鯉・雜魚。

引渡橋

○岩井村 縦十三町二十間、横五町三十間、高百八十三石九升二合、御年貢皆金納。焼畑八町一段五畝三歩。山林段別木數不詳。家七十五戸 人五百十餘人。

産物 米二百十二石 稗七百六十八石 大麥六石 小麥二十二石 大豆七十二石 粟六十石 ソバ百石 桑一萬四千貫

目麻百八十貫目 煙草三百七十斤 弘法茶十五貫目 麻
苧百八十貫目 楮十五貫 荏三石二斗 大繭三百七十貫目
小繭七百五十貫目 楮柘百八十間 材木大島村に同。猪五
疋 山下リ・キジ百八十羽 菅席。

東方山。西方大島村へ二十丁。南方山。北方 瀧村生井
へ八丁本村へ半里餘、高山二里半よ。

村の名義は、大八賀川の水源の村にて、此村の用水を、岩石
の間より、引て用る故に、岩井と云歟。【古事記傳】に、凡て
草とは、物に用ふる水の、在處を云て、田に水を引溝をも云
ひ、井も是なりと見ゆ。又は大八賀郷の村里は、何れも此村
の山中より出る川水の流末を引て、田を佃故に、其源を齋
まつる心にて、齋井の村と云義か。若然らば、此村に祭れる
天神は、御井神を祭れるにやあらむ。【和訓栞】中編云、いは
る、【萬葉集】に、藺をよめり。(十四上、伊利麻治能、於保屋我
波良能、伊波爲都良、同、可美都氣努、可保夜我奴麻能、伊波
爲都良)石藺の義、今の俗丸藺と云。織りて席となすもの也
といへれど、此村には菅は生れど、藺は如何あらむ。又石を
疊たる井也。信濃佐久郡蓼科山に磐井あり。自然のもの也。
【萬葉集】に、埴科のいしるとよめるも同とあり。【和名抄】
に、陸奥國磐井(伊波井)郡磐井郷あり。同名義か尋ぬべし。
又此大八賀郷の岩井村より、坂を越えて北に、瀧村の枝村

生井あり。又此川の流末に鹽屋村あり。何れ神代の古事に
よれる村名なるべし。熟考して後日記すべし。
拾朗咏

松かけの岩井の水をむすひあけて、夏なきとしと
おもひけるかな

源神

とし暮て岩井の水も氷とち、見し人影のあせもゆ
くかな

産土神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子。境内七段
五畝廿九步。

産土神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子。境内五段
八畝三步。

二社とも花里村一本杉と同神かたづぬべし。
産土神天神社 祭神祭日 氏子 境内八畝步。菅原公を祭
れるか。村名によれば、御井神を祭れるには非じか。能た
づぬべし。

岩井山 草・薄・蓬・葛・蕨・黄蓮・桔梗・獨活・細辛・木・松・姫
子・栗・檜・樺・柞・桂・杉・雜木。鳥・鷹・鳩・雉子・山雞・鶉・
木菟・獸・狐・貉・狸・兔・獺・猿・栗鼠。

大八賀川 村より水源まで凡……西流、大島に到る。魚、石
魚・鱒・雜魚。

○瀧村 枝村生井。縦一里半、横十八町。高二百五十六石六
斗七升六合、御年貢皆金納。燒畑六町三段十三步、山林段
別木數不詳。家六十四戸。人三百九十餘人。

産物 米百五十三石 稗二百五十石 大麥八石 小麥十五石
大豆四十石 粟二十五石 ソバ十二石 桑八千七百貫目
煙草三百斤 弘法茶三十貫目 楮百五十貫目 荏八斗 大
繭百五十貫目 小繭三百貫目 布百二十反 ホタ百六十間
猪三疋 山トリ百キジ六十ハト五十。

東方山。西方 鹽屋村へ粟畑峠越一里半。南方 岩井村へ
本村より半里 生井より八丁。北方山。高山二里半。

村の名義は、文字の如く、溪水急流にて、瀧多ければ也。枝
村生井を、奈末爲と唱へ來れり。其も古雅の名には聞ゆれ
ども、猶朝廷の、坐摩の御巫の祭る神五座の中なる、生井
神・福井神・綱長井神のことなど思へば、生井(以久草を
(奈末草)と訓かへたるには非じか。此村の後の坂を越て、
南には石井今は岩村あり。何れも、大八賀川の濫觴にて、此川
水を引て、郷中の村々の田を數多佃て、御貢を納むれば也。
猶能考ふべし。

産土神天王社 祭神須佐之男命。祭日 氏子。境内一段步、
除地。

阿彌陀堂 本尊 境内十二步。

斐太後風土記卷之二 終

瀧山 生井山 草木鳥獸岩井山に同じ。
瀧川 村より水源まで凡……西流鹽屋村にて大八賀川に
入。

生井川 同魚岩井村に同じ。

斐太後風土記卷之三

富田禮彦謹撰

小八賀郷大野郡 九郷内 二十七箇村

小八賀郷は、【和名抄】の山口郷を、後に更たる郷名なるべし。又今の名義の考は、大八賀郷の始に記せり。此一郷の内、山口村・町方村・坊方村・大谷村・瓜田村・法力村・殿垣内村・小木曾村・大萱村・下坪村・下保村・細越村・桐山村・新張村等十四箇村は、御年貢、三分の二金納、三分の一米納也。小野村・根方村・白井村・蘆谷村・板殿村・日面村・日影村・鹽屋村・駄吉村・旗鉢村・久手村・岩井谷村・池の俣村等十三村は、三分の二金納、三分の一大豆納也。小野村より十三村を、俗に八賀奥村と云。鞍岳麓、又其たけ近の高地にて、極寒の郷故、稻は不登、依之、稗と雜穀のみ作りて、露命をつなけり。稻筵、且日用の草履・草鞋・繩等に用ふる藁までも、坊方・町方、其外村々より、買入ほどの貧村也。然るに蕪菁は、地味に應、至大の寶珠かぶらを作り、高山街中を始、村々へ

(奥賀八)

賣出して、米・鹽・茶・稻席・藁等に、代替て用來り。

日抱尊宮 【飛州志】云、小八賀郷小野村・根方村・板殿村・日面村・日影村・旗鉢村・岩井谷村・久手村・池の俣村・瓜田村にあり。祭神來由未詳。按に、其村里毎に、民の唱ふる處、聊異にて、別神の如く思へり。所謂、日抱尊ヒダキ・ヒダキソノ・抱尊ソノダキ・ダキソノ、以上四稱あり。所謂日抱尊の一神を、誤て傳ふるなるべし。或曰、燒火なるか。燒火は【式】内に、比奈麻治姫命云。又曰、【日本紀】【舊事紀】等に、葺不合尊裏其兒自抱而入海云。【古事記】曰、沙本姫命抱其御子云。是皆天孫日神なるが故に、日を抱くとも可稱にやと有。此撰者、【日本紀】神代卷の、五十猛神は、【延喜神名式】の、紀伊國名草郡なる、伊太祁會神なることを知らず。日抱の字に泥みて、牽強せしこと可笑。伊太祁會神の御事は、其村の條下に云べけれど、此村里の民は田畑少ければ、何れも山々の地理を考へ、肥腹土山の木を伐倒し、癩伏て其を燒て、其灰を肥として、穀物・菜蔬を蒔て、豐熟を得て、人民露命を繋ぎ、燒畑墾替の跡には、桐・榛等を植、又國用の白木を伐出して、代替して米を求め、皆々木靈の恩顧にて、身を保つ故に、其木種を多々、播殖玉ひし、有功神を、村毎に齋祭り來れるは、殊勝たる心にぞ有ける。本土他郷の山村の人民も、皆此小

八賀郷の民に習ひて、此五十猛神を、齋祭りて、御恩顧を仰奉らむよしもがな。

日抱の神號は、中昔の村民等、小點僧等に欺れて、額をも祭禮の幡をも、誂て書せけむ。然ゆるに、元祿の檢地帳を始、寶曆の除地帳にも、然記しけむ。其より後には、日抱尊は、天照大御神の御乳母なり等もいふあり。甚歎くべきことにこそ。

伊波奈之 是は鴨長明の【方丈記】卷下に出たり。【三才圖會】五十五山草之部に、伊波奈之は、江州三井寺山中有之、苗

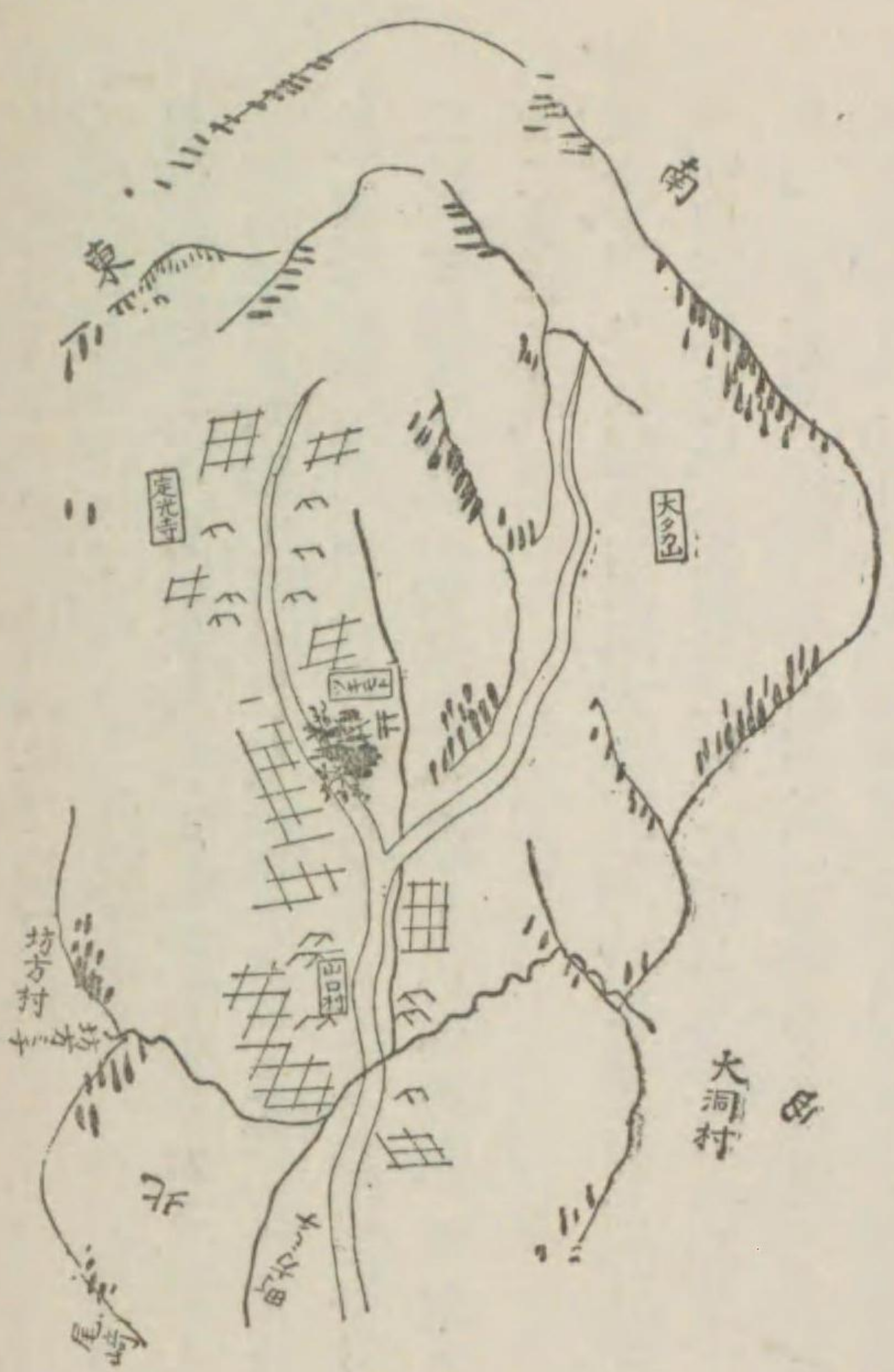
高二三寸、葉大如瓢、葉而不尖、榻地生、二月開小白花、似虎耳草花、三月結子、如青大豆而圓、數顆攢生、如楊梅樣、裹於葉交、外色青、内紫黑色、小兒剥皮食、鹽酸と見ゆ。本土三郡の山々にあり。此郷山口、町方、新張等の、上野には別て多し。田植の頃熟す。小さき蜜柑の倍の如き、肉と皮との間に、罌粟粒ほどの、粉の白く、又は黄なるは味酸、鐵漿黒に成れば、味甘くして、小兒の好のみならず、肴にも佳し。備前國の郡名の罌粟は是には非しか。大豆 大谷組(小野村・根方村・白井村・芦谷村・板殿村)日面組(日面村・日影村・駄吉村・鹽屋村)旗鉢組(旗鉢村・岩井谷村・池俣村・久手村)【本草綱目】云、大豆有黑白黃褐青斑數色、黒者可入藥及作豉、黃者可作腐搾油造醬、餘但可

作腐及炒食而已とあり。當國中の村々にて、作らぬ村は無けれども、當郷の内にも、三組の村々の地理に、能應るにや、陸田にも山畑にも植て、自然に豆は黃者多く、肥大にして味最佳也。故金森領の頃より、年貢には、大豆を收納たりと云傳ふ。方今も然り。其餘は高山町へ賣出す。

蕪菁 右三組の村々の地理には、蕪菁も相應。毎年十月、豚日に、掘て持出るに、莖も葉も、いと和らかに肥太り、長凡二尺餘、根の色の赤きこと、紅粉を塗たる如く、其圓大は、民家の飯碗の如し。目方二百目以上のものあり。何れも味甘美にして脆し。他郷の及はざる處也。故に八賀蕪菁と稱して、高山市中にて争ひ求む。其種を得て蒔ても、自然かたちは似て、葉も莖も、短く瘦せて、根も小さし。

大麻 右三組の村々には、麻も繁茂して、六月土用までには、其長一丈餘にも成て、村家は宛然竹林中に棲ごとし。土用過ぎて、大麻の下葉の一葉二葉、自然落るを見て、村毎に蒔て、多くは糞扱芋とし、又は蒔て、數日の間日に乾して、其を水に浸して後、土中に埋、又は畑に積て、古筵或は芥を被置き、日を歷て取出て、篋もて粗皮を刮去て、仕上るを最上とす。故に白麻芋・青麻芋アサヲのの各有(神代)の白丹寸手・青丹寸手のこと、可思合)其村々にて、布に織て着用の餘は、皆高山町、又は他國へ賣出すこと、古

しへより爾り。
 小八賀川 古しへ、丹生川と云しよし、土人云つたふ。其は水源の、鞍嶽なる、大丹生・小丹生の池水の、流れて池俣村に出て、其處より流來れば成べし。郡界下保の枝村法吉と、吉城郡三川村の境に、中昔大堰をして、三川村・上廣瀬村等へ水を引て、陸田を水田に爲せり。其大堰に支られて、鱒も年魚も得のほり得ぬともいひ、又は丹生の川水は、ただ寒冽なれば、鱒も伊具比も安治米も得すまぬともいふ。



坊方・下坊 【千光寺記】云、昔於國中莊園多被寄附、別小八

賀郷坊方、下坊以下村々、爲修理職料。
 ○山口村 縦十五丁、横一丁廿間、高百二十五石七斗五升八合、焼畑八畝廿三步、山林段別木數不詳、家十七戸、人九十餘人。

産物 米百四十四石四斗、稗三十石六斗、大麥六石八斗、小麥三石五斗、大豆七石四斗、小豆二石一斗、粟二石一斗、ソバ一石五斗、荏六斗二升、桑千百八目、アサヲ十二目、二百目、楮二百五十目、李一石二斗、大蘭三十目、小蘭五十目、布二十疋、蕪菁・松茸・濕地茸・堅香子。

東方 坊方村へ坂越十丁、西方 大洞村へ坂越十二丁、南方 山。北方 町方村へ十丁、高山一里よ。

村名義を、郷名の條下に。此村には大鷹山もあれば、鷹名の縁に由て、山久知（鷹の）なるべしと云けれど、猶熟考るに、此村には、式内の神社も坐せば、必大鷹山（諸木甚繁生の名山なり）の、山口なるべし。【和訓栞】に、山口まつるは、山人狩人などの爲ること也。伊勢造宮にも、山口祭あり。又山口しるきと云は、山人の木を尋ね、狩人の獸を求るにも、山口より知らるゝをもて、其始より、末の見ゆる意にいへり。かにかくに、大鷹山の、山口村なるべし。

産土神 槻本神社 祭神 大山祇神なるべし。貞觀九年從五位上。境内一畝六步、平均東西十三間、南北九間半、面積百

廿三坪半、月元明神宮地と【除地帳】に記。

【三代實錄】卷、第十四云、清和天皇貞觀九年丁亥、春正月、癸卯、所司獻剛卯杖如常、天皇不御紫宸殿、付内侍奏、以下本史授讚（以下本史）冬十月丙寅朔、停孟冬之宴會、五日庚子地震、授讚岐國云、伊賀國云、飛驒國水無神・荏名神・槻本神・大津神・荒城神・栗原神・阿多由太神・高田神云、竝從五位上。

禮彦謹按に、貞觀九年正月元日、歳賀を受玉はず、二日にも紫宸殿に御まさりしは、去年貞觀八年の天下の飢饉變災等（見べし）を思食てのことなるべし。當年正月廿六日丁卯、神祇官、陰陽寮等の奏言は、凡事ならず。數度の地震、齋宮寮の火災にも驚思食けむ、人庶阻飢、盜賊群起せし上に、去年の災旱を受たる京師の飢人に、恩賜を施し玉ひ、豊後國の山上、三池の變異の奏言、又海賊奸盜のことに、五畿七道に下し玉ひ、又太政官近邊に失火ありし上に、穀價騰躍、人々苦しみければ、東・西京に常平所を置て、御仁恵を施し玉ひ、霖雨浩水にも、宸襟安からず、端午の節會さへ停玉ひけむ。其後も天變地殃有ければ、此後いかゞあらむと思食、諸國の神社、及本土の水無神社を始、十四社神にも、（本史を見て知るべし）

普く階を玉ひけるなるべし。
 年の後、正六位上より神階昇進の（皇實）は、（皇實）國史に脱たる成べし。

と有て、神名は記されねども、此山口の槻本神は、大山祇神にや坐らむ。【古史傳】（五卷）の云、山津見神は山を掌給ふを、木は山に生る物なる故に、山開には此神を祭るを古道なる。其はまづ大殿祭の詞に、皇御孫命乃御殿乎、今與山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部乃齋斧乎以伐探氏、本末乎波山神爾祭氏、中間乎持出來氏、（祝詞考）に云、この中間を用ふるは固よりのこと也。本末を神に祭るは、今も遠江國人は、大木を伐ては、その梢を折て、切たる本株の中間にさし立る也。古へも然するを、本末を山神に祭るとは云ならむ、他國にてもしかするか、問べしとあり。本土にても然爲り。江戸へ伐て送りし材木を始め、國用の材を伐にも、皆しかせり。心なき人は、可惜とこそ思ふらめとあり。また山口に鎮坐す山神たちを祭る詞に、（祝詞考）山口坐皇神等（古史傳）註に、此者山神に坐すこと、大殿祭の詞と合せ考ふべし。能前爾白久、飛鳥（高市郡）石寸（高市郡）忍坂（高市郡）長谷（高市郡）畝火（高市郡）耳無（高市郡）登御名者白氏（高市郡）（考）云、其社の在所を、御名と云なせる也。凡そ山口に坐す神と云は多かれど、殊に此次の社を月次新嘗に祭

らる。さて畝火・耳無は孤立し山にて、今にては官材と成べき木はあらねど、いと上代に此六山にて、探初られし故有て、諸國にて探せらるゝにも、先此山口の社を祭り玉ふこと、や成つらむ。遠山近山爾生立留（考）云、遠き山は諸國の山也。【萬葉】に、藤原宮造の材を、近江の田上、その外四方の國々より、持參ることを云り。近き山は此六山のみならず、凡て近きをいふ。大木小木乎、本末打切氏持參來氏（禮彦）云、大木小木の本末を打切て、その中間を以て來てなり。皇御孫命能、瑞能御倉仕奉氏、天御蔭日御蔭登隱坐氏（傳）云、天は雨の借字にて、雨を覆ひ日を覆ふが爲の屋なるを、文にかくいひなせり。安國登平久知食須賀故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣、とあるを以て知べし。さて此祝詞に見え玉へる、山口の社々は、【式】に大和國高市郡飛鳥山口坐神社・同郡畝火山口坐神社・十市郡石寸山口神社・耳成山口神社・城上郡長谷山口坐神社・忍坂山口坐神社（何れも、大月次・新嘗、今の地名等、【傳】に委し）とある即ち是也云。此外に、山口神社と申す多く有。【延喜式】を見て知るべし。大和國なるは【傳】に委し。

さて此山口神社は、今の大八賀郷なる山口とよまざらばしければ、村内の小字を探て、槻本神社と稱しならむ。此境内、往古はいと廣かりけむを、數百年を経るに従ひ、愚民等古史の趣をも知らず、神威をも恐れず、境内を墾狹めて、田畝を拓きて、己が所持とせしにや。今に其近邊の田畝の字を月元と云とぞ。さて元祿の【檢地帳】には、僅に一畝六歩残りりと見ゆ。其由を田中大秀（吾師）慷慨て、縣令大井永昌（通稱）に建白けるに、縣令大秀と相議りて、天保……此社の華表傍に、石碑を建られたり。

禮彦按に、【延喜式】の祈年祭、大殿祭の祝詞にある、皇御孫命の御殿を造らせ玉ふ官材を、大鷹山より伐出せしことは、聞つたへねど、其に准て、上古の國造はた國守たちも、本土の國府（本母國生鷹、七日町に鷹、また官舎等を、造られし度毎に、此神社を齋祭り、大鷹山より良材を伐出せしならむ）（山の尾通り大洞村へ材木を引出し、それより今の大八賀川を川下すれば、今の三福寺村へ流出て、國府へ運送するに、いとく便よかりぬべし）槻本の社は、槻大木ありし故に、名に負たるなるべし。【飛州志】云、祭神【古事記】曰、孝元天皇とあり。此撰者いかなる【古事記】を見しにや、いぶかし。

産土神諏訪神社 祭神建御名方富神（上諏訪）・八坂刀目命神（下諏訪）
 訪祭日 氏子。境内三畝十歩。除地
 諏訪神の事は、大八賀郷漆垣内村（下諏訪）。勸請來由年

代不詳

定光寺跡 古八賀郷八箇寺の一也。其跡槻本社（奥）に在

今も村民に定光寺長兵衛と云者有と云。眞言宗にて、下

保村千光寺の末寺也とぞ。是も永祿七年焼亡か。

大鷹山 木・松・姫子・樅・栗・檜・草・薄・蓬・葛・蕨・鳥・鷹・鳩・雉子・山雞・鶉・木菟・獸・貉・狸・兎・貂・栗鼠。

堅香子 荏野册子位山記卷云、【萬葉集】十九に、天平勝

寶二年三月二日、攀折堅香子草花歌一首、物部能八十乃

賊孺等之抱亂、寺井之於乃堅香子之花、大伴宿禰家持卿、

越中守たりし時、よまれし歌也。かたかこ、又るのしりと

云、春花咲草也。其花色は紫也。此草處々に多かり。小八

賀山口村槻本社（向）の山にあり。春雪の消るをも待あ

へず生出て、（俗に雪割）花は濃紫にて、姫百合の花の如く、六

瓣なるが、反て下に向て咲く。根は百合の小なるが如く、

羹にして食ふべく、又碎て水に漬て粉に製すべし。俗に

カタコ・カタコユリ・カタクリなど云（【萬葉略解】十九

上四丁ウにも出たり）とある如く、叢生る草なり。粉にし

て、菓子にも麵にも製して、味佳品なり。

○町方村 縦十二町、横十町。高八百三十八石九斗二升、山林段別木數不詳。松・姫子・栗・檜・樺・柾・雜木・杉。家百七戸。人四百六十餘人。

産物 米七百二十八石よ 稗五十六石五升 大麥三十二石

よ 小麥十二石三斗よ 大豆十九石八斗よ 小豆四石二斗

三升 アハ六石二斗三升 ヲバ四石四斗 荏二石七斗四升

楮二十四貫目 大繭五十七貫八百目 小繭八十六貫目 布

三十九反 薪・麻苧・蕪菁。

東方 坊方村へ八丁。西方 松木村へ一里。南方 山口村へ

十丁。北方 新張村へ十二丁。高山一里半。

村の名義は、町縣なるべし。奈太郷花里村、又七日町村なる

も同かるべし。【和訓栞】云、町をよめるは、間路成べし。或は

區をよめり。【日本紀】に、十段爲町云云。今邑里城市、通して

六十歩を町と云。【古事記傳】（廿九卷五十九丁）云、縣を阿賀多と

云は、上り田にて、元は島のこと也云云。水のつかぬを島と

も上田とも云。水田よりは、高く上りたる由也。【神代卷】

高田。【萬葉】十二に、上爾種時（上）などあり云云。上卷八千矛神

の御歌に、夜麻賀多爾、麻岐斯阿多泥都岐云云。下卷高津宮

段大御歌に、夜麻賀多爾、麻祁流阿袁那母云云などある。夜

麻賀多は、山阿賀多の謂なるに、求し茜、蒔る青菜などある

を以て、山なる島なることを知るべし。地名、河内に大縣、日

美濃に方縣・山縣、信濃に小縣、但馬に二方、安藝に山縣、日

島より負るなり。祈年祭の祝詞に、御縣爾坐皇神等前爾白

高市葛木十市志貴山邊曾布登、御名者白氏。此六御縣爾生
出、甘菜辛菜乎持參來氏、皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞
食故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣月次賀の祝詞にも如此あり
これに、甘菜辛菜云、とあるを思ふべし。【神名式】に、大和
國添下郡添御縣坐神社・葛下郡葛木御縣坐神社・城上郡志
貴御縣坐神社・高市郡高市御縣坐神社・十市郡十市御縣坐
神社・山邊郡山邊御縣坐神社並大月次

【古事記傳】二十九卷六十丁り前の次に云、此六御縣は、殊に近く京畿に在て、
朝廷の御料ふ、陸田物を作て、貢進る地なるが故に、其神を
重く祭り玉ひて、かく祈年の祝詞もある也。か、れば、縣と
云は、もと御上田より起れる名にて又其に准へて、諸國に
ある朝廷の御料ふ地をも云。

禮彦按に、後世に成ては、人心いとく巧黠しく成て、此
町縣又は隣村坊縣のごとく、高地あれば、遙なる奥より、
川水を堰上て、用水路を掘通し、その高地を、平坦に押平
均して水田とし、稻を十分に作りて、古人はいと拙劣と
こそ思へけれ。上古の人心は、いと穩にて、さることはな
くて、川添の小田にのみ、稻を佃り、水利なき高地は、陸
田にして、陸田物を作りけむ。此町縣隣村の坊縣は、郷中
にて、眞府ともいふべく、四方の山々は、卑く遠くして、
水田・陸田も數多あれば、甘菜・辛菜（天根・蕪菁・百合・人

參・牛蒡・根葱・淺つ葱等を作りて、當昔の國造等、後に
は國守等の御館、本母・桐生・七日町等へも獻りけむ。か
ゝりし故に、町縣・坊縣の、名に負けむかし。其後鎌倉室
町等の頃より、諸國戰闘うちつゞきし代となりて、本土
へ、國司其家下向ましても、威勢微弱て、郡中處々土豪の
權勢あるもの、交出來て、村里を押領て、國府其本母とは、
懸隔たりけん。然して此村、尾崎城主、鹽屋筑前守は數代
ありしにや。又は千光寺等の、下風になびきたりけむと
ぞ思はる。又此村に、千藏寺・無量寺・六仙寺何れも還來寺
門從宗、天文等の寺院あれば、其頃の村里の賑はひ、相像べし。

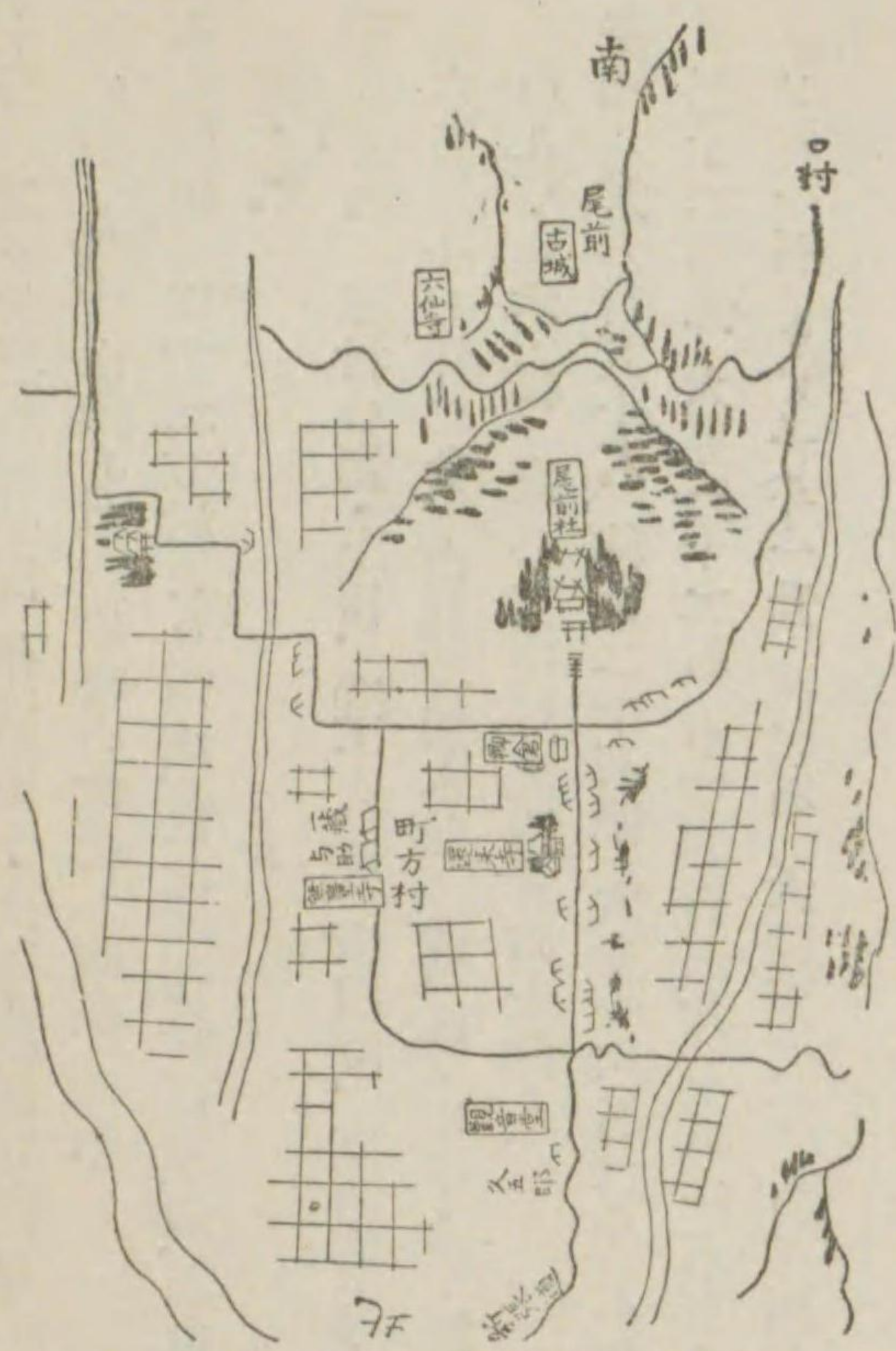
産土神尾崎明神 祭神八重事代主神 祭日氏子。境内三町
四段歩。除地

【古事記】上卷云、大國主神云、亦僕子等百八十神者、
即八重事代主神、爲神之御尾前而、仕奉者、違神者非也。
【傳】四十七卷云、神之御尾崎、神は天神の御子に、歸順奉仕る、
諸神をひろく指て云也。尾前は前後、俗に跡前といふも
同じ、と云むが如し。後世の軍陣などにも、先鋒、殿後を
ば重き任とするが如く、此事代主神、渠帥として、諸神の
前にたち、後にたちて、天神御子を守護奉仕らむと也云云。
此神後世まで、神祇官の、八神の列にも入て、祭られ奉り

玉ふも、全天皇の全身を、守護奉り玉ふ由縁なりとあり。
勸請來由、年代等は詳ならねど、此神を祭りしにやあら
む。猶委しきことは、【古事記傳】【古史傳】等を見べし。

【飛州志】云、祭神、或曰、御崎なるか。撰者假字の違へるを
もしらぬは可笑。【鎮坐記】曰、猿田彦命。【古事記】上卷に、
仕奉御前而參向之侍とあるを見て、ミサキをオサキと訓
たがへ、假字のたがへるをも、古言のミサキも知らぬ牽
強也。

産土神白山神社 祭神 祭日 氏子。境内一段三畝十歩。除
地。花里村一本杉と、祭神同じきにや。



斐太後風土記卷之三 大野郡小八賀郷 町方村

(森寺藏千)

還來教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末、天文五丙申年開基、
本尊阿彌陀如來。境内屋敷五畝十五歩。

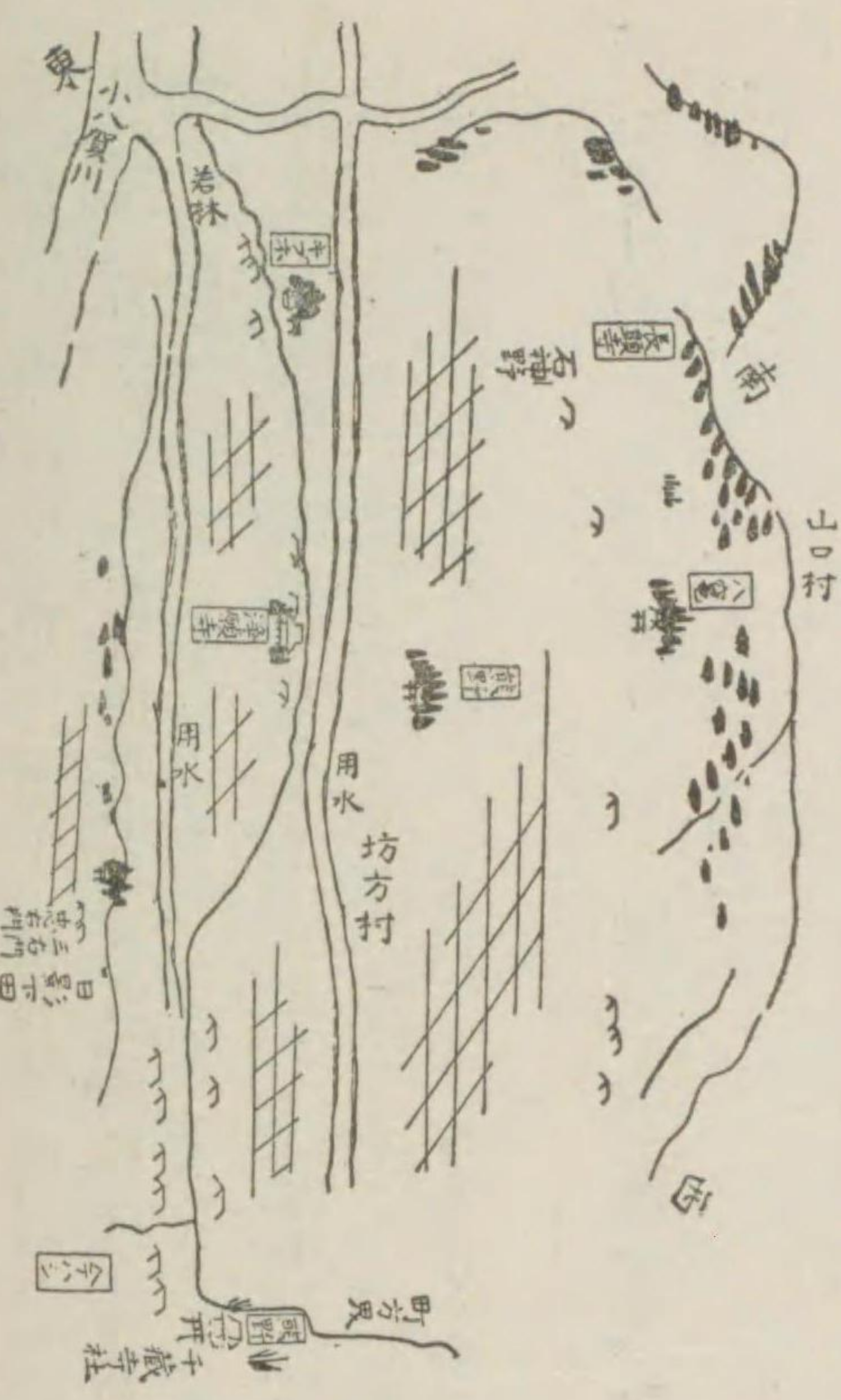
千藏寺跡 町方村異方、坊方村境にあり。【飛州志】云、今は
千藏寺森と稱て、熊野三社祠あり。八賀郷八箇寺の一に
て、眞言宗、下坊村千光寺末と云、開基年代未詳。廢絶
（永祿七甲子年七月、甲州軍將山縣昌景が爲に放火されし
か）も詳ならず。天正年中金森侯本土平治の頃は、廢絶の
後なるべし。除地もなければなり。元祿年中の檢地にも、
寺跡除地は無かりしに、（坊方村には、熊野社の除地はあ
れど、宮祠はなし）寶永・正徳の頃なるべし。坊方、町方境
論して、兩村より訴出、檢使の出迎する。坊方
村の熊野社の、神號の額面を、此千藏寺跡に懸け、
檢使見届け、坊方村の氏神の社地を、町
方村の地内にて、坊方村の氏神を祭れるは、地かりの神
社と云べし。

無量寺跡 前同、千光寺末と云。村の中央還來寺の後、田間
小路の東に在。開基並相續廢絶等、（千藏寺同時か）詳なら
ず。

六仙寺跡 前同、尾崎の古城の東麓にありと云。
尾崎古城 飛驒國城址に記せば、爰に略す。城主鹽屋筑前
守秋貞、天文年中、築て居城とせりとぞ。

上野 氏々加坂名義不詳、伊波奈之蓮花、躑躅等あり。
御殿林 名義不詳、永祿七年武田勢の屯せし處也と云。
小八賀川 東方坊方村より西流、西北新張村に至る、魚、石魚、鱸、鮭。

○坊方村 枝村日影、下田、縦十八町、横四町、高六百九十六石五斗七升二合。山林段別木數不詳。松・榎子・栗・櫨・樺・柞・雜木・杉、家八十四戸、人四百六十餘人。
産物 米六百五十石、稗百二十石餘、大麥十六石二斗、小麥三十二石餘、大豆三千二十石、小豆四石三升、アハ一石五斗、ソバ一石、キビ一斗一升、荏二石、大角豆九升、白芋四石



一斗、大根千二百五十貫目、カブラナ千二百貫目、桑葉五千五百貫目、アサヲ十六貫目、楮十五貫目、杏八升、麥李五升、大藪六十五貫目、小藪三百二十貫目、夏小藪三十貫目、眞綿十把、布四十二疋、生馬一疋、薪、棗三升、柿一萬五百顆、蕨八十束。
東方 大谷村へ十三丁。西方 町方村へ八丁。山口村へ坂越十丁。南方 山。北方 川北小木會村へ八丁、殿垣内村へ十丁、高山二里。
村名義は、『和名抄』云、坊、和名萬知、別名也云云。野外聚居也とあり。是は元町縣の内なり。村故、田畝をも、村居をも別て、坊縣(縣は町縣の條下に云ると同じかるべし)と書たりし也。【栗】中編云、古郷市の外に、莊といひ、坊又保と稱するあり。【拾芥抄】に、坊七十二坊、保三百保と云が如し。其比より坊方と云しにや。後に【千光寺記】に、坊方、下坊、以下村々修理職料となかれば、千光寺の有となりしと見ゆ。
産土神八竈社 本社六尺に五尺五寸、拜殿四間に三間五尺、木鳥居一基。祭神 奥津日子神・奥津比賣神等合八座。祭日 八月六日、氏子中組二十六戸。境内二段六畝二十歩。是は俗に八竈社と云となり。祭神の事は、次の大谷村の八竈社の條下に、委しく記すべし。

産土神熊野三社 町方村地内鎮坐坊方村下組。本社六尺六寸に五尺六寸、拜殿三間に二間半、繪馬殿三間五尺に三間三尺、石鳥居一基。祭神 熊野坐神(本宮)・熊野速玉神(新宮)

末社稻荷社 祭神 宇賀御魂神・須佐之男命・大市比賣命。祭日 八月五日。氏子下組十七戸。社人伊藤右門。境内三十四間に十八間、無餘地。

産土神津島社 本社三尺五寸に三尺。祭神 須佐之男命。祭日 八月八日。氏子上組十戸。境内二十三間に十六間、無餘地。

産土神熊野神社 本社六尺五寸に五尺八寸、拜殿三間二尺に三間、木鳥居一基。祭神 須佐之男命。祭日 八月七日。氏子上組十六戸。境内二段二十四歩。

【古事記】上卷云、須佐之男命、宮可造作之地、求出雲國、爾到坐須賀地而詔之、吾來此地、我御心須賀須賀斯宣玉而、其地作宮坐。【傳】九卷四云、【出雲風土記】に、大原郡須我山云、須我小川、源出須我山と見えて、又意宇郡野代川、源出云、須我山、(須我山は大原・意宇二郡にわたりて其境にあり)同郡熊野山、郡家正南一十八里、所謂熊野大神之社坐と見ゆ。か、れば須我山・熊野山は相並べる處なれば、熊野神宮と、即須賀の宮處なるべき。故久麻野は

隱野の義にして、御歌詞の、都麻基微の由なるべし。さて此神宮は、【式】に意宇郡熊野坐神社、大神とある是也。【文德實錄】三、仁壽元年九月、【三代實錄】貞觀元年正月等に、神階昇進のこと委しく見えたり。

此社の須佐之男命に坐ことは、國造神賀詞に、出雲國乃、青垣山内爾、下津石根爾、宮柱太敷立氏、高天原爾、千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神、櫛御氣野命、【風土記】にも、伊弉奈根乃麻奈子坐熊野加武呂乃命とあり。(伊弉那岐命の御子は多かる中にも、天照大御神・月讀命・須佐之男命は、ことに御愛子なれば也。日は日子・日女の日と同じ。加夫呂伎とは、大名持命の御祖なる故に、出雲國にては殊に如此申せる也。櫛御氣野命は云、須佐之男命の熊野宮に鎮坐す御靈を、殊に稱申せる御名なるべし云云)紀伊國に渡り坐し由は、【記傳】十卷二十八丁大下を見るべし。奈太郷西一色熊野社、又【神代紀】一書に、正史傳十四卷五十二、素盞鳴尊杉檜椀杖を生し、人の嗽ふべき八十木種も、皆播生し玉ひし御神に坐ば、此村に齋祭りし成べし。

産土神貴布禰神社 本社四尺に三尺六寸、木鳥居一基。祭神 高靈神。祭日 八月八日。氏子上組四戸。境内三畝十八歩。除地。
【神名式】山城國愛宕郡貴布禰神社、(名神大、月次・新嘗)

を祭れるなるべし。【三才圖會】云、貴布禰神社、在愛宕郡鞍馬山乾、祭神高靈神、伊弉諾尊、軒軻遇突智爲三段、其一段是也、水神而禱之則有應驗也。【神代紀】一書には閻靈一書には高靈とあり。【古事記】上卷には、閻淤加美神とあり。【傳】に久良は谷のこと也、高は山上なる龍神にて雨を物する神也云。【大日本史】卷二十三、嵯峨天皇本紀二十云、弘仁九年戊戌、夏四月十三日丙寅、遣使祈雨于京畿諸神、二十二日乙亥奉幣大神宮、使諸大寺及畿内諸寺轉經禮佛以祈雨、かくまで雨を祈り玉ひけれど驗なかりければ、二十三日丙子以炎旱、避正殿、下詔減服御常膳、後宮用度、及左右馬寮秣穀、一切省減云、奉幣諸社祈雨、又詔僧綱轉經、天皇及公卿百官、素食三日、かくまで宸襟をなやませ玉へれど、雨は更にふらざりければ、二十六日己卯、遣使柏原山陵祈雨、神武天皇の御陵まで、祈雨玉ひても猶驗なかりければ、秋七月七日己丑、以旱停節、いとく恐こきことなりけり。十四日丙申遣使貴布禰(山城國愛宕郡)及室生山龍穴(清和天皇紀)に、貞觀九年八月、大和國從五位下、櫻生龍穴神正五位下云。【古史傳】五卷の二十丁にくはしく見、祈雨、と見えたり、此時潤雨ふりしとぞ。冬十月九日己未、以祈雨有應、賽貴布禰社。是は全此神の靈驗ゆえに、此賽奠ありて、此後旱、又は霖雨あり

る度に、恒例とし玉ひ、此社と大和國吉野郡なる、丹生川上雨師神社とを、歷朝祭り玉ひしこと、歴史に見えたり、十年己亥夏五月十七日甲午、行幸神泉苑、祈雨貴布禰、去年弘仁九年の例に依て也。又靈驗ありて霖雨なりしにや。六月九日乙卯、奉白馬於丹生川上、大和國貴布禰祈晴(祈晴には白馬を奉らる、例なり)秋七月二日戊寅、奉黑馬於丹生川上、祈雨(祈雨には黑馬を奉らる、例なり)二十八日癸酉、祈晴貴布禰、二十九日甲戌、飛驒國分寺災、是は因に乙亥晦、祈晴丹生川上、(此後歷朝に祈雨祈晴の有しことは歴史を見て知るべし)などありて、朝廷にては、祈雨祈晴には、必ず山城貴布禰と、大和國丹生川上雨師神を祭り玉ふ例也。其にならひて河内國石川郡に、太祁於賀美神社、茨田郡に意賀美神社、和泉國和泉郡に意賀美神社、日根郡に意賀美神社あり。其外諸國に祭りたることは、【神名式】を見て知べし。また【古史傳】五卷の十八丁以下にも委し

【新古今集】卷十九神祇歌に、社司ども貴布禰に参りて、雨ごひし侍ける序によめる 賀茂幸平

大御田のうるほふはかりせきかけて、るせきにおとせ川上の神

【新葉集】卷十六、雜歌上に、芳野の行宮にて、五月雨晴間

なかりける頃、雨師社へ、止雨の奉幣使など、立られける頃思ひつゞけさせたまひける 後醍醐天皇御製

此さは丹生の川上ほとちかし、いのらは晴よ五月雨のそら

と遊ばされけり。此坊縣なる八賀川も、古しへは丹生川といへれば、縁あるごとくなむ。此坊縣、町縣の名義の條にいへる如く、水利なき地は、皆高田にて(縣の意にて陸田なり)甘雨なければ、作れる諸穀も枯果ぬれば、別て貴布禰社の高靈神を齋祭りて、作毛の豊饒を祈りしなるべし。奈太郷冬頭村・荒城郡古川郷は重村、其餘貴布禰社を祭れる村は、皆同じかるべし。

立神社 紀伊國海部郡仁嗜莊四村(笠畑村・奥村・百垣内村・引尾村)産土神、引尾村鎮座。祭神貴布禰明神。

【紀伊國名所圖會】後編二卷十一云、此神社傍に、高六丈餘、横八間、厚一丈許と。又少劣りたる、兩奇岩、巍々として屹峙、如將仆形勢也、故謂立石矣。例祭の外旱天には、古來四村民相議而、來集于社前、爲雩祭踊云、其式則神主着烏帽子_{書雨水}、狩衣而持團扇_{書雨水}、小竹、唱祭文了、立神前大杉樹下、四村少年輩、各着假花_{骨花水歌等}、菅笠、披扇面_水、數十人徘徊杉下舞踊、又有三四人、覆雷神面、持竹鏡、着電光紋衣、警固之、抑雲集來觀也、鐘鼓爲節、其舞踏不終日

而必有沛然急雨降來云、其謠曲、一日、千層降來留雨脚、いや御代亦治留貴物、二日、頼驗袁六月之、いや空母一に天下、三日、杉樹陰而月見者、いや少時曇天雨之降、四日、靡久稻落茂さ色増天、民袁惠之神垣也、五日、水源之奥之堰袁汲而會流須貴船河、いや四方爾潤布雨之降、餘略之。禮彦按、立神是龍神之義乎。社傍兩大岩屹立は地勢のみ、祭神にかゝる名とはきこえがたし。無餘地、氏子不知社。

石神社 祭神大穴牟遲神・少名毘古那神 境内八間に八間。神明宮三社 祭神天照大御神。境内十間に六間、同十七間に十六間、同八間に六間。

諏訪社 祭神建御名方富命・八坂刀賣命。境内十七間に十六間。末社八坂之入日賣命社。景行帝后・成務帝母。

美女島社 祭神市杵島姬命。境内 合十一社坊方村。

淨願教寺 東本願寺宗、高山照蓮寺末、天文八己亥年開基。本尊阿彌陀如來。境内屋敷除地二畝八歩。元祿七甲戌年檢地、名受道場仁兵衛、其後今の寺號を唱ふる年月詳ならず。

長顯寺跡 坊方村坤方、山腰石神野にあり。八賀郷八箇寺の一にて、眞言宗、下保村千光寺末と云。開基年代未詳。廢絶の年月も、永祿七甲子年七月、甲州の軍將山縣昌景、千光寺を討亡せし頃、是をも放火せしか、詳ならず。今も猶

其跡に、小堂残りて、觀世音馬頭の遺像ありて、小兒の病
症、又は牛馬の病あるときは、諸人祈願すれば、必ず應驗
ありとぞ。

用水路 村の東字若林にて、小八賀川を堰上て、坊方・町方
兩村の田に引て、古しへの陸田高田をも、中昔より水田
に作れり。

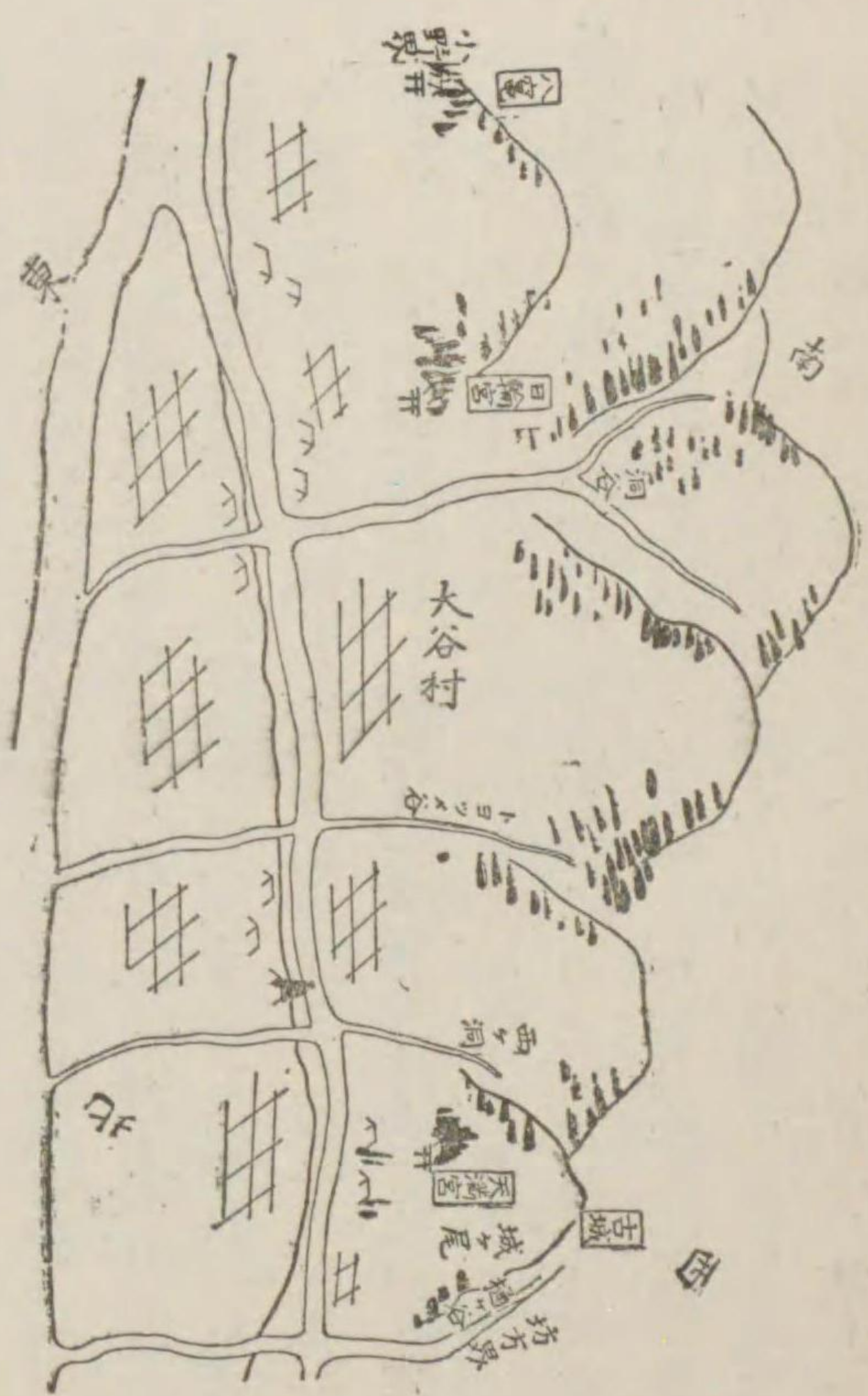
用水路 隣村大谷村にて、小八賀川を堰上て、用水路長凡
……引來て、前兩村の田に引て、古しへの高田を今は盡
く水田とせり。

小八賀川 東方大谷村より流れ町縣に至る。魚、石魚・鱸・
鮒。

今橋 坊縣より小木會村へかけ渡したり。郷中及荒城高原
等の村里通行の橋也。橋長……幅……三桁。

○大谷村 縦五町廿間横三十五間 高八十七石二十六升
燒畑一町一段三畝十九步。山林段別木數不詳。木、町方
坊方に同。家二十戸。八百四十餘人。

產物 米百五十石 ヒエ百二十五石 大ムギ三十石三斗 小ム
ギ五十石一斗 大豆五十石八斗 小豆一石二斗アハ一石二斗
ソバ八斗 キビ五升 荳一石五斗 菜タネ一斗 桑葉二千
六百七十貫目 麻苧三十貫目 楮十貫目 煙草十斤 桃一
斗 李二斗 柿三斗 栗三斗 大繭四十貫目 小繭百十貫目



布三十反 蕪菁四百貫目 薪・楮
東方小野村へ廿二丁。西方坊方村へ半里。南方山。北方
川北法力村へ……、高山二里半。

村の名義は、樋ヶ谷村といひ、西ヶ洞、樋詰谷など云谷あ
りて、別て洞谷と云は、最奥深く、溪の流水も多ければ、大
谷と云村の名に負たるなるべし。

產土神日輪宮 祭神天照大御神。祭日八月三日。氏子一村二
十戸。境内二町二段一畝二十步(除地)土人の口碑にも、
天照皇大神を拜祭れりと云傳ふ。中昔の浮屠氏等、か
ゝる名をつけたるなるべし。【神道大意】初卷十九葉に

も出たり。

產土神天神宮 祭神菅原贈太政大臣御靈。祭日 氏子。境内
一段三畝十步。城ヶ尾の、古城跡山の麓にあり。城主森大
隅守の鎮守なりと云傳ふ。

(城尾ヶ城) 產土神八面荒神社 祭神奥津日子神・奥津比賣神等合八
座。祭日十一月廿八日。氏子一村二十戸。五箇内境内三段歩。

【古事記】上卷云、大年神云、娶天知迦流美豆比賣生子、
奥津日子神、奥津比賣命、亦名大戸比賣神、此者諸人以
拜竈神者也、とあるを【古史傳】十六段云、大年神之子
御年神、亦子奥津日子神、次奥津比賣命、亦名大戸比賣神
此二柱神、謂庭津日神、亦云庭高津日神、此者諸人之持伊
都久竈神也。

註に○大年神、師本居宣云、名義、大は稱名、年は田寄也。
(多余を切て登となる)然云故は、まづ登志とは穀物の
こと也。そは神の御靈以て、田に成して、天皇に寄奉り
玉ふ故に云り。田より寄すと云意にて、穀を登志とは
云なり云云。さて穀を一度取收るを、一年とは云也。さ
れば登志と云名は、穀を本にて、年月の登志は末也斯
て此神は、穀のことに大なる功坐し故に、此御名を負
玉へる也。○奥津日子神云、師の説に、奥津は地名か。

【古今集】に、貫之が和泉國に侍りける時に、倭より越

まうで來て、よみて遣しける、藤原忠房、君を思ひ沖津
の濱に鳴鶴の云云。是か。又駿河國にも同名あり。今は
興津とかけり。然れど、此神等の御名に、地名を負玉は
むこと、似つかはしからねば、奥津は置土の省語にて、
竈のことにや。竈は土を置て作れば也。地名は却て此
神等の御名より出けむ云云。又へツヒと云に就て思へ
ば、奥津火・邊津火、と對へる言が。又火をオキとも云
り。【古今集】に、「おきのるて身を焼よりも悲しきは」
云云、とあり。考合すべし。○大戸比賣神、師云、戸は幣
と訓べし。幣は竈の事なり。○竈神は、師云、竈は加
麻と訓べし。【和名抄】云云、又加麻度とも云は竈處也。
【萬葉】五に、可麻度には、火氣布伎多天受と咏り。【神
名式】筑前國御笠郡に、竈門神社大あり云云。諸民に
炊爨事を教へ玉ひし、功ある神なるべしとあり。【聖武
天皇紀】に、天平三年正月庚戌朔乙亥、神祇官奏庭火御
竈四時祭祀永爲常例、【大膳職式】に、御膳神八座云云、竈
神四座云云、嘗神四座云云、【文德天皇紀】齊衡二年十二
月丙子朔、大炊寮、大八島竈神、齋火武主比命、庭火皇
神、竝授從五位下、【大炊寮式】に、竈神八座云云、【清和
天皇紀】に、貞觀元年正月廿七日、大炊寮從五位下大八
島竈神八前、内膳司從五位下齋火武主比命神、庭火皇

神等、竝授從五位上、(大八島といへる由は、未だ考得ず)と見えたり。師云、竈神は、如此公家にも祭玉ひ、又古より、諸民までも、各祭りしこと、諸人之持伊都久と有るにてもしるべく、【江家次第】に、正月元旦、四方拜の條、庶人儀に、竈神をも拜むこと見え、さて今世には、三寶荒神など云、穢き名を申すは、いと淺ましき事なるかも。(以上【古事記傳】【古史傳】にくはし)【玉禊】ハウチ云、辭別氏、竈處爾齋伎奉留、火産靈神、奥津比古、奥津比賣神乃御前乎慎美敬比云。註に、火神は、伊邪那美神の御語にも、心惡子と詔へる如く、御心あらく坐まし、火に穢ある時は、荒び玉ふ神にます故か。古くも荒神と申せりと聞えて、木國の玉置山に、荒神祭神社として申すありて、此の火の神を祭れる社也と、天野信景が【鹽尻】に見えたり。然れば俗に、竈所の神を、三寶荒神と稱して、頭の三ありて、髪逆さまに生えたる物を祭ること、火神を荒神と申すにつきて、兩部習合の説を始めし以來、天竺に謂ゆる、障礙神の一名を、荒神と稱して、此は何事にも、障礙をなす物也として、諸の修法の始めに、先此神を祭りむること有、(こは密家の秘法にて、其祭法を荒神供とぞ云なる)斯くて其を文字の同きまゝに、竈所に祭る神たちに、附けし

(社のウソチハ)

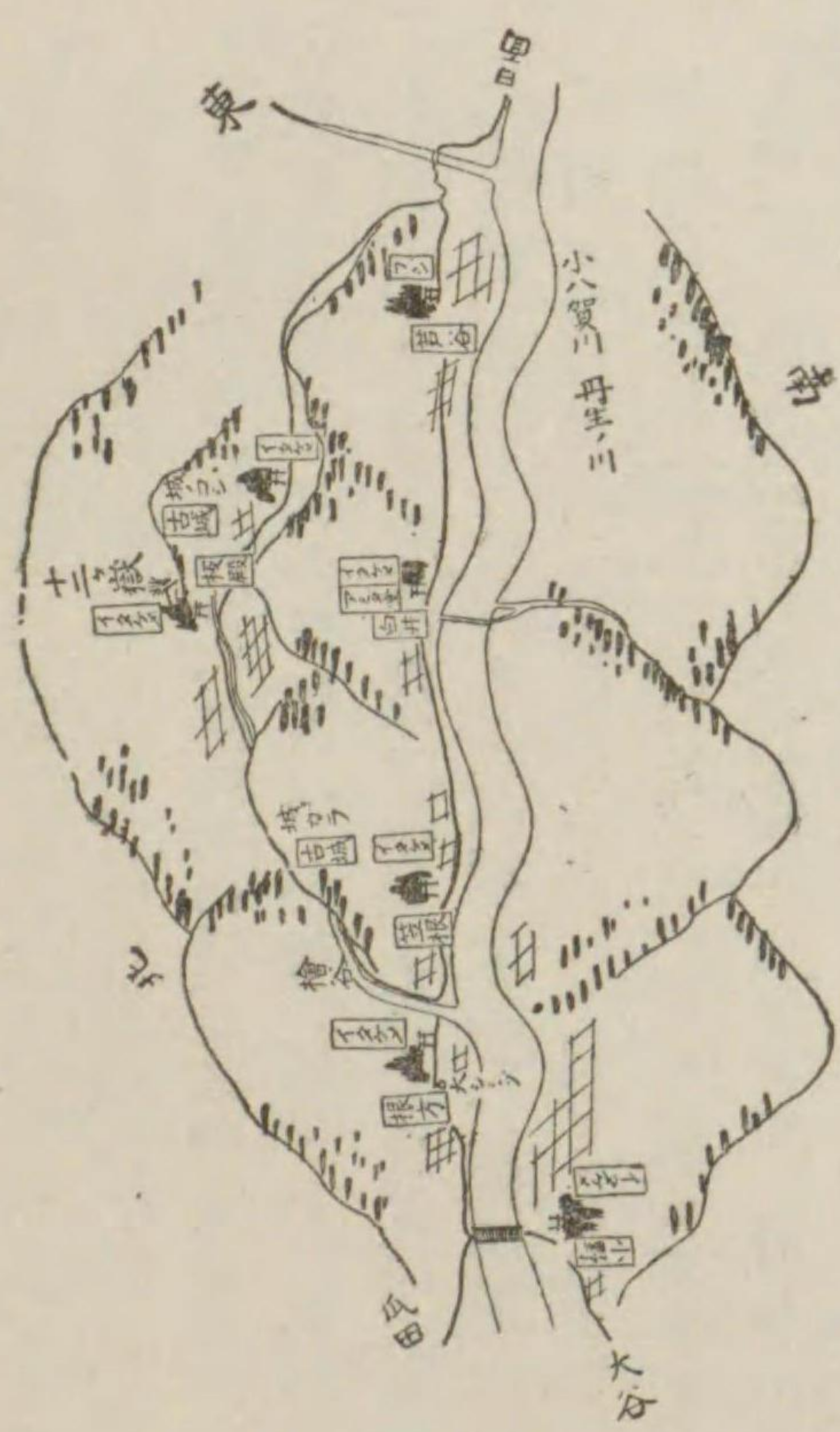
て混一せる物也、(猶本書に委ければこゝには略す)とあり。禮彦按に、土人に問けるに、此八面荒神社を、一名ハチソウの社といへど、文字は不知と云り。前に引る【大炊寮式】の、竈神八座と、【清和天皇御紀】なる、竈神八前の事にて、八竈社と唱來れるを、中古八賀郷八箇寺の眞言僧等、彼天竺の障礙神に附會して、八面荒神也と、愚民を欺けるならむか。又禮彦按に八の面相故八相社歟、(賀茂眞淵翁の會祖父、岡部三郎兵衛政次は、遠江國敷智郡濱松庄岡部郷にて、其兄岡部二郎左衛門政員は、氏神賀茂新宮を守護、弟政次は、神明宮と、八面荒神兩社の神主たりし由、【玉禊】九卷十一丁に見ゆ。然れば眞淵翁の著書の内にも、出たるべけれど、未見當らねば)後に熟考へて記すべし。但其はともあれ、御父は大年の神と稱して、穀に大なる功坐し、其御子は、即諸人の持伊都久、竈の神にて、炊爨事を教玉ひし功ませば、朝廷にても、嚴重に祭玉へる事なれば、其に習奉て、命を繋がむと思ふ村民等は、尊ひ敬ひて、朝夕に、伊都幾祭るべきことにこそ。又火産靈神を祭添たるは、炊爨事なれば也。

森大隅守古城跡 大谷村字城ヶ尾山上に在、大谷城墟は、北方大谷村より登坂路、七曲の跡存せり。三の丸跡七間

四面、字西ヶ洞に、袖の水と云て、涌出流る、水の手あり。又二の丸跡五六間四面、本丸は十五間四面あり。西方に一のほりより三のほり迄、空堀跡三筋存す。其邊にて矢の根ほり出すことあり。去し文政中坊方村長助と云る者短刀をほり出し歸家後、瘡を煩しこと共ありしと也。城主大隅守は、元濃州金山城主、森三左衛門尉源可成の庶弟也。本土に來りて、永祿年間、大谷村城ヶ尾に城を築き、近村を押領して、年月を送りけるが、籠城して戦死せしか、詳ならず。天正年中、三木自綱、國中に威を振ひ、江馬牛丸等を亡ぼさんとはかるに依て、江馬より森の本家、濃州金山城へ援兵を請し時、先づ森可成の六男、千丸に勇臣數人を添て遣しけるを、江馬大に悦て、大谷の城に居置、専ら防禦の策を廻しけると也。然るに兄森可隆は、越前手筒山に討死し、次兄森武藏守長可は、長久手に戦死、仲兄蘭丸長定、叔兄坊丸長隆、力丸長氏は、京都本能寺にて、討死なりければ、千丸一と先、實家へ歸りけるが、其後江馬輝盛は、荒城八日町にて、戦死してより、三木益強盛に成にけり。森千丸再び來て、國中の諸士一同、潛に越前國穴馬を経て、金森家を頼みて、天正十三乙酉年八月、金森家の軍勢、本土へ討入、三木一族を亡ぼし、終に領主と成られけるとぞ。千丸、此頃は、大隅守と名乗ける

にや、實家に歸りて、父兄の跡を續て、後に作州津山主城、森美作守忠政と名のりて、十八萬石餘の大名と成られけると也。大谷村に妾ありて、別後一男子を生けるが、後成長て、森作藏と名のりて、其末葉今もなほ、大谷村にて百姓作藏と云と也。

舊家名主庄兵衛荒家名 金森家領國の頃、肝煮名主たりしが、徳川家支配に成て、元祿年中より名主たり。明治元年御一新に成ても、猶又村長を務む。小八賀川 東方小野村より西方坊方村に至る。魚坊方・町方に同じ。



○小野村 縦十三町三十四間、横一町四十間、高五十六石四斗七升三合、御年貢三分二金納、三分一大豆納。焼畑四町九段三畝十八歩。山林段別木數不詳。木は大谷村に同じ。家三十一戸、人百六十餘人。

産物 米二石二斗 ヒエ三十六石五斗 大ムギ六石四斗 小ムギ三石五斗 大豆七石二斗 小豆一石五斗 アハ一石五斗 ソバ一石四斗 キビ一石五斗 荳二石一斗 菜種五斗 桑二千五百七十貫目 アサヲ五十六貫目 楮十五貫目 煙草三十五斤 大繭十五貫目 小繭六十貫目 布十五反 蕪菁菜三千貫目 桐板。

東方 根方村へ五丁。西方 大谷村へ廿二丁。南方 山、北方 瓜田村へ……、高山三里よ。

村の名義、小野は、誤にて木野なるべし。【史傳】^{十五の}九の【伊豆志】五十猛神を祀たる、木野大明神とあるに同神を祀たれば、村名に負しならむ。

産土神日抱尊社 祭神伊太祁曾大神。祭日 氏子。境内一段歩。除地。

日抱尊は、牽強にて、伊太祁曾なるべし。當郷の惣説にいへるが如し。【日本書紀】神代卷上云、素盞鳴尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國云、初五十猛神、天降之時、多將樹種而下、然、不殖韓地、盡以持歸、始自筑紫、凡大八洲之

るは、甚宜きこゝろね也けり。本土深山中の、村里の土民と生れては、皆々如此あらまほしきこと也。

小八賀川 東方根方村より、西方大谷村に至る。魚前に同じ。

高欄附板橋 南詰小野村、北詰瓜田村、長幅……

○根方村 枝村笠根、縦十三町三十間横一町半。高七十一石四斗七升八合 御年貢三分二金納三分一大豆納。山林段別木數不詳。木は小野村に同じ。焼畑二町六畝廿四歩、外に三町八段六畝十歩 享保十二未年渡 家二十四戸。人百四十餘人。

産物 ヒエ五十石 アハ十九石二斗 大麥二十八石餘 小麥十四石四斗 大豆十八石三斗 小豆一石六斗 荳九石六斗 桑葉三千七百廿貫目餘 アサヲ四十八貫目 煙草十二斤 柿千顆 山女二百 大繭五十貫目 小繭百五十貫目 布四十八反 鞍ナハ十掛 蕪菁四百八十貫目 菅むしろ五枚。 東方 白井村へ十町。西方 瓜田村へ十二町。南方 山、北方 山、高山三里八丁。

村の名義は、古しへ小笠原何某、枝村の山城ケ尾に、小城を構へて住居しけり。(城築竝に滅亡の年代未詳)其城の下なる村の故に、笠根に云ひ、本村は笠根の方へ近き村故、根方村と云ひしを、のちに字音にて唱へしよし、土人の口碑に

内、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛神、爲有功之神、即紀伊國所在大神是也。【古史傳】十五初丁云、五十猛神亦云伊太祁曾神、亦名大屋毘古神【纂疏】に、樹種可樹藝、草木之種子也。【史傳】に、諸穀物の種、諸菜の種、諸菓物の種、又桑麻など、其外多かるべし。皆樹藝すしては、得有ましき物ども也。紀伊國は木國也、木種を分播玉ふ神の坐す故に、木國とは名けし也。【神名式】に、紀伊國名草郡に、伊太祁曾神社、名神大月次・相嘗・新嘗とある大神是也。【文德天皇紀】に、嘉祥三年十月、紀伊國伊太祁曾神從五位下、と見え、【清和天皇紀】に、貞觀元年正月、伊太祁曾神從四位下、【陽成天皇紀】に、元慶七年十二月、伊太祁曾神從四位上などあり。當國の【神名帳】に、正一位勳八等、伊太祁曾大神と見え云。委しきことは本書にあり。抑此小八賀郷小野村より、山奥の村里は、何れも山は高く險し、田畑は少なければ、村民等、栗子・檜實・栃・林檎・柿・梨子・桃子・胡桃などを拾ひ、又嶮岨山々の地理を見て、肥腴たる山には、蕪畑を作り、穀物を取收め、其蕪畑の跡山には、桐苗榛苗を植て、其成木となれば、伐て賣出し、代替て米を求めて、食にすれば、木種を多に播殖て、人命を扶助玉へる、有功神なる伊太祁曾大神を、村々に齋祭りて、恩頼を尊ひ敬まひ、猶行末の幸福をも、祈り奉

つたへたり。 産土神日抱尊社 本村 祭神伊太祁曾大神。境内八畝歩。除地。

同日抱尊社 支村 祭神伊太祁曾大神。境内四畝歩。除地。 右二社とも、祭神は小八賀郷の總説、又小野村の條下に記したれば略之。

大清水 國中最第一の大清水にて、殊に清潔也。涌出る水勢、恰も堤水の埋樋の口に出るに異ならず。土人云、日面村出羽が平、窟中の水、此處に涌出るならむと云。 小八賀川 東方白井村より、西流南方瓜田村に至。古しへ丹生川と云しとぞ。魚前に同じ。

琴淵 淵の側に琴に似たる岩あり。故に名に負しなるべし。又適淵底の鳴ることあり。琴音の如なる時は凶事ありとぞ。又【萬葉】七の、斐太人之、眞木流云、爾布乃河、事者雖通、船會不通に依て、琴淵と云といへれど信られず。 ○白井村 縦八町横一町半 高四十三石二斗八合。御年貢三分二金納、三分一大豆納。焼畑一町六段八畝廿一步。山林段別木數不詳。木は小野村に同じ。 家十七戸。人九十餘人。

産物 稗四十二石五斗 アハ二石 大麥八石 小麥六石 大豆八石 小豆二石 ソバ六石 キビ三斗 荳二石 菜種一升

七合 桑葉千二百貫目 麻苧五十貫目 楮五貫目 煙草三斤 梅五升 桃一斗五升 李一斗 山ナシ五升 麥李二升 菜萁一斗五升 栗一斗 椽二斗 櫛二斗 大藪五貫目 小藪十七貫目 布二十反 蕪菁一千七百貫目。

東方 菅谷村へ八町。西方 根方村十町。南方 山。北方 山。高山三里半十町。

村の名義は、此村に清水なき故に、古しへ井を掘しに、水濁りて色白く、用水に成がたき故に、川水のみ用ひ來れり。夫より村名に、負たりしと也。近き頃川の南の、山より出る溪水を、長樋もて、引來て用水にするとぞ。

産土神日抱尊社 祭神伊太祁會大神。元祿檢地には、阿彌陀堂にて除地と成、其後も同く、神社の傍に、阿彌陀堂あり。

阿彌陀堂 本尊 境内二畝二十步。除地 小八賀川 東方 菅谷界より西流 西方 根方界に至る。魚前に同。

○蘆谷村 縦十町、横四町餘、高十九石八斗四升二合。御年貢三分二金納、三分一大豆納。燒畑四段九畝步外九段八畝步。享保十二年未年渡。山林段別木數不詳。木小野村に同じ。家十戸。人五十餘人。産物 稗二十石 ソバ四石 大麥六石 小麥二石五斗 大豆

三石二斗 小豆八斗 アハ六斗 キビ一斗 荳一石 桑葉千二百貫目 アサヲ五十貫目 楮五貫目 煙草五斤 桃二升 リンゴ二升 大藪三貫目 小藪十貫目 布十反 菅蕪二束 蕪菁百貫目 鞍なは三掛。

東方 日面村へ八丁。西方 白井村へ八丁。南方 山。北方 板殿村へ坂越十丁、高山四里餘。

村の名義は、此村の谷に、蘆生しけりたる故に、村の名におひしなるべし。

産土神富士神社 祭神木花開耶姬命。境内二段步。除地 【神名式】云、駿河國富士郡、淺間神社名神、大【一宮記】云、大山祇神女、木花開耶姬命、(三才圖會)亦同之。勸請の來由年代詳ならず。【古史成文】三卷、百四十七段云、木花之佐久夜毘賣命者、坐駿河國福慈岳也。

小八賀川 東方 日面界より西流、西方 白井界に至。魚前に同。

○板殿村 縦十町、横四町、高五十一石四斗七升六合。御年貢三分二金納、三分一大豆納。燒畑一町四畝步外二町八畝步。享保十二年未年渡。山林段別木數不詳。家十九戸。人百十餘人。産物 米十一石 稗二十三石 大麥三石五斗 小麥一石五斗 大豆二石 小豆二石四斗 アハ二石二斗 ソバ八石 キビ

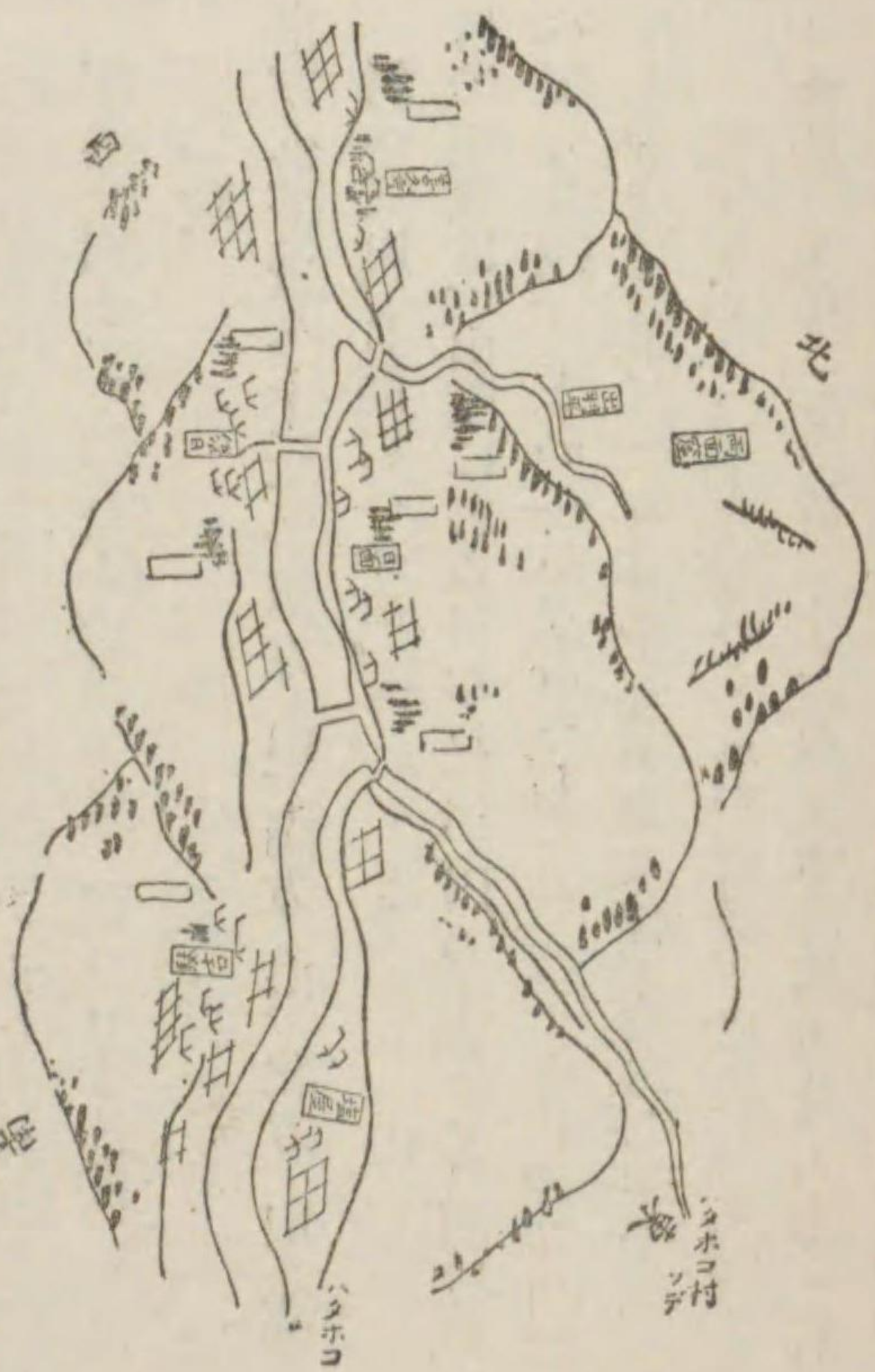
八斗 荳一石 桑葉二千三百廿五貫目 アサヲ五十貫目 楮十五貫目 煙草三十斤 李三斗 柿二斗 栗二升 櫛二升 大小藪九十貫目 布二十反 菅蕪三束 蕪菁菜九百五十貫目 鞍なは五掛。

東方 山、日面村へ十五町。西方 根方村へ十八町、南方 菅谷村へ八町。北方 十二ヶ嶽、高山四里餘。村の名義は、古しへ城内の腰山に、井戸某、小城を築き住居せり。井戸殿と言しを、唱詛れるにや。今も井戸と稱る村民二戸あり。何れも古しへの城主の末葉也と口碑につたへたり。【抄】井田郷伊豆常陸【式】井田社伊豆家名井田は諸國にあれば、井田殿か。産神の名によれば伊太殿か。

産土神日抱尊社 祭神伊太祁會大神。境内一段二畝十五步。除地

同日抱尊宮舊地 境内二畝十步。除地 藥師堂 本尊 境内一畝十八步。除地

十二ヶ嶽 山尾通より北は、吉城郡折敷地村山内也。又西は大萱村山内也。木、檜・榊・樅・榎・桂・杉・檜・樺・檜・柞・多和檜(俗云唐檜)・白檜(俗云白比會)・赤檜・雜木。草、蕨・葛・獨活・芍藥・黃連・桔梗・細辛・蓬・鳥・鵬鷲・角鷹・鷹・山雞・雉子・鳩・鶉・梟・木兔・啄木鳥。獸、熊・猪・猿・狐・貉・狸・兔・貂。



○日面村 縦十八町、横一町二十間。高百三石八斗四升八合。御年貢三分二金納、三分一大豆納。燒畑四町七反五畝步、外九町五段步。享保十二年未年渡。山林段別木數不詳。木は前に同じ。家三十戸。人百八十餘人。産物 稗百六十九石一斗ソバ二十五石 大麥三十二石よ

小麥十三石二斗 大豆二十四石三斗 小豆二石七斗 アハ三石五斗 荳四十四石五斗 白芋三十四石 麻二百十五貫目 大藪二十五貫目 小藪四十六貫目 菅蕪百二十枚 布十五疋 蕪菁菜五百四十貫目 木り天井二百丁 樽百五束 桶木百八十丁 猪一疋 楮・胡桃・獨活・雨樋 水流盤二十

丁 板留・猿頭木・菅席・林檎。
東方 鹽屋村へ十八町。西方 菅谷村へ十八町。南方 川南
駄吉村へ二町。日影村へ十五町。北方 山、高山四里半。
村の名義は、山陽にある村里なれば、日面於此乃といへるを、
比與母と訛れるにやあらむ。

産土神日抱尊四社 祭神伊太祁曾大神。境内三畝十歩、三
段三畝十歩、五畝歩、五畝十歩。除地 小八賀郷の總説、
并小野村條下合見るべし。

普門山善久禪寺 禪宗洞下、高山素女寺末、開基年代不詳。
本尊 釋迦如來。境内屋敷二畝歩。除地

阿彌陀堂 本尊 境内十三歩。

地藏堂二字 本尊 境内一畝二十六歩、十五歩。除地

出羽ヶ平 日面村より半里計山奥に野あり。出羽が平と
云。

窟 出羽が平の山四三にあり。口纒に五六尺四方、深きこ
と甚廣大なり。白晝にても、窟中はいと闇き故、炬火を燈
して入。窟上より白く濁りたる水滴りて、石乳となれり。
俗に傳ふ、古しへ難波高津宮の御代に、兩面宿儺と云る
もの、此窟中に住りとぞ。下保村千光寺條下に詳に記せ
り。

日面山 草木、鳥獸、板殿村十二ヶ嶽に同じ。

小八賀川 東方鹽屋界より西流、西方蘆谷界に至る。魚、前
に同じ。

○日影村 縱六町、横一町二十間。高三十八石四斗八升六
合。御年貢三分二金納、三分一大豆納。燒畑一町一段三畝
十五歩、外二町三段七畝歩、享保十二年渡。山林段別木
數不詳、前に同。家十二戸。人七十餘人。

産物 稗八十二石ソバ十九石 大麥十二石 小麥十五石
大豆十五石 小豆一石五斗アハ二石五斗キビ二斗八升
荏一石 白芋六石 桑千二百貫目 麻苧百貫目 大繭十五
貫目 小繭三十五貫目 布十一疋 眞わた十一把 楮三貫
目 蕪菁菜二百五十貫目 水流盤十 木り天井百二十丁
桶木柁四十丁 桶八丁 樽四十束 薪コロ十四間 鞍なほ
十二掛。

東方 駄吉村へ十二町。西方 山。南方 山。北方 川北蘆谷
村へ三町。日面村へ十町。

村の名義は、山陰にある村なれば、川の北なる日面村に對
へて、日陰此可といへるなるべし。

産土神日抱尊二社 祭神伊太祁曾大神。境内七畝十五歩、
二十五歩。小八賀郷總説と、小野村條下に委しく記せり。

小八賀川 東方駄吉界より西流。魚、前に同じ。

○駄吉村 縱四町、横一町十五間。高六十四石五斗六升七

合。御年貢三分の二金納、三分一大豆納。燒畑六段一畝十
五歩、外一町二段三畝歩、享保十二年渡。山林段別木數
不詳、前に同。家二十四戸。人百二十餘人。

産物 稗百十六石ソバ三十石 大麥二十六石 小麥六石
大豆三十石 小豆八斗キビ三石八斗アハ十石 荏八石
白芋十石 桑三千五百貫目 麻苧二百五十貫目 大繭三十
五貫目 小繭七十貫目 菅筵百五十枚 布十二疋 蕪菁菜
四百六十貫目 猿頭五百 木り天井百七十 桶二十丁 桶
木二十 流シ二十 樽百束 クラナハ二十掛。

東方 岩井谷村へ八町。西方 日影村へ十二町。南方 山。北
方 川北鹽谷村へ十町。日面村へ二町。高山四里半。

村の名義詳ならず。駄吉太興は、湯桶訓にて不穩、方言に誰
を太禮といひ、垂るを太禮留といひ、手や足のたゆきを、太
留之と云。されば駄吉は、手寄の訛言ならむ歟。【和訓栞】云、
たよせ、【日本紀】に望拜を、たよせにをがむと訓り。手寄の
義にや、惠慶法師の歌に、たよせにみてぐら奉るとて「たよ
せとは思はざらんわたつみの、波の心は神をしるらん」
「白波の色にも紛ふみてぐらを、たよせにうけよ神の此神。」
此村にも、天照大御神を祭り、川を隔て旗鉾にも、同御神を
祀りたれば、手寄に拜み、又みてぐら奉りし村なれば、古し
へ村名におひしにや。

産土神明宮 祭神天照大御神。祭日 氏子。境内五畝十
九歩。

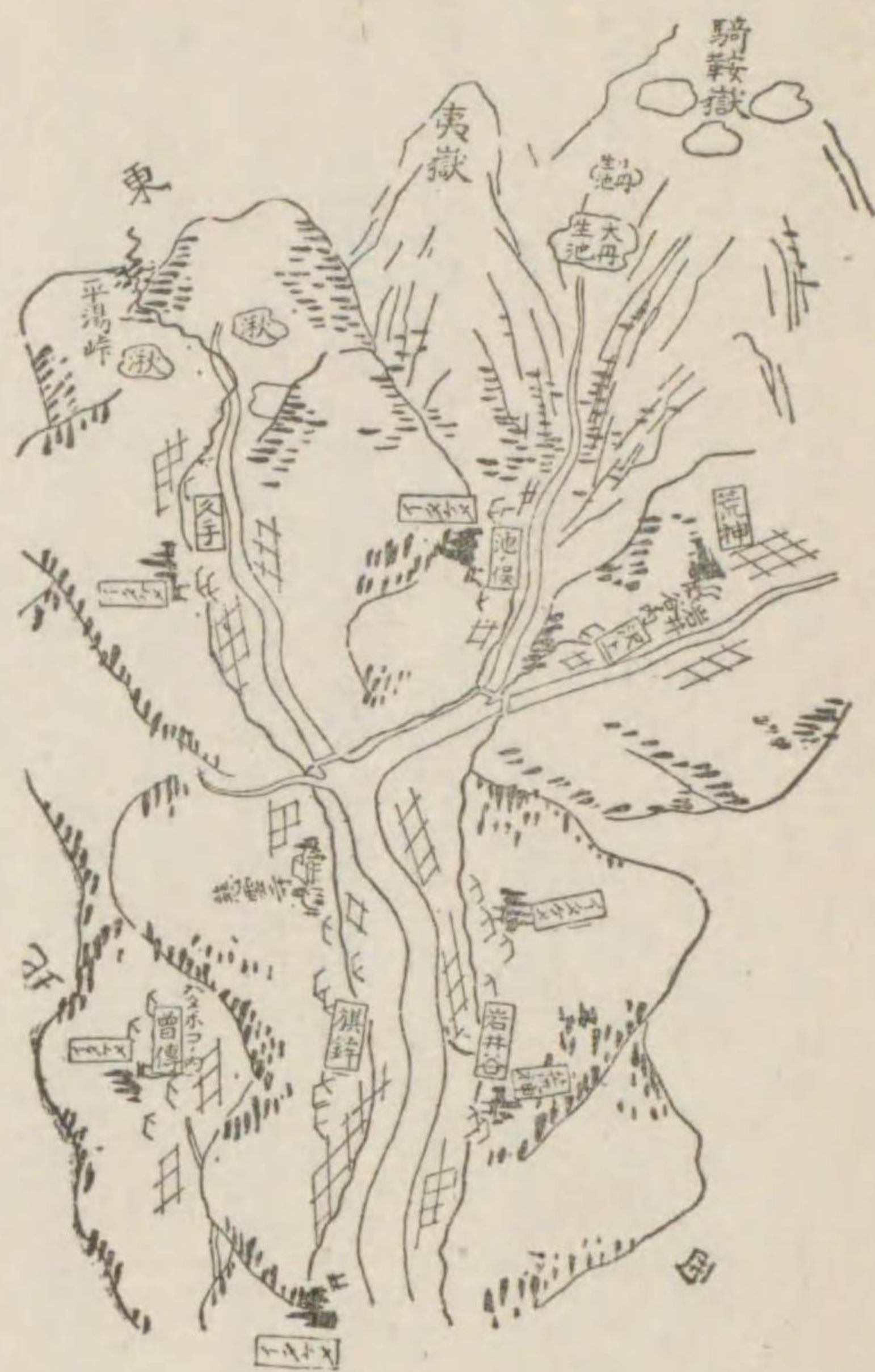
觀音堂 本尊 境内六歩。
小八賀川 東方岩井谷界より西流、西方日影界に至る。魚
前に同。

○鹽屋村 縱四町、横一町。高十四石九斗一合。御年貢三分
二金納、三分一大豆納。燒畑一町三段十五歩、外二町六段
一畝歩、享保十二年渡。山林段別木數不詳、前に同。
家七戸。人三十餘人。

産物 稗二十八石ソバ五石二斗 大麥三石六斗 小麥二石
四斗 大豆十石 小豆八斗アハ一石六斗 荏一石三斗 白
芋十石 麻苧五十貫目 大繭九貫目 小繭三十貫目 菅筵
七十枚 布四疋 蕪菁菜百三十貫目 猿頭五十丁 木り天
井五十丁 流シ四 桶木四十丁 クレ甘束 クラナハ五掛。
東方 旗鉾村へ三町。西方 日面村へ十八町。北方 山。南
方 川南駄吉村へ二町。高山五里。

村の名義は、大八賀郷鹽屋村の條下に記せし如く、山鹽出
し故に名に負しにや。又は古しへ有徳の村民ありて、鹽を
買入て、郷民に代替て與へし故に、村名におへる歟、能尋ぬ
べし。

小八賀川 東方旗鉾界より西流、西方日面界に至。魚前に



○旗鉢村 枝村會傳。縱五町、横二町。高百五十一石四斗一升六合。御年貢三分二金納、三分一大豆納。燒畑七町八段八畝二十五步、外十五町七段七畝二十步、享保十二未年渡。山林段別木數不詳。前に同。

家四十戸。人二百三十餘人。
産物 稗百四十石ソバ十五石二斗 大麥八石二斗 小麥六石四斗 大豆十四石 小豆一石二斗 荏五斗 菜種三斗 白芋三十石 桑葉千二百貫目 麻苧七十貫目 大繭三貫目 小繭九貫目 布二十疋 蕪菁五百八十貫目 楮・胡桃・獨

活・山葵 國中拂小白木 猪三疋 猿三疋 林檎。東方久手村へ一里。西方 鹽屋村へ三町。南方 川南岩井谷村へ三町。池の俣村へ半里。北方枝村會傳へ八町。高山五里三町。

村の名義、ハタホコ、【和訓栞】云、文撰に種をよめり。【延喜式】に幢に作り。【靈異記】に、小子部栖輕、勅命を蒙りて、赤き幡棒を擎て、馬に乗て、雷神を捕へ歸りて、天皇聖羅略 へ奏せしこと見ゆ。因に云ふ【萬葉】十六卷、解羅門乃作有流。小田乎喫鳥、マク腫而幡幢爾居。抑旗鉢てふ言の、村名に負たるは、古しへ當村の神祠へ、いとく嚴しき幢をたて、祭祀せしことの有し故にや。枝村會傳の名義は、【和訓栞】に、袖をよめるは衣手の義也。人を會氏にすると云は、衣の身と袖を分つより、身になると云裡なるべし。物にそでさまにと云詞見えたり。衣にとりては本村は身の如く、枝村は袖とも云べからむ。袖の浦は出羽國、袖の湊は筑前の博多にあり。袖の浦は鎌倉稻村崎の海濱なりとも云り。袖の濟は陸奥國、袖の河原は山城國、宇治郡四宮河原をいふ。衣笠内大臣のうたに、
都をは今朝そたちつる旅衣、そでのかはらの霧の
迷ひに
と見ゆ。何れも山海の差別こそあれ、名義は同じからむ。然

れば此山里を、袖の山里と云ても、難ことはあらじ。

産土神日抱尊社 旗鉢村口に坐。祭神天照大御神・伊太祁曾大神。境内一段二畝十步。

勸請來由年代詳ならず。文化十一年、天照大御神の御札、社頭に天降坐て、樹枝に懸り玉ひぬとて、郷の村民はさうら也。高山市、及近郷の民、我もくと群集參拜し、後には國中隣國までも、聞傳へて、參詣せしことありき。小社にはあれとも、いと神さびたる社頭也。

同日抱尊社 枝村會傳に坐。祭神伊太祁曾大神。境内四畝十步。

右伊太祁曾大神の事は、當郷の總説、並小野村條下に記せり。

旗雲山慈雲禪寺 禪宗洞下、高山素玄寺末、開基年代不詳。本尊正觀音 境内屋敷二畝二十一步。除地

右山寺號に、旗雲の字を用ひたる由縁詳ならず。

藥師堂 本尊 境内四步。除地

地藏堂 本尊 境内十三步。除地

十王堂 秦廣王・初江王・宗帝王・五官王・閻魔王・變生王・泰山王・平等王・都市王・轉輪王。

境内十二步。除地

旗鉢山 會傳山 草木鳥獸とも、板殿村十二ヶ嶽、日面山

等に同じ。

池の俣川 澤上川 久氏川 合流小八賀川東方久氏界より、西方鹽屋界まで、一里餘西流。魚、石魚。

○岩井谷村 枝村澤上。縱十二町、横三町。高五十一石三斗三升。御年貢三分二金納、三分一大豆納。燒畑四町一段八畝十六步、外八町三段七畝二步、享保十二未年渡。山林段別木數不詳。前に同。家二十九戸。人百六十餘人。

産物 稗百二十一石五斗ソバ十二石七斗 大麥四石 小麥

四石八斗 大豆六石 小豆八斗 粟四石 荏五斗 菜タネ三斗 白芋五石八斗 桑五百貫目 アサヲ百十貫目 梨二

斗 大繭九貫目 小繭二十一貫目 蕪菁菜六百二十貫目

東方 池の俣村へ八町。西方 駄吉村へ八町。南方 枝村澤上へ半里。北方 川北旗鉢村へ三町、高山五里よ。

村の名義は詳ならず。谷水を分て、岩間を引來て、用水にする村故に、岩井谷と云か。用水を井と云事【古事記傳】にくはし。村名の義は、岩もて、谷水を堰て、引來て用ふる村故、岩堰谷の名にや負つらむ。堰・井共に用水の義也とぞ。惟に、大八賀郷の水源に、岩井村あり。又此小八賀郷の水源に、岩井谷谷は添たる詞ならむか村あり。何れ所以あることならむか。抑此小八賀川の水源は、三つの谷川也。一つは池の俣より流れ出、一つは岩井谷の内澤上より流れ出。何れも

騎鞍嶽より流れ出。一つは久氏村山内より流れ出て、此岩井谷にて、流落合て、小八賀川(古へは丹生川と言しよし也。(川生丹)鞍嶽の大丹生池の流末なれば也)と成て、流末の當郷中の村里にては、何れも此川水を堰て、田を佃る故に、其水流を齋祭る心にて、齋堰イハヒと稱へし義ならむか。猶能可考。井は用水の言名なること、大八賀郷岩井の條下にいへるが如し。

(上澤)枝村澤上字は、澤の上(うれば)【萬葉】に多し、方言も同じ)と云なるべし。左波宇禮を約めて、左不禮を訛て(今の俗言ソヲレと)稱なるべし。

産土神荒神二社 祭神竈神・火産靈神・庭火神。境内六畝三十歩、三畝十歩。祭日 氏子

【神道大意】平田篤胤撰俗一の要を摘て云、速須佐之男神の御子を、大年神と申す。俗に年神様といふ是也。曆の首の八將神の中なる大歳とはこのこと也。是は穀物に、大きに御功ありし御神にて、其御子を、奥津日子神・奥津比賣命と申て、此者諸人以拜竈神者也註と有て、此二神は、諸民にかまどを立て、煮炊く事を、御教へあそばしたる神にます故、神代より家毎に祭り來たれるを、朝廷の大炊寮にても、天皇の御膳を、御饗きなさる、所に、重く御祭りあそばされしなり。其は【延喜式】に、竈神四座と有

て、是に火産靈神と、庭火神と加へて、御祭なされし也。此の火神の御靈を賜りて、物は成ること故也。此火神は、御母伊邪那美神の、惡子と仰られたる如く、御心荒く坐神におはします故、古くも荒神と申したり、紀伊國玉置山に、荒神祭神社有て、火神を祭れりと、天野信景が【鹽尻】の記に有。さて俗にかまどの神を荒神と云て、頭の三つある、けしからぬ物を祭るは、火神を荒神と申につけて、兩部習合はじまりて此方、天竺の障礙神の一名を、荒神と云て、一切の障礙をなす物故に、もろもろ修法の時に、まづ此神を祈り和むる、密家の秘法也。其を荒神供と云、字の同じきまゝに、此竈神に、附會せし也。(本書にくはしければ、こゝには省きつ)古しへの村民、かゝる差別を、夢にも知らず、其頃の僧等に欺かれ、一切の障礙をなす、天竺の荒神(繪にかきたる赤裸にて、破團扇を持て、人の家をあふぎて、夫婦に喧嘩をさす貧乏の神)と思ひ違へて、其を敬ふは何事ぞ。凡世に住人は、諸穀物を豊饒に授玉ひ、其を煮炊て、飽まで熟食はせ玉ふ。大年神と、竈神と、火神との恩頼は、深く厚く、仰き奉りて、尊び敬ひ、いつきまつるべき事ならずや。

産土神日抱尊社 祭神伊太祁曾大神。祭日 氏子。境内一段三畝十歩。除地

觀音堂 本尊 境内一畝五歩。除地

澤上山 木、檜・榊・樅・桂・槻・多和檜(俗云唐檜)・白檜(俗云白比會)相傳、古しへ、此山中より材を伐て、益田郡青屋村山へ、多和越に引出し、谷出して、益田川を川下せしとぞ。

騎鞍嶽 草、鳥、獸、旗鉢山、池の俣村に同じ。

小八賀川 水源澤上の山奥乘鞍嶽より出て、岩井谷にて三川合流。魚、石魚。

○池の俣村 縦一町十八間、横三十五間、高十八石一斗八升二合。御年貢三分二金納、三分一大豆納。焼畑二町八段五畝廿歩、外五町七段一畝十歩、享保十二未年渡。山林段別木數不詳。前に同。家十戸 人三十餘人。

産物 稗六十石 ソバ一石五斗 大麥八斗 小麥六斗 大豆二石 小豆一斗五升 アハ八斗 白芋二石 桑葉百目 アサヲ三十五目 藜三斗 稻五斗 大繭五百目 小繭一五百目 布六疋 蕪菁二百目。

東方嶽 西方 岩井谷村へ八町。南方嶽 北方 旗鉢村へ廿二町。高山六里。

村の名義は、此村の山奥に、國中第一の大岳乘鞍嶽ありて、大野・吉城・益田の三郡に誇り、岳上に四十八池あるよし也。其内大丹生・小丹生、其外の池水潜り出で、此村へ流れ出。

是小八賀川の水源也。故古しへ丹生川と云し由也。郷中の村民請雨には、此村より大丹生の池邊に登るよしなれば、大丹生の池岐の義なるべし。俣字は、【古事記】【姓氏錄】其餘古書に用ひたる例多し。

産土神日抱尊社 祭神伊太祁曾大神。祭日 氏子。境内六歩。除地

地藏堂 本尊 境内八歩。除地

騎鞍嶽 麓より三四里の間は諸木有。夫より上は生木なし。適高さ三四尺計の樅木あり。巖滑かにして、草柘植多く生じて昔の如し。又藤松(姫子の類也)地に敷けり。凡て深雪暴風の爲に、高く伸ぶることを得ず。自然に蔓の如く、地を這て編る如しとなむ。濁池・青垂池・赤池・上池・下池・野池・燧池・摺鉢池・曲り池・土樋池・平池・雌池・雄池・小丹生池・大丹生池(水清潔にして池底まで見え透るとぞ)等凡て四十八池ありとぞ。郷中旱魃には、此大丹生池に來て請雨するとぞ。【崎人傳】云、僧圓空は、美濃國竹が鼻の人也云、飛驒の袈裟山千光寺に遊ぶ云、圓空もてる物は鉞一挺のみ。常に是をもて、佛像を刻むを所作とす。又人を見、家を見ては、或は久しく保つべし、或はいくほどなく衰ふべしといへるに、一も違ふことなし。或時此國高山の府、金森侯の居城をさして、此所に城氣

なしと云るに、一兩年の間に、侯出羽へ國替有て、城は外郭計となりぬ。又大丹生と云る池は、池の主、ひとをとるとて、常に人ひとり行はず、二人行ば故なしと云り。ある時圓空見て、此水この頃にあせて、あやしきことあり、國中大に災に罹るべしと云しかば、元來其不思議を知る故に、人々驚き、いかにもして、此難を救ひ玉はれと願ひしかば、やがて彼蛇にて、千體の佛像を不日に作りて、池に沈む。其後何の故もなく、はた是より一人行人も、とらること止みけるとなむ、と有。池の主と云こと、土人口碑に専らひつたふ。【古史傳】五卷下云、高靈神、靈は【御紀】【日本紀】に此云於簡美と見ゆ。【記】【記】上にも淤加美とかけり。字書に龍也。又靈神也。本居翁の説に、淤加の意は思ひ得ねど、美は龍蛇の類の稱也。

【和名抄】に、水神又蛟を、和名美豆知とある美これなり。又蛇、蝮などの美も是也。【景行天皇卷】に、天皇豊國に行幸る時に云、蛇、龍の居たりしかば云、【萬葉】二に、吾崗之於可美爾言而令落、雪之播之彼所爾塵家武、とある此神は、龍にて雨を物する神也云云。【神名式】に、備後國甲奴郡に意加美神社、惠蘇郡に多加意加美神社、河内國石川郡に太祁於賀美神社、茨田郡に意加美神社其外諸國吉野郡、丹生川上雨師神社、名神大、月次、新嘗とあり。

雨師とは、【抱朴子】に、辰日雨師者龍也とあり。此神を雨師と云も、漢風の稱也。【三代格】寛平十七年の符に、名神本紀曰、不聞人聲之深山、吉野丹生川上上、立我宮柱以敬祀者、爲天下降甘雨止霖雨者、依神宣造伴社云とあり。【仁明天皇紀】承和七年十月より、神階昇進ありて、【陽成天皇紀】元慶元年六月廿三日、奉授丹生川上雨師神正三位、などあれば、此大丹生池神も、同神なること疑なし。此池邊に、宮柱を建て、敬ひ齋き祀らむよしもがな。

○久手村 縦十八町、横二町、高二十三石五斗一升五合、御年貢三分二金納、三分一大豆納、焼畑二町一段九畝歩、外四町三段八畝歩、享保十二年未年渡、山林段別木數不詳、家十五戸、人七十餘人。

産物 稗百二十一石二斗ソバ十二石 大麥八斗 小麥六斗 大豆二石八斗 アハ一石六斗 荳三石五斗 菜種三斗 桑二百目 アサヲ二十目 大繭二五百目 小繭十八百五百目 布八疋 蕪菁菜三百十五貫目。

東方 吉城郡平湯村へ峠越二里八町。西方 旗鉾村へ一里。南方 山、北方山、高山へ六里。

村の名義は、此村は、小八賀郷の山奥にて、平湯へ越る嶺の山中に、彼是に湫(久氏)あれば、村名に負る成べし(久手は湯桶訓にていかゞ、假字には久氏とかくべし。【和訓栞】に

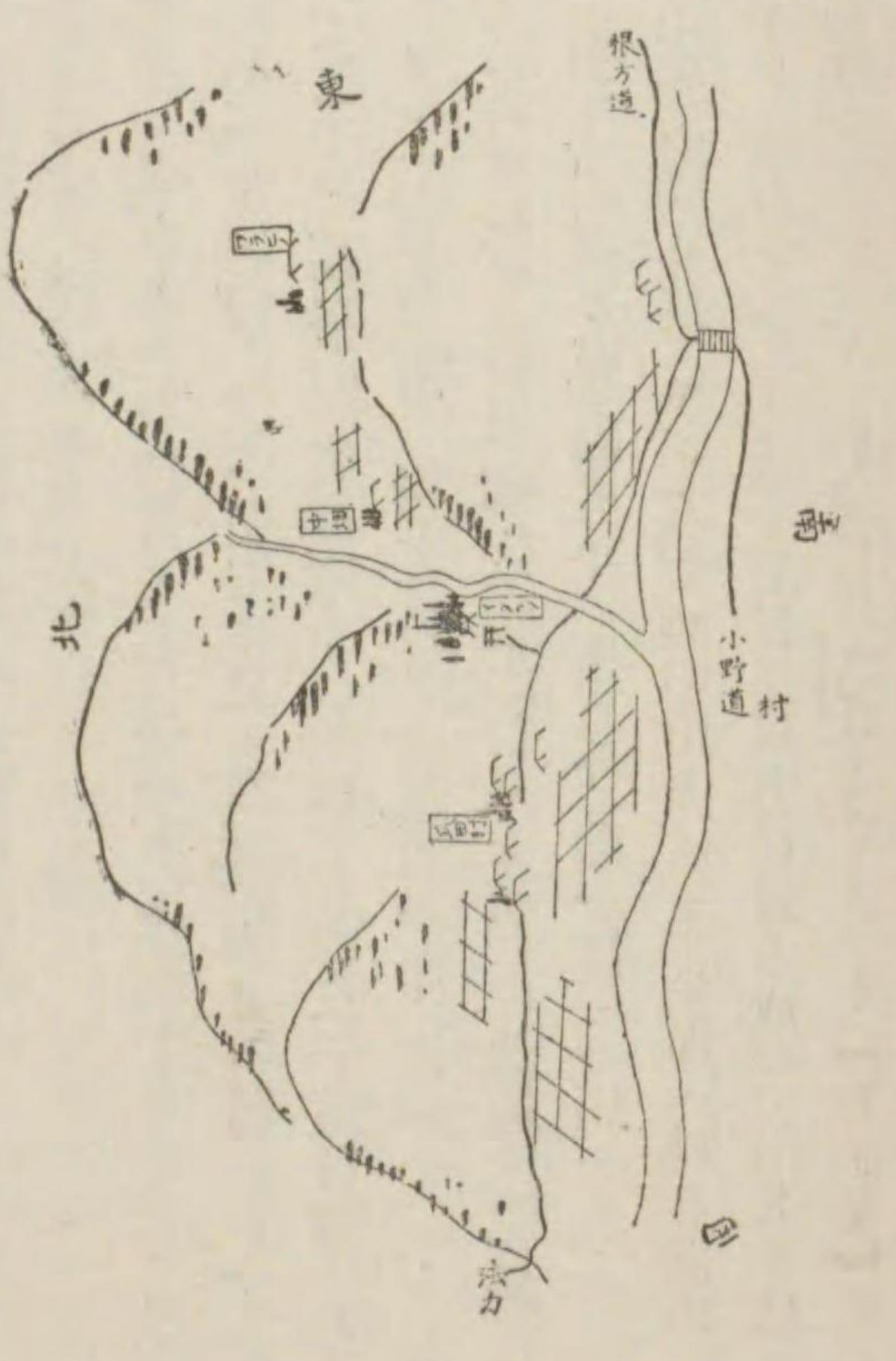
云、尾張に長湫あり。美濃に大久氏・細久氏あり。【集韻】に、北人呼水池爲湫と見えたり。或は奴末ともよめり。窪手の義成べし、とあるに同じかるべし。

産土神日抱尊社 祭神伊太祁曾大神。境内九歩。除地平湯嶺 湫峠也。頂上界より東にては、平湯峠云。木、檜・梅・樅・桂・槻・多和檜俗云。白檜俗云。白・赤檜・熊笹・笹魚・草・鳥・獸、旗鉾山に同じ。

久氏川 嶺山内より出て、西流旗鉾村に至る。魚、石魚。○瓜田村 枝村、中畑・蕨野。縦四町、横二町、高百七石二斗七升八合。焼畑一町七段三畝五歩。山林段別木數不詳木



斐太後風土記卷之三 大野郡小八賀郷 瓜田村

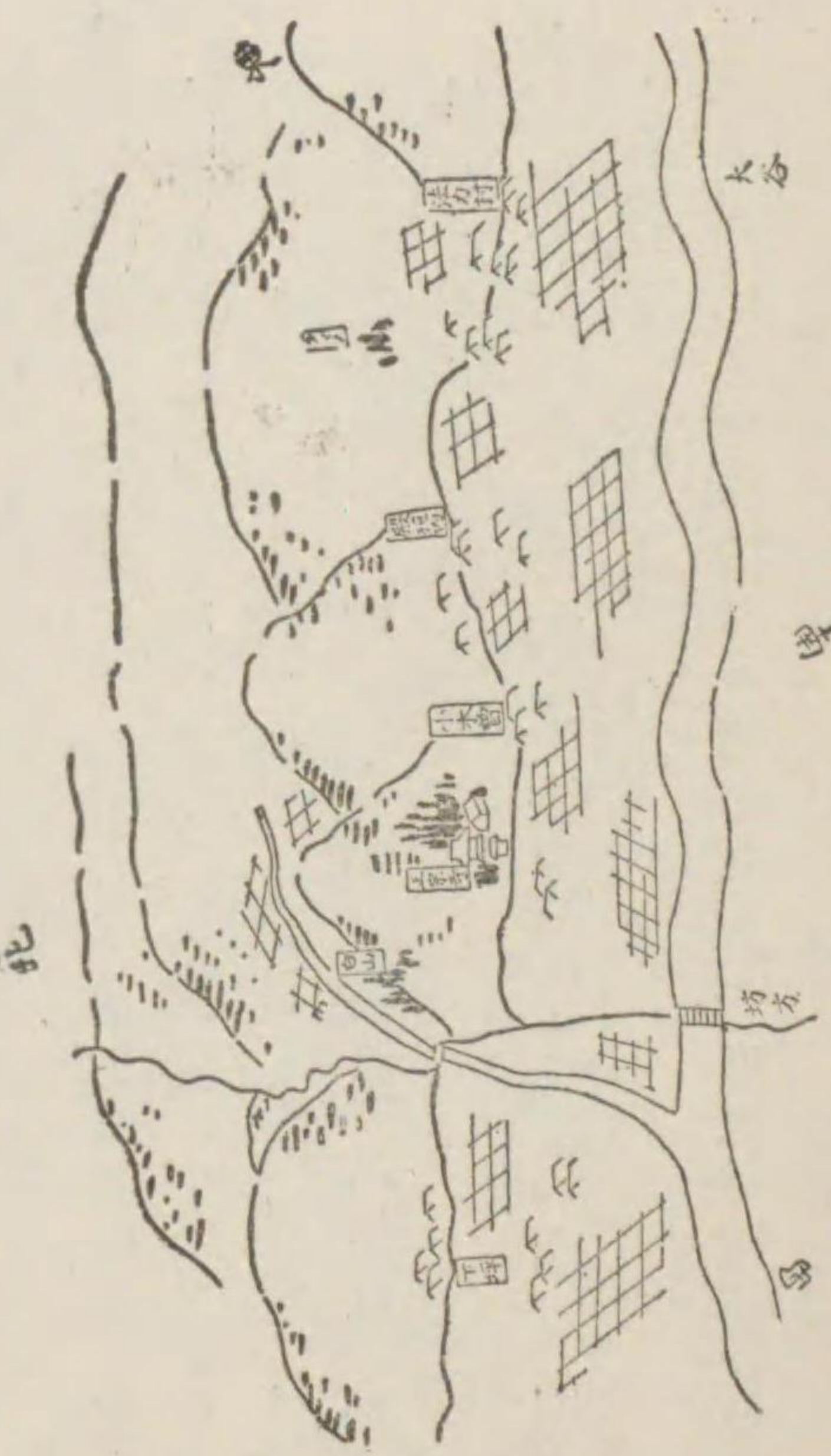


町方・坊方に同。家二十五戸。人百四十餘人。
産物 米六十六石 稗六石 大麥十石 小麥七石二斗 大豆十石 小豆二石八斗 粟二石ソバ六石 荳七石 桑葉千三百貫目 アサヲ三十貫目 楮三十貫目 タバコ五十斤 梅六斗 李三斗 栗二石四斗 大繭三十貫目 小繭九十五貫目 布五十反 薪甘間 石灰。
東方 根方村へ十六町。西方 法力村へ十八町。南方 川南小野村へ十二町。北方 山、高山三里。
村の名義は、瓜の佳味なる地とも不聞、瓜は陸田に作る物なれば、瓜田と書てもそのまゝに宇利太と訓ては(諸國に

例なき地名なればいかゞ。【日本紀】神代卷なる、粟田・豆田に倣ひて、瓜田(宇利布)と訓べきにや。(禾生・麥生・黍生・蓬生などの生也)【和名抄】に、日向國諸縣郡瓜生(宇利布乃國加用野字)【倭訓栞】中編に、瓜生山は、山城國鹿谷也。瓜生野の遠里小野とよめるは、攝津國住吉也といへり。【姓】に云は、越前國山城主、瓜生保ありと云り。

【大日本史】卷百七十五列傳に、瓜生保稱判官、越前人也云、保及弟義鑑・源琳戰没の後、弟重爲越前守、照加賀守として屢戰功有しが、義貞戰没の後、義助軍敗、北國悉爲敵所據、重照不知其所終、とあれば、新田家の名臣等、畑時能の子孫の如く、本土は南朝より、國司を下されし國なれば、潜に來りて住けむ。家名の、此村名に成しにはあらじか。森重利曰、小八賀川の水上にて、初て稻田を作る村なれば、水上田の意ならむ、と云るは、能かなへりとも思はれず。吉城郡畔畑村を、水上畑ならむと押當たるに同じからむ。【遺乗合府】柳山尉云、瓜田城在瓜田村とあり。瓜田は城主の家名なるべし。

産土神日抱尊 祭神伊太祁會大神。境内三畝十歩。除地阿彌陀堂 本尊 境内十歩。
小八賀川 東方根方村より西流、隣村法力村に至る。
○法力村 高二百十九石五斗二升五合。燒畑六段四畝歩。



山林段別木數不詳。木町方・坊方に同じ。
家二十八戸。人百五十餘人。
産物 米百九十石 稗八十石 大麥・小麥四十五石 アハ一石六斗 大豆二十五石 小豆一石五斗 ソバ四石一斗キビ三斗 荏二石 菜種四斗 桑葉千五百八十貫目餘 アサヲ十六貫八百目 楮十貫目 煙草六十斤 梅四斗 李三斗 柿一萬五千顆 大繭・小繭二百八十貫目 眞綿十把 布四十反 木綿十反 檜五斗 栗五斗 薪十間 生馬一疋 猪一疋 山ドリ三キジ二。
東方瓜田村へ十八町。西方 殿垣内村へ六町。南方 八賀川々南大谷村……北方山、高山二里半。

村の名義は、僧等に習ひて、書換たる名なるべし。【和名抄】に、山城國相樂郡、祝園郷もあれば、法力は祝城かと思へど、【記傳】廿三の八十一波布理會能の註と、同廿五卷六十六石棺作との註を、能考れば葬棺とも聞ゆれば、いかゞあらむ。何れ古しへの名義は、めでたき言辭ならむかし。能考ふべし。

産土神熊野社 祭神須佐之男命。祭日 氏子 境内二段八畝十八歩。除地 祭神坊方に同
觀音堂 本尊 境内二段六歩。除地、他村に比へては、過當に廣き除地也。

小八賀川 東方瓜田村より西流、隣村殿垣内に至。
○殿垣内村 縦五町、横三町。高百三十四石九斗八合。燒畑二段八畝八歩。山林段別木數不詳。木、町方・坊方に同。家十七戸。人百人餘。

産物 米二百四十三石 稗五十五石 大麥八石一斗 小麥八石一斗 大豆十石 小豆三石 粟二石 荏一石 桑千四百八十貫目 アサヲ十二貫目 楮百貫目 栗一石 柿三十貫目 大繭三十貫目 小繭百十貫目 眞綿十八把 布五十一反 薪十二間 石灰十六石八斗 山ドリ二。
東方 法力村へ五町。西方 小木會村へ三町。南方 川南坊方村。北方 山、高山二里三町。

村の名義は、土人口碑に云、昔年^{土居}何某と云士來りて、此村に住り。里民其威儀に感服し、尊敬して仕へ、其居處を、殿垣内と唱へしを、(垣内のことは、大八賀郷漆垣内の名義に、【萬葉集】又【神代紀】を引て、いへるが如く、もとは加岐津なれど、後の音便にて、加伊登と云り。漆垣内の條を見れば)後には遂に、村名に成りしとぞ。(今も當村の民四郎左衛門……等は、家名を土居と稱來れりとぞ)【大日本史】卷百七十列傳云、土居通治稱二郎、得能通言稱彌三郎、並伊豫人、河野氏族也。按、土居・得能・新居・高市・今井・松木・難波江・徳永・高部諸氏、皆河野氏支庶所稱也。云云四國の主將、脇屋義助病歿後、土居通郷^{通治}・得能彈正^{通言}細川頼春と戰、不利して、退て備後鞆城を取、敵又來攻、後不知其所終とあり。按に、其土居氏、此村に來りて、隱住しならむか。川上郷には、得能・徳永の地名あり。又國中には、新居・今井・松木等の、家名を稱るもの多し。

【紀伊國名所圖會】後編五卷、日高郡山地莊^六、龍神温泉湧出、殿垣内村に、龍神和泉守故居、註^七云、和泉守は、源三位頼政卿の後なり。亂をさけてこの地に來住、龍神と稱、其居所を殿垣内と名づけしと云。若山藩士伊達^{號藤二郎}【千廣龍神出湯日記】云、此宿主物語す、龍神氏にて彌吉政義とよべり。龍神一族は、源三位頼政卿の五男和泉守頼氏、此山中

に落来て、此奥なる殿垣内に隠住り。殿といへるも其故也。末孫今に龍神を氏とし、名に政字を付と語るに、其古さへ忍ばれて、櫻花本の根さしを尋ねずば、只深山木と見てや過なむ。猶能温ぬべし。

産土神 祭神。

小八賀川 東方法力村より西流、隣村小木曾村に至。

○小木曾村 枝村、下田 縦四町、横三町。高百三十一石七升六合。山林段別木數不詳。木、町方、坊方に同。家十六戸。人百人餘。

産物 米百六十五石 稗二十四石 大麥四石八斗 小麥三石

八斗 大豆六石二斗 小豆一石三斗 アハ一石八斗 大根

三百貫目 カブヲナ四百貫目 桑バ六百十四貫目 アサヲ

十二貫目 楮十九貫目 タバコ四十斤 弘法茶五貫目 大

繭五貫七百目 小繭二十貫目 眞綿二把 布十疋 苳二斗

干瓢二百目。

東方 殿垣内村へ三町。西方 下坪村へ三町。南方 川南坊

方村へ五町。北方 坂越大萱村へ半里。高山二里。

村の名義は、口碑に相傳云、昔幼君を守護して來りし人、此

村に寓居して、若君なればとて、小木曾殿と云しと也。其早

世なりしにや詳ならず。其守護せし士の末葉也とて、長百

姓善右衛門と云る家は、代々今井氏なりと云とぞ。長門本

平家物語に、木曾義仲に子四人あり。義高・力壽・鶴王・餘名王と見え。本文の幼君は、此内なるべし。今井兼平は、諸書に子を記さぬは洩たるなるべし。此村の今井と、別人か。益田郡小坂郷大洞村の内、若栃へ遁れ來て、其子孫、宮田村と、四美村の民幸左衛門の先祖とに別れて、同じく今井兼平の末葉故、代々今井と云家名なるよし也。支流・庶流分明ならず。

産土神 白山社 祭神伊弉諾尊 祭日 氏子。境内八段三畝十

步。除地、此白山社は、花里村一本杉と同、越前のを勸請

せし成べし。此社殿は郷中普請のよし也。隣村殿垣内・下

坪等の民は此氏子歟。

大貴山正宗禪寺 禪宗洞下、高山素玄寺末、在下田、開基年

曆未詳、中興天川堯、慶長十六辛亥年寂、本尊釋迦如來。境内屋敷八畝二步。

藥師堂 本尊 境内二畝四步。

小八賀川 東方殿垣内村より西流、隣村下坪村に至。

○下坪村 縦七町横一町。高百四十八石二斗三升一合。山林

段別木數不詳。木、町方、坊方に同。家十四戸。人六十餘人。

産物 米百五十三石七斗 稗七十八石八斗 大麥四石七斗

小麥七石五斗 大豆十一石一斗 小豆二石 粟九石七斗

ソバ二石二斗 苳一石 大根二百貫目 カブヲ三百貫目

桑葉千二百貫目 アサヲ四貫三百目 大繭十三貫目 小繭

四十貫目 布十五疋 眞綿百三十目 楮百六十六貫目。

東方 小木曾村へ三町。西方 細越村へ六町。南方 川南坊

方村へ十八町。北方 桐山村十町。高山一里二十四町。

村の名義は、【戸令】を考るに、上代に此村より、桐山・細越・

下保まで一村にて、下保と唱へて、小木曾より並びたる村

々を、上保と唱へたらむを、中昔小さく別ちて、數村に成し

には非か。熟考ふべし。

産土神 阿彌陀堂 本尊 境内二十步。除地

觀音堂 本尊 境内十八步。

○大萱村 東方小木曾村より西流、細越村に至。魚、石魚。

合。燒畑一町五段二畝廿二步。山林段別木數不詳。

家三十六戸。人百七十餘人。

産物 米二百四十石 稗六十二石一斗 大麥四石二斗 小麥

六石三斗よ 大豆八石二斗 小豆二石一斗五升 粟二石一

斗二升 ソバ一石八斗 桑葉四千貫目 アサヲ十八貫目

タバコ四十斤 弘法茶廿貫目 楮百貫目 苳廿五貫目 苳

二石八斗八升 大繭三十五貫目 小繭百五十貫目 炭七千

二百貫目 薪八十間 筵十束。

東方 峠越折敷地村へ一里。西方 桐山村へ十八町。南方

十二ヶ嶽。北方 峠越大沼村へ一里。高山二里半。

村の名義は、上古田畝も開かぬ間は、決めて長太き、萱原な

りし故、自然村名に負しならむ。【和名抄】に、因幡國法美郡

大草加保郷見の。

産土神 山王社 祭神日枝大山咋神。祭日 氏子。境内八畝

步。除地

觀音堂二字 本尊 境内六畝步、十六步。除地

藥師堂 本尊 境内一畝二十步。除地

太子堂 本尊 境内二段步。除地

大乗房跡 今里人の唱ふるには往生房と聞ゆ。

十二ヶ嶽 板殿村・大萱村・吉城郡折敷地村三ヶ村に跨。

草木、鳥獸、板殿村に同じ。

夷嶺

炭竈

○桐山村 縦十五町、横一町五十間。高百四石二斗七升三

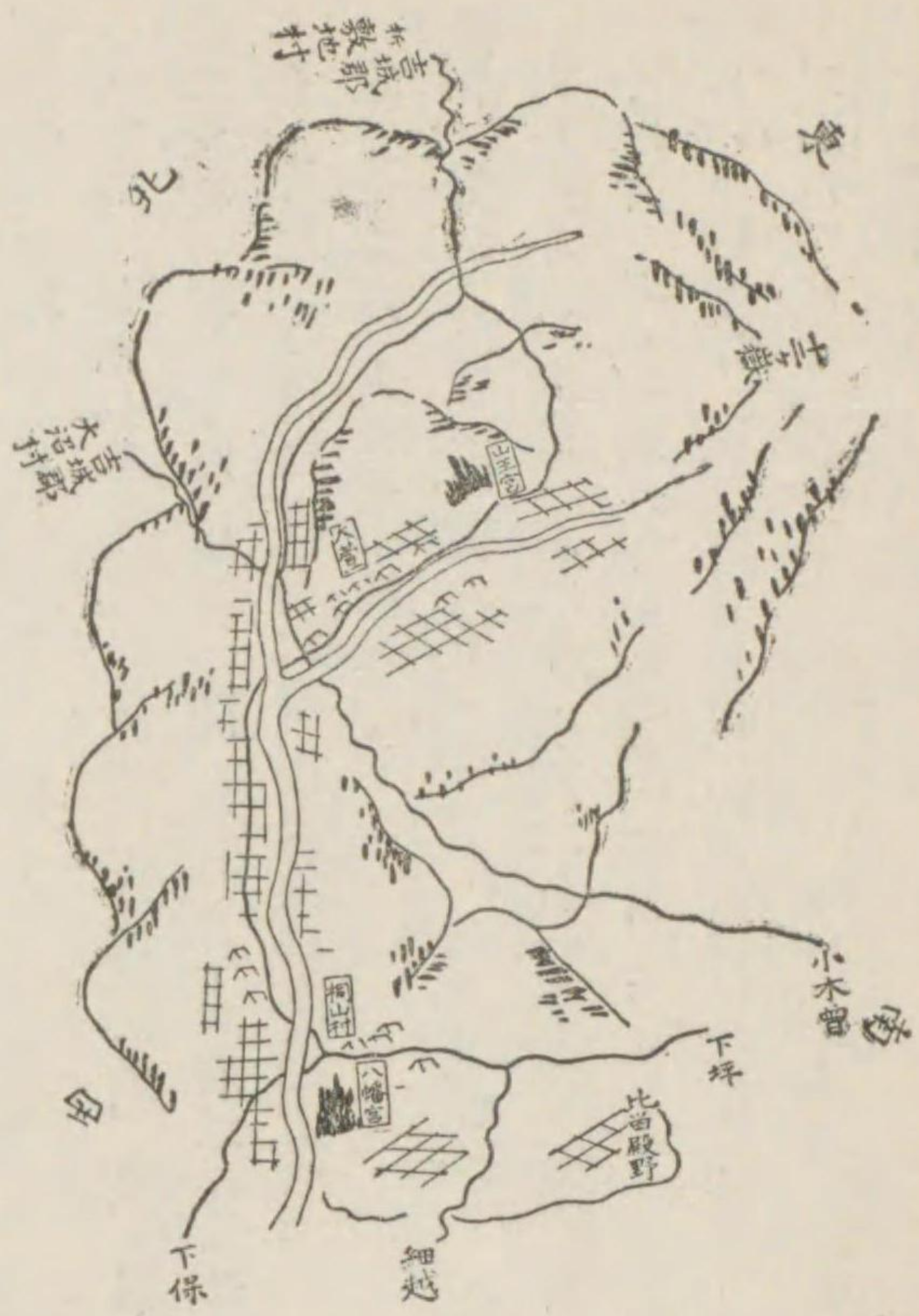
合。燒畑一段五畝步、外三段步、享保十二未年渡。山林段

別木數不詳。木、町方、坊方に同。家二十七戸。人百四十餘人。

産物 米百六十石 稗六十石四斗 大麥二石 小麥十石 大

豆十石 小豆一石二斗 粟六石ソバ一石二斗 苳八斗 桑

千六百六十五貫目 アサ二十五貫目 李五升 楮一斗ア



ハ二斗 楮四貫目 大繭四十五貫目 小繭百五貫目 布三十疋。
東方 大萱村へ半里。西方 下保村へ五町、細越村へ八町、南方 下坪村へ四町。北方 嶺越吉城郡三の瀬村へ一里、高山二里。
村の名義は、此郷大谷組より奥の村々にて、山に焼畑作りて、切替跡には、桐の苗木を植て、土理を肥し、其成木すれば伐て、又焼畑を作れり。此村にても昔しかせし故に、桐山てふ村名に負しにやあらむ。【和訓栞】に、桐は屢伐て、却て榮るなれば、名とすと見えたり。

産土神八幡宮 祭神譽田天皇後御謚大御靈、祭日 氏子。境内一町五段三畝十八歩。除地

勸請年代未詳。ある人云、此村に八郎垣内とか、八郎洞とか、いへる地名あるにつきて、此八幡宮は、鎮西八郎爲朝来て、石清水の大神を勸請して、此村に住居して、子孫蕃息せりと云るは、益田郡上呂村久豆の八幡宮を、惡源太義平の祭れりと、諸人の云に附會したるなるべし。抑鎮西八郎は、保元元年七月亂後八月中は、京都を忍出たれど、九月二日には、伊豆の大島へ流されたるにはあらずや。諸書をも讀まず、歴史の年月をも考へざる人の僻説にこそあらめ。八郎といへる人は、古來唯一人に限る物かは。

【化道遊簿】江戸佐藤一齋門人、美濃加云、有一村、曰桐山、其間總呼稱八郎垣内、俗傳鎮西八郎爲朝、竄伏於此、置八幡祠、以禱恢復、其他所傳頗詳、但爲朝幼謫於鎮西、後流於豆海、則無緣居此地、是爲可疑耳。

文政年間、京師に、桐山虎三郎源知義と云る者の書を、叢覽ありしとて、名を得たるに、本土人行て、書を頼みければ、知義は爲朝の末葉也と云しを聞、其家名に思ひよりて、此桐山村には、八郎洞とかいへる地名あればとて、語り傳へしこと也とぞ、八幡宮境内の廣きを考

(内垣部八)

へるに、元祿檢地の頃は、金森の舊例により、金森家天正中領國の節は、古例のまゝなりしなるべし。然れば上代に宿儼征伐の節武振熊命、此野に屯して、齋場とせられし跡ならむ歟。

藥師堂 本尊 境内二十五歩。

廣人野 村の坤方に廣野あり。今は大かた畑に作れり。【飛州志】に云、比留殿原、來由未詳、とある是なるべし。

○細越村 縦十一町、横五町。高百八十五石一升二合。山林段別木數不詳。木町方、坊方に同。家十九戸。人九十餘人。

産物 米百五十石 ヒエ二十一石六斗 大麥八石 小麥七石 二斗 大豆六石 小豆一石八斗 荏一石 粟六石 ヲバ二石

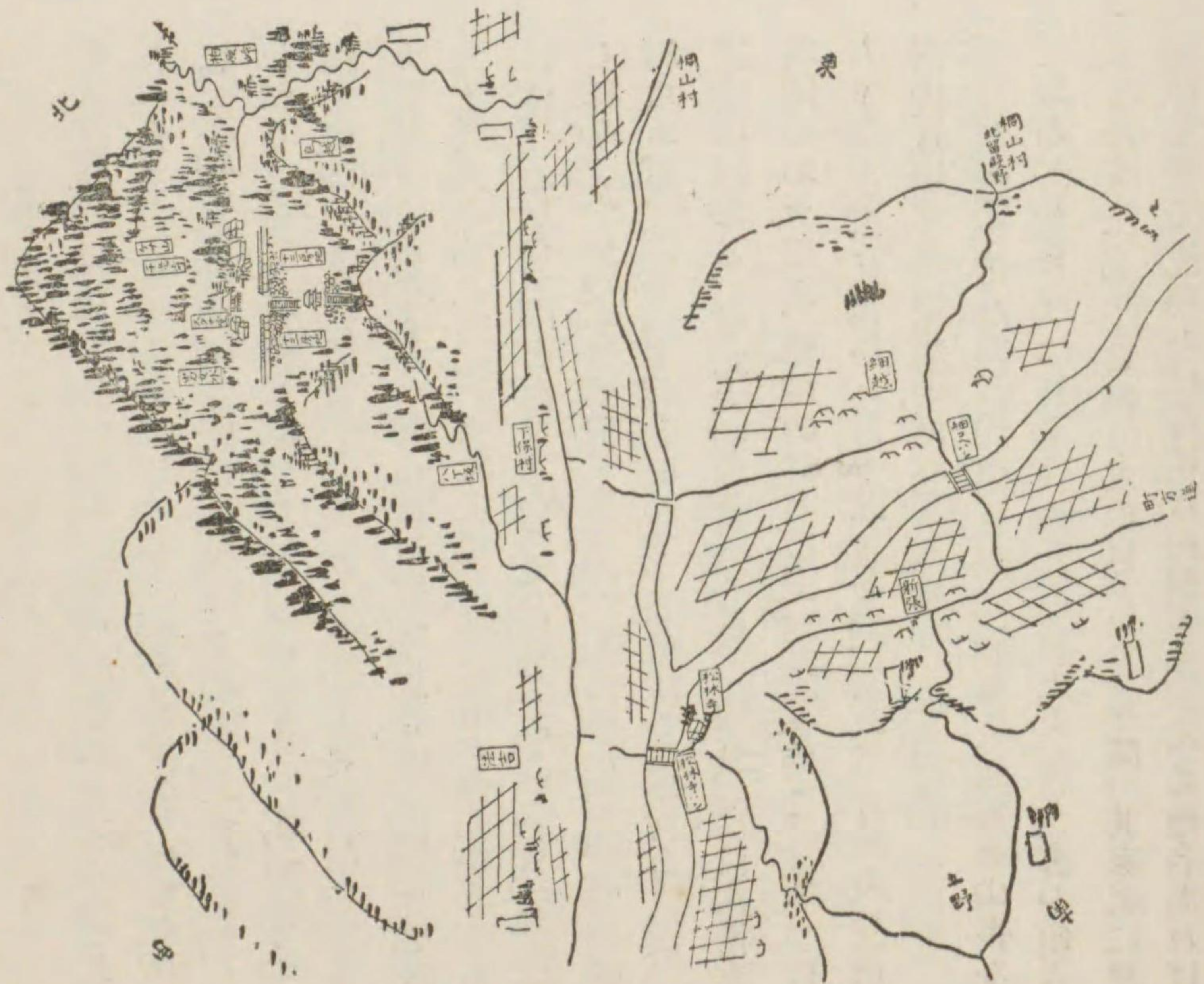
キビ二斗 桑三千三百二十貫目 楮百貫目 粟九斗 藍百十貫目 大繭二十八貫目 小繭百十貫目 布十八疋 麻...

東方 桐山村へ八町。西方 橋向新張村六町。南方 八賀川。北方 橋向下保村へ六町、高山一里半よ。

村の名義.....
産土神神明宮 祭神天照大御神。境内九畝十四歩。除地

小八賀川 東方下坪村より西流、大萱川と合。
細越橋 欄干附長.....幅.....新張村へ掛渡。

○新張村 縦一里、横二町。高四百七十五石五斗一升五合。山林段別木數不詳。同家六十九戸。人三百三十餘人。



産物 米五百三石七斗 ヒエ八十九石二斗 大麥三十一石
八斗 小麥九石八斗 大豆二十八石一斗 小豆六石七斗
アハ四十三石五斗 ソバ二十石六斗 荏一石三斗六升 桑
二千七百三十七貫目 アサヲ十三貫目 楮六十貫目 李三
斗五升 大繭五十貫目 小繭百五十貫目 布六十疋 筵五
十束

東方 町方村へ十二町。西方 橋向法吉へ八町。南方 三福
寺村へ上野越廿八町。北方 橋向下保村へ九町。高山一
里十八町。

村の名義は、往古當郷中の村々は、最初に開拓け、此村に沼
澤等の多き地なれば、最後に發きし故、新墾(張は借字で
ふ村名を稱けむ、今も深き沼田ありて、田底へ松の丸木を
布き、上に土を平均して、田を作るとぞ。さらでは耕し、早
苗をうる、田草をとり、秋の刈上にも、自由ならぬとぞ云傳
ふ。古人はかゝる地理故に、見捨おきたりしを、可惜と思ひ
て、田を墾けむ、村の名に負しも其所以ならむ。【和名抄】に、
常陸國新治郡比郡新治郷、(日本武尊の爾比摩利鬼波鴨須
擬氏とよみ玉ひし地なるべし)河内國若江郡新治郷あり。
同義なるべし。

産土神山王社 祭神日枝大山咋神。祭日 氏子。境内一段六
畝二十歩。除地

同大菩薩宮 祭神八幡大御神豊田天皇後御説 祭日 氏子。境内
二畝二十歩。除地

此大菩薩宮は、古しへ一の宮の御神を、勸請したる由言つ
たへたり。一宮の御神のことを、【荏野册子】に、【總社考】
に、元祿の檢地の御圖帳に、此水無 御社を、八幡宮と記さ
れたりとぞ。大秀按に、當昔村長を呼出で、この宮殿は、
何の御神ぞと問はれけむに、委しきことはしらで、たゞ
大菩薩宮と申侍ると、答申ければ、(大永の頃の物には、水
无大菩薩と書たるを、寛文の頃鳥居に懸たりし額とて有
には、一宮大菩薩とあり。其水无と申奉ることも、忘たり
しにや。又ただ大菩薩宮と申して、七日町村の總社、新張
村なる、又一宮大明神と申して、是重村・名張村・打保村・
東漆山村なる、皆此大神を移請し祭るなり。世に八幡大
菩薩をおきては、他神の御名に、大菩薩と申ことも、をさ
し聞えず。又毎年八月十五日を以、祭れるも縁あれば、
(字佐八幡宮を始、諸國に坐す八幡宮、皆八月十五日を以
祭なり。高山の八幡宮のみ、八朔に祭るは、此祭に憚かり
てなるべし)うけはりて、八幡宮と思定て、記されつるに
こそあらめ、云云、とあり。此村なるも、元祿の檢地帳、寶
曆の除地帳の頃、しか有けむ。【飛州志】に、是を奇稱の神
祠として、【諸神根元集】を引たるは、一笑すべし。

産土神諏訪大明神 祭神建御名方富命上説・八坂刀目命下説

訪祭日 氏子。境内一段二畝歩。除地

諏訪明神は、大八賀郷漆垣内村に詳記しぬ。勸請來由年
歴未詳。

藥師堂 本尊 境内二畝十二歩。

地藏堂 本尊 境内一畝十歩。

地藏堂 本尊 境内十八歩。

松林寺跡 古しへ八賀郷八箇寺の其一也。開基廢寺とも年
代未詳。今も當村民、兵右衛門の家名を、松林寺といひ、
其家の傍なる橋を、松林寺橋と云。(【飛州志】には、下保
村に在と記せるは、誤ならむ)此松林寺の祖像遠藤は、廢
寺の後、高山素女寺に安置す。しかれば、此松林寺と、下
田の正宗寺とは、禪宗なりしにや。

雁ヶ坂 新張村の中央より上野へ上り、三福寺村へ通ふ路
也。名義不詳。

小八賀川 東方町方村より西流、隣村下切村枝村逆巻に
至。

松林寺橋 新張村より下保村法吉へ掛渡せり。欄干附長：
幅……

上野 春は蕨あり。蓮花・躑躅の花盛には、いと壯觀也。秋
は初茸・濕地茸等生出る。

○下保村 枝村法吉、縦二十町、横二町より五町、高二百十
一石一斗六升九合。山林段別木數不詳詞同
家三十三戸。人二百十餘人。

産物 米二百四十石 ヒエ六十石 大麥二十四石 小麥九石
六斗 大豆十六石四斗 小豆三石六斗 ソバ六石四斗キ
ビ八斗アハ八石 大角豆二斗 荏九斗 胡麻五升 菜種四
斗 畑芋八斗 白芋二十石 茶一貫目 桑バ三千二百四十
貫目 麻ヲ三十二貫目 楮六十六貫目 桃二斗 李四斗 梨
八斗 栗一石二斗 柿二十四石 榎五升 檜八斗 大繭六十
貫目 小繭百二十貫目 筵三十束 山トリ二十キジ十五。
東方 桐山村へ十八町。西方 吉城郡三川村へ廿一町。南方
橋向細越村へ八町。北方 嶺越吉城郡柏原村へ一里、高山
一里十八町。

村の名義は、【和訓栞】中云、保は古しへ郷村の外に莊と稱
し、保と稱するあり。【東鑑】に丹後國志樂莊、伊稱保、【拾芥
抄】坊七十二坊、保三百保、【明律】保者古郷社之稱、猶くは
しく出たり。美濃國には、上保・中保・下保と云村あり。間に
之を添たり。

産土神白山社 祭神伊弉諾尊・菊理媛命・伊弉冉尊 祭日
氏子。境内一畝二十八歩。除地 此白山社も越前のなる
べし。

阿彌陀堂 本尊 境内一畝十步。除地
藥師堂 本尊 境内一畝十步。除地

袈裟山千光密寺 開基年代未詳、永祿七甲子年燒失、天正十五丁亥年金森法印再興、高野山金剛峯寺丹生院末、本尊千手觀音 境内五段四畝廿七步。永祿七甲子年までは一山十三坊あり。今は本寺のみ也。山林二十五町九畝六歩。一頭兩面堂地一畝二十五歩。觀音堂地二十歩、各除地愛宕宮地二十歩。祭神火之迦具土神【日本紀】神代卷云、軻遇突智一書曰火產靈。祭日。

寺説云、〔飛州志〕人皇十七代仁德天皇の御宇、此國に宿儺と云ものあり。同郷出羽が平の窟中より出現す。其身長十八丈、一頭兩面四脚也。是救世觀音の應化にして、則當山を開。

是は文盲なる僧等の傳説也。【日本紀】卷第十一、大鷦鷯後御天皇御紀云、六十五年、飛驒國有一人、曰宿儺、其爲人、壹體有兩面、面各相背、頂合無頂、各有手足、其有膝而無臍、力多以輕捷、左右佩劍、四手並用弓矢、是以不隨皇命、掠略人民爲樂、於是遣和珥臣祖、難波根子武振熊而誅之、此武振熊命の老名將にて勇武なりしことは、三福寺村八幡宮の條下に記せり。と有て、元來朝敵國賊なれば、當昔の國造、其他に誅討せられむこ

とを恐れて、平生に出羽が平の窟中に隠棲て、(凡て山賊などの隱家のことは、繪草紙などにも相像べし)夜は潜に村里に出て、人民の食物財貨をも、奪掠などせしが、追々に部下の奸賊とも蓄滋て、諸共に窟中に忍び住て、暴惡不止。終には國造の威力をも、畏憚らざりし故、朝廷へ奏言られ、武振熊命、詎多の官軍を將來て、征伐玉ひし成べし。然るを此寺代々の僧等は、鎌倉また、足利代々の亂世に逢ひて、日本には【日本紀】其他、古史國典の傳はることを、夢にもしらず、……宿儺は、朝敵とも國賊ともしらず、身體の不仁なるをも論はず、希代無類人なれば、さだめて救世觀音の、化身にもやあらむと、佛法東漸の年代をも辨へず、言傳へ來し妄説ならむ。其由縁は、宿儺亡びて後、百七十餘年を経て、欽明天皇の十三年に、初めて百濟より、佛像佛器及び經卷を、朝廷へ奉りしこと、【日本紀】其他諸書に著明し。浮屠氏の妄作、年代の前後をも辨へず、愚民を誑かすこと惡むべし。佛法東漸より、百七十餘年以前に、いかでか觀音のみ、うかくと世に出づべき。世を救の觀音が、如何に化身なればとて、人民を狠に掠略て、佛意に叶ふ物かは、いと、兪忽なる妄作、笑ふべきこと也。則ち當山を開といふは、當昔賊の巢穴な

りしと云意にや、不審。

于時山頂の土中に、一つの石棺あり。其中に、法華經一部、袈裟一帖、千手觀音の像一軀を得たり。故に此山寺號を稱す。

世に類ひなき靈場と稱はん爲にか、る虛説を儲けて、痴人を化し來れども、方今【日本紀】【古事記】はさら也。國史古書を遍くよむ世にし成ぬれば、誰かはか、る拙劣なき虚言に、誑かるべき。抑百濟より、佛像佛器經卷を、朝廷へ献上し御代より、百七十餘年已前に、是は法華經也。是は袈裟と云物也。是なむ異國に名高き、觀音の御像也、と誰か判斷せむ。抑亦其等を、不知世に、誰か守護して、百七十餘年後に、佛法の渡り來るを、心長に待べきやは、可々笑々。

其後越の大德泰澄、或は眞如皇子、開基し玉へり。前には、兩面宿儺當山を開くと云て、此處には越の大德云開基し玉へりとは、何の事ぞも。宿儺亡ほされて後、三百四十餘年は、空山たりしにや。泰澄は、稱徳天皇の神護景雲元年三月十八日化せしこと、【元亨釋書】に出でたり。夫より又、四十四年の後、嵯峨天皇の弘仁二年、高岳皇太子を廢せられて、親王と成し玉ひ、同十三年、四品に叙せられ、其後僧と成玉ひし由也。【大日

本史】第九十卷平城天皇皇子列傳云、廢太子高岳、初爲親王、大同三年、賜山城久世郡地六町、嵯峨帝即位立爲皇太子、明年藤原仲成伏誅、太子廢爲親王、弘仁十三年叙四品、無幾落髮爲僧、更名眞如居東寺、研究眞言宗、爲阿闍梨、承和二年云、三年如唐求法、在唐十餘年、不返、元慶五年、學問僧中權、自唐上牒、告高岳赴西域至羅越國而薨、帝下詔痛惜焉、【和漢合運曆】曰、至羅越國遭虎害、猶此皇子の傳は、諸史に詳也。見て知るべし。されど木土に來玉ひしことは、更に見えず。眞言宗を研究し玉ひしことを聞て、牽強附會せし成べし。開基は誰か詳ならねど、弘仁七年、僧空海、高野山を開きての後なるべし。

然るに天文永祿の頃に至り、國士等、甲州の武田、越後の上杉に屬し、兩旗となり、州内の兵亂止時なし。

江馬左馬助時盛、初は越後に屬したりしが、永祿七甲子年、其二男圓城寺善立を甲州へ遣して、武田に従ひ、其年廣瀨山城守宗域も、武田へ使を通ぜしと也。

既に甲兵當山へ攻入、伽藍悉く兵火に罹りて、此時廢寺と成。

殿村圓城寺、還俗して江馬右馬允と名乗、甲將山縣三郎兵衛昌景の嚮導して、數百騎の軍勢、廣瀨宗域も來

會しけむ、永祿七甲子年七月、町方にて勢揃して、當山へ攻上り、火を放ち、堂宇一山十三坊残らず灰燼と成、衆徒敗北して、悉散走せしと也。
然るに天正年中に及び、舊寺離散の僧、普門院の亮輝、觀智院の女海、他邦より本土に歸來て、彼廢寺跡を再興する處也。

天正十三乙酉年八月、金森侯父子の軍勢、南北より攻入たまひ、高遠松倉落城して、三木氏亡て後、金森侯高山城を築玉ひ、天正十六戊子年、金森兵部卿法印、入城ましゝて後、鷹狩に在々所々見回玉ひし頃、此千光寺の事を聞しめし、再興の志の衆徒あらば、助成を加ふべしとのことなれば、北の房久昌院承り、從來の國士とともに謀り、信州に隠れ住める女海・亮輝二人に通達して、歸國せしむ。女海は國分寺の住侶と成、亮輝專順は、袈裟山燒跡(永祿七年兵火より、天正十六年まで二十五年の星霜をへて)に、寺院を再興せり。【除地帳】には、天正十五年金森法印再興除地とあり。前年斧始有て翌年成しにや。小八賀郷、坊方・下坊、以下村々を、修理職料と爲られしとなり。

仍て亮輝を以て再興、第一祖と稱せり。亮輝は元和元乙卯年正月十五日示寂七十一歳。女海は寛永二乙丑年六月

于時普門院亮輝、纒羅取造篠書堂舎、星霜既久、今建立所、萬治三庚子年九月吉祥日、奉行森與三左衛門尉直次、大工頭中井甚次郎、權大僧都法印舜慶書之、永祿七年燒亡の二十五年後は、天正十六子年也。亮輝再興して、其五世舜慶代、萬治三子年は、七十三年後也。萬治三子年より、明治三年まで二百十一年になれり。

御笏木獻上 【荏野册子】^{位山}云、後水尾天皇御宇御代、元和二年の春、千光寺女海阿闍梨、傳奏廣橋大納言兼勝卿につきて、御笏の材を奉れり。【千光寺記】^海云、予就老耄、國分寺を讓與大阿闍梨尊雄、隱居觀音院云、古累代令調進笏木、中絶之條、當今御代、再繼絶興廢、調御笏木、示尊雄阿闍梨、以傳奏廣橋大納言捧之、法孫沙門勿令懈怠云とあり。女海は元袈裟山千光寺中、寶光院の住僧たり。永祿七年甲子七月十八日、武田が士卒、飛驒國に發向して、千光寺を燒亡せり。かくて女海等、信濃國に退て廿餘年を歴て、寺跡に歸り、昆弟普門院亮輝に、千光寺を再興せさしめ、女海は國分寺に居て寶塔を建立せり。一宮は中世千光寺より兼帶せしによりて、元和の女房奉書も、一宮に在しを、大秀寛政の頃かしこにて見しを、近き頃請返して、今は千光寺にありとぞ。【飛州志】に笏木進奏の事を千光寺亮暉とせられしは違り。【千光寺記】は

廿四日示寂八十七歳。
一頭兩面堂 桁行……梁間……兩扉兩庇土藏構、宿雛石像身長六尺餘、甲冑を着、帶劔弓矢を持。

此兩面宿雛は、寺説に註せるごとく、皇命に隨ひ奉らず、人氏を掠略せし、朝敵國賊なりしに依て、朝廷より、將軍を差越されて、誅伐しめられしは、所謂天誅を蒙りし也。然るを、海内諸國は云もさら也。通信の異國迄へ對し、飛驒宿雛は、萬世不朽の耻辱を得たる、國賊ならずや。其を後世の奸僧等、佛法東渡、前後の年代をも辨へず、救世觀音の應化と偽り、末代まで、公然と其像を造り、堂内に安置して、參詣の諸人に禮拜させ、賽錢を貧ほり、朝廷を少も恐れざるは、甚しき狡黠ならずや。又享保年中の縣令、【飛州志】編集の頃、【日本紀】を熟考もせず、寺説寺記を、尤なりと心得、惡を匿し、善を爲むと思ひしにや。事實を思惟せずして、却て祥瑞部へ入しは、いとくかたはらいたき、所爲ならずや。

觀音堂 本尊 千手觀音
再興棟札祀聖主天中天、迦陵頻伽聲、哀愍衆生者、我等令敬禮、奉再興當國太守、金森長門守源朝臣賴直、武運長久如意滿足所、去永祿七甲子年七月十八日、甲州武田軍勢、亂入當山、放火不殘堂舎一字、悉燒失、然經二十五年春秋

女海の作なり。そのかみ天氣奇特に思食のよし、慇懃に仰下し賜ひし女房の奉書、又廣橋大納言^{後内}の副翰、そのの家司速水安藝守の書簡など今に存り。

女房奉書 ^{一葉の端つかたに宛所と封字あり本紙の端をたぢかけて巻て}
【裏紙ニヒラ重ねて書きたり、凡堅一尺四寸廣一尺四寸五分許、結び留めたるものなり】
ひたのくにせん光寺より御しやくのきまいり候よし仰候と申ことに候きとくにおほしめし候このよしよくよく御仰候とつたへられ候かしこ

ひろはし大納言
とのへ

廣橋大納言副狀
猶々御笏の木御進上奇特に思召候御卷數之儀御進上有度之由得其意候隨て綿五
【把送給候喜悅之奉候猶期後便之節存候かしこ】
禁裏の御笏の木御進上則遂披露候悅思食候女房奉書申
出進之候珍重存候委曲御使僧へ申候間不能詳候恐々謹
言

二月十二日
千光寺
兼勝

廣橋家宰速水氏書翰
已上 ^{追啓墨册子へ白布二端右近に}
^{白布一端拜領存候かしこ}
尊翰兩册拜披辱存候御笏の木御進上に付重而周榮御房

上着候則申入被成奏聞候久斷絶之儀今度御再興奇特被
思食候就其廣橋故大納言殿先年御下向之儀具承候御發
句なと被遊付候御一覽候委申入候向後之儀疎意に存間
敷之條卷數御進上尤存候此旨可被申入候恐々謹言

二月十二日

速水安藝守

定(花押)

千光寺

御納所御房

元和二年丙辰二月十一日、椒房舉

文命、而國字之書、降於廣橋亞相、名曰兼時、時司所撰武家 號

稱女房奉書者一篇、亞相復千光寺、在飛州大野郡下保村與第

六町在古千光寺管接祠者也、號曰副翰者一篇、亞相家宰速水安藝守署

復千光寺草書者一篇、余觀之於飛州第一宮水無祠

底、時元文五年庚申四月二十三日也、因案雪玉集曰

飛驒國司基綱輪位山伊知以能幾於笏料以上取雪玉集意 然未

言奉

御用蓋其文未備也奉書曰悅

上意譯奇特 著文曰興於久絶蓋褒其後國司絶文龜四年甲子

國司國司姉小路基 無復貢者、然今進上也、余稱嘆之故加

裝袖壽億萬年 重作銘曰

如斯三篇

餘所未傳

珍祠輝土 美莫盛旃

元文五年庚申四月廿三日

飛濃郡吏藤原忠崇親識署印證成

【荏野册子】に出たるを、又茲に寫し出つ。長谷川氏の銘

に、珍祠輝土と有は、一の宮ならでは、如何の心ちすめり。

【千光寺記】此記は、元和七辛酉年十一月、袈裟山千光寺の

(再興三代)住僧、玄海が著書なり。其玄海は、永祿七甲子

年七月、甲州武田の軍勢の、責來たりしをり、防禦せし僧

なりしが、放火せられて、逃去、信州に潛匿れて居しが、

二十五年を歴て、天正年中、金森侯、國中平治の後、便を

得て、亮輝とともに立歸り、亮輝は其燒跡に、堂舎を再建

して、住持となり、玄海は國分寺を住持して塔を建をり

しが、其後國分寺を、尊雄に譲り、此千光寺の内、觀智院

に隱居せしが、(其後千光寺の住持になりしにや)元和二

丙辰年國分寺の尊雄に示して、(其頃一宮の守護を、千光

寺にて兼帶せり)御笏木を、禁廷へ献上して、(國司姉小路

基綱卿の、御笏木献上は、【雪玉和歌集】に出、其先例に依

てなり)其後【千光寺記】を、作しよし也。其は【日本紀】を

始め、歷朝國史古書類、いまだ刊行成ざる以前に、そだち

し僧にしあれば、國史を知らざるは、尤なれども、上古年

代の前後を、更にしらす。高津宮仁德 天皇の、八十七年天

下しろしめして、崩御ましまして後、三百八十餘年を経

て、桓武天皇の御代、延暦の初に、凡て御代々々の天皇の、

漢様の御謚を、淡海真人御船に、勅宣ありて、撰びて上ら

れしことを、御代にましくける間の、御名をも、夢に

も知らずして、いまだ世に御生まさざる、御前世より、御

謚を稱し奉しことと思ひ、いと恐くも、高津宮天皇と、朝

敵國賊の宿讎とに、釋迦が末代に指圖せしことなど作り

出、其賊を菩薩と稱ひ、又雄仁と云廷臣を作り、後々の御

代に、遣唐使等の、奏言を聞召て、唐禮を用ひたまひて、

元正天皇御代養老三己未年二月初めて諸官人に、把笏し

め玉ひしことをも知らず。高津宮天皇より、上代の天皇

をも、すべて用ひ玉ひしことと思ひ、本土は南朝より、國司

をも、立おかれしことをも知らず、いとかしこくも後醍

醐天皇より、後の御代までに、敵ひ奉りし、足利を尊ひ

ひ敬て、かへりて南朝の君臣を、朝敵と記したること、讀

つ、見れば、いとく忌々しく、恐多き事のみなれば、

【飛州志】には、(善惡邪正をもしらぬ縣令なるべければ)

入たれども、此【後風土記】には、憚りて省きつ。名義をも、

國體をも、條理をもいさ、かわきまへぬ、玄海が罪は、兩

面の宿讎に、等しかるべし。又元和以來の、國守も、縣令

はた屬吏も、國中數萬の賤民は、云に及はず、國中にある

【飛驒治亂記】と、其【千光寺記】との、二書ばかりの珍書

は、世に又あらじと思ひて、家々に秘持たるは、豈昏愚の

至ならずや。

佛法僧鳥 佛法僧鳥は、此山中に住て、首夏より秋まで、毎

曉に鳴とぞ云傳ふ。【和訓栞】中編云、佛法僧鳥は、紀州

高野山にあり、大さ鴨よりは小也。脊もえき色、羽さき黒

色を雜へ、背赤く太く、足も赤し。爪前に二つ、後に二つ

ありて、夜陰に、雄、佛法と鳴、雌は僧と鳴也云。【荏野册

子】卷二、まそほのす、き、云、弘法大師の【聖靈集】補闕

抄卷第十に、後夜聞佛法僧鳥、閑林獨坐草堂曉、三寶之

聲聞一鳥、一鳥有聲人有聲、聲心聲心 雲水俱了々、【栞】云

惺窩先生、【性靈集】中卷一とせり。釋運徹か抄に、佛法

僧鳥、典籍所載、未有所見、余嘗親聞于南山摩丘峯上、其聲

似呼佛法僧也、或曰、此詩於南山龍光院所咏焉、或曰、於

内州高貴寺所製也とあり。猶日枝・松尾・下野國二荒山・

飛驒國の東信濃境に連れる高岳の邊、袈裟山(大野郡に

あり山上に千光寺あり)などに鳴云。肥後國八代郡、金海

山釋迦院と云、山寺にては、毎年四月十五日より、七月十

五日を限として、其聲聞にとて行て、一宿に大槪きかで

歸るはなし。佛法僧と呼聲、いと清亮にて、山林に響わた

れり云。此寺は、桓武天皇の御願にて、開山は辨善大師也と云り。【日本紀略】第一卷三十一云、醍醐天皇延喜十八年、八月十三日癸丑、右大臣忠平、於五條家、限五日十座講說法華經、佛法僧鳥來鳴樹上、令文人詠詩、十四日甲寅夜、五條穩子后宮講說之間、佛法僧鳥鳴松樹上、在坐詩人賦詩、佛法僧鳥は、深山に住る鳥なれば、京城にて鳴しはいと不審なり。今俗に云、夜鷹などを、僧に欺かれて、文人詩人に詩を作らしめ玉ひしにや。【躬恒集】に、延喜十八年、八月十三日、〔紀略〕同時なるべし。右大臣の家に、八講するに、佛法僧と云鳥の、鳴ければ、よみて奉れる歌、

足引の、山に住らむ、この鳥は、いへにやはなく、いかなれば、繁き林も、多かるを、高き梢も、あまたあわど、はね打羽ぶき、飛過て、春夏秋の、時もあるを、君が秋しも、紅葉の、から吳藍に、振出て、なく音を里に、きかせ初つる

山にすみまれにきこゆる鳥なれど、里にも君が秋よりぞなく

其心とも君は告しもせじ物を、いかでか鳥のかねて知けむ

殿の忠平かへし、左衛門尉みなもとのなりだやを、御使にて、

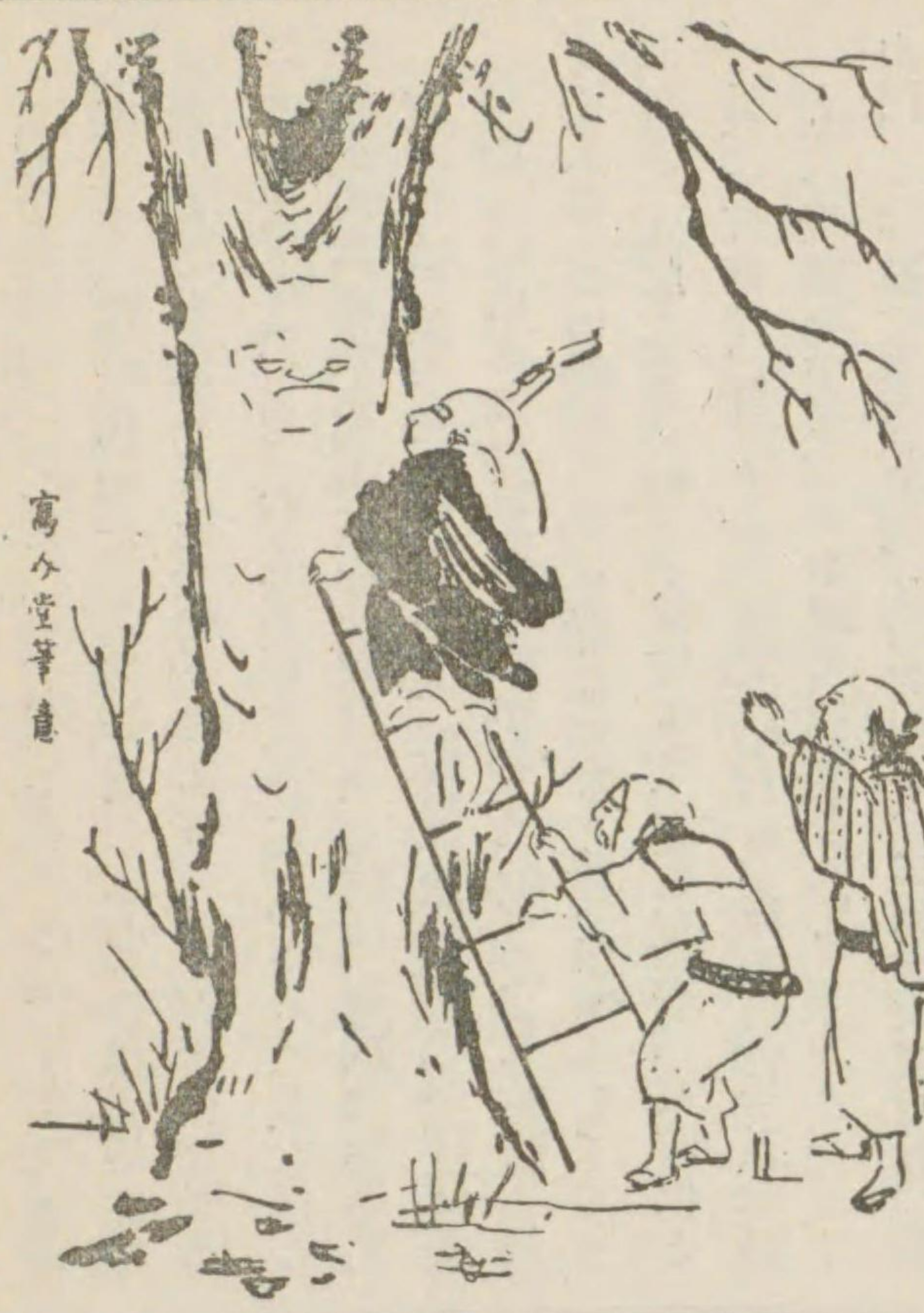
法を思ふ心しふさく入ぬれば(ど)、さとも鳥に(の)みえずぞ有けむ

と見えたり。かゝる高貴の人々すら、僧等には欺れ、法華經の功德に因て、深山に住める鳥さへも、飛來て鳴ぬ、と詩歌をも、咏せられしことならむ。【新六帖】光俊、

松尾の峯靜なる明ほのに、あふぎてきけば佛法僧なく

猶中古以來のには、そこばくあれど、記すに違あらず。抑此佛法僧のことは、近世江戸人、遠山濬濬字如又……曾我章字詩人等、何れも來て話けるは、二荒山光にて其鳥の聲をも聞、貌をも見しに、山鳩の一種成べしと云り。實に然るべし。鶴の鳴聲さへも、其佛法とよぶに髣髴たるを思ふべし。古しへは(古今集)鶯は、宇具比濡(可憂不乾)となき、又悲登久悲登久(人來々々)と、鳴とも聞えたりしを、佛法盛りに成りて後は、法法華經と鳴といへば、然も聞ゆる心ちすめり。又本土の深山の村里にて、杜鵑の一種に、慈悲心と鳴と、聞ゆる鳥の、此山にても鳴めり。山中の村々にては、俗に十一と云。そもく佛法僧も、法々華經も、慈悲心も、用ひ來りし、漢音吳音にて、聞けばこそあれ。和訓又は、唐音にては、聊も似たる聲の、やうにもあらぬ物をや。

圓空ミチウツノカウツ鈿製【和訓栞】に奈多、【日本紀】に鈿字をよめり。雍斷の義なるべし。【大神宮式】に鈿【字彙】に、鈿平木器と見えたり。【全浙兵制錄】に、小斧を譯せり。【字鏡】に鈿を、打奈多とよめり。【崎人傳】に、僧圓空は、美濃國竹が鼻と云所の人也。稚より出家し、其寺に在しが、廿三歳にて富士山に籠り、又加賀白山にこもる。ある夜白山權現の示現ありて、美濃國池尻彌勒寺、再建のことを仰玉ふよしにて至りしが、いくほどなく、成就しければ、そこにも止らず。飛驒の袈裟山千光寺と云るに遊ぶ。其袈裟山に在



寫々堂筆意

ける僧、俊乗と云るは、世に無我の人にて、交善ければ也。圓空もてるものは、鈍一挺のみ。常に是を以て、佛像を刻むを所作とす。袈裟山にも、立ながらの枯木もて、作れる二玉あり。今是を見るに、佛作の如しとかや、云とあり。其圓空は、法師の身なれば、佛像又は、二玉十王等の像は、いかほど製すとも然るべし。唯忌々敷とは、村々の愚民の頼めるまゝに、其里の産土神の御像也とて、八面なる髪の逆立し、天竺の障礙神、または三貌ありて荒たる神の、畫に書たる、貧乏神の相なる、像を製て、やりたりと見え、大小八賀郷はさら也、他の村々の神社に、祭れる神像も圓空の鈿製の多きよし也。可惜この神國の、村里に祭れる社殿に、天竺の障礙神の類而已なるは、いとくかしこきことならずや。又【崎人傳】に、袈裟山の(千光寺再興六世元祿年中の住持)俊乗は、人の空言云を、何にまれまこと、す。蓮花坂千光寺の八町の中なるかと云ふ所に、蓮花躑躅と云もの有。其花盛に、人戯て云、かの花に背をあて、あぶれば、いと暖也。試玉へと、俊乗教のまゝにしたるに、春日の影うつろひて、いかにも暖なるを、日影と思はで、誠に花の故と、悦びしとなむ。又或人あざむきて、坂を登るには、牛馬の如くはひて登れば、苦しげなしと云るを、まことにして、袈裟山の麓より、八丁の間嶮坂を、はひ登りけ

るが、是は人の云しに似ず、いと苦しといへりとぞ。如此愚直き人なれば、圓空も悦び交はられしなるべし。是ぞ本土人の本性也。千光寺代々の住僧も、かゝらましかば、至愚なる人をあざむき、空言を世に傳ふることも、なからましを。【崎人傳】の畫をかきたる、京師の花貳三熊思孝、寛政の頃、此千光寺に來遊て、隙に得意の、彩色の櫻花と、一面には山水とを書て、今に存せり。號さへも、花貳と云し人なれば、櫻花の畫、凡ならざること、想像べし。

八町坂 此千光寺の麓、下保村より、登る坂道を、八町坂と云、一町毎に、目標の石地藏を建たり。坂の傍に、五本杉とて、根は一つにて五本並立る名木あり。

山門 八町坂を登り果れば山門あり。二王を安置せり。後に元祿年中、僧圓空の鈿製の大なる二王を立たり。

鐘銘 聞鐘聲煩惱輕、離地獄出火坑、速成佛度衆生、厥飛州袈裟山千光寺、因禍亂、堂塔諸伽藍悉燬滅、欽歎之餘、國主三木直頼朝臣、大和守建立之、其志爲菩薩成、願主謹奉鐘鐘、令寄進之者也、天文十五年丙午小春日、沙彌弘順、大工能州中井住、藤原川崎次郎右衛門吉久、とあれば、天文年中にも、火災ありし也。其時は三木直頼建立せしを、此鐘を鑄しは、天文十五年にて、甲州武田の兵士の、放火、永祿七甲子年後十九年には、僧徒此鐘を外して、逃散せし成

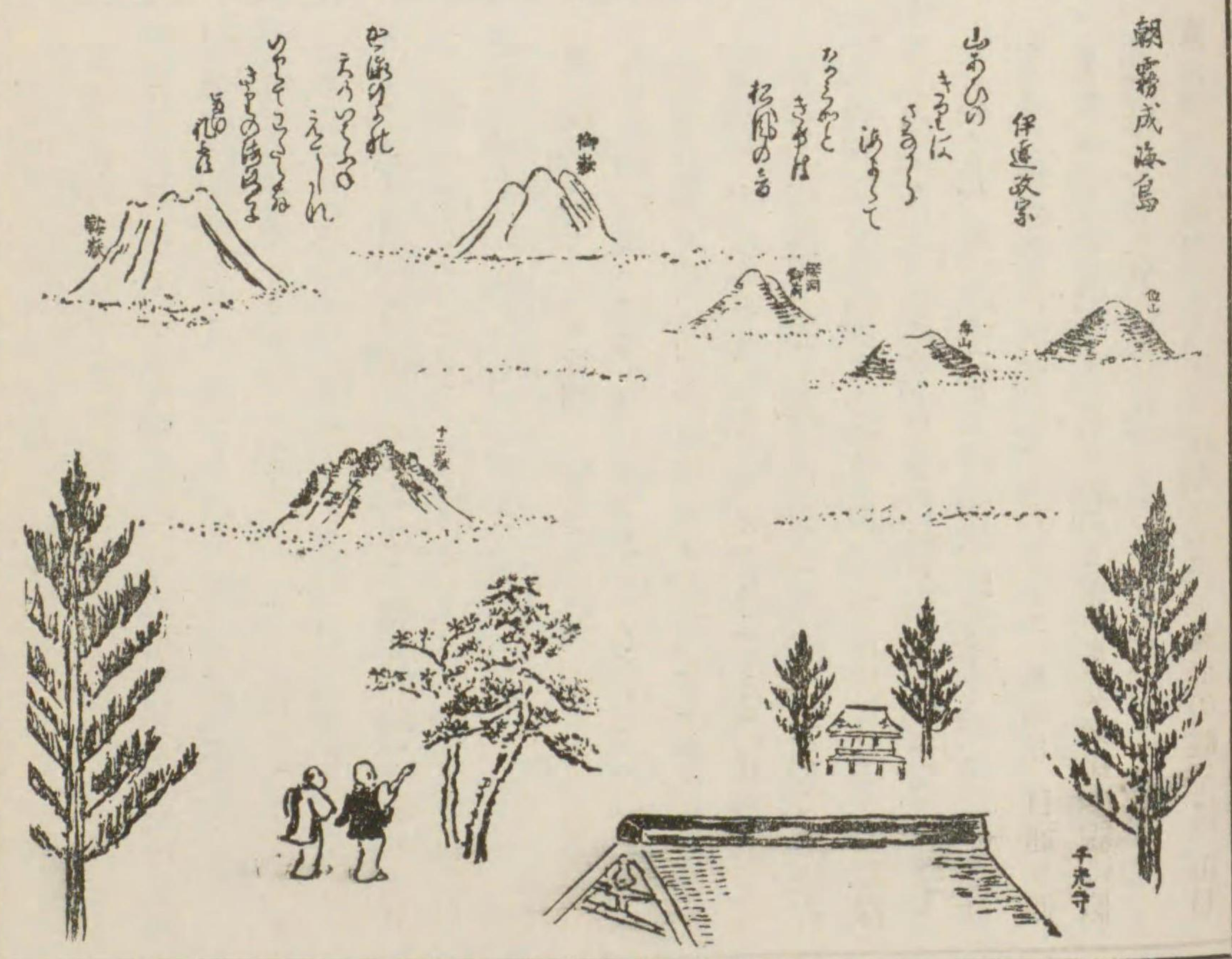
べし。書寫大般若經後書 奉施入九頭大明神御寶前、始自文永八年正月晦日、至建治元年、終書寫功、願主左衛門少尉橘頼綱

右二部者濃州郡上郡、九頭大明神有之、當國本所自綱、御出馬之時取之、當山觀世音寄進、天正元年癸酉八月、檀那川尻新之丞利廣、【飛州志】云、橘頼綱來由未考、當國本所自綱は、三木大和守也。川尻利廣は、其家臣也。郡上郡は何村ぞも。

千光寺山 諸木、小八賀郷の、北の極なる高山にて、陰を塞陽に向ひ、一山地理も能くえ、水も乏しからず、樹木繁茂せるに、代々の住僧、年々杉の苗木を、數多植をへて、年々成木し、又自然生たる、松姫子諸木とも、繁りあひたり。元來高山なれば、蘿ササゲ比加介一云佐流平加世老樹古木の枝に、はひかり、諸鳥もむらがり栖り、二十五町餘除地の山なれば、諸木を連に山師にうりて、其代を得て、寺費に充、國中に雙なき、名山の古寺也。

男女木 本堂の脇の山上二町ばかり上に木あり。目通り四五尺ばかりも有べし。其木幹のさま、男女交接の貌に似たれば、男女木と云。霧海眺望 國內にて、年々秋朝ごとに、霧海の眺望は、山口

村の郡上界山、吉城郡八日町村後を始め、處々にあれども、此千光寺にて見るぞ、最第一たりと云傳ふ。秋夜、ほのくくと明はて、後、咫尺もわかたぬまで、霧のたちおほひたる、少時ありて、旭の出るに從て、霧は漸々に沈みつ、先づ鞍嶽と、馭嶽ウツリ木曾の御嶽といへども、西北面は本土益田郡也の項見え初て、川上嶽も、白山越の白山といへども、東面は本土白川郷也も顯出て、渺茫とはるかに廣き、霧の海面、見渡したる間に、朝日のおひおひ昇るまゝに、位山・船山・櫻洞の御前山・郡上界・編笠山・十二嶽、又右の方には、源氏ヶ嶽・松倉山・彦谷山・見量山等、海底より次第に浮び出、其餘の高山の、つぎつぎに現れて、見渡さるゝさまは、舟こそ無けれ、陸奥の松島のながめも、如此あらむかと、思はるゝばかり成とぞ。秋の晷の移ひ易きまゝに、霧は自然、海底に沈むぞと見る間に、正午にも成ぬれば、いつのまにかは、消失けむ。いさゝかも、霧の餘波もなく、小八賀の山川村里、大八賀郷、灘郷の山々村々まで、明に見えわたりて、夢の覺たるこゝちすとなく、言つたへたる。



には争ひがたし。又【拾遺集】賀歌、

清慎公七十賀し侍けるに竹の杖をつくりて

位やまみねまてつける杖なれと、いま萬代の坂の

ためなり

能 宣

【北村季吟の抄】に云、清慎公太政大臣關白從一位、まことに官位には不足なし。此後御壽命長久なれとの心也。位山は飛驒也。萬代の坂は、萬世をこゆることなり。【八雲御抄】卷山の部に、くらら、飛一いや高の岑、六位笏木伐之山也、【拾】能宣、通信乃國山歟とは【六帖】なるうたによりて、宣たまへる也。清少納言【枕草紙】に、山はくらら山、峯はいや高の峰（大秀曰位山の内の一峰の名なるべし）【在野册子】位山云、位山は飛驒國大野郡久々野郷宮村に在。此郷は大抵此國の眞中にて、南美濃界へ凡十六里、北越中國界へ十八里、東信濃國界へ十一里、西美濃國界へ十里許、高山府より三里餘南に當れる地なり。此山國の中央に在て、大きやかなれど、甚しも高からず。巔のさま穩淳にして、木立繁く榮えて、物すごからず。舟山と云も、大凡同狀にて相對たるを、高山より見離たるさま、いとよなくて、實に感ありて猛からず、と云ふべき容儀して甚ためたし。以上木と俗に稱る檜・黒檜・扁栢、安寸波比乃伎、または安寸比とも云。是は清少納言の【枕草紙】に出。【抄】に俗にあすならふと云

木なりと見ゆ。樅・榲・赤檜・姫子・桂、其外きは生茂りて、世の爲に利益なるも木祖神の御蔭にこそあらめ、

花【千載】

位山はなをまつこそ久しけれ、春のみやこに年を

經しかと

實 守

松【續古】

おほきみの位の山の小松はら、ことしや千代の始

なるらん

中務のみこ

鶺鴒【續後拾】

くらら山のほりてきけは久方の、空にかたらふほ

と、ぎすかな

公 明

題しらす【新千載】

いかて我くららの山に庵しめて、のほり果れば身

をかくさまし

基 成

呼子鳥【千五百】

猶さそへ位の山のよふこ鳥、むかしのあとのたえ

ぬ程をば

俊 成

鶯【夫木】

よそにても聞そうれしき位山、たかきにうつる鶯

のころ

三條入道右大臣

椿【同】

位山いはねにおふる玉つはき、八千代のかげは君のみそ見む

よみ人しらす

菊【家】

さきそむる位の山のきくの花、こき紫に色そうつ

らふ

定 家

老坂【三玉】

老の坂おほつかなきも位山、こえむや安き門出な

るらむ

政 爲

述懐【名所】

くらら山たかねの松もあるものを、ふもともしら

ぬ谷のうもれ木

東 磨

山家【同】

位山みねなる人をふもと、は、わかみよしの、お

くよりそしる

長 流

釋教【同】

いつか我もとの佛の位山、まよへる雲のみねにか

へらん

契 冲

綠【同】

位山みねのわかはのみとりさへ、あけにうつろふ

秋をこそまて

千 蔭

黃【同】

くらら山やま口にたに入たらて、かくなからこそくちなしの袖

朱買臣【同】

しは人のあふくも高き位山、ふみ、さりせはいか

てのほらん

萬 蹊

芝山宰相持豐卿の、中納言になり給へるを、ことぶきて

よみて奉れる。

賀

なほのほれ路はなくとも位山、おとろの道も君は

なつまし

宣 長

三度紫雲見

紫の雲をかさねて上もなき、位の山の名にや立け

む

禮 彦

こむらさきにほへる色をくらら山、あふくも高き

雲の上人

同

【續拾】

位山ふもとはかりの道をたに、猶わけかたくか、

るしら雲

隆 祐

月【續千】

くらら山身はしもなから影みれば、のほらぬ峯に

月そさやけき

能 清

椎柴【同】

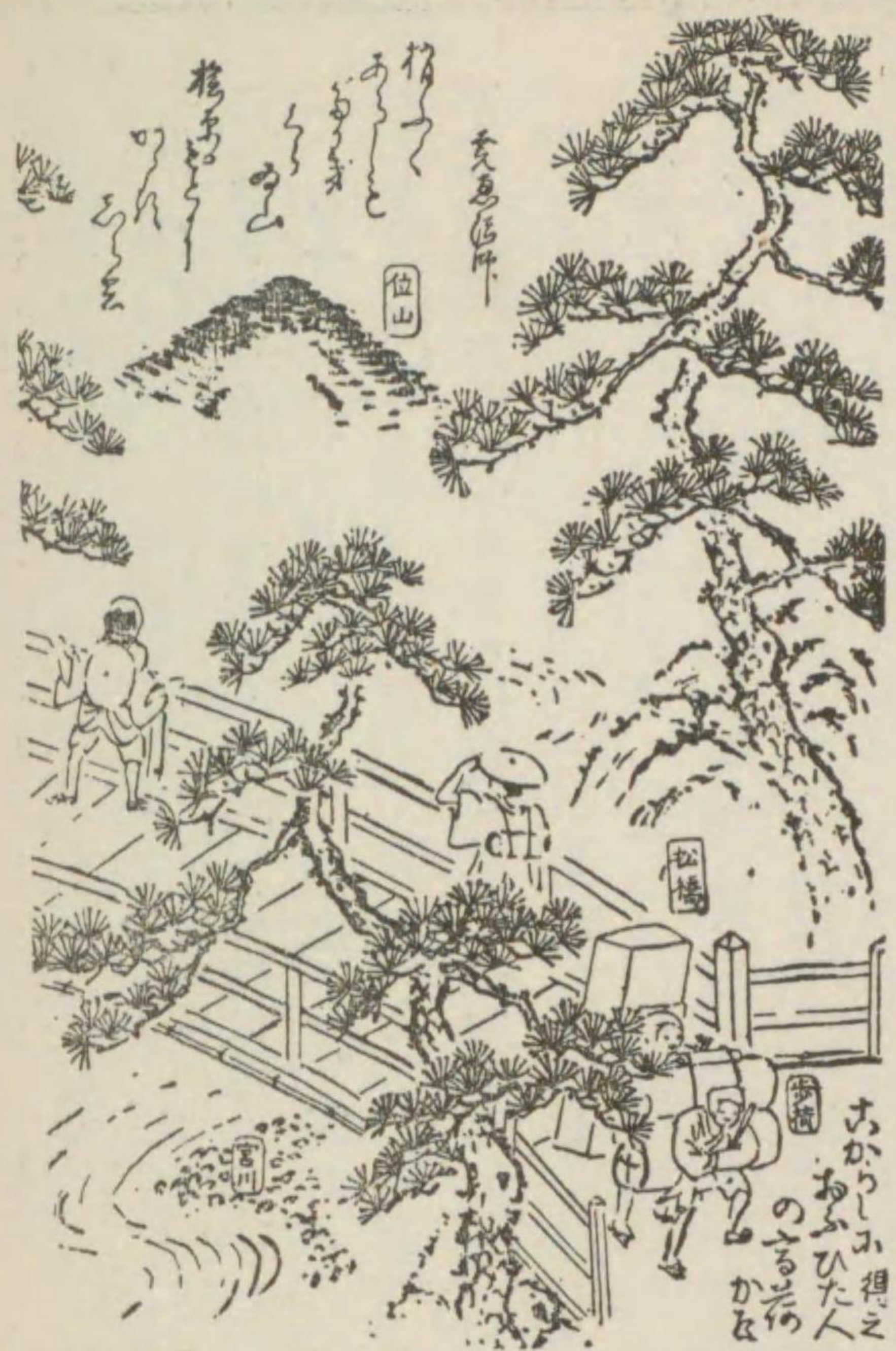
千世ふへき君か行幸にくらる山、又分のほるみねの椎柴 祐 親

荆【新千】

位山おとろの道のほと遠し、花の外なるみねのしひ柴 資 明

【堀次】

むらさきのはつもとゆひを結ふより、君かくらるの山をしそ思ふ 常 陸



【近名】

位山す、むはかたき人の上に、やすくものほる月のかげかな 千 浪

同

あまつ空おふへる雲は位山、さかゆく人のそてかとそ見る 雄 風

同

くらる山高き短きほとくりに、木々さへ品はある世なりけり 彦 磨

(木位一) 一位木 位山(舊名愛寶山と云。貞觀十五年紫雲見の奏後位山と改しと也)に生る赤檜を(他山に勝れて、木理紅白鮮明なれば、位山名木と云)一位とかけるは、中昔椎子を四位源三位頼政に通はせし如く、比と爲の音、混ひての世の言なるべし。木の質幹身は甚赤く、肌は太白し(志良多と云は四位の歌)肌と身との紅白は、光艶ありて、鮮明灼然、肌身際だちて見ゆる木なれば、赤檜と云るなるべし、と或人云り。檜の字義には泥むべからず。黒檜(檜部)白檜(檜部)の類に同く、何れも腹理細にして、光映ありて堅くして、葉は異れど、木理は檜の比なれば、赤檜と名づけしなるべし。

【和訓栞】中編云、笏を飛驒國の位山の櫟にて造るといへり、よて一位によせていへるは、椎を四位に寄てよめるが如し、

本義にあらず、一説に位山の木は、笏の木とも云一位にて、櫟にあらず、榧に似たり。よりて飛驒にて、イヌカヤと云赤實を結ぶ。榧よりは葉柔かにして、信州にて峰蘇方といひ、花肆にては伽羅木といふ物なり。満山皆此木とぞ。又楊弓の箭の木とす。

【日本紀】其外に出たる地名、櫟井・櫟生、【和名抄】(草名)櫟子(以知比)又(郷名)櫟原、【神名式】山城國葛城郡櫟谷神社の櫟は同唱にて、木は太異也と見ゆ。【古事記傳】【和訓栞】を見て熟考すべし。

笏木 皇國把笏の事は、【續紀】卷第……元正天皇養老三年……初て見えたり。【和訓栞】(中編いちひ)條中に、【元正天皇紀】に、初職事主己上把笏、五位以上牙笏、六位以上木笏、と見えたり。今は御即位などの大禮には、牙笏を用られ、平生は公卿も木笏を用ひらる。【廣韻】に天子以玉、諸侯以象、大夫魚鬚又竹、士は木とあり。象も象牙也。鬚は鯨のひけ成べし。笏字竹に从へば、本は竹なりしにや。【延喜式】彈正式に、凡五位以上通用牙笏白木笏、前詔後直、六位以下官人用木、前挫後方と見たり。【八雲御抄】には、位山は六位笏木伐之山也。(天秀曰、【式】に云とあるを思へば、五位以上も、牙笏のみならず、白木笏をも用ひたまひしなり)故按に、白木笏は、この志良多を以て作りけむ。【和名抄】木

部に【唐韻】云、椈音永【漢語抄】云佐久木、可爲笏也と見え。【字典】木部に、【唐韻】【集韻】並於櫟切、音永、椈木可用爲笏、谷川氏【和訓栞】志部云、しやくの木は、いちひ又ふくららの類古く見え、近世或は櫻終を用ふ。貝原氏【大和本草】に椈と題して、飛驒國位山の、一位木にて笏を作と云。【雪玉集】に、飛驒國司基綱、位山のいちひの木を、笏のれうにのほせられしと有。

茯苓 或曰、近年一宮の民、櫻屋喜八と云る者、茯苓を探はた製法をも習得たり。一年三枝郷の山中にて、一日に馬に負すれば、二駄ばかりも有むと思ふほど堀しとぞ。又曰、茯苓は宮山を始、久々野郷・廣瀬郷・川上邊、すべて松木の有山には、何處にてもあるなり。松を伐て凡そ三四年後を時とす。其より早くても、又時過てもなしとぞ。又曰茯苓さしは、鐵にて長き火箸やうの具を用ひ、又竹炬をともして尋當るとなり。

舟山 無數河にあり。山陽は河内郷牛牧谷に屬す、高度……飛驒國司姉小路中納言基綱卿の、【八所咏歌】に、久々野山とある、此山なり。所生の諸木位山に同。

川上嶽 宮川の本源、此嶽北より流出、支源は位山より出。高度……一名兎ヶ馬場山共云。國の中央の高山、北面は宮村、東面は山之口村、南面は益田郡馬瀬郷川上村の水源なり

が、ある時其大蛇、池より脱出する由、村人言はやしければ、宮村民等甚なけき、相ばかりて、古き鍬・鎌の農具を集めて、池の北涯に竊に埋置けり、其後天地晦暝山嶽鳴動して、池中より大蛇顯出、無數河より阿多野川へ脱去けると也。其後荒果て池跡のみ今に残れりとぞ。黄草池中百丈蛇、傳聞脱出走南河、千年水涸妖氣起、知是荒塘埋鐵多

節 齋

支村太武家……高山より三里南。蓋嶺の南、無數河の奥にあり。古昔の官道、石浦驛と上留驛との中間也。金森家領國の頃より、位山路往還の驛亭たり。多武の名義は【古事記】中卷云、山多和、【傳】云、契沖が河社に、今も山里の者の、山の低くたわみたるやうの處を、多和と云也【雅言集覽】に、多和はタワム也とある是也。方言に嶽垂を太介太禮留、山の多和を太和とも、太奈とも、橈を太和武と濁りていへり。此村は位山腰にて、左に黄草嶺、右に位山嶺の中間の多和美にあれば、太和武（太和美の美の武となるは、公を伎武、文を不武の類）といへるを約めて太武といへば、自然段の字の音のごとく聞ゆめり。（かゝる故に位山をば、無數河・久々野にて太奈山と云は、太武乃山の音便なるべし）大和國十市郡多武山も同義歟。

【萬葉】九卷 椽手折多武山霧茂鴨、細川瀬波縣、祇留、

支村湯屋 冷湯 一宮・山下等より一里程奥水源にあり。位山の下より出る冷湯を樋もて引來ていとぬるければ、人家にて燃て浴す。痲氣・腹痛・盜尿等を治、國民みな來浴す。家後に藥師堂あり。是大汝命と少彦名命との御恩賴を、藥師如來の功德とのみ思へば也。

大稻峠 湯屋より水源の方……町許行、西へ登る峠也。川上郷三つ谷村に出。

宮峠 二里杭

鳥坂より山梨へ越る官道也。

一宮水無神社 祭神御年神（建速須佐之男命御神孫御父大年神）・神倭磐余彦天皇（神武天皇）・廣幡八幡大御神（應神天皇）

【玉釋】云、諸國に一宮・二宮など定られし年時は、古書にもみえたることなし。或説に、聖武天皇の御世に、每國一社づ、撰置たまふと云へるは、さも有むか。尾張人眞野時繩の【神階編】に、或書云、諸國神社に代々に、神階を進られて後、一二の宮と云ふことあり。此は國分寺などの如く、一時の定とは見えす。【一宮記】ありといへとも、其時を儘に記さず。中頃より申出せしこと也。上代の記録に一宮と云ふことなしと云り。實然る説也。水無神社は【往野册子】總社考に、大野郡久々野郷宮村に座す。今は宮と

(殿宮)

のみも、一宮とも稱せり。（古くは宮殿と申せしなるべし）美那志と申は、彼地の古名にて此村に覆河原とも、鬼が河原とも云所に、河水地中を潜て、下にて湧出る所あり。是水無と號たる緣也。かゝる地他國にも在て、水無川・水無瀬川など云て、歌にもおほくよみたり。祭れる御神は、神武天皇に御座しますよし、文龜の頃國司中納言基綱卿下りたまひて、此國八所の歌（此飛驒の八所の國歌竝裏書、備前少將源光政朝臣の眞跡巻物を得て家藏とす。【飛州志】に此八歌を作者未詳とあるはいかゞ）をよみたまひて、都に參らせられし、其歌の裏書に宮殿水無神は、府社なりより二里餘、本社神武天皇といへり。末社多し云云。位山は諸木生る中に、笏に用る一位木多し云云。此山を位山と云こと、神武天皇へ、王位たもちたまふべきとを、此山の主として身一にて面二、各足手あるなるが、名は兩面四手といふ、雲の波を分、天船に乗つて來れり。此山にして其事を授給しより、位山といへり。其船を乗留し所、船山とて、位山につづきてあり。此事宮殿の緣起にあり。（以上基綱卿の哥の裏書文）と見ゆ。昔からかく云事ありて、緣起には記たるなるべし。此傳の誤なるとは、中納言此文の末に辨給へり。按に是は僧共などが、偽作れる事也。禮彦按に、文龜より云は史の國史をよまぬ僧等の妄作にて、元

正天皇養老三年初て把笏、文武天皇大寶元年より、一位・二位の位階の事をも不知、名は兩面四手など字音の名など神代にあらめやは、かゝる緣起の拙文を、故國司は何とて採用るらわけむといふかし。兩面宿儺が事は、【日本紀】仁德天皇六十五年に出たるを、神武天皇と云はで甚く後れて便なければ、人皇の始の天皇へ王位を授奉など書たる也。其授たる方を祭らで、却て受たまひし天皇を、祭るべきやうやはある。王位云云るは、位山と云名に附會たる也。又雲浪を分天船に乗て云云、乘止し處船山とて云云いへるはいかゞ。【禮彦按】神武天皇紀の天磐船をとれる也。宿儺は小八賀郷、日面村の出羽之平の岩窟より出ると云今も昔も普く云傳たるにまたがへり。是は天降れる神として尊けに偽作れる也。【禮彦按】朝敵國賦を神とせるは何のことども。船山は船を覆たる形ゆえ、船山と云るを、止と云もいかゞ。又宿儺は皇命に隨奉らず、人民を掠て爲樂ゆえに、武振熊命を遣して、誅せしめたまひしを、佛道を教に出たりとは、是まさしき僞言也。【禮彦按】に、千光寺の僧の作なること明白也。又【往野册子】云、一説里人の傳て今も云なるは、甚遠き神世に、此國に荒振神ありしを、此大神筑紫國より、遙々に出まして討亡玉ひて、飛驒國の眞中なりとて位山の麓、水無村に鎮坐

せり。故今ツクシコヒシと鳴鳥ありと云り。大秀按に此里人の傳は、實に神武天皇に大坐證とすべし。大日本國の真中と云ふことを、飛驒國の真中と心得、大和國にありしことを、この國の事と思ひ違へるにて、即、【神武天皇紀】に筑紫の日向の高千穂宮に坐て、大御議の詔に、聞於鹽土老翁曰東有美地、青山四周云云、余謂彼地必當足以恢弘天業光宅天下、蓋六合之中心乎云云、何不就而都之乎、と宣て、其地より行幸し、大和國に到まし、兄狛・長隨彦・八十梟帥などを亡したまひて、遂に橿原に都定め玉ひ治天下玉ひける故事を、かくは傳へ誤れるなりけり。然は水無大神は即是神武天皇に坐ます事、如何なる縁にて此に祭れるかは未だ知り得ず古典と俚言と、たかはすと云つべし。禮彦按に、此處に神武天皇の尊靈を祭られしは、武振熊命なること疑なし、其は後條にくはしく云べし。大秀再按に、此里人の傳説は、【仁德天皇紀】六十五年の段に見えたる、難波根子武振熊命をして、兩面宿禰を誅せしめ玉ひしとの紛にて、荒振神とは宿禰がと、其を亡しにしまし、と云は、武振熊命の事なるべし。さて當時振熊命、橿原宮のめでたき例を思て、此地に神武天皇を鎮祭て、終に宿禰を亡されたる事の混へるにて、大和國の正中なる大和國と、飛驒國との中央なる水無里と

紛たり。御神靈のみは不違語つたへたるなるべし。禮彦按に實に然るべし。祭神御歲神【一宮記】云、飛驒國大野郡水無神社は、大已貴命女御歲神也とあるを、【玉禰】五卷に、大已貴命女といへるは非なれど、今位山麓に在て國の一宮と稱し御歲神と申すと國人云り。又【古史傳】十六卷四段云、須佐之男大神、妻大山津見神之女、名神大市比賣命、而令生之子大年神亦云大歲御祖命故此大年神之子御年神、亦子與津日子神、次與津比賣命云、竈神也云、注に師本居云、名義大は稱名、年は田寄也多余を切て登となるしか云故は、まつ登志とは穀のこと也。其は神の御靈を以て田に成て、天皇に寄奉たまふ故にいへり。御年神名義大年に同じ。此神を父君と同く、穀の事に大なる功坐しなるべし。【神名式】に、山城國乙訓郡大歲神社大月次新嘗、大和國葛上郡御歲神社名神大月次新嘗、此社は國史に次々昇進有て、貞觀元年正月大和國正二位葛木御年神從一位云、今森脇村に在とぞ。高市郡大歲神社二座こは一座御年神なるが、今は在所詳ならず餘は略きぬ。【荏野冊子】總社考云、【神名帳頭書】と云物に、水無大已貴命高照光姬命母高降姬大和國葛上郡御歲神社同之、と云るは、【舊事紀】に據てかける妄作なるべし。抑御年神

の御系は、父神も祖父神も明白なるを、いかでか他神の御子とせむ。【古事記傳】十二卷三に【舊事紀】に、御年神を、妹高照光姬大神命、坐倭國葛上郡御歲神社とあるは、【式】に鴨都波事代主命神社、つきに葛木御歲神社とならべる故に、事代主命の御妹神を、おしあてに當たるにて、例の妄りこと也。ゆめまよはさる、ことなかれと、あるに著明ものをや。○【飛州志】にも、一の宮祭神を【神名帳頭書】のま、記せり。朦朧氣なることならずや。○【神名帳考證】に、水無神は火明命と見ゆ。其は飛陀國造大八崎命の祖神にこそ坐れ、水無社の祭神と思へるにや。さる證はなきこと也。考證の作者は、水無社は一宮なれば、定めて國府にあるべし。されば國造の祖神ならむと、地理をも知らで押當に記せるなるべし。不可採用。○【同叢説】に【一宮記】を引て、大已貴命兒、御歲神也と記せるは、須佐之男命の御子大年神也。又其御子は御年神にて、即須佐之男命の御孫に當りたまふ神に坐すを、數代後の御裔孫の、大已貴命の御子と思へるにや。【考證】【叢説】ともに甚不審。只【古事記傳】【古史傳】等にて、能心得べき事なり。又【考證】に山城國云云。【叢説】にも【姓氏錄】を引て、山城國云云。牽強附會の説にて、採用に足らざれば【式内飛驒八社考】にゆづりて爰には省きぬ。【荏野

冊子】總社考に、凡て【考證】【檢録】に、式内神社悉く祭神を出せれど、妄説とのみ聞ゆればとらずと、あるは宜なる哉。○故此御年神の御父は大年神、其次は宇迦之御魂神にて、何れも稻穀に大功まし、て、殊に御弟妹には、與津日子神・與津比賣神にて、諸人に炊法を教へたまひし御神にましませば、一宮と仰奉るは尤なることにぞありける。○神武天皇を拜祭しことは、【荏野冊子】に出して、上に記せり。○八幡大神をも奉祭と云事は、【元祿檢地帳】に、村人は上を省きて、大菩薩宮とのみ申立たれとも、祭禮は八月十五日の由なれば、其吏人諸國の八幡宮と同日の事なれば思惟して、八幡宮と記し、【寶曆の除地帳】もしかり。彼是思合すれば、いと上代に、御年神を祭りて、年々歳々に諸穀豐熟を祈奉たりけむ。然るに、仁德天皇御代五十年に、名に負ふ兩面宿禰、己が多力輕捷を頼み、皇命に隨奉らず、剩へ國中の人民を掠略して樂とし、頓荒にあらびて當昔の國造の禁制も用ざりし故奏言有ければ、朝廷にて人を撰び、武内宿禰にさしつきたる、老功勇健の名にさへ負れたる、難波根子武振熊命を（勇猛の名義は、【古事記傳】に委し、此時年齢は二百餘歳の老將也。さし下され、將軍として征伐しめられしに、宿禰は尋常の者ならず。變體異形の朝敵なりければ、振熊命いかば

かりか心苦しかりけむ。檀原宮の御代始めの故事を思ひ出られ(神武天皇始めて、大和國に討入たまひし時、天神地祇を敬祭玉ひて、長髓彦を始め、異形異體の者を平伏て、無窮の皇基を開たまひし御吉例)又氣長足姫尊、檀日宮にて、齋宮を造りて、諸神を祭たまひて、三韓を速に、平伏たまひし事を思ひ出で、初め御年神を祭りたる水無社に磐余彦天皇武と、胎中天皇大朝御即 應神天皇とを合祀りて、それより討向ひて、速に宿儺を責亡されけむ。(後世も源頼義の鎌倉鶴岡八幡宮、木曾義仲の埴生の八幡宮、足利兄弟の篠村八幡宮に祈りまつりて、各戦功ありしを思ふべし)かゝる因縁にて、水無神社には、此三柱の大御神を、古へより齋祭れる事ならむ。

一の宮神領 國史にも【三代格】にも未見當。(國分寺は、每國僧寺施封五十戸水田十町、尼寺は水田十町云とあり。且飛驒國は【延喜主稅式】に、國分寺料五千束文珠會料一千束云と出たれど、一宮料は見えず)神田は、宮村の内に在りしか、不詳。(總社には七日町の西北に、田の字を今に至迄神田と唱ふる田二町九畝歩有となり。外村々にも、神田と云字三郡の内處々にあり)

【水無神社縁起】に(甚不審書也。元和年中千光寺兼任僧女海が所書、其後の僧の所爲乎證には難成書なり。縁起

拜殿・神樂殿・山門。

各藁を竝て綺羅天に輝きぬ。是建治年中藤原朝高朝臣造營。(建治又弘安は後宇多天皇御代にて、將軍惟康親王の時、本土莊園は何人か不詳。地頭藤原朝高なり)

神領 一宮郷後宮村一村の 號なるべし・久々野郷同 代々社家十二人 姓名詳ならず 後服亦同弘安後沿革不相知。永正の頃坪内屋形住居御宮守一宮民部少輔長綱、其後數十年を歴て永祿の頃、右同所住居、御宮守、同人嫡一宮右衛門大夫國綱、右國綱元龜の頃三木白綱の妹婿と成、改家名號三木刑部大輔國綱、天正初、片野・石浦・無數河・山之口を加領す。(定めて押領せしなるべし)天正五丁丑年國綱山下の城を築て移住、入武門而震威於近郷、後入道號三澤、三木國綱讓神職於其臣、神職宮一森何某國綱天正十三年乙酉八月、金森父子、奉豐臣家命、自越前來伐三木父子、松倉高遠落城、三木父子逃亡、同八月十六日、金森勢來討、山下城中三澤家士天木山下某等、議將出防、三澤不肯、未交兵士而開城逃亡、兩士郷兵亦逐電、金森勢凱旋、可重入山下城、遣兵生擒三澤於山之口、而護送鍋山城、三澤所領七村農村等、請滅三澤死、金森父子會議、以三澤是法體之故、任請免之、三澤蟄居於久々野草庵、其後三澤潛集七村農兵、謀伐金森氏矣、同年閏八月十六日三澤舊領七村、阿多野

前後の文體神系を加へたるを思へば、元祿より後の者の所爲なるべし)云、往昔神領の地、宮・久々野・山梨・山之口邑、及隣郷凡千有餘町也とあるを、【荏野册子】水無神社考に、【飛州志】に載たる縁起云、千有餘町也とあり。建保二年(順德天皇御代將軍實朝公の時、今明治三年迄六百五十七年)基光と正隆と、此神領の地を争ひし時の廳宣一通今にあり。久々野・片野兩村云とあり。又或云、古一宮神三十七百石領(鎌倉中より足利の頃、貫高後に永高有。石高は豊臣氏天正年中に始れば、三千七百石如何)河内郷久々野郷不殘、灘郷にては石浦・片野・江名子三村大八賀郷にては大島・瀧・生井三村に在しとぞ。江名子村より毎年六月十五日、御酒を獻る舊例今に怠らず。古神領たりし餘波也と云り。彼基光・正隆は社人たるべしとあり。

一宮水無大明神往古より 七宮なり
本社一宮祭神御 歲神 熊野宮 天滿宮 稻荷宮
富士權現宮 兒權現宮 箭大神社七社以上
本地堂本尊神如來 鐘樓 鐘銘弘安四年辛巳九月地頭朝高

川上加勢、合五百餘人、從三澤夜襲山下城、善防退之、翌十七日、三澤集兵於一宮、以二王門爲追手、拜殿爲本陣、金森勢自追手鳥坂一時突入、三澤提槍跳進、所向無前、大破堅陣、乘其勞疲、槌打小金、橫擊終討三澤、得其首級、餘黨悉逃散、金森勢凱旋、誅豫所捕三澤妻及辨女、梟鍋山城下矣、一説作翌年金森可重上洛而入部之時似是

右合戦一宮殿宇、罹兵火乎不詳。

拜殿 建立慶長十二年、棟札書記、大檀那國王兵部卿法印

一除地山林二町六段歩 社人久右衛門

八幡宮地五段歩 九兵衛

本社 繪馬堂 二王門以上三廉安永七年戊八月下札に見

禮彦按に、【三澤記】に所載の、七社・拜殿・神樂殿、本地堂・鐘樓・山門等は、天正の合戦に、兵火に罹りし故、金森法印、慶長十二年に、先づ拜殿のみ建立せられしにや。(【飛州志】に、大永・享祿等の棟札文詞をば、載たるを見れば、火災はなかりしにや。何れ堂宇荒廢なりつらむ)【荏名册子】に記されたる如く、元祿の檢地吏、此一宮祭神を、社人村長に問しに、只大菩薩と答へしに依つて、吏人察して、八幡宮地と記したるならむ。無學至愚可想豫。其より

は社人も村民等も、初て一宮祭神は、八幡大神とのみ思ひて、御年神と、神武天皇御事は言つたへも絶て、其とは夢にも知らで在つらむ。美濃國式内の古社にも、祭神を委く不調して、八幡宮又天満宮と、押當に村民の定めし社、彼國の書にも見えたり。元祿中寺院の除地には、境内はさら也。山林又境外の田畑迄、除地に成て、此一宮には、何とて田畑を附られざりけむ。美濃國一宮には、舊幕府より四百五石の朱印高を、附られし由也。繪馬堂とあるは、拜殿を兼ねたる歟。又は元祿以後に、別に拜殿を建しか。安永中、村々百姓拜殿にて會議して、強訴せし事あり。二王門は、後に往還寺へ譲りしと言傳ふ。

【寶曆除地帳】寫寶曆十庚辰年三月代官上倉氏上書

古跡草創年數不知
一、除地 山林二町六段步 社人伊勢
八幡宮地五段步 大和

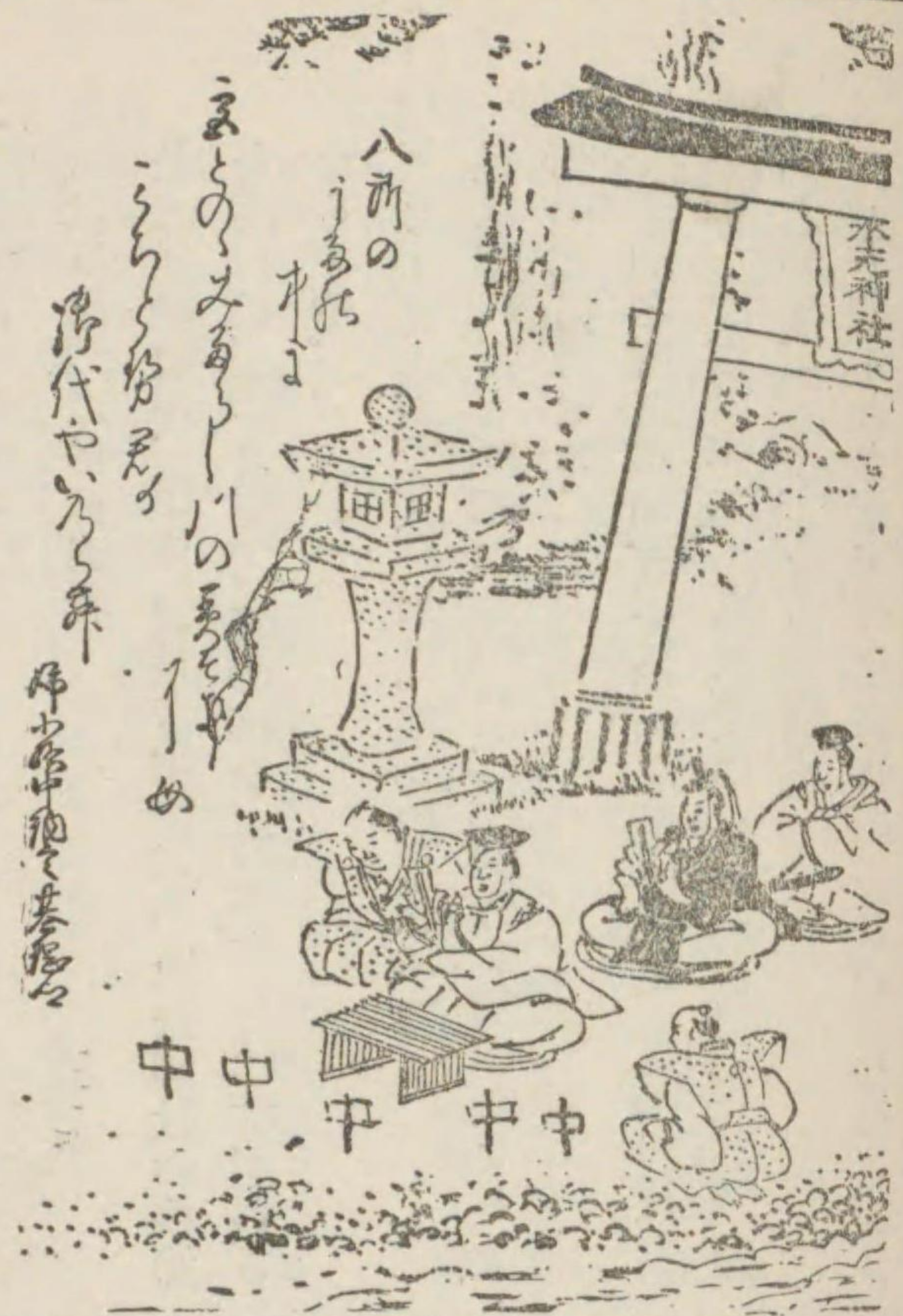
社殿數書出無之。當時代官社人ども、【神名式頭書】【一宮記】【三才圖會】凡て此一宮水無神社の事を著せし書の行はれし時代に知らづして在つらむ。さて此寶曆（代官布施胤將に代て）其次明和年中、代官大原正紹、來執政國政、連年老中田沼意次下知新令、安永二年國民苦苛政、結徒

黨企強訴（集一宮拜殿社人祈禱國民社人遺縛、安永三年十二月、國民社人所刑、

寺社明細帳には、八幡宮と仕出し有之候へども、前々より一宮水無大明神と唱來此文にて是迄祭神を、詳本に知人なきこと可想社・繪馬堂・二王門計りに候處、安永七戌年、梶原伊豆守神職に相成再與、本社・拜殿・末社堂・神輿堂、其他新規取建當戊八月十二日、遷宮執行相濟候
安永七戌八月

右一宮、天正年中より安永迄の來歴如此。祭神、御年神と神武天皇と、八幡大神とは、言傳はありながら、朦氣なりしを、【飛州志】は延享年中落成、幕府へ納秘たるを、後に文化年中、田中半十郎出願借寫て後、田中大秀翁に示、爾後傳寫弘通、此後【神名帳頭書】又【一宮記】に據て、大己貴命女高照姫命母高降姫命、大和國葛上郡御歲神社也、と申て、皆舊事記に因て誤まれることを不知在しは、いとく淺はかなることならずや。故吾師荏野翁大秀慷慨而、【總社考】を著し、後又國誌編集の卒業を、禮彦に命遺されぬ。

一宮世近本社・拜殿・末社・幣殿・神樂殿・神輿殿・繪馬堂・木華表。



大宮司 梶原陸奥守平景審
森・山下丹後

【文德天皇實錄】卷三云、仁壽元年正月甲戌朔庚子、詔、天下諸神不論有位無位叙正六位上、貞觀格【三代實錄】卷十四云、清和天皇、貞觀九年十月五日庚午詔、授飛驒國從五位下水無神・荏名神・槻本神・天津神・荒城神・栗原神・阿多由太神・高田神並從五位上、此八神に、從五位下を授たまひしことは見えず。史にもれたるなるべし。同國正六位

上、大年神・走淵神・四天王神・遊幡石神・度瀨神・道後神等從五位下、同卷十五云、貞觀十年七月廿七日戊午、授飛驒國從五位上水無神正五位下、同卷二十云、清和天皇貞觀十三年十一月十日壬午、授飛驒國正五位下水無神正五位上、同卷二十三云、同十五年四月五日己卯、授飛驒國正五位上水無神從四位下是歲有紫雲裝同卷四十四云、陽成天皇元慶五年十月九日甲申、授飛驒國從四位下水無神從四位上云、師【荏野册子】體社に云、神に位階を授け奉り玉ふこと、師鈴屋【答問錄】に、遠江國平尾八幡宮の社司、栗田土滿の問云、皇祖神を祭れる社へ、臣の位階を授玉ふ事いかか。或人位階を寄る事也。其神に位を賜ことにあらずといひ、又或人其社へ賜はる位にて、神に賜はるに非ずといふ。共に覺束なしいか。答、此事誰もいぶかしく思はるゝこと也。然れども必然るべき故あることなるべし。故考に【古語拾遺】に、天照大神者、惟祖惟宗、尊無二因自餘諸神者、乃子乃臣云とある天照大神は、伊勢大神宮、自餘諸神とは、諸國の諸社の神也、此諸國の神社の中には、伊邪那岐命・高皇產靈命などを、祭れる社もあれば、其は天照大神の御祖なり。御父なり。然れども、それらの社をも凡て子也、臣也とするは、其社によりて、尊卑あることにて、必しも祭れる神の、尊卑には拘はらぬ事とみえたり。